

彦根市 緑の基本計画

人口減少化時代と国民スポーツ大会開催に向けて



令和元年7月

彦 根 市

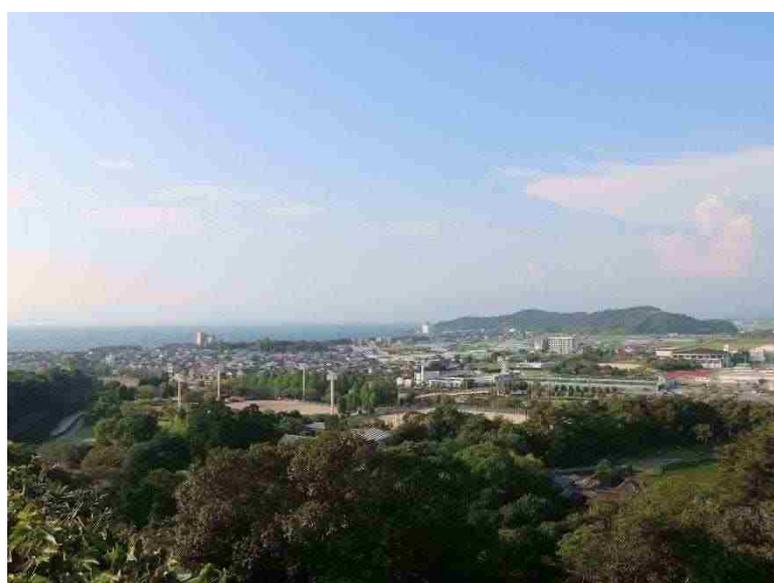
目 次

序 章 緑の基本計画の概要	
序-1 緑の基本計画改定の背景と目的	序- 1
序-2 緑の基本計画の概要	序- 1
第1章 上位・関連計画の整理	
1-1 上位計画	1- 1
1-2 関連計画	1- 4
第2章 現況調査	
2-1 自然的条件調査	2- 1
2-2 社会的条件調査	2-10
2-3 緑地現況・緑化状況調査	2-18
2-4 その他関連事項の調査	2-61
第3章 緑に関する市民意識調査	
3-1 アンケート調査方法等	3- 1
3-2 アンケート調査結果	3- 2
第4章 前計画の検証	
4-1 前計画の概要	4- 1
4-2 緑の目標量の検証	4- 2
4-3 緑化重点地区の状況	4- 4
第5章 解析・評価と課題の整理	
5-1 都市環境維持・改善機能の解析評価	5- 2
5-2 健康・レクリエーション機能の解析評価	5- 4
5-3 防災機能の解析評価	5- 6
5-4 景観形成機能の解析評価	5- 8
5-5 課題の整理	5-10
5-6 緑の基本計画見直しの視点	5-12

目 次

第6章 計画の基本方針	
6-1 基本方針	6- 1
6-2 計画の目標水準	6- 6
第7章 緑地の配置および都市緑化に関する計画	
7-1 方針別の緑地の配置計画	7- 1
7-2 総合的な緑地の配置計画	7- 8
第8章 緑地の保全および緑化の推進のための施策	
8-1 まもる緑	8- 3
8-2 つくる緑	8-13
8-3 つなぐ緑	8-21
8-4 育てる緑	8-27
第9章 緑化重点地区の検討	
9-1 緑化重点地区の設定	9- 1
9-2 緑化重点地区の整備方針	9- 3
第10章 計画の実現に向けて	
10-1 実現に向けた基本的な考え方	10- 1
10-2 実現に向けた取り組み	10- 2
巻末資料	

序 章 緑の基本計画の概要



序 章 緑の基本計画の概要

序一 1 緑の基本計画改定の背景と目的

彦根市では、市域における緑の保全や失われた緑の回復育成、さらには新たな緑の創出に取り組み、潤いのある都市環境の創出を目指すため、「彦根市緑の基本計画」を平成9年3月に策定していますが、平成18年3月の改定後10年を迎え、人口減少時代への突入、地球環境問題への意識の高まりなど社会情勢の変動により、人と緑の関わりも変化しつつあると想定されます。

また、彦根市においては、2024年には滋賀県立彦根総合運動場を主会場として、第79回国民スポーツ大会が予定され、総合公園としての整備が進められる等、周辺環境や生活環境も変化しつつあります。

このことから、新しい視点による緑のまちづくりを目指すため、従前の緑の基本計画について改定を行うものです。

※2023年から「国民体育大会」は「国民スポーツ大会」に名称が変更されます。

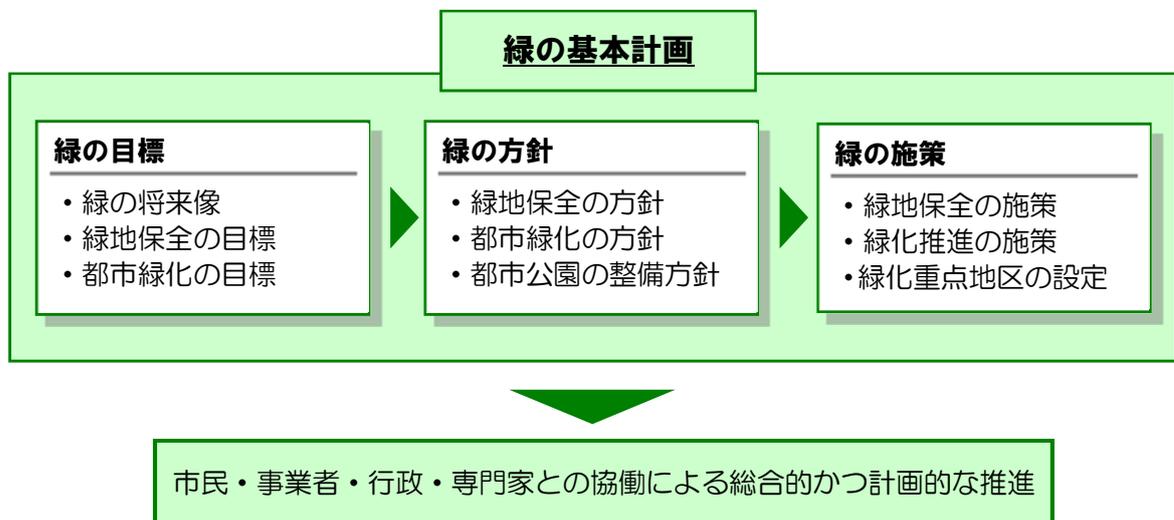
序一 2 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条にもとづき策定する緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画で、緑豊かなまちづくりを市民・事業者・行政・専門家の協働により、計画的に推進するための指針となるものです。

そのため、この計画は緑の目標や方針など、緑に関する事柄を幅広く明示するものとなります。

■緑の基本計画の概念図



2. 計画の期間

都市計画マスタープランとの整合を図り、計画目標年次は令和 12 年（2030 年）とし、中間年次を概ね 10 年後の令和 7 年（2025 年）とします。

なお、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象区域

本計画は、市域全域 19,687ha を対象としますが、都市計画区域 9,828ha を主体に計画します。なお、平成 28 年現在、市街化区域面積は 2,572ha、市街化調整区域面積は 7,256ha となっています。

■計画対象区域

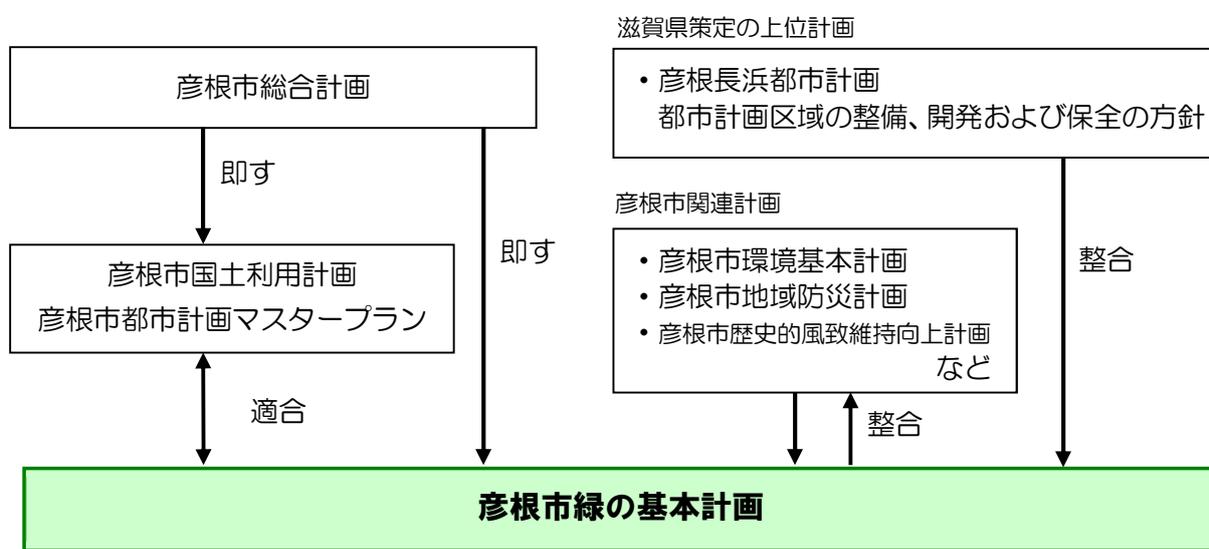
区 域		面 積	割 合
彦根市全域		19,687ha	100.0%
都市計画区域	市街化区域	2,572ha	13.0%
	市街化調整区域	7,256ha	36.9%
	計	9,828ha	49.9%
都市計画区域外（琵琶湖の面積）		9,859ha	50.1%

注：彦根長浜都市計画区域：25,320ha

4. 計画の位置づけ

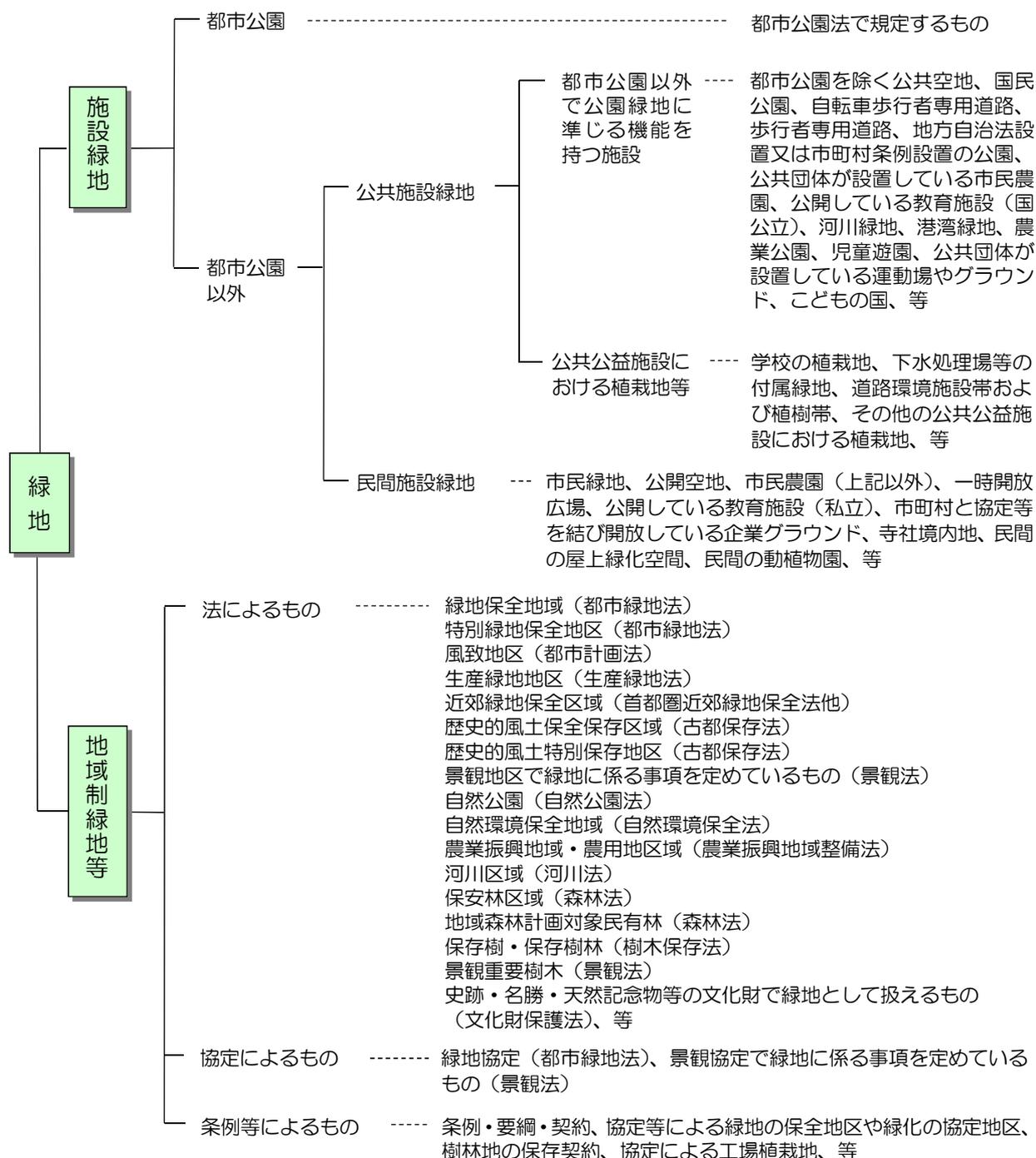
彦根市緑の基本計画の位置づけは以下のとおりです。

■上位関連計画との関係図



5. 緑の基本計画で対象とする緑地

緑の基本計画で対象とする「緑地」は、大きく施設緑地と地域制緑地に区分され、さらに公共施設緑地、民間施設緑地や法によるもの、その他に区分されます。



※施設緑地は、都市公園や公共・民間の施設として利用できる緑地です。
地域制緑地等は、法律や協定、条例等により、一定の範囲（区域）を制度的に担保する緑地です。

資料：新編緑の基本計画ハンドブック

6. 都市における緑の役割・機能

都市の緑は、自然の状態のまま保たれている原生的な自然とは異なり、人間が適正な保全・維持・管理を行うことにより存在しうるものであり、多様な機能（都市環境維持・改善、防災、景観形成、健康・レクリエーション等）を持っています。



資料：新編緑の基本計画ハンドブックをもとに作成

■ 航空写真



第1章 上位・関連計画の整理



第1章 上位・関連計画の整理

1-1 上位計画

1. 県の計画

(1) 彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備・開発・保全の方針

本計画では、①国宝彦根城など多くの歴史的環境に恵まれていることから、風致地区制度等により自然環境を適正に保全すること、②琵琶湖や河川、里山や後背の山林、農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ること、③多様な生き物が生息する豊かな水域と水域に面する水辺部一体の水・緑景観を保全すること、④地震、火災等の非常災害時における安全を確保すること、⑤金亀公園は、本都市計画区域の核となる公園であり、城址を含む公園であることから、歴史的・文化的景観としての重要性を考慮した景観形成に努めること、⑥彦根城天守等の文化財、彦根城跡等の史跡、玄宮楽々園等の名勝等の良好な緑の空間が存在しており、その保全・充実を図るとともに、歴史・文化資源と水際空間を結ぶネットワークの形成を図ること、などを求めています。

とりわけ、水と緑のネットワークの形成を求めています。

■県の計画まとめ（詳細は資料編参照）

項 目	緑に関する記述（抜粋）
彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備・開発・保全の方針	<ul style="list-style-type: none">○国宝彦根城など多くの歴史的環境に恵まれていることから、市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、風致地区制度等により自然環境を適正に保全します。○琵琶湖や河川、里山や後背の山林、農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。○公園・緑地の計画的な整備に努めます。○多様な生き物が生息する豊かな水域と水域に面する水辺部一体の水・緑景観を保全していきます。○地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置します。○琵琶湖湖岸、松並木、山々の緑、芹川のケヤキ並木と桜並木、田園地帯、丘陵地と一体になって琵琶湖に注ぐ河川の風景は、代表的なふるさと景観となっており、これら風景の保全・育成を図ります。○金亀公園は、本都市計画区域の核となる公園であり、城址を含む公園であることから、歴史的・文化的景観としての重要性を考慮した景観形成に努めます。○彦根城天守等の文化財、彦根城跡等の史跡、玄宮楽々園等の名勝等の良好な緑の空間が存在しており、その保全・充実を図るとともに、歴史・文化資源と水際空間を結ぶネットワークの形成を図ります。○彦根市の中心市街地、各町の商店街周辺、観光資源が集積する区域など、市内外から多くの人々が集まる区域については、それら観光資源等と一体的、総合的に施設・景観整備に努めます。

2. 市の計画

(1) 彦根市総合計画

総合計画では、①伝統的建造物群保存地区や地区計画等の景観形成手法による歴史を生かした地域固有の良好なまちなみの形成、②都市公園の整備や既存公園等の適切な管理運営に取り組み市民が安全で安心して暮らす緑豊かなまちをつくる、③公共施設や一般住宅、工場等の緑化を推進、④維持管理を市民と協働で取り組む、などとしています。

(2) 第三次彦根市国土利用計画

国土利用計画は、平成 32 年を目標年次とし、①安全で安心できる市土利用、②循環と共生を重視した市土利用、③美しくゆとりのある市土利用等の観点から、市土の質的向上をめざします。

北部地域については、まちなみ周辺の回遊性も考えながら、魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、歴史的・文化的景観の育成・保全に努め、農山村部における農用地および森林の保全・整備に取り組むとしています。

中部地域については、安全で良好な環境の市街地形成を図るとともに、企業の新規立地や既存企業の高度化による産業の集積を図り、都市的な魅力のあるまちづくりに資するため、商業・業務機能の集積をさらに促進するとしています。

南部地域については、農業の振興を図るとともに、様々な観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。特に自然公園区域である荒神山や曾根沼等の内湖については、観光・レクリエーションや環境学習の場等として活用を図ります。JR 河瀬駅、稻枝駅周辺では、安全で良好な環境の市街地形成に努めます。また、滋賀県立大学およびその周辺地域は、学術研究拠点機能を活用した、「産・学・民・官」の連携による研究開発や、農商工連携による新たな産業振興の場となるような整備に努めるとしています。

(3) 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランでは、①琵琶湖国定公園の保護と適切な活用、②滋賀県立彦根総合運動場の金亀公園を含めた一体的な公園としての再整備、③公園施設の適切な維持管理や利用者のニーズに合った施設の改築更新を図るなどとしています。

また、④9カ所都市計画決定された湖岸や河川沿岸を緑地は県や地域住民との連携を図りながら緑地としての維持保全に努める、⑤風致地区(10カ所)の特性に応じた保全および彦根城周辺に集積する歴史・文化施設の観光資源としての機能の維持向上、⑥社寺など鎮守の森をはじめとした緑地空間の保全を図るなどとしています。

■市の計画まとめ（詳細は資料編参照）

項 目	緑に関する記述（抜粋）
総合計画	<p>○伝統的建造物群保存地区や地区計画等の景観形成手法により、歴史を生かしたまとまりと緩やかな調和をもった地域固有の良好なまちなみ形成をめざします。</p> <p>○公園の多面的な利用を考慮して都市公園の整備や既存公園等の適切な管理運営に取り組み、市民が安全で安心して暮らす、緑豊かなまちをめざします。</p> <p>○公共施設の積極的な緑化や一般住宅や工場等の事業所についても緑化を推進し、維持管理を市民と協働で取り組み良好な都市環境の形成をめざします。</p> <p>○市民1人当たりの都市公園面積 現況 12.91 m²/人 → 目標 13.00 m²/人</p> <p>○市民による公園の管理箇所数 現況 251 箇所 → 目標 300 箇所</p>
国土利用計画	<p>○国土利用計画では、平成32年を目標年次とし、①安全で安心できる市土利用、②循環と共生を重視した市土利用、③美しくゆとりのある市土利用等の観点から、市土の質的向上をめざします。</p> <p>○北部地域については、まちなみ周辺の回遊性も考えながら、魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、歴史的・文化的景観の育成・保全に努め、農山村部における農用地および森林の保全・整備に取り組むとしています。</p> <p>○中部地域については、安全で良好な環境の市街地形成を図るとともに、企業の新規立地や既存企業の高度化による産業の集積を図り、都市的な魅力のあるまちづくりに資するため、商業・業務機能の集積をさらに促進するとしています。</p> <p>○南部地域については、農業の振興を図るとともに、様々な観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。特に自然公園区域である荒神山や曾根沼等の内湖については、観光・レクリエーションや環境学習の場等として活用を図ります。JR 河瀬駅、稻枝駅周辺では、安全で良好な環境の市街地形成に努めます。また、滋賀県立大学およびその周辺地域は、学術研究拠点機能を活用した、「産・学・民・官」の連携による研究開発や、農商工連携による新たな産業振興の場となるような整備に努めるとしています。</p>
彦根市 都市計画マスタープラン	<p>○琵琶湖国定公園は、彦根城・荒神山地区などが指定されており、優れた自然の風景地として、その保護と適切な活用に努めます。</p> <p>○滋賀県立彦根総合運動場は、金亀公園を含めた一体的な公園として整備を行います。国民スポーツ大会等の終了後も有効利用され、賑わいの創出につなげていけるよう彦根城をはじめとする周辺環境との調和を図りながら整備を進めます。</p> <p>○総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園の適切な維持管理に努めるとともに、利用者ニーズに合った施設の改築更新を進めます。</p> <p>○新たな公園整備は、整備意図や整備効果を明確にし、計画段階からの地域住民参画により利用者ニーズに合った施設整備を検討します。</p> <p>○湖岸や河川沿岸を緑地として9カ所都市計画決定されています。県や地域住民との連携を図りながら、緑地としての維持保全に努めます。</p> <p>○自然環境に富んだ良好な自然的景観を維持するために、10カ所が風致地区に指定されています。各地区の特性に応じた保全に努めます。</p> <p>○彦根城周辺に集積する歴史・文化施設については、緑豊かな観光資源としての機能の維持向上に努め、社寺などの鎮守の森の緑地空間としての保全に努めます。</p>

1-2 関連計画

1. 市の計画

(1) 景観計画等

景観計画では、景観重要建造物の指定方針として、市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり周辺の景観を先導しまたは継承し特徴づけている建造物などの指定を図るとしています。

また、景観重要樹木の指定方針として、市民に親しまれ周辺景観を先導しまたは継承し特徴づけている樹木などの指定を図るとしています。

(2) 彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）

彦根市歴史的風致維持向上計画では、彦根市の維持向上すべき歴史的風致として、彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致、城下町の伝統にみる歴史的風致、荒神山にみる歴史的風致、中山道の宿場町（高宮宿、鳥居本宿）にみる歴史的風致を設定しています。また、重点区域として、特別史跡彦根城を核に周辺部の旧城下町に息づく大名文化や城下町の伝統行事、伝統工芸の活動が行われる区域が設定されています。

(3) 第2期彦根市環境基本計画および地域行動計画

第2期彦根市環境基本計画および地域行動計画では、良好な環境の保全と創出、さらには地球環境保全に向けた長期的な目標と施策の方向性を示し、彦根市環境基本条例の基本理念の具現化と、諸施策の環境面における調整を図るとしています。

(4) 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略

魅力ある安定した雇用が生まれるまちづくり、観光・文化・スポーツ振興による地域活性化策の強化を図るとしています。

■関連計画まとめ（詳細は資料編参照）

項 目	緑に関する記述（抜粋）
彦根市 景観計画	<p>【景観重要建造物の指定方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、周辺の景観を先導しまたは継承し特徴づけている建造物 ○地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れた地域固有の建造物 ○伝統的様式や技法で構成され、彦根の歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物 <p>【景観重要樹木の指定方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に親しまれ周辺景観を先導しまたは継承し特徴づけている樹木 ○地域の自然、歴史文化などから見て、歴史的・文化的に価値が高いと認められる樹木 ○地域景観の形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
彦根市歴史的 風致維持向上 計画（第2期）	<ul style="list-style-type: none"> ○彦根市の維持向上すべき歴史的風致 （彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致、城下町の伝統にみる歴史的風致、荒神山にみる歴史的風致、中山道の宿場町（高宮宿、鳥居本宿）にみる歴史的風致） ○重点区域（特別史跡彦根城を核に周辺部の旧城下町に息づく大名文化や城下町の伝統行事、伝統工芸の活動が行われる区域）
第2期彦根市 環境基本計画 および地域行 動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の良好な環境の保全と創出、さらには地球環境保全に向けた長期的な目標と施策の方向性を示し、施策・事業の総合的、計画的な推進により「彦根市環境基本条例」の基本理念の具現化と、諸施策の環境面における調整を図ります。
彦根市まち・ ひと・しごと 創生総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある安定した雇用が生まれるまちづくりを推進します。 ○観光・文化・スポーツ振興による地域活性化策の強化を図ります。

第2章 現況調査



第2章 現況調査

2-1 自然的条件調査

1. 彦根市の位置

彦根市は、滋賀県の中東部、琵琶湖の東岸に位置する旧城下町で、都市計画区域が東西 22.5km、南北 12.35km、総面積 9,828ha（琵琶湖の面積を除く）を有し、湖東地方の文化・経済・交通の中心となっています。

市域の東部は鈴鹿山脈に属する山地帯ですが、南西部には湖東平野の北端にあたる肥沃な沖積低地がひらけ、犬上川、宇曾川、愛知川が平野部を、芹川が市街地の中央をそれぞれ北西へ流れて琵琶湖へ注いでいます。

市内は、交通網が発達しており、JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、近江鉄道、名神高速道路、国道8号が南北に走り、新幹線停車駅の米原駅にも近い立地にあります。

■彦根市の位置



出典：滋賀の都市計画 2017（滋賀県）

2. 気象

彦根市は、南北に長い日本列島のほぼ中央部にある「滋賀県」北東部に位置しています。

彦根市の地形は、東側の 1,000m前後の山脈を背にして、西側は広大な琵琶湖に面した盆地型の地形です。このような地形条件から、内陸にありながら準海洋性の温和な気候条件となっています。

過去 5 年間の気象をみると、年平均気温は 15.0℃、年平均降水量は 1,667.5 mmになります。

■彦根市の気象

区分	気温(℃)			風速(m/s)		風速(m/s) 風向	降水量(mm)		日照時間 (hr) 合計	降水日数 0.5 mm以上	雪日数
	平均	最高	最低	平均	最大 風速		合計	最大 日量			
平成 22 年	15.3	35.9	-2.0	2.7	13.4	WNW	1,858.0	101.0	1,850.4	153	30
平成 23 年	15.0	35.9	-3.9	2.6	15.9	SE	1,800.5	117.5	1,849.5	147	46
平成 24 年	14.8	35.8	-3.8	3.0	16.6	NNW	1,737.5	65.5	1,874.6	155	49
平成 25 年	15.1	36.2	-3.7	3.0	16.6	NNW	1,492.0	102.5	2,073.4	140	42
平成 26 年	14.9	37.7	-2.5	3.1	14.9	SE	1,449.5	79.5	1,970.6	151	32
平均	15.0	—	—	2.9	—	—	1667.5	—	—	—	40

資料：彦根市統計（平成 27 年版）

近年主要都市部では、都市化の進展に伴う緑地の減少と舗装建物等の人工的空間の増加によって、ヒートアイランド現象(周辺の大気に放熱される熱量の増加)がみられるようになりました。

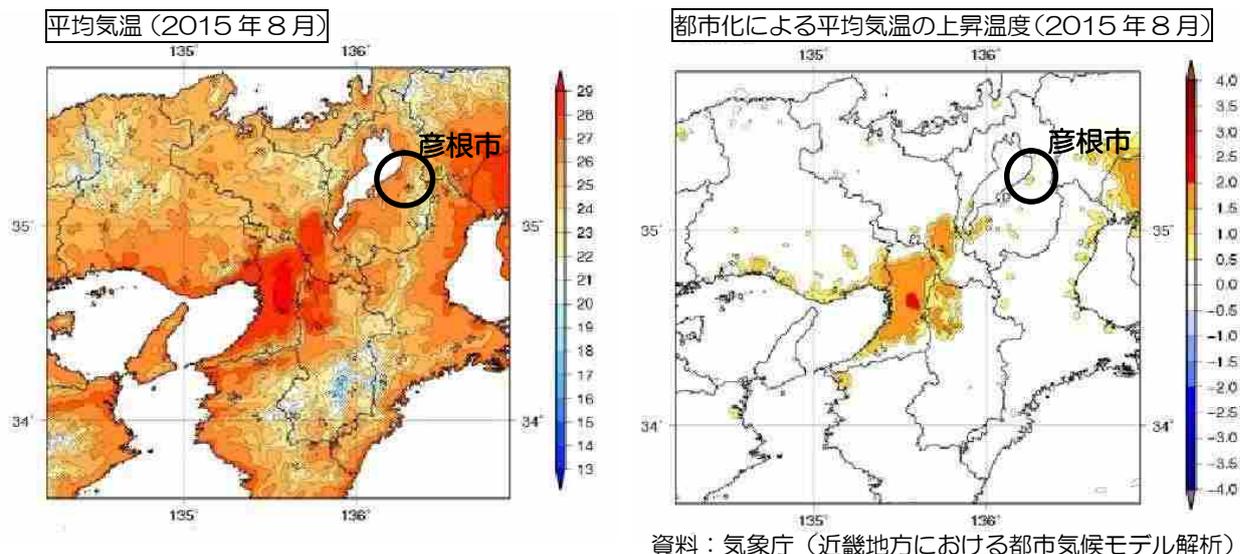
2002 年の 5 月～10 月に滋賀県立大学が行った「彦根市の都市と郊外の気温差の研究調査」の論文では、最大で日中 2.8℃、夜間で 3.0℃の差があったという結果が出ています。

また 2015 年 8 月に気象庁で実施された「近畿地方における都市気候モデル解析」の結果からは、彦根市の 8 月の平均気温は 27～28℃で、都市化の影響による平均気温の変化は、都市部周辺と比べて 1.0～1.5℃高くなったという結果が読み取れます。

一般的に、芝生などの緑に覆われた地表面はアスファルト面に比べて 17～20℃、夏場の緑陰に入った時は 15℃程度の体感温度差を感じると言われています。

緑は、ヒートアイランド現象の緩和だけでなく、二酸化炭素の吸収・固定など、都市における生活環境を向上させる機能を有していることから、彦根市においても市街地における緑の保全・創出を図る必要があります。

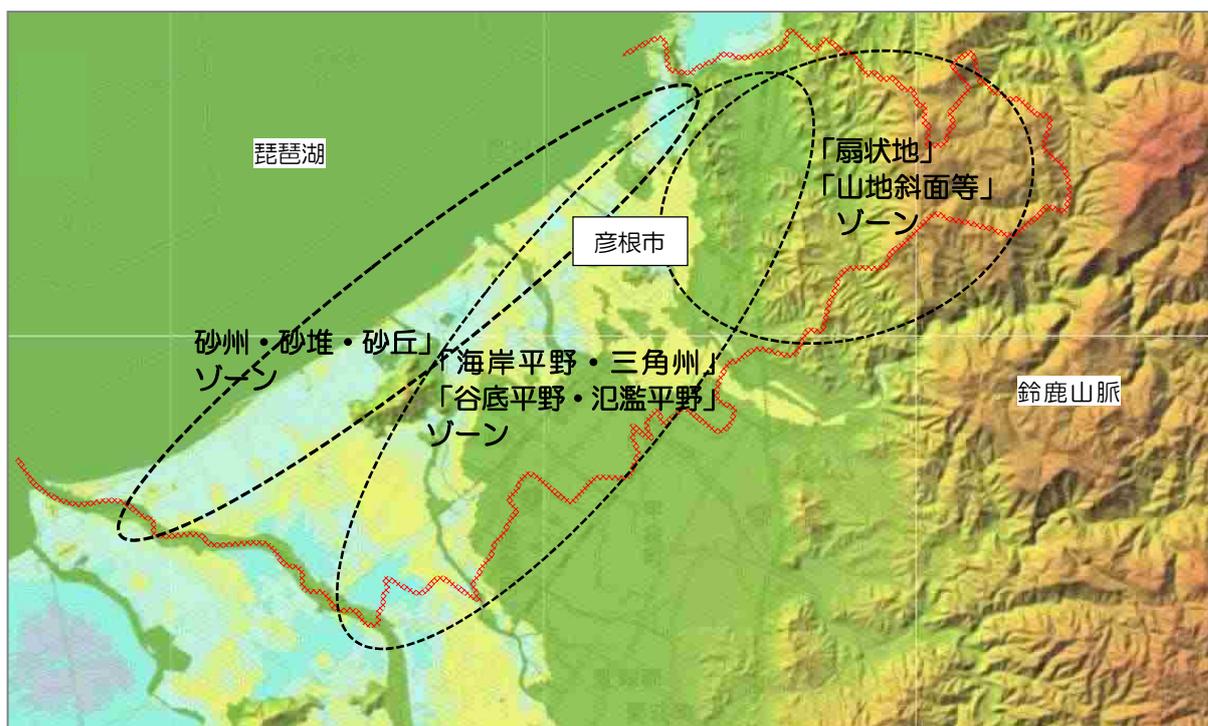
■都市化の影響による平均気温の変化



3. 地質・土壌

本市の地質・土壌は、国土地理院の土地分類図によれば、湖岸部の「砂州・砂堆・砂丘」ゾーンから東へ、「海岸平野・三角州」「谷底平野・氾濫平野」ゾーン、「扇状地」「山地斜面等」ゾーンとなっています。また、低地部には「自然堤防」「盛土・埋立地」「干拓地」が点在しています。

■地質図



資料：地盤情報ナビ

4. 水系

本市の一級河川は 17 河川あり、この内「芹川」「犬上川」「宇曽河」「愛知川」の4河川は都市公園緑地として指定されています。

これらの河川はいずれも市域を東西に蛇行しながら横断して流れており、彦根市の良好な環境と景観、および多様な動植物が生息するための源となっています。

■河川の状況

番号	種別	名称	延長(m)	備考
1	一級河川	矢倉川	4,417	一部未改修
2	〃	小野川	3,031	〃
3	〃	芹川*	5,852	〃
4	〃	早川	1,802	〃
5	〃	平田川	4,215	〃
6	〃	野瀬川	4,347	〃
7	〃	犬上川*	6,340	〃
8	〃	太田川	3,123	〃
9	〃	江面川	4,016	〃
10	〃	安食川	6,079	〃
11	〃	宇曽川*	7,679	改修済
12	〃	文禄川	5,232	一部未改修
13	〃	額戸川	4,863	〃
14	〃	不飲川	5,296	〃
15	〃	愛知川*	8,296	改修済
16	〃	四の井川	1,567	〃
17	〃	赤田川	643	〃
合計			76,798	-

※：緑地指定

資料：彦根長浜圏域都市計画基礎調査（平成 25 年度）

河川現況図



- 行政区域
- 市街化区域(市域)



5. 良好な自然特性

市の東側に横たわる山地の樹林の他、市域に残る丘陵地や、ため池や琵琶湖の内湖として残る曾根沼や湿地帯は、地域の特徴ある景観や自然を形成する緑として、現在まで保全されてきました。また、城下町として繁栄してきた彦根市内には、数多くの神社や寺院が今も残っており、神社や寺院に残る社叢や大木は、地域の緑の拠点やシンボルとして、市民に長く親しまれています。

これらの自然は、動植物や鳥などの生息の場・移動経路としても大変重要な役割を果たしています。

(1) 彦根市の植物

彦根市内には、琵琶湖湖岸林や河辺林、低層湿原や照葉樹林など多様な自然環境が存在しており、これらの環境が彦根市の特徴的な植生を形成しています。また、神社・寺院の社叢林や樹齢の古い大きな樹木など、地域の緑の拠点やシンボルとして長く親しまれている樹林や樹木が多数分布しており、地域の歴史性や風土性を象徴しています。

■彦根市の特徴ある自然植生・河辺林・保存樹



資料：彦根市ホームページ(平成 29 年 4 月 1 日時点)

彦根市の植生は、気温の変化によって温帯林（ミズナラ・ブナ）から暖帯林（アカガシ・シイ）や河畔林（エノキ・ムクノキ）、アカマツ林へと変化してきました。

現在、温帯林は北側の標高の高い山地の一部にみられるだけで、丘陵地の植生はシイ・タブ・カシ・クロガネモチやコナラ・カシワを主体とし、部分的にアカマツが優占した植生となっています。また、農地が広がる低地部や河川・ため池沿いには、ハンノキ、アベマキ、ナラガシワ、コナラ等の樹木や、マコモ、ヒシ、ヨシ等の水辺植物が生育しています。

その他、県および市のレッドデータブックで、絶滅危惧種に指定されている以下の種類の貴重な植物があります。

県の絶滅危惧種 ^{※1}	市の絶滅危惧種 ^{※2}
ハマエンドウ、ミスアオイ、ヒロハトリゲモ等	ヒロハトリゲモ、ハマエンドウ等

※1：滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2015年版

※2：彦根市で大切にすべき野生生物-レッドデータブックひこね-2005年版

（2）彦根市の野生生物

① 彦根市の魚類

彦根市内の沼や河川にはギンブナやゲンゴロウブナ、ナマズ、コイなどの魚が生息しています。近年はブルーギルやブラックバス等の外来種が増え、在来魚の生息を脅かしています。

県の絶滅危惧種 ^{※1}	市の絶滅危惧種 ^{※2}
アブラヒガイ、アユモドキ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコ、シロヒレタビラ、ビワコガタスジシマドジョウ、オオガタスジシマドジョウ、ハリヨ、ワタカ	スナヤツメ、ヤリタナゴ、ハリヨ等

※1：滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2015年版

※2：彦根市で大切にすべき野生生物-レッドデータブックひこね-2005年版

② 彦根市の動物

彦根市の野山には、イノシシ、キツネ、タヌキ、イタチ、アカネズミ、ニホンザル、ニホンカモシカなどが生息しています。

県の絶滅危惧種 ^{※1}	市の絶滅危惧種 ^{※2}
カワネズミ、ミズラモグラ、キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、ニホンモンガ等	キクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ

※1：滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2015年版

※2：彦根市で大切にすべき野生生物-レッドデータブックひこね-2005年版

③ 彦根市の野鳥

彦根市内で約180種の野鳥（留鳥・渡り鳥）が観察されています。曾根沼がある荒神山周辺は水鳥が多く観察できます。

代表的な野鳥：コハクチョウ、マガモ、アオサギ、コサギ、カイツブリ、オオヨシキリ、カルガモ、バン、ケリ、カイツブリ、ホオジロ、ヤマガラ、カワセミ、タゲリ、ユリカモメ、ジョウビタキ、シギ、アオバト、コゲラ、ヒバリ等

県の絶滅危惧種※1	市の絶滅危惧種※2
イヌワシ、オオコノハズク、クマタカ、コノハズク、サンカノゴイ、ブッポウソウ	クマタカ、イヌワシ、コノハズク

※1：滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2015年版

※2：彦根市で大切にすべき野生生物-レッドデータブックひこね-2005年版 他

■宇曾川で餌をとる野鳥



④ 彦根市の昆虫類

市域に残る丘陵地や河川緑地、農地では、チョウやトンボ等の昆虫が観察できます。彦根市ではチョウが90種、トンボは70種、セミは8種以上が確認されています。

代表的な昆虫：カブトムシ、ホソバセダカモクメ、ハナアブ、チョウセンカマキリ、セスジイトトンボ、ハッチョウトンボ、コシアキトンボ、シオカラトンボ、アキアカネ、オニヤンマ、ギンヤンマ、クロイトトンボ、モンシロチョウ、モンキアゲハ、オオムラサキ、ベニシジミ、ヒメアカタテハ、キリシマシジミ等

県の絶滅危惧種※1	市の絶滅危惧種※2
ウジセトトビケラ、ウスイロキシタバ、オオウラギンヒョウモン、カバフキシタバ、カワムラナバブタムシ、コガタノゲンゴロウ、コカワゲラ、シャープゲンゴロウモドキ、シルビアシジミ、ヒトホシクラカケカワゲラ、ベッコウトンボ	ツマグロキチョウ、ウラナミアカシジミ、ウスイロオナガシジミ、フジミドリシジミ

※1：滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）2015年版

※2：彦根市で大切にすべき野生生物-レッドデータブックひこね-2005年版

(3) 伝統的、歴史的風土を代表する緑・水辺など

彦根市には天然記念物に指定されている樹木や地域はみられません、各地域の社寺には小面積ながらも、鎮守の森として地域に潤いを与えている樹林地が残されています。

このうち、市内で確認できる大径木の多い社寺名と主な樹種を下表に示します。

また、芹川のケヤキ並木は、彦根城周辺に城下町をつくる際に南端の防波堤として植えられた名残りであり、現在、南岸には石畳が敷かれ、ケヤキ並木の散歩道となっています。

■大径木の多い社寺の主な樹種

地 域	社寺名	主な樹種
荘厳寺町	天津神社	タブ
川瀬馬場町	河瀬神社	タブ、スギ
荒神山山頂	荒神山神社	タブ
馬場一丁目	北野神社	タブ
地藏町	春日神社	アラカシ
高宮町	高宮神社	ケヤキ
平田町	円照寺	ケヤキ
中央町	蓮華寺	ムクノキ、クロマツ
大藪町	神明神社	クロマツ
平田町	明照寺	ケヤキ
後三条町	長久寺	タブ
古沢町	井伊神社	シイ、シダレザクラ
古沢町	清涼寺	シイ
甘呂町	甘呂神社	ケヤキ、スギ

資料：彦根市緑の基本計画（平成 18 年）をもとに作成

2-2 社会的条件調査

1. 人口・世帯

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在 112,688 人、世帯数は 46,838 世帯（住民基本台帳）です。

平成 27 年までは人口・世帯数は増加傾向でしたが、平成 28 年に人口が減少に転じました。世帯数は増加の傾向にあります。

また、本市は年少人口が減少し、老年人口が増加するいわゆる少子高齢社会となっています。また、生産年齢人口も平成 17 年をピークに減少傾向に転じています。

■彦根市の人口・世帯

年次	人口(人)				世帯数 (世帯)
	総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	
平成 29 年	112,688	15,745	69,678	27,265	46,838

資料：住民基本台帳（平成 29 年度）

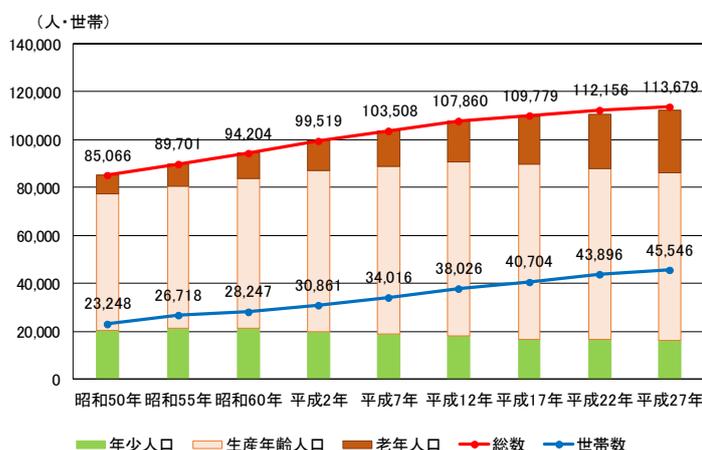
■彦根市の人口・世帯の推移

年次	人口(人)				世帯数 (世帯)
	総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	
昭和 50 年	85,066	20,215	56,931	7,911	23,248
昭和 55 年	89,701	21,409	59,112	9,167	26,718
昭和 60 年	94,204	21,254	62,452	10,466	28,247
平成 2 年	99,519	20,008	66,934	12,395	30,861
平成 7 年	103,508	18,760	69,901	14,843	34,016
平成 12 年	107,860	18,058	72,396	17,317	38,026
平成 17 年	109,779	16,871	72,960	19,718	40,704
平成 22 年	112,156	16,514	71,225	22,660	43,896
平成 27 年	113,679	15,979	70,040	26,223	45,546

注：人口の総数には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（昭和 50 年度～平成 27 年度）

■彦根市の人口・世帯・人口構成の推移



資料：国勢調査（昭和 50 年度～平成 27 年度）をもとに作成

(2) 人口の将来展望

平成 28 年 3 月に策定された「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」において、本市の総人口は平成 27 年（2015 年）以降、減少に転じると予測しています。

なお、人口の将来展望としては、平成 72 年（2060 年）において概ね 100,000 人の総人口を維持することを目標としています。

緑の基本計画で計画する 1 人当たりの緑地目標量の設定も、これに合わせて見直しを行っていく必要があります。

■彦根市の人口の将来展望



資料：彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン（平成 28 年）

2. 土地利用

平成 25 年度彦根長浜圏域都市計画基礎調査による土地利用現況をみると、都市計画区域内は自然的土地利用が 65.0%、都市的土地利用が 35.0%を占めています。

また、都市計画区域全体の土地利用の割合は、田が 28.8%、山林が 25.9%、宅地が 18.1%となっており、田、山林面積は市街化区域では少なく、ほとんどが市街化調整区域にあります。

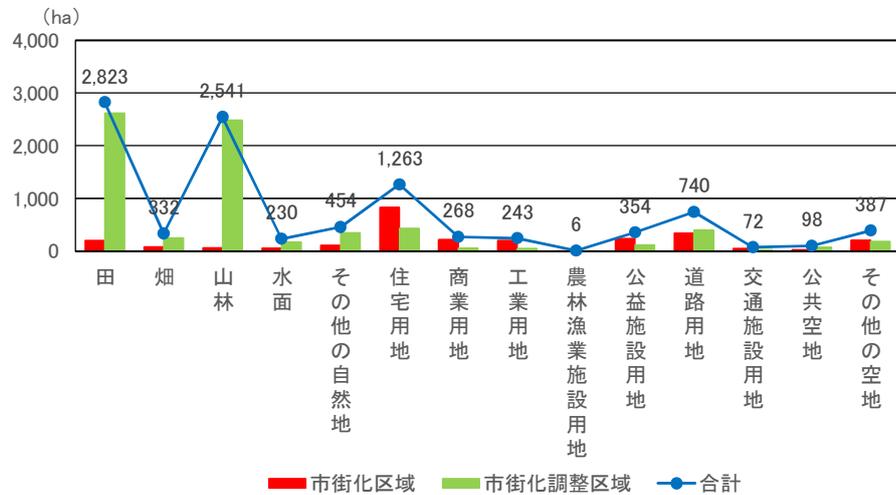
平成 17 年と平成 27 年の統計資料の地目別土地利用の推移を見ると、10 年間で農地が市域全体面積の約 6%、山林は約 1%程度減少しており、逆に宅地は約 7%増加していることが分かりました。

■土地利用現況

種 別			市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域合計	
			面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
自然的 土地 利用	農地	田	200	2.0	2,623	26.8	2,823	28.8
		畑	82	0.8	250	2.6	332	3.4
	山林		58	0.6	2,483	25.3	2,541	25.9
	水面		56	0.6	174	1.8	230	2.3
	その他の自然地		106	1.1	348	3.6	454	4.6
	小計		502	5.1	5,878	59.9	6,380	65.0
都市 的 土地 利用	宅地	住宅用地	829	8.5	434	4.4	1,263	12.9
		商業用地	214	2.2	54	0.6	268	2.7
		工業用地	198	2.0	45	0.5	243	2.5
		宅地計	1,241	12.7	533	5.4	1,774	18.1
	農林漁業施設用地		2	0.0	4	0.0	6	0.1
	公益施設用地		237	2.4	117	1.2	354	3.6
	道路用地		342	3.5	398	4.1	740	7.6
	交通施設用地		49	0.5	23	0.2	72	0.7
	公共空地		25	0.3	73	0.7	98	1.0
	その他の空地		207	2.1	180	1.8	387	3.9
	小計		2,103	21.5	1,328	13.6	3,431	35.0
合計			2,605	26.6	7,206	73.4	9,811	100.0

資料：彦根長浜圏域都市計画基礎調査（平成 25 年度）

■土地利用の割合



資料：彦根長浜圏域都市計画基礎調査（平成 25 年度）をもとに作成

3. 都市施設

(1) 都市計画道路

本市の都市計画道路は36路線が都市計画決定されており、整備率は65.4%となっています。
駅前広場などの都市施設は8箇所が計画決定されており、整備率は90.6%となっています。

■都市計画道路

番号	名 称	都市計画決定延長 (m)	幅員 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
1	彦根長浜幹線	6,950	26	-	-
2	彦根停車場線	460	23	460	100.0
3	川瀬古沢線	7,300	24	7,300	100.0
4	彦根米原線	2,000	18	2,000	100.0
5	原松原線	4,080	21	2,440	59.8
6	原長曾根線	3,514	16	3,370	95.9
7	立花船町線	830	20	370	44.6
8	本町線	350	18	350	100.0
9	池洲線	1,980	18	1,980	100.0
10	野良田金沢線	670	16	670	100.0
11	彦富野良田線	1,460	17	700	47.9
12	稲部彦富線	650	20	-	-
13	亀山河瀬線	1,030	12	1,030	100.0
14	大藪磯線	4,980	12	2,910	58.4
15	西馬場八坂線	3,210	16	3,210	100.0
16	河原戸賀線	1,950	12	1,950	100.0
17	高宮線	700	12	700	100.0
18	長曾根銀座線	1,930	16	650	33.7
19	大藪多賀線	5,680	16	5,680	100.0
20	河瀬停車場線	380	18	380	100.0
21	稲枝停車場線	720	16	270	37.5
22	大東船町線	780	20	780	100.0
23	三番町土橋線	380	16	380	100.0
24	河瀬馬場線	770	16	710	92.2
25	古沢安清線	680	19	380	55.9
26	彦根駅里根線	260	19	260	100.0
27	大藪橋向線	2,030	12	1,750	86.2
28	彦根駅大藪線	5,400	12	4,480	83.0
29	西沼波野田山線	2,900	12	800	27.6
30	稲部肥田線	2,800	12	-	-
31	彦根多賀線	950	12	-	-
32	野良田肥田線	770	12	-	-
33	稲枝西口停車場線	250	14	-	-
34	松原町大黒前鴨ノ巣線	1200	16	-	-
35	立花佐和線	360	11	-	-
36	稲枝駅東西線	73	6	73	100.0
合 計		70,427	-	46,033	65.4

資料：彦根市ホームページ（平成29年6月1日時点）

■その他の都市施設

番号	名 称	都市計画決定面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	整備率 (%)	施行者
1	彦根駅駅前広場	5,400	5,400	100.0	彦根市
2	彦根駅（東口）駅前広場	5,500	5,500	100.0	〃
3	彦根口駅駅前広場	1,080	—	—	〃
4	彦根市衛生処理場	12,500	12,500	100.0	〃
5	彦根市ごみ焼却場	13,100	13,100	100.0	〃
6	彦根総合地方卸売市場	27,100	27,100	100.0	〃
7	稲枝駅（東口）駅前広場	3,330	—	—	〃
8	稲枝駅（西口）駅前広場	2,160	—	—	〃
合 計		70,170	63,600	90.6	-

資料：彦根市ホームページ（平成 29 年 4 月 1 日時点）

4. 市街地開発事業

本市の土地区画整理事業は、彦根市施行 2 箇所、組合施行 2 箇所、彦根市開発公社 1 箇所、近江鉄道 1 箇所、竹ヶ鼻農住組合 1 箇所の計 7 箇所 77.3ha が施行されています。

■市街地開発事業

番号	名 称	事業種別	事業主体	施行区域面積 (ha)	事業状況
1	彦根駅付近	土地区画整理事業	彦根市	15.5	完了
2	新海浜	〃	組合	19.6	〃
3	開出今	〃	彦根市開発公社	6.2	〃
4	大藪	〃	近江鉄道	12.1	〃
5	竹ヶ鼻	〃	竹ヶ鼻農住組合	4.9	〃
6	本町	〃	組合	1.3	〃
7	彦根駅東	〃	彦根市	17.7	施行中
合 計		-	-	77.3	-

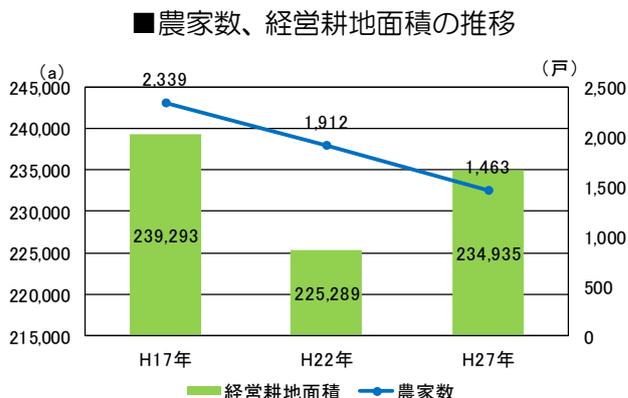
資料：彦根市ホームページ（平成 29 年 4 月 1 日時点）

5. 産業の概況

(1) 農業

本市の平成 27 年の農家数は 1,463 戸、経営耕地面積は約 2,349ha となっています。

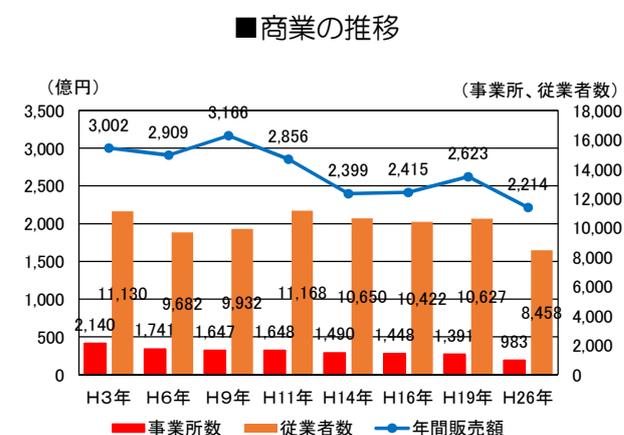
推移をみると、農家数は減少傾向、経営耕地面積は、ほぼ横ばいの状況にあります。



(2) 商業

本市の平成 26 年の事業所数は 983 戸、従業者数は 8,458 人、年間販売額は約 2,214 億円となっています。

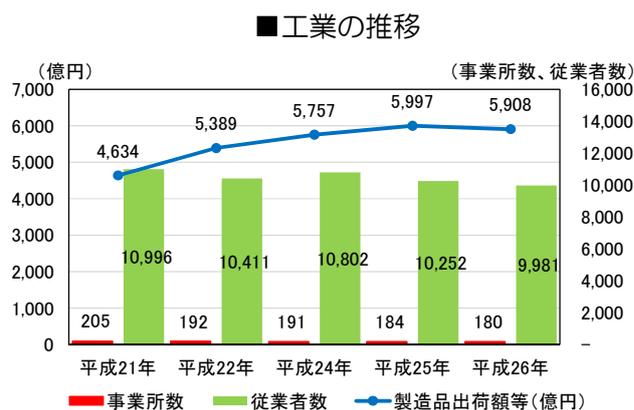
推移をみると、事業者数、従業者数、年間販売額ともに平成 19 年を下回っています。



(3) 工業

本市の平成 26 年の事業所数は 180 事業所、従業者数は 9,981 人、製造品出荷額等は 5,908 億円となっています。

推移をみると、事業所数、従業者数が減少する中、製造品出荷額等はほぼ横ばい傾向にあります。



6. 教育・文化

本市の教育施設としては、小学校 17 校、中学校 8 校、高等学校 6 校、大学 3 校、特別支援学校が 2 校立地しています。平成 18 年時点からは高等学校が 2 校増え、滋賀県立大学短期大学が滋賀県立大学に改組されて廃校となった他、平成 28 年に彦根翔陽・彦根西が彦根翔西館に合併することになりました。その他は増減ありません。

■教育施設-1

種 別	番号	名 称	学級数	児童・生徒数・学生（人）
小学校	1	城東小学校	15	300
	2	城西小学校	16	416
	3	城南小学校	30	792
	4	城北小学校	13	294
	5	佐和山小学校	22	584
	6	旭森小学校	32	803
	7	金城小学校	25	647
	8	鳥居本小学校	9	117
	9	河瀬小学校	21	508
	10	高宮小学校	21	502
	11	亀山小学校	8	136
	12	城陽小学校	15	261
	13	稲枝東小学校	15	380
	14	稲枝西小学校	9	106
	15	稲枝北小学校	9	96
	16	平田小学校	11	232
	17	若葉小学校	10	209
			計	281
中学校	1	県立河瀬中学校	6	240
	2	市立東中学校	25	753
	3	市立西中学校	13	325
	4	市立南中学校	29	788
	5	市立鳥居本中学校	6	73
	6	市立稲枝中学校	12	326
	7	市立中央中学校	19	474
	8	市立彦根中学校	15	395
			計	125

資料：彦根市統計（平成 29 年版）

■教育施設-2

種 別	番号	名 称	学級数	児童・生徒数・学生（人）
高等学校	1	彦根東	24	961
	2	河瀬	18	686
	3	彦根工業	22	796
	4	彦根翔陽	5	199
		彦根西	4	156
		彦根翔西館	18	720
	5	近江	25	754
	6	彦根総合	17	623
計			133	4,895
大学	1	滋賀大学	—	2,627
	2	滋賀県立大学	—	2,567
	3	聖泉大学	—	566
	計			—
特別支援 学校	県立盲学校		—	24
	県立烏居本養護		—	38
	計			—

資料：彦根市統計（平成 29 年版）

2-3 緑地現況・緑化状況調査

1. 緑地現況

(1) 植生現況

彦根市は、琵琶湖湖岸の標高 90m程度の低地から、北東部の標高約 680mの山地に及んでいます。このため、市域の低地部は照葉樹林帯、山地部は温帯落葉樹林帯となっています。

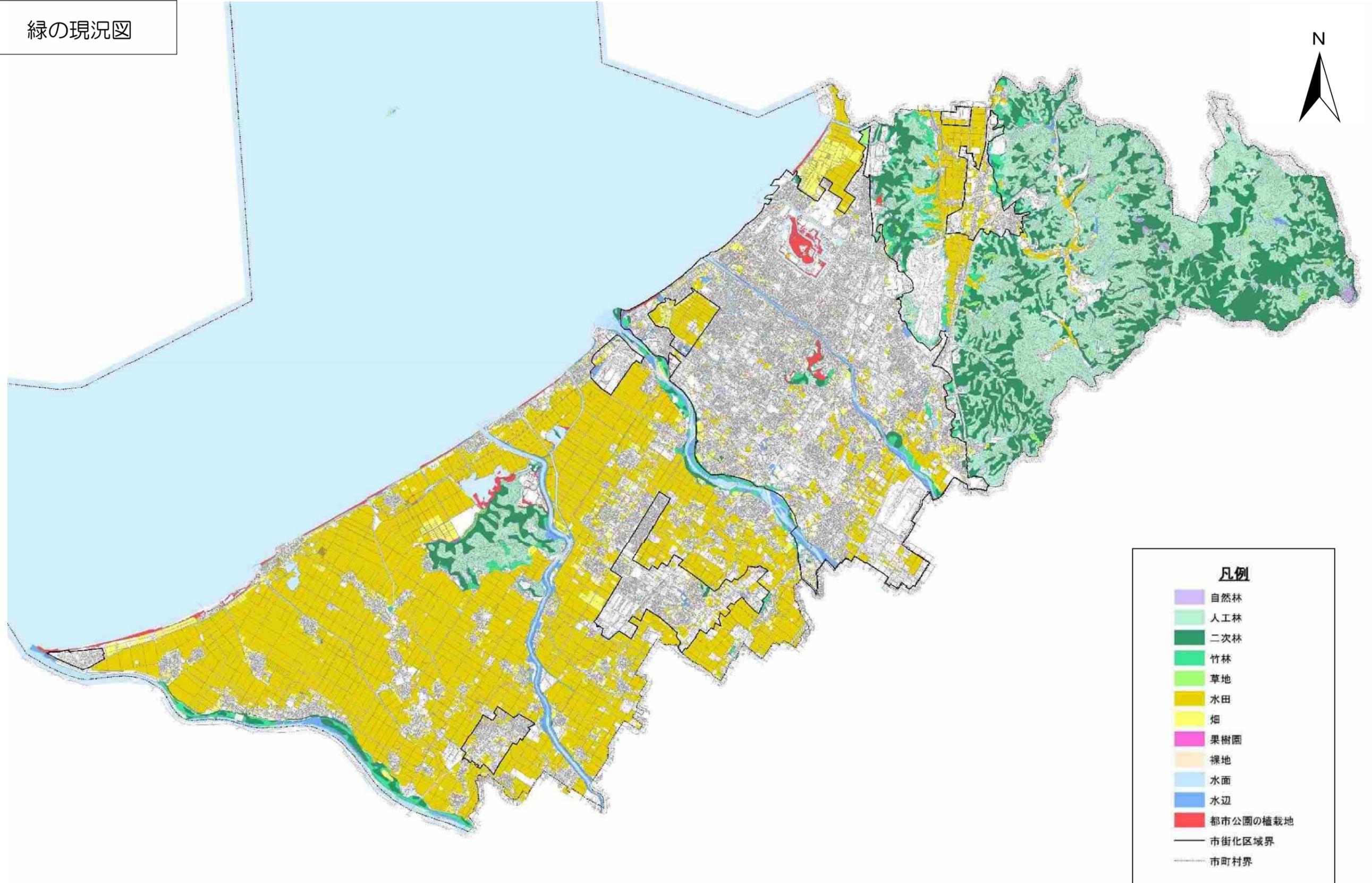
温帯落葉樹林帯の成立する部分は面積的には小さく、ブナの自然林は北東部の武奈町明幸の社寺境内に1箇所見られます。この植生帯の代償植生のシロモジ群集も市域の東部に偏っています。

また、市域の大部分を占める照葉樹林帯のうち、低地部では自然林は少なく、社寺の境内、彦根城など、長年人の手が入らなかった場所に、小面積の樹林が断片的に残されている状況です。多くは水田や住宅地に転用されていますが、河川沿いには水辺の植生が分布しています。また、低山部では、アカマツが優占し、北東部には植林したスギ・ヒノキが多く見られます。

■緑の現況量

区 分	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
自然林	0.3	11.5	11.8
人工林 (スギ・ヒノキ等)	5.5	1,488.0	1,493.5
二次林 (クヌギ・コナラ等)	17.7	860.5	878.2
竹林	28.7	148.4	177.1
ススキ・ササ等の草地	3.4	24.9	28.3
水田	184.4	2,627.6	2,812.0
畑	81.3	250.4	331.7
果樹園	0	22.4	22.4
裸地	0	4.3	4.3
水面	16.6	103.0	119.6
水辺	48.5	120.1	168.6
主な都市公園の植栽地	33.6	41.8	75.4
公共施設の植栽地	37.5	10.1	47.6
社寺林	8.5	6.6	15.1
民間施設の植栽地	44.6	75.5	120.1
合 計	510.6	5,795.1	6,305.7

緑の現況図



(2) 都市公園・公共施設緑地・民間施設緑地現況

彦根市の平成29年度末現在の市民一人当たりの住区基幹公園面積は1.96㎡/人、都市公園全体では12.77㎡/人となっています。

市民一人当たりの公園面積の基準として参考となるのは、平成7年度「都市計画中央審議会答申」による都市公園等の整備目標（住区基幹公園4.0㎡/人、都市公園全体で20.0㎡/人）であり、本市は住区基幹公園の整備が不足しているといえます。なお、彦根市総合計画では平成32年度の都市公園全体の目標を13.0㎡/人と定めています。

都市公園以外では、公共施設緑地として児童遊園（公共）、滋賀県立彦根総合運動場があります。また、民間施設緑地として児童遊園（民間）、社寺境内地等が点在しています。

■都市公園・公共施設緑地・民間施設緑地現況量

種 別		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域		
		整備面積 (ha)	人口1人当 たり面積 (㎡/人)	整備面積 (ha)	人口1人当 たり面積 (㎡/人)	整備面積 (ha)	人口1人当 たり面積 (㎡/人)	
都 市 公 園	住区基幹公園	街区公園	10.50	1.11	2.92	1.51	13.41	1.18
		近隣公園	1.30	0.14	3.34	1.72	4.64	0.41
		地区公園	4.20	0.45	—	—	4.20	0.37
	住区基幹公園 計		16.00	1.70	6.26	3.23	22.26	1.96
	都市基幹公園	総合公園	47.98	5.09	16.50	8.52	64.48	5.67
	都市基幹公園 計		47.98	5.09	16.50	8.52	64.48	5.67
	都市緑地	湖岸緑地	3.00	0.32	55.40	28.59	58.40	5.14
河川緑地		0	0	0	0	0	0	
都市公園 計		66.98	7.10	78.16	40.34	145.13	12.77	
公共施設緑地	公園・児童遊園		6.19	0.66	0.73	0.38	6.91	0.61
	県立彦根総合運動場		14.00	1.48	—	—	14.00	1.23
	学校など		36.48	3.87	9.81	5.06	46.30	4.07
都市公園等 計		123.65	13.11	88.70	45.78	212.34	18.68	
民間施設緑地	児童遊園		1.62	0.17	8.40	4.34	10.02	0.88
	社寺境内地		7.88	0.84	6.64	3.43	14.51	1.28
施設緑地 合計		133.15	14.12	103.74	53.54	236.87	20.84	

注：※現況の人口は都市計画マスタープランとの整合を図り、平成27年度国勢調査の値を使用。

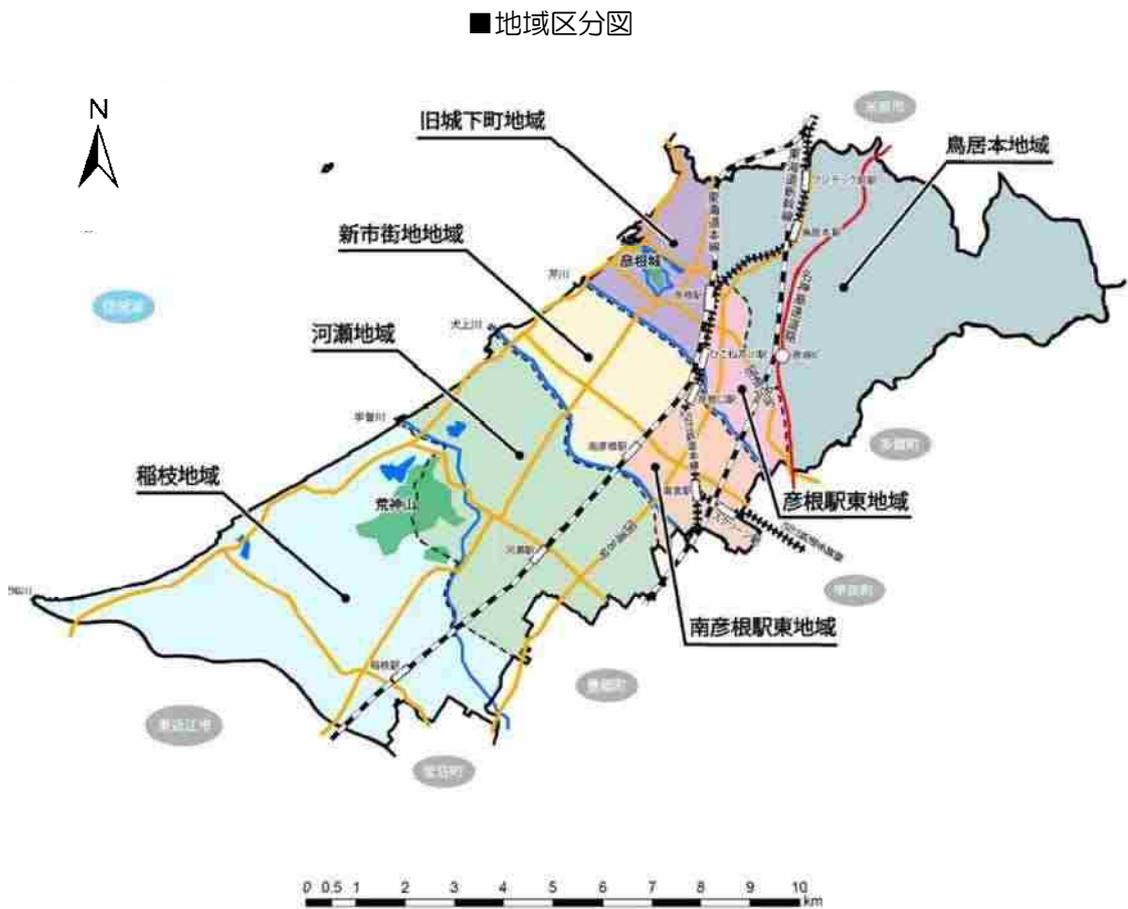
※面積は小数点以下2桁で表示。四捨五入により、表内の合計値が合わない箇所がある。

資料：彦根市資料（平成30年3月末時点）

(3) 地域別の都市公園現況

① 地域区分の設定

地域区分は、彦根市都市計画マスタープランの考え方を踏まえ、地域社会の重要な構成単位となる小・中学校区を基礎的単位としながら、地形的条件、土地利用の特性、都市構造などの諸要素を総合的に踏まえ、次の7つの地域に区分します。



資料：彦根市都市計画マスタープラン（平成 29 年）

② 地域別の都市公園現況

地域別の都市公園現況を整理します。(詳細は次頁参照)

1) 鳥居本地域

街区公園 4 箇所 (0.28ha)、近隣公園 1 箇所 (2.10ha) の計 5 箇所 (2.38ha) が開設されています。1 人当たり都市公園面積は 8.30 m²/人です。未開設はありません。

2) 旧城下町地域

街区公園 6 箇所 (1.12ha)、近隣公園 1 箇所 (1.24ha)、総合公園 1 箇所 (37.90ha)、湖岸緑地 1 箇所 (3.00ha) の計 9 箇所 (43.26ha) が開設されています。1 人当たり都市公園面積は 26.86 m²/人です。未開設は街区公園 1 箇所 (0.23ha)、河川緑地 0.5 箇所 (24.60ha) の計 1.5 箇所 (24.83ha) です。

3) 新市街地地域

街区公園 20 箇所 (2.79ha)、近隣公園 1 箇所 (1.20ha)、地区公園 1 箇所 (4.20ha)、総合公園 1 箇所 (10.08ha)、湖岸緑地 1 箇所 (3.00ha) の計 24 箇所 (21.27ha) が開設されています。1 人当たり都市公園面積は 5.90 m²/人です。未開設は街区公園 1 箇所 (0.25ha)、近隣公園 1 箇所 (1.10ha)、河川緑地 1 箇所 (82.80ha) の計 3 箇所 (84.15ha) です。

4) 彦根駅東地域

街区公園 19 箇所 (2.68ha) が開設されています。1 人当たり都市公園面積は 2.09 m²/人です。未開設は近隣公園 1 箇所 (1.40ha)、河川緑地 0.5 箇所 (24.60ha) の計 1.5 箇所 (26.00ha) です。

5) 南彦根駅東地域

街区公園 5 箇所 (0.37ha) と近隣公園 1 箇所が一部開設 (0.10ha) されています (開設面積の計は 0.47ha)。1 人当たり都市公園面積は 0.41 m²/人です。未開設は近隣公園 1 箇所 (1.20ha)、河川緑地 1 箇所 (41.40ha) の計 2 箇所 (42.60ha) です。

6) 河瀬地域

街区公園 23 箇所 (4.24ha)、総合公園 1 箇所 (16.50ha) の計 24 箇所 (20.74ha) が開設されています。1 人当たり都市公園面積は 10.13 m²/人です。未開設は近隣公園 1 箇所 (1.50ha)、河川緑地 1 箇所 (15.50ha) の計 2 箇所 (17.00ha) です。

7) 稲枝地域

街区公園 3 箇所 (1.94ha)、湖岸緑地 3 箇所 (52.40ha) の計 6 箇所 (54.34ha) が開設されています。1 人当たり都市公園面積は 42.37 m²/人です。未開設は河川緑地 2 箇所 (174.60ha) です。

■地域別の都市公園現況

地域名称	地域人口	区分	住区基幹公園						都市基幹公園				都市緑地				合計		1人当たり都市公園面積	
	現況		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		湖岸		河川		現況	m ² /人		
	平成27年		箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所		面積ha	
	人		箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha		
1. 鳥居本地域	2,865	開設	4	0.28	1	2.10											5	2.38	8.30	
		未開設整備																		
		小計	4	0.28	1	2.10	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	2.38	8.30	
2. 旧城下町地域	16,105	開設	6	1.12	1	1.24			1	37.90			1	3.00			9	43.26	26.86	
		未開設整備	1	0.23									0.5	24.60	1.5	24.83	15.42			
		小計	7	1.35	1	1.24	0	0.00	1	37.90	0	0.00	1	3.00	0.5	24.60	10.5	68.09	42.28	
3. 新市街地地域	36,058	開設	20	2.79	1	1.20	1	4.20	1	10.08			1	3.00			24	21.27	5.90	
		未開設整備	1	0.25	1	1.10							1	82.80	3	84.15	23.34			
		小計	21	3.04	2	2.30	1	4.20	1	10.08	0	0.00	1	3	1	82.80	27	105.42	29.24	
4. 彦根駅東地域	12,817	開設	19	2.68													19	2.68	2.09	
		未開設整備			1	1.40							0.5	24.60	1.5	26.00	20.29			
		小計	19	2.68	1	1.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.5	24.60	20.5	28.68	22.38	
5. 南彦根駅東地域	11,470	開設	5	0.37		0.10											5	0.47	0.41	
		未開設整備			1	1.20							1	41.40	2	42.60	37.14			
		小計	5	0.37	1	1.30	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	41.40	7	43.07	37.55	
6. 河瀬地域	20,463	開設	23	4.24					1	16.50							24	20.74	10.13	
		未開設整備			1	1.50							1	15.50	2	17.00	8.31			
		小計	23	4.24	1	1.50	0	0.00	1	16.50	0	0.00	0	0.00	1	15.50	26	37.74	18.44	
7. 稲枝地域	12,826	開設	3	1.94									3	52.40			6	54.34	42.37	
		未開設整備											2	174.60	2	174.6	136.13			
		小計	3	1.94	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	52.40	2	174.60	8	228.94	178.50	
合計	112,604	開設	80	13.41	4	4.64	1	4.20	3	64.48			5	58.40			93	145.13	12.89	
		未開設整備	2	0.48	3	5.20							6	363.50	11	369.18	32.79			
		合計	82	13.89	7	9.84	1	4.20	3	64.48	0	0.00	5	58.40	6	363.50	104	514.31	45.67	

※現況の地域別人口は、彦根市都市計画マスタープランの地域別人口及び将来人口を使用。

※河川緑地の箇所数は面積按分して記載。

※旭森公園は未開設整備として近隣公園の箇所数合計に計上。

(4) 河川・湖岸緑化状況

現在、主要4河川（芹川、犬上川、宇曾川、愛知川）が緑地として363.5haが都市計画決定されていますが、未供用となっています。その他の河川については、排水工事等の利用を目的とした改修の際に、一部親水性に配慮した整備が行われています。

また、琵琶湖湖岸の約69.0haが琵琶湖湖岸緑地として都市計画決定を受け、うち58.4haが整備済みとなっています。

■都市公園一覧-1

種別	番号	公園名	計画決定 面積 (ha)	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
街区公園	1	外馬場公園	0.63	0.28	—	0.28
	2	大東公園	0.17	0.17	—	0.17
	3	大藪児童公園	0.36	0.36	—	0.36
	4	彦根グリーンハイツ公園A	—	0.17	—	0.17
	5	湖上平公園A	—	0.16	—	0.16
	6	湖上平公園D	—	0.18	—	0.18
	7	正法寺片山公園	—	0.12	—	0.12
	8	彦根ニュータウン第2公園B	—	0.15	—	0.15
	9	彦根ニュータウン第1公園A	—	0.20	—	0.20
	10	彦根ニュータウン第1公園B	—	0.20	—	0.20
	11	金城団地公園A	—	0.15	—	0.15
	12	近江平公園	—	0.14	—	0.14
	13	西今松田公園	—	0.20	—	0.20
	14	戸賀公園	—	0.14	—	0.14
	15	西今伊庭公園	—	0.19	—	0.19
	16	蔵の町公園A	—	—	0.18	0.18
	17	あすなろ公園	—	—	0.11	0.11
	18	亀山ニュータウン公園A	—	0.16	—	0.16
	19	亀山ニュータウン公園B	—	0.15	—	0.15
	20	新海浜公園	—	0.61	—	0.61
	21	多景公園	—	1.83	—	1.83
	22	春日児童公園	—	—	0.31	0.31
	23	金沢公園	—	—	0.20	0.20
	24	メイプルタウン公園	—	—	0.18	0.18
	25	竹ヶ鼻公園	—	0.15	—	0.15
	26	レインボータウン太陽公園	—	—	0.14	0.14
	27	杉ノ木公園	—	0.13	—	0.13
	28	日夏ドリームタウン公園B	—	—	0.12	0.12
	29	稲枝地区ふれあい広場	—	—	1.24	1.24
	30	旭森地区ふれあい広場	—	0.59	—	0.59
	31	七曲広場	—	0.13	—	0.13
	32	エクセレントヒルズ彦根第1公園	—	0.18	—	0.18
	33	村木池緑地公園	—	—	0.22	0.22
	34	レインボータウン松原公園	—	0.22	—	0.22
	35	けやきの杜公園	—	0.17	—	0.17
	36	オークタウン公園	—	0.073	—	0.073
	37	上雨明公園	—	0.059	—	0.059
	38	上太子堂公園	—	0.05	—	0.05
	39	金城団地公園B	—	0.069	—	0.069
	40	グリーンシティー河瀬公園	—	0.063	—	0.063
	41	湖上平公園E	—	0.097	—	0.097
	42	コモンライフ正法寺公園	—	0.07	—	0.07
	43	桜ヤニュータウン公園	—	0.053	—	0.053
	44	サンタウン日夏第1公園	—	0.09	—	0.09
	45	地蔵町中央公園	—	0.096	—	0.096
	46	地蔵ニュータウン公園	—	0.054	—	0.054
	47	正法寺池ノ内公園	—	0.051	—	0.051
	48	正法寺杉ヶ谷公園	—	0.066	—	0.066
	49	第2弁天前公園	—	0.098	—	0.098

資料：彦根市資料（平成30年3月時点の供用面積）

■都市公園一覧-2

種別	番号	公園名	計画決定 面積 (ha)	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
街区公園	50	高岸公園 B	—	0.076	—	0.076
	51	高根団地公園	—	0.078	—	0.078
	52	高宮ニュータウン公園 A	—	0.088	—	0.088
	53	長田公園	—	0.055	—	0.055
	54	長山公園	—	0.057	—	0.057
	55	東川原団地公園	—	0.053	—	0.053
	56	東代公園	—	0.076	—	0.076
	57	彦根サニービレッジ公園	—	0.059	—	0.059
	58	彦根南ニュータウン公園	—	0.094	—	0.094
	59	彦根南ローズタウン公園	—	0.067	—	0.067
	60	日夏ドリームタウン公園 A	—	—	0.075	0.075
	61	日夏ニュータウン第1公園	—	0.097	—	0.097
	62	日夏ニュータウン第2公園	—	0.086	—	0.086
	63	日夏ニュータウン第4公園	—	0.084	—	0.084
	64	樋ノ口公園	—	0.074	—	0.074
	65	ひまわり公園	—	—	0.089	0.089
	66	フロンティア第1公園	—	0.078	—	0.078
	67	マイタウン日夏公園	—	0.073	—	0.073
	68	みどり団地第1公園	—	0.098	—	0.098
	69	みどり団地第2公園	—	0.062	—	0.062
	70	みどり団地第4公園	—	0.057	—	0.057
	71	みどり団地第6公園	—	0.081	—	0.081
	72	南稲部公園 B	—	0.089	—	0.089
	73	村ハゼ公園	—	0.074	—	0.074
	74	レイクビュータウン公園	—	0.086	—	0.086
	75	レインボータウン星座公園	—	—	0.054	0.054
	76	レインボータウン南彦根第1公園	—	0.077	—	0.077
	77	若林公園	—	0.068	—	0.068
	78	駅東町中央広場	—	0.190	—	0.190
	79	駅東町緑地公園	—	0.250	—	0.250
	80	駅東町北公園	—	0.050	—	0.050
	81	金城児童公園(未開設)	0.25	(0.25)	—	(0.25)
82	京町公園(未開設)	0.23	(0.23)	—	(0.23)	
		小計	1.64	10.496	2.918	13.414
近隣公園	1	旭森公園	1.30	0.10	—	0.10
	2	福満公園	1.20	1.20	—	1.20
	3	東山公園	—	—	1.24	1.24
	4	鳥居本公園	2.10	—	2.10	2.10
	5	金城公園(未開設)	1.10	(1.10)	—	(1.10)
	6	野田山公園(未開設)	1.40	(1.40)	—	(1.40)
	7	河瀬公園(未開設)	1.50	(1.50)	—	(1.50)
		小計	8.60	1.30	3.34	4.64
地区公園	1	庄堺公園	4.20	4.20	—	4.20
		小計	4.20	4.20	—	4.20
総合公園	1	金亀公園	59.7	37.90	—	37.90
	2	千鳥ヶ丘公園	19.00	10.08	—	10.08
	3	荒神山公園	16.60	—	16.50	16.50
		小計	95.3	47.98	16.50	64.48
合計			109.74	63.976	22.758	86.734

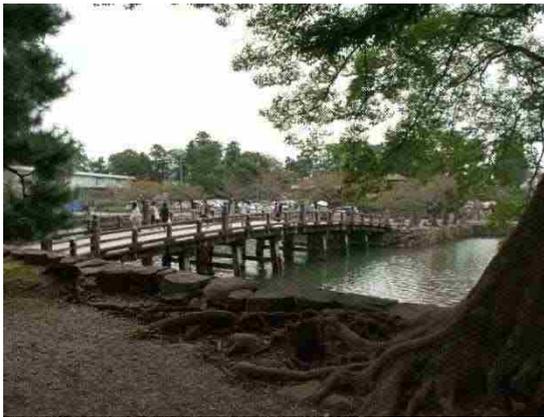
資料：彦根市資料（平成 30 年 3 月時点の供用面積）

■都市緑地一覧

種別	番号	緑地名	計画決定面積 (ha)	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)	都市計画区域面積 (ha)
緑地	1	琵琶湖湖岸(曾根沼)	32.2	—	30.4	30.4
	2	琵琶湖湖岸(松原地区)	3.3	—	3.0	3.0
	3	琵琶湖湖岸(柳川~宇曾川)	11.0	—	10.0	10.0
	4	琵琶湖湖岸(柳川~新海)	17.3	—	12.0	12.0
	5	琵琶湖湖岸(犬上川~大藪)	5.2	3.0	—	3.0
	小計		69.0	3.0	55.4	58.4
	6	芹川緑地	49.2	—	—	—
	7	犬上川緑地	124.2	—	—	—
	8	宇曾川緑地	77.6	—	—	—
	9	愛知川緑地	112.5	—	—	—
	小計		363.5	0	0	0
合計			432.5	3.0	55.4	58.4

資料：彦根市資料（平成 29 年 3 月時点の供用面積）

■彦根市の代表的な都市公園の風景



金亀公園（総合公園）



荒神山公園（総合公園）



千鳥ヶ丘公園（総合公園）



庄堺公園（地区公園）

■公共施設緑地一覧

種別	番号	施設名	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
公園	1	なかぼり第一広場	0.1870	—	0.1870
	2	西今大沢公園	0.0906	—	0.0906
	3	森次公園	0.0430	—	0.0430
	4	日夏ニュータウン第3公園	0.0519	—	0.0519
	5	城町二丁目ポケットパーク	0.0706	—	0.0706
	6	堀団地第1公園	—	0.1094	0.1094
	7	竹ノ下公園	0.0740	—	0.0740
	~257	その他 500㎡以下の開発公園	5.22	0.41	5.63
児童遊園 (公共)	8	市立みはた児童遊園	0.0747	—	0.0747
	9	市立八坂児童遊園	—	0.0754	0.0754
	10	市立高宮児童遊園	0.2218	—	0.2218
	11	市立広野児童遊園	—	0.0570	0.0570
	12	市立広野第2児童遊園	—	0.0760	0.0760
	13	市立東山児童遊園	0.1524	—	0.1524
計			6.19	0.73	6.91
種別	番号	施設名	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
運動場	1	滋賀県立彦根総合運動場	14.0	0	14.0

資料：彦根市資料（平成 30 年 3 月時点の供用面積）

■民間施設緑地一覧-1

種別	番号	施設名	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
児童遊園	1	旭町こども遊園地	0.0230	—	0.0230
	2	安食中町児童遊園地	—	0.0600	0.0600
	3	上石寺町児童遊園地	—	0.0210	0.0210
	4	稲里町北小路子ども遊び場	—	0.0231	0.0231
	5	上平流子どもの広場	—	0.3219	0.3219
	6	犬方遊園地	—	0.1400	0.1400
	7	大橋町遊園地	0.0274	—	0.0274
	8	地蔵町児童遊園	0.0836	—	0.0836
	9	小野町児童遊園地	—	0.0459	0.0459
	10	海瀬町児童遊園	—	0.0409	0.0409
	11	開出今町緑地公園	0.1299	—	0.1299
	12	開出今町団地遊園①	0.0367	—	0.0367
	13	開出今町団地遊園②	0.0329	—	0.0329
	14	賀田山古城子供遊園地	—	0.0135	0.0135
	15	上西川町児童遊園地	—	0.0300	0.0300
	16	川瀬馬場町児童遊園	0.0241	—	0.0241
	17	甘呂町児童遊園	—	0.1000	0.1000
	18	清崎遊園地	—	0.0354	0.0354
	19	児童遊園地さつき園	—	0.0510	0.0510
	20	甲田町ちびっこ広場	—	0.0238	0.0238
	21	金剛寺町児童遊園	—	0.0400	0.0400
	22	薩摩町権座沼児童遊園	—	0.0250	0.0250
	23	下稲葉なかよし広場	—	0.0982	0.0982
	24	下西川児童遊園地	—	0.0700	0.0700
	25	新海町なかよし公園	—	0.0909	0.0909

資料：彦根市資料（平成 28 年 10 月時点の供用面積）

■民間施設緑地一覧-2

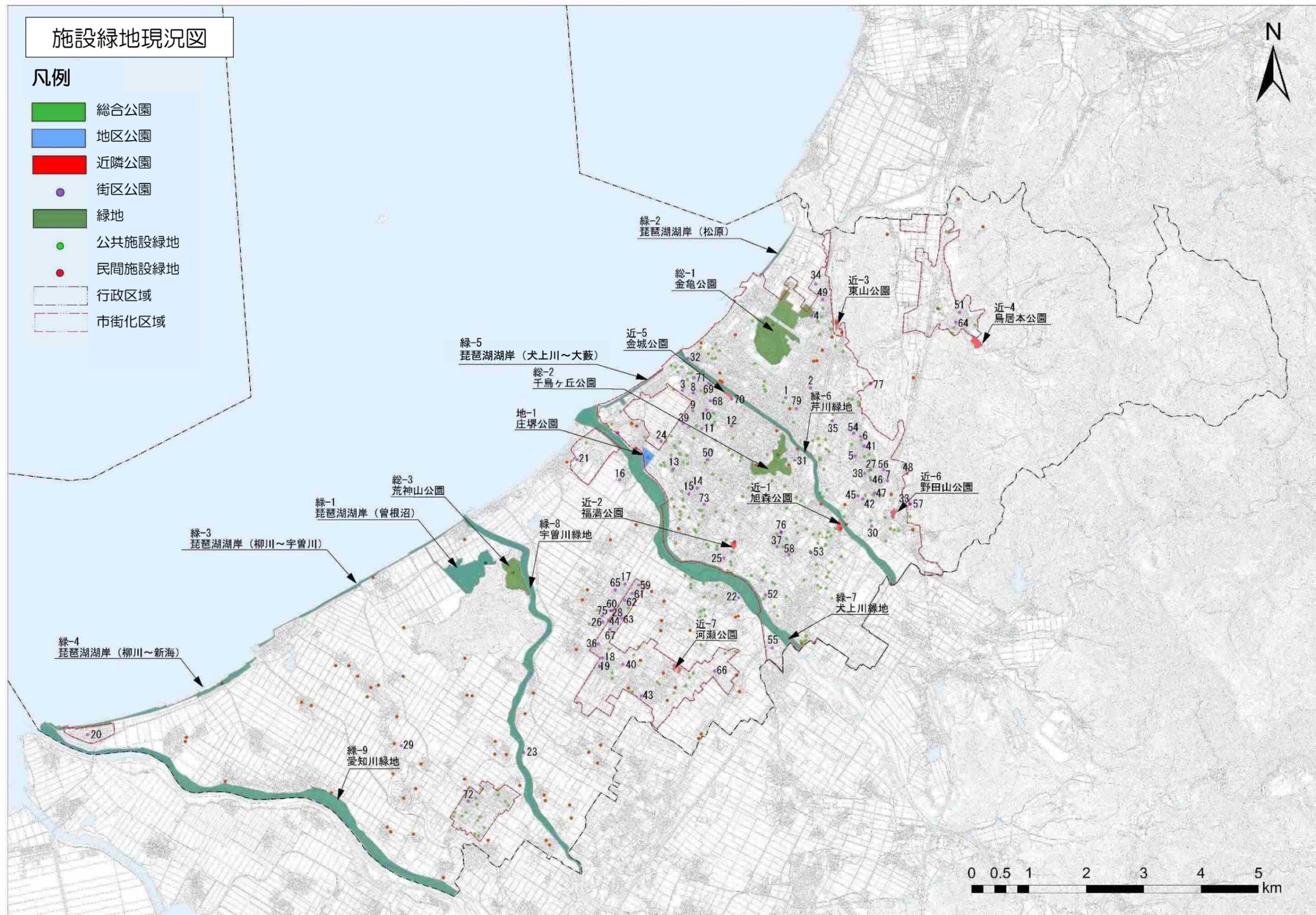
種別	番号	施設名	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
児童遊園	26	正法寺町児童遊園地	0.0525	—	0.0525
	27	大仏子ども遊園	0.0198	—	0.0198
	28	高宮町児童遊園地	0.2729	—	0.2729
	29	田原町児童遊園地	—	0.1359	0.1359
	30	辻堂町子ども広場	—	0.0614	0.0614
	31	葛籠町児童遊園①	—	0.0313	0.0313
	32	葛籠町児童遊園②	—	0.1400	0.1400
	33	出路町児童遊園地	—	0.0490	0.0490
	34	清露園	—	0.0600	0.0600
	35	中央会館運動場	0.0550	—	0.0550
	36	中藪一丁目児童遊園地	0.0387	—	0.0387
	37	中藪一丁目東児童遊園地	0.0514	—	0.0514
	38	にしき児童遊園	0.0198	—	0.0198
	39	お旅ひろば	—	0.0488	0.0488
	40	野瀬町児童遊園地	0.0456	—	0.0456
	41	すがの園公園	0.1300	—	0.1300
	42	服部町児童遊園地	—	0.0264	0.0264
	43	馬場一丁目遊園地	0.0495	—	0.0495
	44	東沼波子ども遊園	0.0600	—	0.0600
	45	彦富児童遊園地	—	0.0397	0.0397
	46	肥田町子どもの遊び場	—	0.0565	0.0565
	47	肥田町遊園場	—	0.0250	0.0250
	48	泉子ども遊び場	—	0.0280	0.0280
	49	寺村ちびっこ広場	—	0.0105	0.0105
	50	普光寺町児童遊園地	—	0.0143	0.0143
	51	普光寺町東ノ辻広場	—	0.0400	0.0400
	52	北新町児童遊園地	0.0201	—	0.0201
	53	東山子ども遊園	0.0795	—	0.0795
	54	三津町児童遊園地	—	0.0849	0.0849
	55	川瀬児童遊園	0.0431	—	0.0431
	56	南三ツ谷町児童遊園地	—	0.2200	0.2200
	57	和田町児童遊園地	0.0254	—	0.0254
	58	川瀬馬場町児童公園	0.0140	—	0.0140
	59	南川瀬児童遊園	0.0416	—	0.0416
	60	極楽寺町こどもひろば	—	0.0423	0.0423
	61	上後三条こどもひろば寿	0.0263	—	0.0263
	62	田附町山鳥公園	—	0.1150	0.1150
	63	犬方ふれあい鴻の木公園	—	0.2580	0.2580
	64	安食中町草の根ひろば	—	0.1485	0.1485
	65	上石寺町草の根ひろば	—	0.3133	0.3133
	66	下石寺町草の根ひろば	—	0.4740	0.4740
	67	稲里町下平流草の根ひろば	—	0.0469	0.0469
	68	稲部町草の根ひろば	—	1.2500	1.2500
	69	海瀬町草の根ひろば	—	0.0887	0.0887
	70	開出今町草の根ひろば	—	0.0519	0.0519
	71	金沢町草の根ひろば	—	0.2526	0.2526
	72	金沢町林草の根ひろば	—	0.0281	0.0281
	73	金沢町中下草の根ひろば	—	0.0512	0.0512
74	金沢町長江草の根ひろば	—	0.0578	0.0578	
75	金田町草の根ひろば	—	0.1033	0.1033	

資料：彦根市資料（平成 28 年 10 月時点の供用面積）

■民間施設緑地一覧-3

種別	番号	施設名	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区域 面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
児童遊園	76	上稲葉町草の根ひろば	—	0.1823	0.1823
	77	上岡部町草の根ひろば	—	0.2326	0.2326
	78	上西川町草の根ひろば	—	0.1899	0.1899
	79	甲崎町草の根ひろば	—	0.0574	0.0574
	80	極楽寺町草の根ひろば	—	0.0720	0.0720
	81	草の根ひろば地蔵町緑地公園	0.0236	—	0.0236
	82	下稲葉町草の根ひろば	—	0.2721	0.2721
	83	下岡部町草の根ひろば	—	0.1159	0.1159
	84	下西川町草の根ひろば	—	0.1157	0.1157
	85	新海町草の根ひろば	—	0.3954	0.3954
	86	出町草の根ひろば	—	0.1063	0.1063
	87	長善根町草の根ひろば	0.0810	—	0.0810
	88	中山町摺針草の根ひろば	—	0.0587	0.0587
	89	楡町草の根ひろば	—	0.1088	0.1088
	90	野口町草の根ひろば	0.0641	—	0.0641
	91	野良田町草の根ひろば	—	0.1414	0.1414
	92	彦富町草の根ひろば	—	0.1833	0.1833
	93	佐和山西町草の根ひろば	0.0470	—	0.0470
	94	本庄町草の根ひろば	—	0.1300	0.1300
	95	三津屋町草の根ひろば	—	0.2000	0.2000
96	三津町草の根ひろば	—	0.1187	0.1187	
97	宮田町草の根ひろば	—	0.0576	0.0576	
98	蓮台寺町草の根ひろば	—	0.0756	0.0756	
合 計			1.619	8.398	10.016

資料：彦根市資料（平成 28 年 10 月時点の供用面積）



(5) 緑の多い社寺

彦根市は城下町として発展してきた経緯があり、社寺仏閣が多く点在しています。社寺林は市民に親しまれ、利用されてきました。

以下に山林部と一体となった社寺以外で、緑の多い社寺（緑地面積100㎡以上）を示します。

■緑の多い社寺-1

区分	名称	敷地面積 (㎡) ※概略面積	緑地面積 (㎡)	備考
市 街 化 区 域	1 春日神社	3,120	2,090	松原町
	2 北野寺	2,560	1,610	馬場一丁目
	3 北野神社 *	1,300	220	馬場一丁目
	4 白山神社	700	660	馬場一丁目
	5 白山神社	910	750	長曾根町
	6 花山院稲荷神社	940	380	池州町
	7 圓常寺	6,290	1,340	城町二丁目
	8 護国神社	16,060	7,980	尾末町
	9 法縁寺	1,530	280	本町三丁目
	10 白山神社	1,160	880	中藪一丁目
	11 明性寺	4,160	1,190	本町三丁目
	12 願通寺	1,480	100	本町一丁目
	13 来迎寺	2,240	360	本町一丁目
	14 大信寺	3,390	280	本町一丁目
	15 蓮華寺 *	4,950	250	中央町
	16 長松院	3,710	270	中央町
	17 蛭子神社	780	260	橋向町
	18 千代神社	4,960	2,880	京町二丁目
	19 賢木神社	2,440	1,510	安清町
	20 天理教彦根分教会	9,150	3,590	錦町
	21 妙源寺	2,160	210	河原三丁目
	22 彦根神社	1,730	720	後三条町
	23 長久寺 *	3,030	1,500	後三条町
	24 最勝寺	3,390	670	芹町
	25 報慈寺	1,410	180	芹町
	26 原八幡神社	8,820	4,470	原町
	27 春日神社 *	2,660	2,440	地藏町
	28 神明神社 *	4,480	3,720	大藪町
	29 西福寺	1,460	560	大藪町
	30 明照寺 *	6,020	1,940	平田町
	31 眞成寺	1,290	150	平田町
	32 眞成寺	700	480	平田町
	33 一妙寺	2,130	320	平田町
	34 遍照寺	2,700	190	戸賀町
	35 福満神社	3,560	2,980	西今町
	36 白山神社	2,200	1,550	宇尾町

*大径木の多い社寺：2-9 ページ参照

■緑の多い社寺-2

区分	名 称	敷地面積 (㎡) ※概略面積	緑地面積 (㎡)	備考	
市街化区域	37	即成寺	2,370	1,150	竹ヶ鼻町
	38	都恵神社	1,540	960	竹ヶ鼻町
	39	高宮神社(瑞穂神社・恵比寿神社垂加神社含む) *	8,360	5,770	高宮町
	40	妙蓮寺	5,420	1,940	高宮町
	41	高宮寺	3,770	860	高宮町
	42	徳性寺	7,040	4,020	高宮町
	43	円照寺 *	5,950	2,050	高宮町
	44	圓成院	2,600	2,210	高宮町
	45	東福寺	1,190	670	高宮町
	46	法蔵寺	5,110	1,690	南川瀬町
	47	五十楼波宮弁財天	1,500	1,500	南川瀬町
	48	八幡神社	2,410	2,120	川瀬馬場町
	49	若松神社	1,100	790	野口町
	50	木和田神社	5,860	3,110	八坂町
	51	河瀬神社	2,242	1,007	川瀬馬場町
市街化区域 計		176,032	78,807	-	
市街化調整区域	52	大洞弁財天長寿院	4,280	1,570	古沢町
	53	山田神社	4,490	3,330	宮田町
	54	菅原神社	2,060	1,150	開出今町
	55	善敬寺	4,220	1,000	八坂町
	56	甘呂神社 *	4,580	3,670	甘呂町
	57	本覚寺	1,050	180	日夏町
	58	妙徳寺	4,340	1,430	堀町
	59	行願寺	1,930	780	犬方町
	60	誓念寺	3,580	1,110	金剛寺町
	61	神木社	980	850	金剛寺町
	62	極楽寺	4,010	1,770	極楽寺町
	63	産の宮	7,460	7,460	西葛籠町
	64	鹿嶋神社	3,720	2,160	葛籠町
	65	日枝神社	410	290	出町
	66	勝鳥神社	1,000	220	三津町
	67	崇徳(禪)寺	4,560	1,790	肥田町
	68	長楽禅寺	2,860	730	肥田町
69	法光寺	3,030	760	肥田町	
70	住吉神社	560	310	肥田町	
71	願専寺	2,020	460	野良田町	
72	弘願寺	800	270	稲枝町	
73	三火光神社	4,860	2,450	服部町	

*大径木の多い社寺：2-9 頁参照

■緑の多い社寺-3

区分	名 称	敷地面積 (㎡) ※概略面積	緑地面積 (㎡)	備考	
市 街 化 調 整 区 域	74	稻倉神社	1,580	860	上稲葉町
	75	稲葉神社	3,890	2,460	下稲葉町
	76	彦留神社	1,280	900	彦富町
	77	願正寺	1,560	420	彦富町
	78	浄教寺	2,090	620	彦富町
	79	乗興寺	1,260	360	金田町
	80	川桁神社	2,600	1,920	本庄町
	81	日吉天満宮	2,160	1,300	田原町
	82	長照寺	7,100	2,130	上岡部町
	83	日枝神社	1,910	1,430	上西川町
	84	日吉神社	1,680	920	下西川町
	85	東福寺	1,110	180	下岡部町
	86	川桁神社	1,190	780	甲崎町
	87	西宗寺	1,560	170	薩摩町
	88	無量寺	1,120	310	薩摩町
	89	善照寺	4,870	1,900	薩摩町
	90	廣浜神社	2,280	1,610	普光寺町
	91	報恩寺	2,090	300	新海町
	92	両巖寺	1,930	430	新海町
	93	教圓寺	2,300	530	田附町
94	常光寺	2,890	970	南三ツ谷町	
95	豊田神社	6,760	2,720	南三ツ谷町	
96	蓮性寺	2,890	1,470	南三ツ谷町	
97	若宮八幡宮	4,990	3,620	田附町	
98	久留美神社	4,220	2,960	本庄町	
99	観道寺	2,030	1,350	本庄町	
市街化調整区域 計		136,140	66,360	-	
都市計画区域 合 計		312,172	145,167	-	

緑の多い社寺分布図

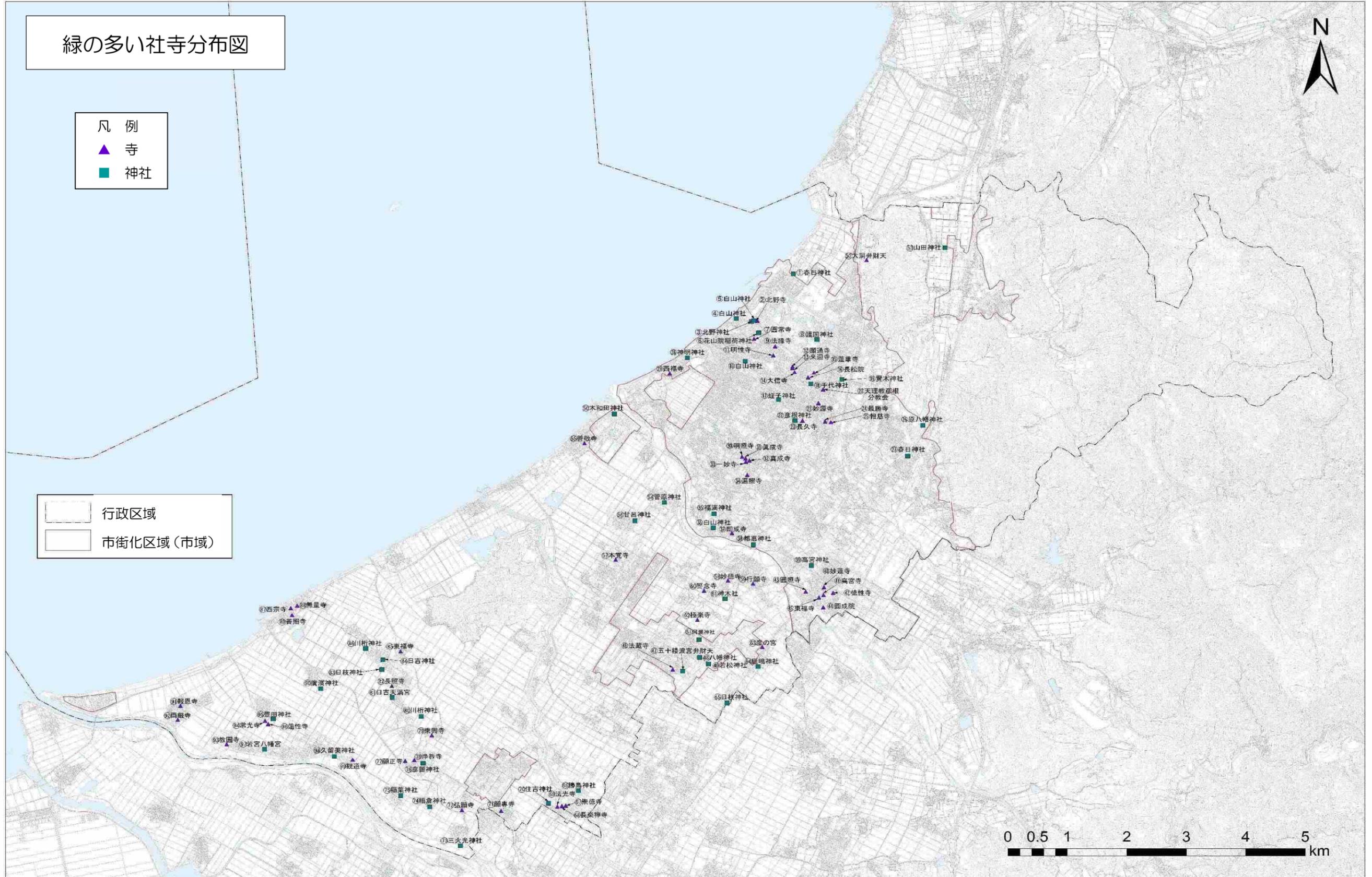
凡例

▲ 寺

■ 神社

行政区域

市街化区域(市域)



(6) 地域制緑地等現況

市域に残る山林や湖岸の大部分は風致地区、国定公園、自然公園、地域森林計画対象民有林などの指定がなされており、市域南西部の農耕地には農用地区域の指定がなされています。農用地区域全て、地域森林計画対象民有林の大部分は、市街化調整区域において指定されています。

また、市街地にまとまった緑として残る金亀山、雨壺山、大堀山は風致地区の指定がなされています。

上記の緑地に関しては法的な担保性が確保されていますが、河川沿いの緑地には指定外の部分もみられます。

■ 地域制緑地現況量

種 別		面積 (ha)		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
法 に よ る も の	①風致地区	139.4	1,227.2	1,366.6
	②国定公園区域	21.9	530.0	551.9
	③県立自然公園区域	—	77.0	77.0
	④地域森林計画対象民有林	54.4	2,480.8	2,535.2
	⑤保安林区域	—	311.1	311.1
	⑥農用地区域	—	2,606.0	2,606.0
	⑦砂防指定地	2.7	95.6	98.3
	⑧保存樹林	0.1	4.1	4.2
	⑨史跡、名勝	69.6	3.7	73.3
	小計	288.1	7,335.5	7,623.7
条例等によるもの		—	—	—
計		288.1	7,335.5	7,623.7
地域制緑地の重複		167.0	1,014.0	1,181.0
地域制緑地 合計		121.1	6,321.5	6,442.7

※面積は小数点以下2桁で表示。四捨五入により、表内の合計値が合わない箇所がある。

※都市計画等の施設緑地と地域制緑地は、都市計画区域内で229ha重複。

① 風致地区

風致地区は 10 地区あり、合計面積は 1,366.6ha となっています。

その中でも、市街地を流れる芹川、市のシンボルである彦根城、市街地内に残る丘陵地である雨壺山、琵琶湖と一体となった彦根長浜湖岸は良好な風致景観を形成しています。

■風致地区（平成 29 年 4 月現在）

番号	名 称	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)	都市計画区域 面積 (ha)
1	芹川	10.4	-	10.4
2	彦根城	99.1	-	99.1
3	雨壺山	21.9	-	21.9
4	大堀山	8.0	-	8.0
5	彦根長浜湖岸	-	257.3	257.3
6	鳥居本	-	238.2	238.2
7	佐和山	-	78.9	78.9
8	彦根東部	-	439.0	439.0
9	荒神山	-	203.2	203.2
10	古城山	-	10.6	10.6
合 計		139.4	1,227.2	1,366.6

資料：平成 25 年度 彦根長浜圏域都市計画基礎調査をもとに平成 29 年 4 月 1 日現在の値を反映

② 国定公園

1) 指定面積

琵琶湖国定公園は、昭和 25 年 7 月 4 日に指定され、本市区域は 553ha（本市都市計画区域面積 9,828ha の 5.6%）となっています。

■琵琶湖国定公園

種 別	市街化区域 面積 (ha)	市街化調整区 域面積 (ha)	都市計画区域内 面積 (ha)	都市計画区域外 面積 (ha)	合計	
特別保護地区	-	364.0	385.9	1.1	387.0	
第 1 種特別地域	21.9	-	21.9	1.1	23.0	
	彦根城	21.9	-	21.9	-	21.9
	多景島	-	-	-	1.1	1.1
第 2 種特別地域	-	-	364.0	-	364.0	
普通地域	-	166.0	166.0	-	166.0	
彦根市内面積 (ha)	21.9	530.0	551.9	1.1	553.0	

資料：彦根長浜圏域都市計画基礎調査（平成 25 年度）

2) 国定公園の概要

国定公園は、琵琶湖を中心に周辺の山地地区および琵琶湖に隣接した彦根城地区と、荒神山地区などに分離した形で公園区域が指定されています。

【彦根城地区】

国宝彦根城は、昭和27年(1952)に国宝に指定されています。政治的象徴としての外観の美しさだけでなく、城本来の機能である軍事面でも優れています。彦根城以外の国宝天守は、姫路城・松本城・犬山城・松江城だけです。

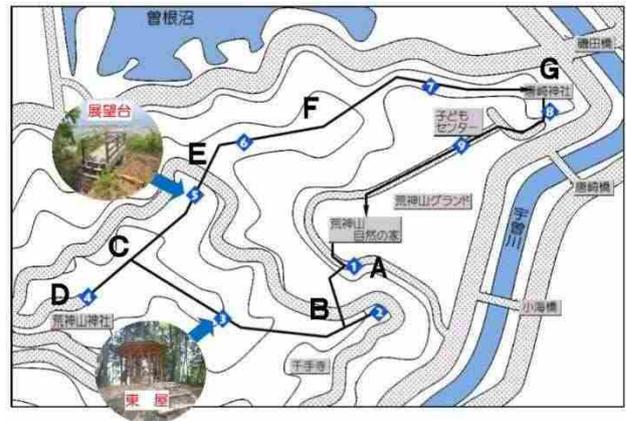
■彦根城地区



【荒神山地区】

彦根市荒神山自然の家は、美しい緑、清らかな光、澄んだ空気、自然の魅力が溢れる荒神山で、団体での宿泊や体験活動を通じて、心身ともに健全な成長をはかることを目的とした施設です。

■荒神山地区



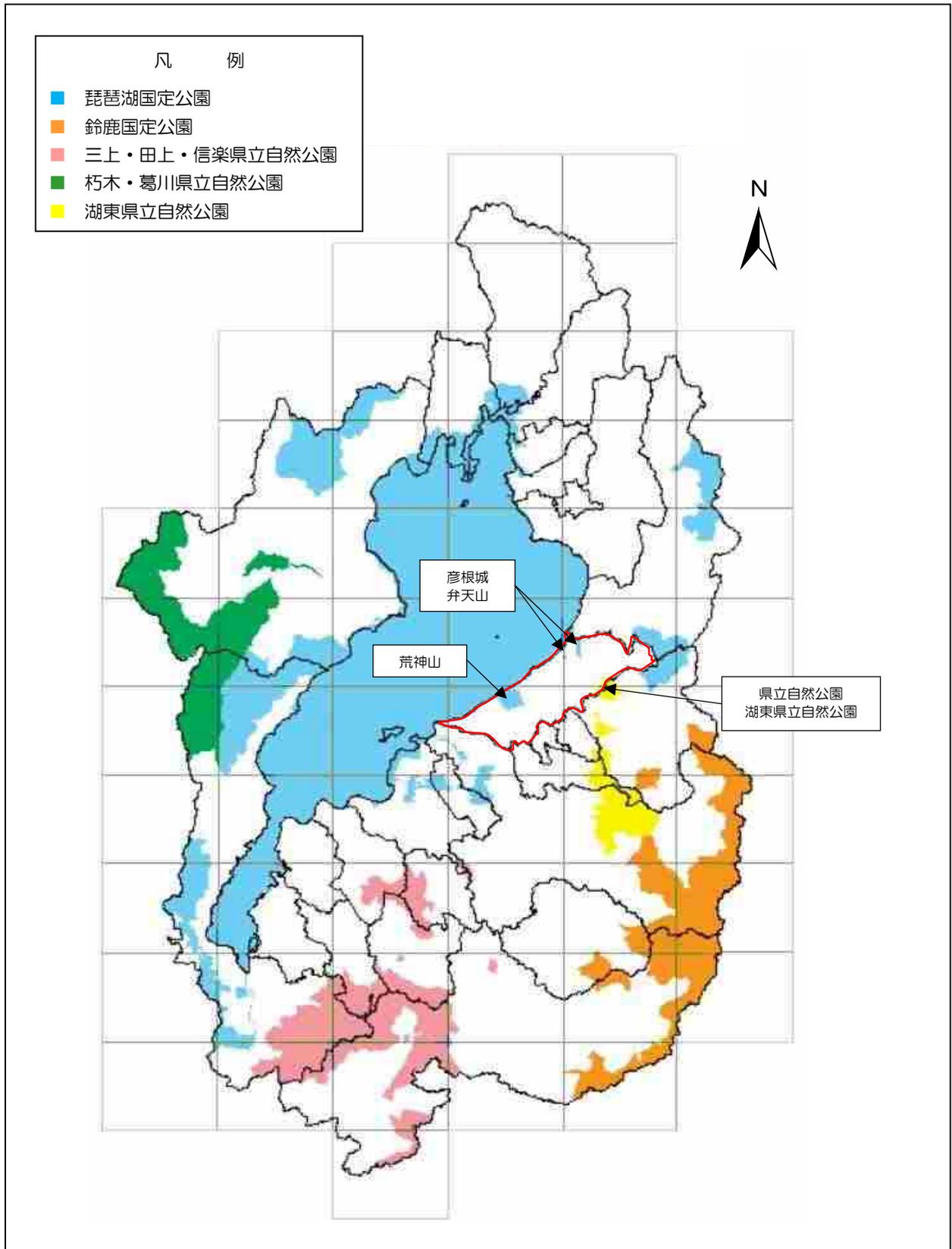
③ 湖東県立自然公園

湖東県立自然公園は、昭和62年5月15日に指定された滋賀県では最も新しい自然公園です。面積は4,367ha(本市77.0ha)で、鈴鹿山脈と湖東平野に囲まれた山地地域です。

公園は、地区内では中規模の北地区、小規模の中地区、最も大規模な南地区の順に分離した形で指定されています。

また、湖東平野の背後にあって、連続する山塊のスカイラインは卓越したものとなっており、芹川、犬上川、宇曽川の源流にあたり、溪谷景観にも優れています。

■ 国定公園・自然公園位置図



国定公園・自然公園現況図

凡例

行政区画_彦根市

自然公園

国定公園_第1種特別地域

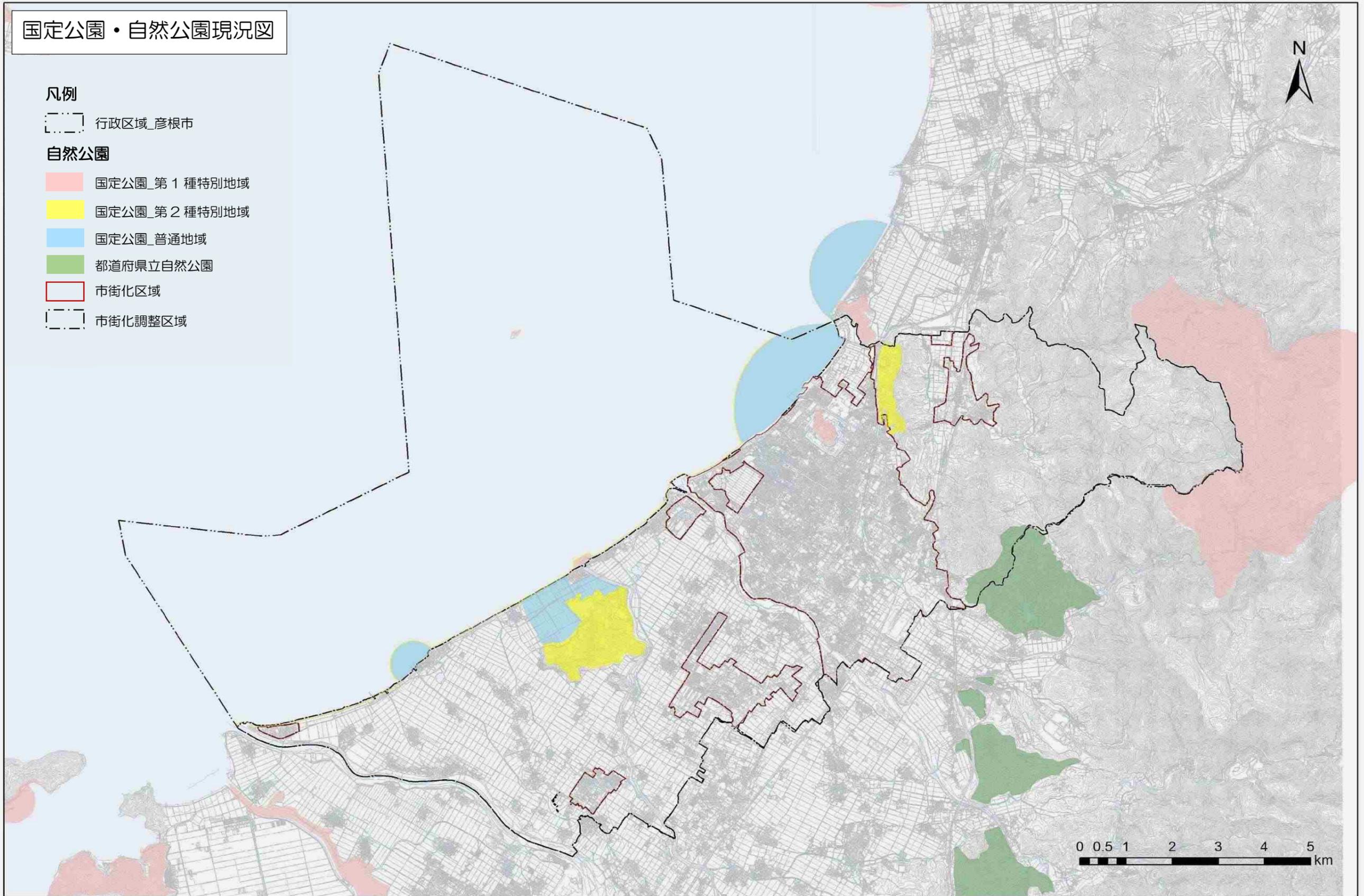
国定公園_第2種特別地域

国定公園_普通地域

都道府県立自然公園

市街化区域

市街化調整区域



④ 地域森林計画対象民有林および保安林区域

地域森林計画対象民有林は 2,535.2ha、保安林区域はその内の 311.12ha となっています。

■地域森林計画対象民有林、保安林区域

種 別	面積 (ha)		
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
地域森林計画対象民有林	54.4	2,480.8	2,535.2
保安林区域	—	311.1	311.1

資料：滋賀県 湖北地域森林計画平成 30 年 12 月

⑤ 農業振興地域、農用地区域

農業振興地域は平成 30 年 12 月現在 3,519ha、農用地区域は 2,606ha となっています。

■農業振興地域、農用地区域

種 別	面積 (ha)		
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
農業振興地域	—	3,519	3,519
農用地区域	—	2,606	2,606

資料：彦根市

⑥ 砂防指定地

彦根市の砂防指定地は、主に北部丘陵地を流れる河川沿いに、周辺の森林を含む形で指定されています。

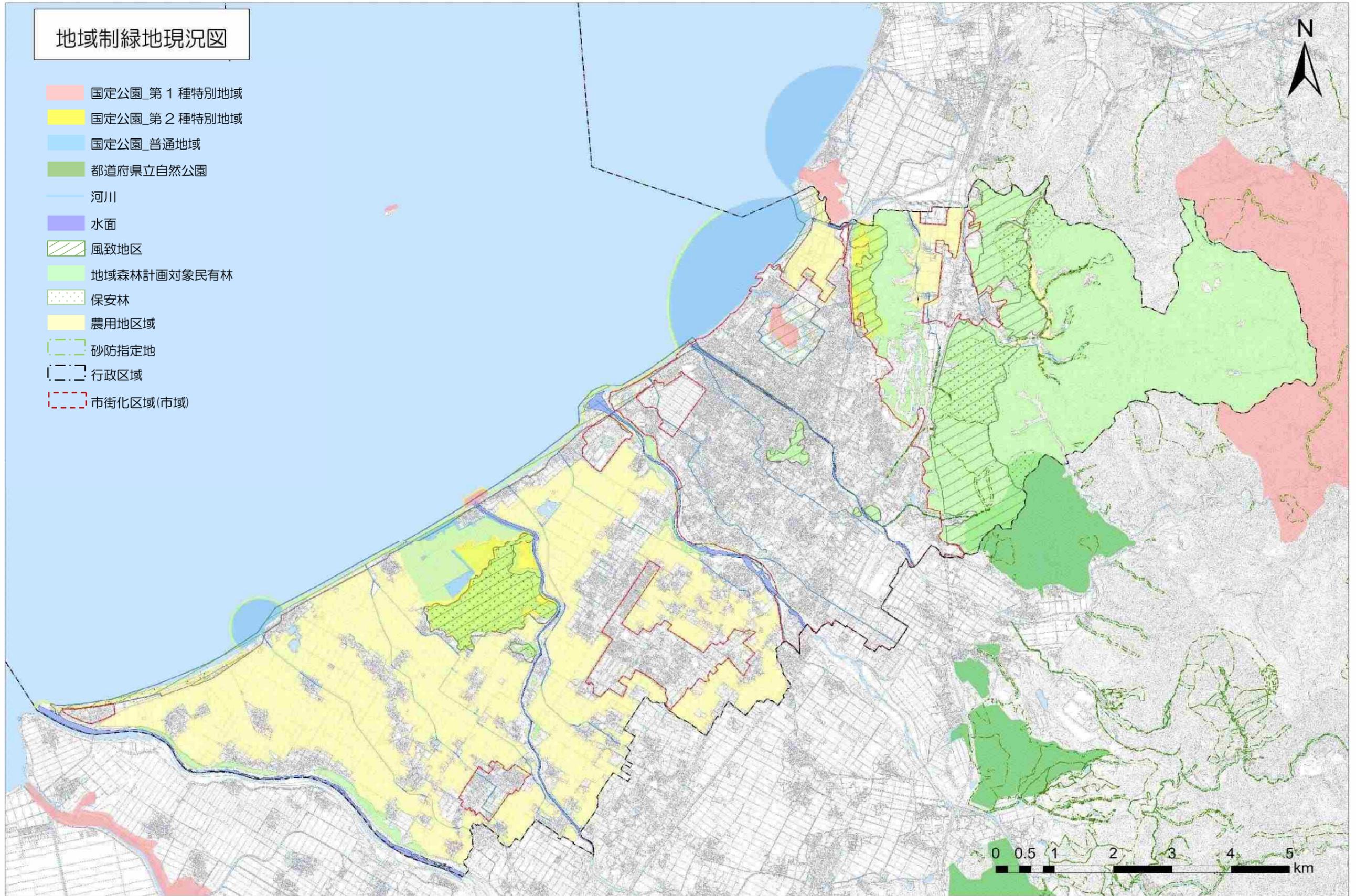
■砂防指定地

種 別	面積 (ha)		
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
砂防指定地	2.66	95.61	98.27
上記森林部分	—	—	50.48

資料：滋賀県土木事務所彦根市砂防「指定地台帳」
滋賀県 湖北地域森林計画平成 30 年 12 月

地域制緑地現況図

- 国定公園_第1種特別地域
- 国定公園_第2種特別地域
- 国定公園_普通地域
- 都道府県立自然公園
- 河川
- 水面
- 風致地区
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 農用地区域
- 砂防指定地
- 行政区域
- 市街化区域(市域)



⑦ 保存樹および保存樹林

保存樹林は、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するものです。

本市の保存樹および保存樹林は、保存樹 11 本、保存樹林 4.27ha となっています。

■保存樹（法に基づく指定）

番号	施設名、樹種	本数（本）		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
1	井伊神社 シダレザクラ	-	1	1
2	春日神社(松原町) フジ	-	1	1
3	長久寺 ウメ	1	-	1
4	新神社 タブ	1	-	1
5	金毘羅宮 3本杉	-	3	3
6	善敬寺 クロマツ	-	1	1
7	春日神社(広野町) ケヤキ	-	1	1
8	荒神山神社 ダマノキ	-	1	1
9	法蔵寺 イチョウ	1	-	1
合 計		3	8	11

資料：彦根市の環境（平成30年10月）

■保存樹林（法に基づく指定）

番号	施設名、主な樹種	面積（ha）		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
1	春日神社(地蔵町) シイ、アラカシ、スギ	0.14	-	0.14
2	甘呂神社 ケヤキ、クスノキ、スギ	-	4.00	4.00
3	稲倉神社 ケヤキ、クロガネモチ	-	0.13	0.13
合 計		0.14	4.13	4.27

資料：彦根市の環境（平成30年10月）

■保存樹位置図



地蔵町
春日神社
シイ、アラカシ、スギ



後三条町
長久寺
ウメ



松原町
春日神社
フジ



古沢町
井伊神社
シダレザクラ



広野町
春日神社
ケヤキ



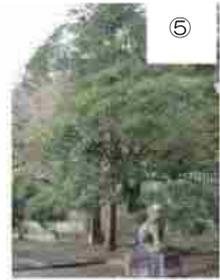
甘呂町
甘呂神社
ケヤキ、クスノキ、スギ



八坂町
善敬寺
クロマツ



野田山町
金毘羅宮
スギ



岡町
新神社
タブ



上稲葉町
稲倉神社
ケヤキ、クロガネモチ



南川瀬町
法蔵寺
イチヨウ



清崎町
荒神山神社
ダマノキ

⑧ 景観重要樹木

「いろは松」(クロマツ・アカマツ)は、平成 20 年に市の景観重要樹木として指定されました。彦根城二代当主直孝の時代に植えられ、「いろは」の文字数と同じ 47 本の松があったことが名前の由来と言われています。現在は、植え替えられた松もありますが、300 年以上を越える松を含め 33 本が堀沿いに整然と並んでいます。



⑨ 史跡、名勝

彦根市には下記の史跡・名勝があります。中でも彦根城は「国指定特別史跡」とされています。

■史跡、名勝となっている緑地

種 別			面積 (ha)		
			市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
国	特別史跡	彦根城跡	48.86	—	48.86
	史跡	彦根藩主井伊家墓所	—	(0.64)	(0.64)
		荒神山古墳	—	1.32	1.32
	名勝	玄宮楽々園	2.87	—	2.87
		旧彦根藩松原下屋敷 お浜御殿) 庭園	2.09	—	2.09
県	史跡	湖東焼窯場跡	—	0.59	0.59
	名勝	有川氏庭園	15.62	—	15.62
市	史跡	山崎山城跡	—	1.69	1.69
		竹ヶ鼻遺跡	(0.42)	—	(0.42)
	名勝	明照寺庭園	0.11	—	0.11
		龍潭寺庭園	—	0.10	0.10
合 計			69.55	3.70	73.25

※ () は緑地として計上しなかった施設

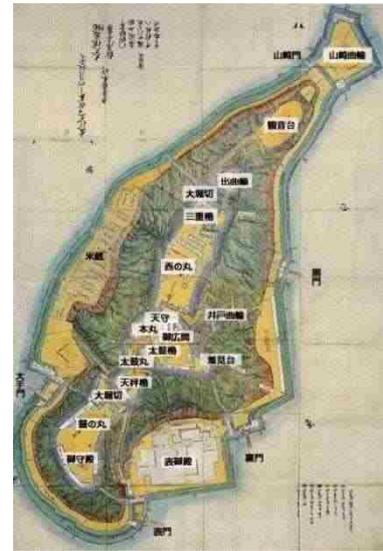
彦根城は、彦根山（金亀山）を利用して築かれた平山城で、山頂には国宝の天守があり、その周囲に重要文化財の各櫓が残り、麓には下屋敷、内堀、中堀などが当初の姿を留めています。

彦根城跡は、保存状態の良好な城跡で、昭和 31 年 7 月 19 日、国の特別史跡に指定され、下屋敷は昭和 26 年 6 月 9 日に「玄宮楽々園」として国の名勝に指定されています。

彦根城は南北に長い尾根を整地して、丸を連ねた連郭^{れんかく}式の平山城です。南から「鐘の丸」「太鼓丸」「本丸」そして「西の丸」が直線的に連なっています。(彦根市ホームページ)



■彦根城の天守



■彦根城の縄張り

⑩ 景観形成区域

景観形成区域は、彦根市景観計画において良好な景観形成を図るため、都市計画区域(9,828ha) 全域を指定し、これを5つのゾーンに区分し景観形成基準を定めています。

■景観形成区域

種 別	面積 (ha)		
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
景観形成区域	2,572.0	7,256.0	9,828.0

⑪ 近隣景観形成協定地区

近隣景観形成協定とは、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(風景条例)」に基づき、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項について、お互いに取り決め(協定)を結び、相互に協力して美しい住みよいまちづくりを進めていく制度で、本市においては都市計画区域で以下の3箇所となっています。

■近隣景観形成協定地区

種 別	地区数(箇所)		
	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
第3号 ふるさと野良田町の風景を守り育てる協定	—	1	1
第6号 彦根銀座商店街うるおいと魅力あるまちづくり協定	1	—	1
第22号 ベルロードの景観と並木通りを守り育てる協定	1	—	1

⑫ 鳥獣保護地区

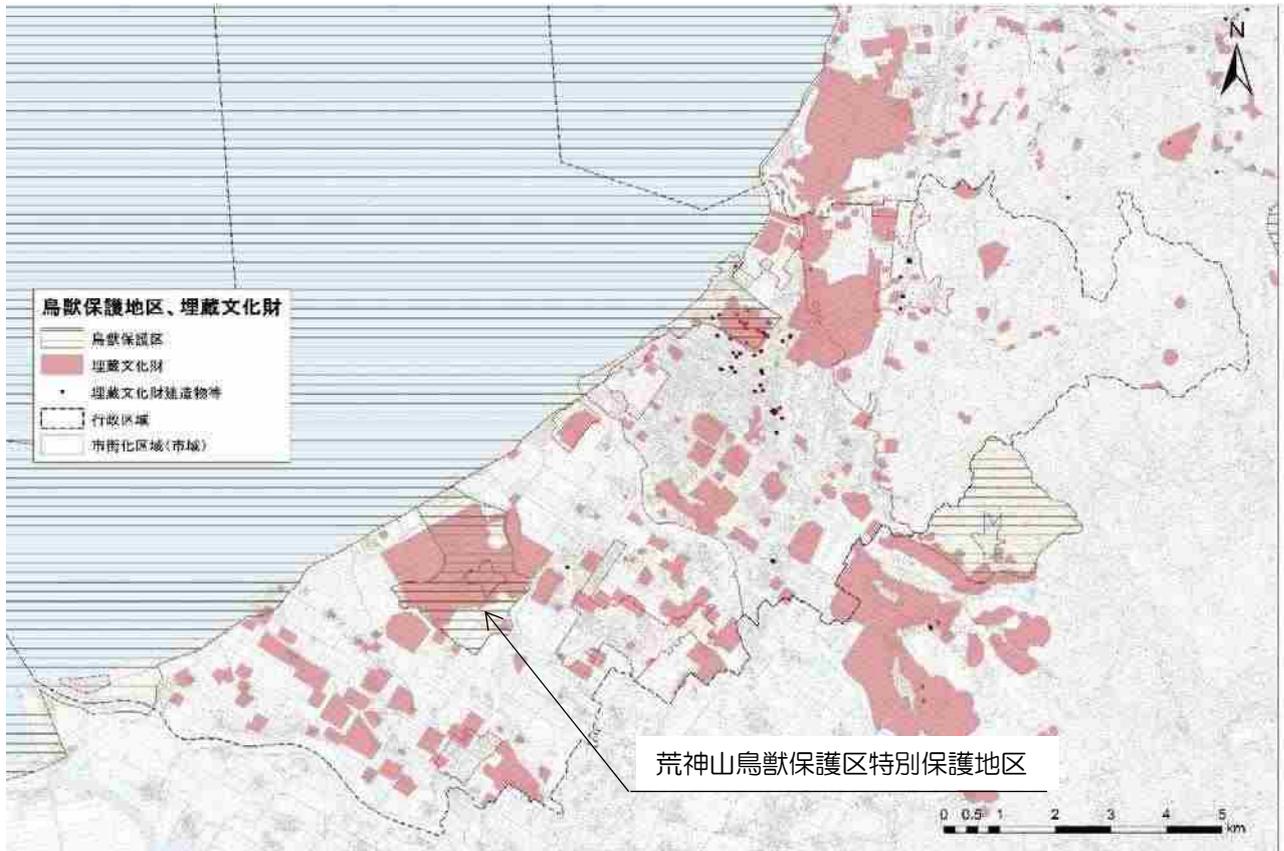
鳥獣保護地区とは、鳥獣保護法に基づき、野生に生息する鳥類と哺乳類の保護繁殖を図るために指定される区域であり、彦根市では琵琶湖岸、彦根城周辺、および曾根沼・荒神山一体が指定されています。

琵琶湖国定公園内の荒神山を中心とする区域は、平成 25 年に特別保護地区に指定されており、マツ、スギ、ヒノキ、リョウブ、ソヨゴ等の多種類の植生が分布し、鳥類や動物などの良好な生息地となっていることから、環境を適切に保全し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意することが求められています。

⑬ 埋蔵文化財

彦根市における埋蔵文化財は、下図のように分布していることがわかっています。開発において事前に教育委員会に届けを行い、立会調査を行って、必要がある場合は発掘調査を実施することになっています。

■ 鳥獣保護地区・埋蔵文化財位置図



2. その他緑化状況調査

(1) 公共公益施設の緑化状況

彦根市の公共公益施設は、平均すると30%に近い緑化がされています。

特に緑化率が高い施設としては、文化財に指定されている「旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園」、滋賀県企業庁彦根浄水場や、市立高宮幼稚園、鳥居本中学校、彦根総合高校、滋賀県立大学などの教育施設があげられます。

市街化区域内の教育施設では緑化率 10%以下の施設が数校見受けられますが、市街化調整区域は10%以上確保されています。

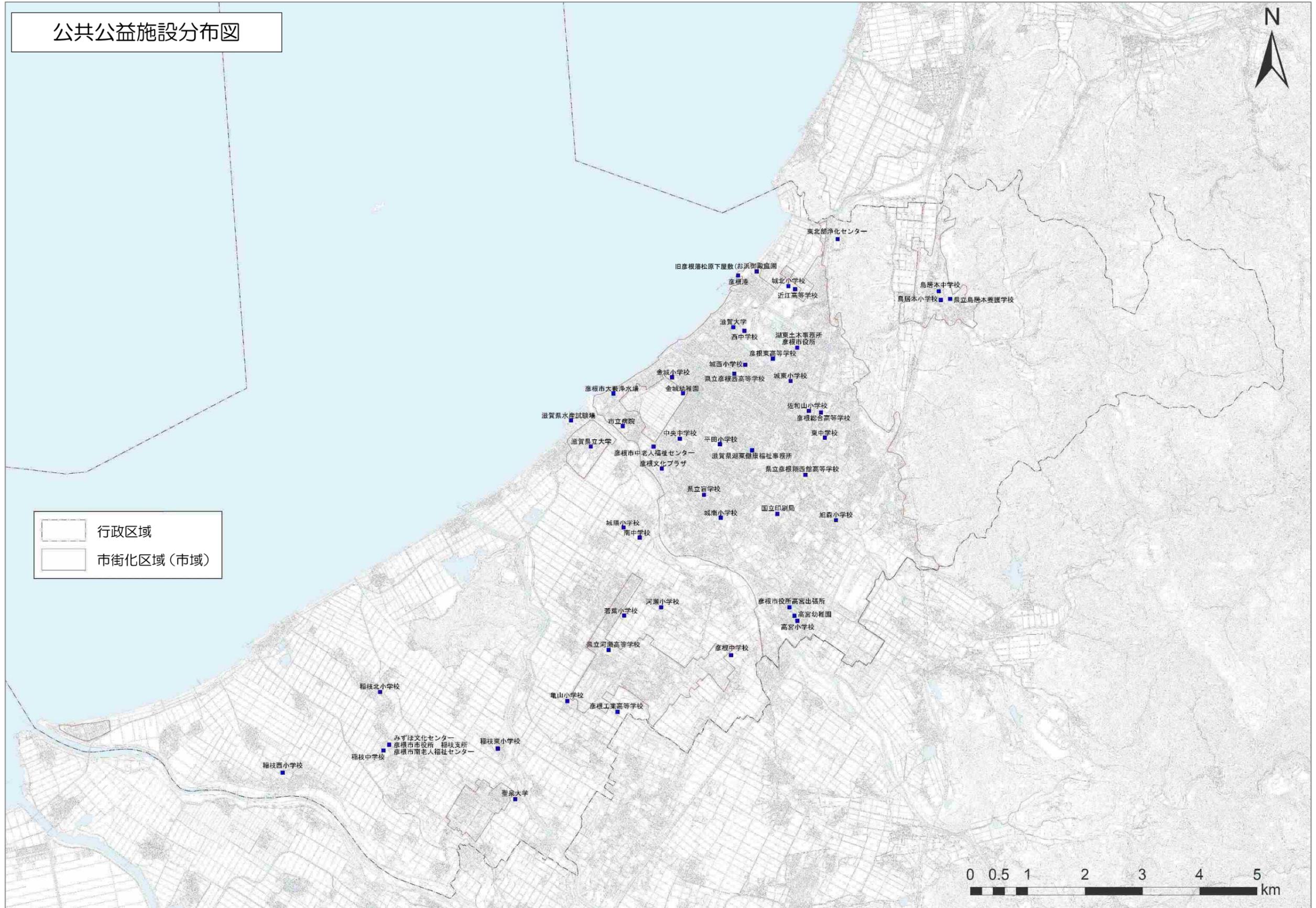
■公共公益施設緑化状況-1

区分	名 称	敷地面積 (㎡)※概略面積	緑化面積 (㎡)	緑地面積率 (%)	
市 街 化 区 域	1	鳥居本中学校	13,900	8,570	62
	2	鳥居本小学校	18,800	5,240	28
	3	県立鳥居本養護学校	7,200	620	9
	4	旧彦根藩松原下屋敷 (お浜御殿)庭園	20,000	18,870	94
	5	彦根港 臨港地区	34,700	7,430	21
	6	城北小学校	23,000	3,000	13
	7	近江高等学校	52,000	6,650	13
	8	滋賀大学	105,200	18,160	17
	9	西中学校	25,200	8,200	33
	10	彦根市役所・湖東土木事務所	18,900	1,280	7
	11	県立彦根東高等学校	30,000	6,660	22
	12	城西小学校	10,700	1,390	13
	13	県立彦根西高等学校	24,300	1,780	7
	14	城東小学校	11,200	870	8
	15	金城小学校	19,900	1,380	7
	16	佐和山小学校	18,300	1,100	6
	17	彦根総合高校	11,200	7,180	64
	18	東中学校	27,700	460	2
	19	彦根市大藪浄水場	21,000	7,260	35
	20	滋賀県企業庁彦根浄水場	8,400	6,690	80
	21	市立病院	53,400	12,540	23
	22	中央中学校	29,300	4,900	17
	23	平田小学校	22,400	5,940	27
	24	彦根市中老人福祉センター	4,500	570	13
	25	彦根市文化プラザ	42,500	6,830	16

■公共公益施設緑化状況-2

区分	名 称	敷地面積 (㎡) ※概略面積	緑化面積 (㎡)	緑地面積率 (%)	
市街化区域	26	滋賀県湖東健康福祉事務所	2,100	200	10
	27	県立彦根翔西館高等学校	43,900	4,540	10
	28	県立盲学校	24,100	3,860	16
	29	城南小学校	20,000	2,120	11
	30	国立印刷局	68,600	17,480	25
	31	旭森小学校	13,300	1,560	12
	32	彦根市役所高宮出張所	2,800	670	24
	33	市立高宮幼稚園	2,400	600	25
	34	高宮小学校	15,700	2,040	13
	35	滋賀県立大学	320,800	184,350	57
	36	県立河瀬高等学校	44,300	3,850	9
市街化区域 計		1,211,700	364,840	30	
市街化調整区域	37	琵琶湖東北部浄化センター	116,200	26,710	23
	38	金城幼稚園	4,100	670	16
	39	滋賀県水産試験場	27,000	7,350	27
	40	城陽小学校	19,700	8,880	45
	41	南中学校	32,200	3,480	11
	42	河瀬小学校	19,000	2,710	14
	43	若葉小学校	29,500	7,240	25
	44	彦根中学校	27,100	3,000	11
	45	亀山小学校	11,400	1,350	12
	46	県立彦根工業高等学校	62,500	8,320	13
	47	稲枝東小学校	16,600	2,370	14
	48	彦根総合卸市場	28,400	7,460	26
	49	聖泉大学	33,900	3,960	12
	50	稲枝北小学校	16,300	5,500	34
	51	みずほ文化センター	2,800	280	10
	52	彦根市役所稲枝支所	1,700	220	13
	53	彦根市南老人福祉センター	1,700	580	34
	54	稲枝中学校	28,300	5,310	19
55	稲枝西小学校	15,800	2,720	17	
市街化調整区域 計		494,200	98,110	20	
都市計画区域 計		1,705,900	462,950	27	

公共公益施設分布図



(2) 民有地の緑化状況

市域の土地の大部分は民有地であり、そのほとんどは農用地と山林で占められています。ここでは、それら以外の民有地を住宅地、商業地、工業地に区分して状況を把握します。

① 住宅地の緑化状況

彦根市内には、協定区域内の土地所有者で、建築物の敷地、形態などに関する基準を定め、住宅地の環境を維持・保全していく「建築協定」を定めている地区があります。コモンステージ彦根東（外町・芹川町の一部）では、道路境界から一定スペースを緑化を図る空間として設定しています。また、レインボータウン南彦根（小泉町・東沼波町の一部）では、道路に面する敷地の部分には緑化推進のための植樹を施すことや生け垣を設置すること等を定めています。

また、エクセレントヒルズ彦根地区（長曾根町の一部）では、快適で質の高い住環境を維持・保全するとともに、歴史的な景観と調和を図ることを目的とした地区計画を掲げており、整備方針として、中高木や生け垣による修景緑化を図ることや、敷地面積に応じた緑化率の設定、城下町の景観と調和した樹種の指定等を定めています。野良田町では、「近隣景観形成協定」にもとづき、道路に沿ってフラワーポットを設置するなど、美しい街づくりや緑化に努めています。

この他、新しい戸建住宅地を中心に、生垣や宅地内の緑が育ちつつあります。しかしながら、敷地外からの景観まで考慮にいれて緑化されている民有地は全体を通してみると少ない状況です。

第3号 ふるさと野良田町の景観を守り育てる協定

彦根市野良田町62世帯（昭和61年3月2日締結 昭和61年3月11日認定）

協定の内容

野良田町の美しい緑と小川の景観を守り、ぶどうの栽培活動を通じて町民のコミュニティーを並び、道行く人にも心なごむ美しいまちにする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 勾配屋根
- 意匠 まちなみの雰囲気にあったもの
屋根材は日本瓦
- 色彩 派手な色彩は避け、落ち着いた色彩

【敷地の緑化】

- 道路沿いに垣、柵を設置する場合は、生け垣にする
- 道路から見える場所には生け垣や庭園を造る
- 既存樹木の維持管理
- ぶどうの木を植え、まちのシンボルにする
- 各戸に花壇やフラワーポット等を設置する

【公共地の緑化および美化】

- 通学路に花を咲かせる
- 運動公園に花木を植え憩いの場とする
- ホタルの飛びかう、魚の住める小川にする



ぶどうの木の植栽

地域の沿革と概要

彦根市の南部農村地帯であるが、近年は近代的なマンションが建つなど変化しつつある。美しい緑と小川の風景を守るため、町民が一体となって活動している。



活動内容

フラワーポット設置、ブドウの木植栽、生け垣・低木の植栽、大型プランターの設置、町を美しくする日設定（毎月1回）、シンボルステッカー各戸配布、葉ぼたん・さくら草苗等各戸配布、昭和62年度第2回景観づくり草の根のつどい開催等



資料：滋賀県ホームページ

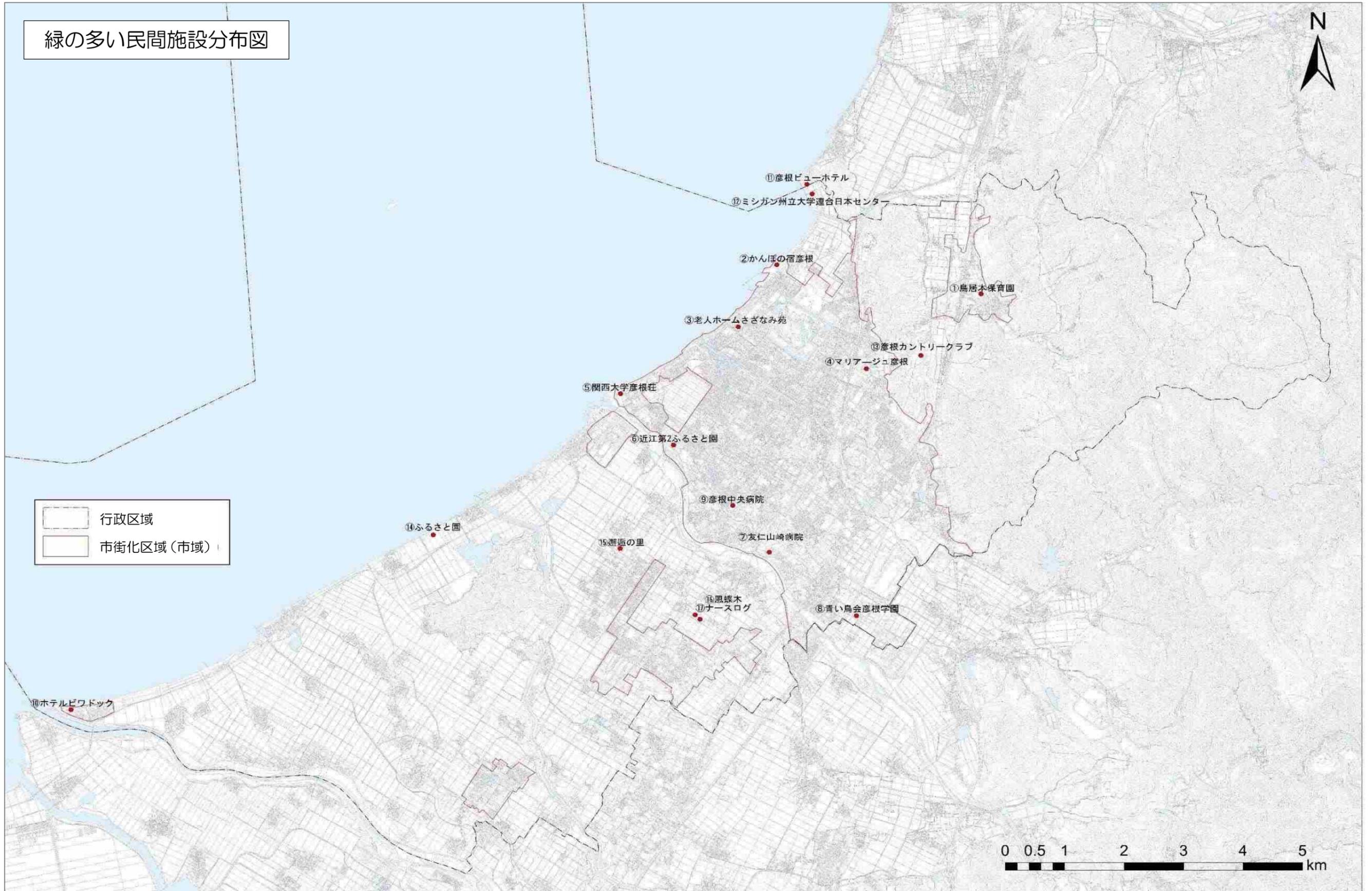
② 民間施設（病院・商業施設等）の緑化状況

彦根市の民間施設のうち、緑地面積が大きい施設を以下の表に整理します。

■民間施設（病院・商業施設等）の緑化状況

区分	名 称	敷地面積 (㎡) ※概略	緑地面積 (㎡)	
市街化区域	1	鳥居本保育園	2,500	370
	2	かんぽの宿彦根	11,200	3,930
	3	さざなみ苑	8,300	670
	4	マリアージュ彦根	11,900	2,390
	5	関西大学彦根荘	28,100	26,790
	6	近江第2ふるさと園	14,700	4,470
	7	友仁山崎病院	32,900	6,640
	8	青い鳥会彦根学園	17,700	2,950
	9	彦根中央病院	15,600	2,380
	10	ホテルピワドック	15,500	8,070
	市街化区域 計		158,400	58,660
市街化調整区域	11	彦根ビューホテル	41,500	17,260
	12	ミシガン州立大学連合日本センター	15,500	4,480
	13	彦根カントリークラブ	900,000	697,500
	14	ふるさと園	19,600	3,710
	15	邂逅の里	11,600	2,960
	16	風蝶木	12,500	3,640
	17	ナースログ	6,000	1,470
	市街化調整区域 計		1,006,700	731,020
都市計画区域 合計		1,165,100	789,680	

緑の多い民間施設分布図



③ 商業地の緑化状況

銀座商店街や巡礼街道商店街では「近隣景観形成協定」を結び、店先や店内にフラワーポットを設置するなど積極的に緑化に取り組んでいます。

第6号 彦根銀座商店街うるおいと魅力あるまちづくり協定

彦根市彦根銀座商店街79世帯（昭和62年3月6日締結 昭和62年3月24日認定）

協定の内容

商店街の店先や店内にフラワーポットを設置し花や緑のある商店街として活性化するとともに、広告、看板等を統一しイメージカラーを活用するなど、街全体の調和を図るまちづくりを進める。

景観形成に関する事項

【店舗】

- 形態 銀座商店街にマッチしたもの
- 意匠 銀座商店街にマッチしたもの
- 色彩 イメージカラーを「城下町彦根にふさわしい色」とし、積極的に活用する
- 広告・看板等を統一し商店街全体の調和を図る

【商店街の緑化および美化】

- 店先や店内にフラワーポット等を設置する
- 花や緑を育てる心を通してまちの美化に努める

【その他】

- ストリートファニチャーの意匠統一
- 整然とした駐輪



地域の沿革と概要

彦根の中心部（旧市街地区域）に位置し、古くからの商店街としてにぎわっている。



活動内容

フラワーポット設置、大型プランター設置、商店街ライトアップシースルー化の実施、アーケード整備、街路灯の整備、ふれあいと魅力ある街づくり事業（花の植栽等）、平成3年度第6回景観づくり草の根のつどい開催等



第22号 ベルロードの景観と並木通りを守り育てる協定

彦根市巡礼街道商店街地区221世帯（平成6年1月20日締結 平成6年2月14日認定）

協定の内容

商店街を中心に、並木通りの管理とベルロードの愛称にふさわしい花と緑あふれる住みよいまちづくりを目指す。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退する
- 釣り合いよく配置する

【敷地の緑化】

- 既存樹木の維持管理
- フラワーポット等を設置し、花と緑の街づくりに努める



ポケットパーク整備

地域の沿革と概要

彦根巡礼街道商店街は、主要地方道大津能登川長浜線の片川以南、戸賀町交差点までの地域で、新しい商業集積地として発展した街である。しかし、歴史が浅いため、環境整備の充実に努めている。



活動内容

ポケットパーク整備等



④ 工場の緑化状況

彦根市内の主な工場の緑地面積率を以下の表に整理します。緑化面積の平均は、市街化区域内では約 25%、市街化調整区域では約 10%、都市計画区域全体では約 23%となっています。

■工場の緑化状況-1

区分	名 称	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑地面積率 (%)	
市街化区域	1	フジテック株式会社	142,600	34,620	24
	2	廣瀬バルブ工業株式会社 1	11,600	150	1
	3	廣瀬バルブ工業株式会社 2	9,900	0	0
	4	株式会社清水鐵工所	10,200	2,340	23
	5	株式会社永昌堂印刷	7,800	750	10
	6	パナソニックアプライアンス株式会社	89,000	24,560	28
	7	独立行政法人国立印刷局	65,100	18,590	29
	8	株式会社清水合金製作所	25,800	1,020	4
	9	株式会社ブリヂストン	551,200	152,270	28
	10	株式会社 SCREEN ホールディングス 彦根事務所	149,400	34,850	23
	11	株式会社石川製作所	6,600	80	1
	12	株式会社メタルカット	14,500	3,620	25
	13	マルホ株式会社	48,200	21,500	45
	14	株式会社大和バルブ	6,600	1,240	19
	15	株式会社ピラミッド	31,700	2,020	6
	16	角田鉄工株式会社	10,700	1,230	11
	17	日立化成(株)彦根事業所	81,400	24,680	30
	18	昭和電工株式会社	211,000	53,400	25
	19	昭和アルミニウム缶株式会社	34,600	4,680	14
	20	清水工業株式会社	23,800	5,940	25
	市街化区域 計	1,531,700	387,540	25	

■工場の緑化状況-2

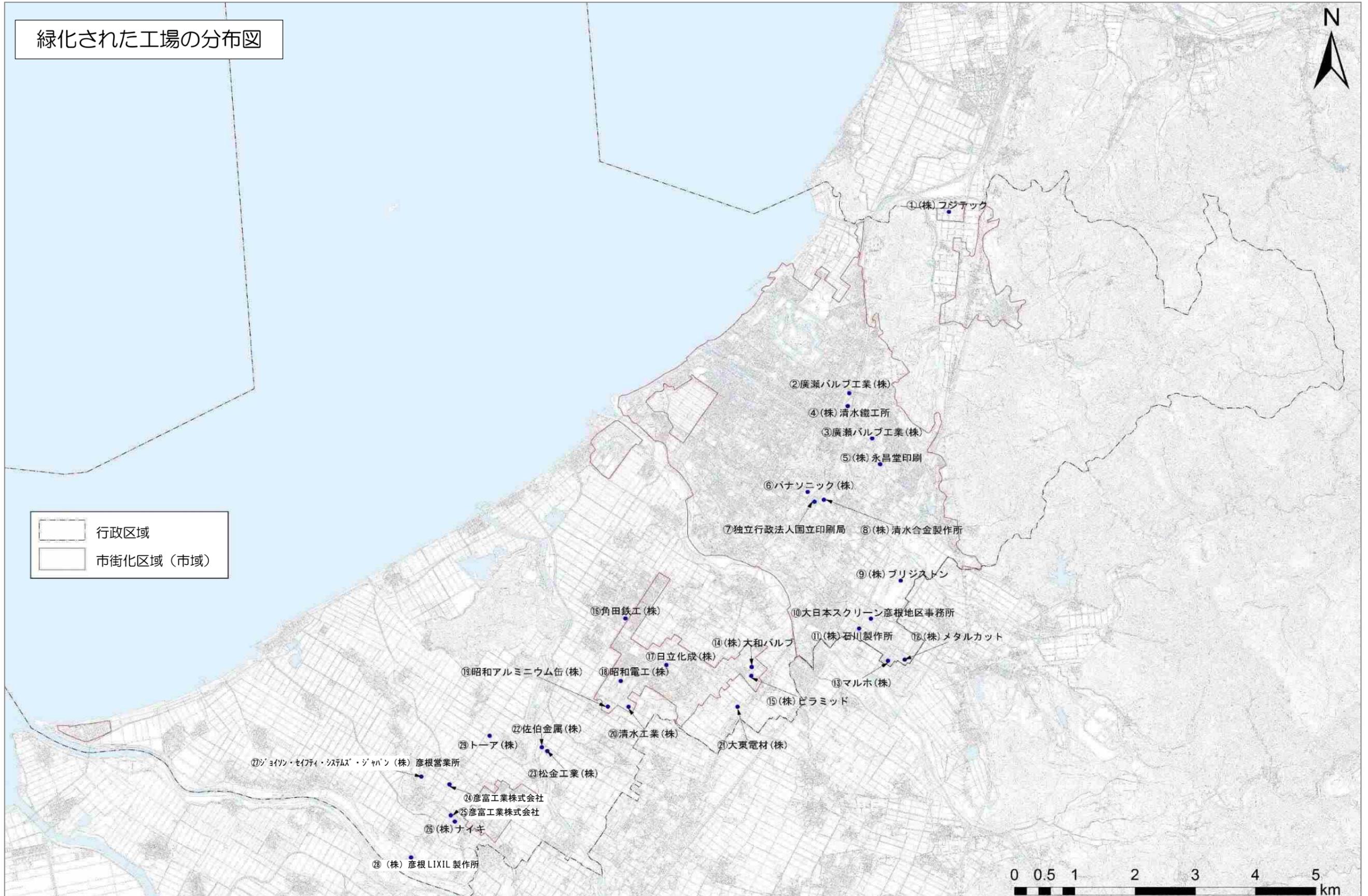
区分	名称	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	緑地面積率 (%)	
市街化調整区域	21	大東電材株式会社	24,800	3,570	14
	22	佐伯金属株式会社	7,600	280	4
	23	松金工業株式会社	17,200	1,830	11
	24	彦富工業株式会社 1	6,900	140	2
	25	彦富工業株式会社 2	5,200	760	15
	26	株式会社ナイキ	80,700	9,300	12
	27	ドイツ・セイティ・システム・ジャパン株式会社 彦根営業所	48,500	6,200	13
	28	株式会社彦根 LIXIL 製作所	18,500	1,400	8
	29	トーア株式会社	11,200	530	5
	市街化調整区域 計		220,600	24,010	11
都市計画区域 合計		1,752,300	411,550	23	

■工場緑化事例



資料：BRIDGESTONE 彦根工場

緑化された工場の分布図



⑤ 普及啓発活動状況

滋賀県および彦根市が実施している緑化啓発活動を以下に示します。

■滋賀県緑化推進会の緑化啓発活動

名 称	概 要
滋賀県緑化推進会の概要	◆「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、県民の皆さんから寄せられた「緑の募金」によって、湖国・滋賀の緑化を進めます。
平成30年度 事業計画	<p>(1) 森林・緑づくりの普及・啓発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑の募金 2) 「山を活かす・山を守る・山に暮らす都市交流会2018」への参画 3) 緑化啓発コンクールの実施 4) 緑化相談の実施 5) 募金活動等の総合的推進 6) 啓発活動の総合的推進 <p>(2) 森づくりの支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「ふれあいの森づくり」の支援 2) 「学校林づくり」の支援 3) 「協働の森づくり活動」の支援 <ol style="list-style-type: none"> ① 上下流連携による協働の森づくりの支援 ② 公募による協働の森づくりの支援 ③ 都市地域住民による森づくりの支援 <p>(3) 身近な緑づくりの支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活環境の緑づくりの支援 2) 緑のまちづくりの支援 3) 淡海の巨木・名木次世代継承事業の推進 <p>(4) 森林・環境活動の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑の少年団等の育成と活動強化 2) 森林・緑化活動団体の活動の支援 3) 事業所環境等の緑化推進に関する研修の実施 <p>(5) 国際緑化協力の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑の国際交流会の開催 2) 国際緑化協力団体への支援 <p>(6) 情報公開の一層の推進および効果的な公益財団活動の研究</p>

■彦根市の緑化啓発活動-1

名 称	概 要
市民一人一本植樹緑化運動	<p>◆わたしたちのまち“彦根”は、雄大な母なる琵琶湖の風景を望み、緑濃い鈴鹿山系や、佐和山などの山並み、さらに彦根城のある金亀山や湖東平野の核となっている荒神山などをまちの背景として、また、広がりのある平野部には幾筋もの河川が緑の帯をなし、うるおいとやすらぎのある自然豊かな暮らしを育んできました。</p> <p>◆しかし、自然を代表する豊かな緑は年々減少し、この失われようとする自然を再生し、緑豊かな都市景観をどのように形成していくか、うるおいとやすらぎのある個性あふれたまち創りをどう進めていくかが今後の大きな課題となっています。</p> <p>◆緑が減少しつつある今、市民一人ひとりがこの恵まれた環境を再認識し、「自然・緑」を磨き輝かせていくとともに、市民・事業者・行政がパートナーとなつての協働による総合的かつ効果的な緑化推進に努める必要があることから、中・長期計画のもとに「市民一人一本植樹緑化運動」を展開して、美しく明るい彦根のまち創りを醸成することを定めるものです。</p>
緑(樹木)の確保目標2020年をめざして	<p>◆市域平地部の緑(樹木)率 10%を 20%に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設の緑化面積を 20%以上に緑化推進(現状は平均 10%) ・住宅を中心とする民有地の緑化面積を 10%以上確保するよう普及、啓発 ・路線ごとに街路樹を意味づけ統一し、季節感をもたらし、その個性豊かな都市景観創出と調和した街路づくり ・住民参加の花や緑の地域づくりの推進 <p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域面積 9,815ha の内、山林面積は約 2,515ha ・市域平地部面積約 7,300ha (内、宅地地目等の面積約 2,400ha) ・宅地地目等での現況の緑(樹木)面積は、約 210ha(約 10%) ・2020 年には緑(樹木)の面積を約 500ha(約 20%)に増量

資料：彦根市ホームページ(平成 27 年 3 月時点)

■彦根市の緑化啓発活動-2

名 称	概 要
<p>緑と花のまちをつくろう</p>	<p>◆身近に緑や花のある生活は、私達の心にゆとりとうるおい、そしてやすらぎを与えてくれます。緑と花にあふれた美しく豊かなまちをみんなでつくり育てていきましょう。</p> <p>◆快適なまちに欠かせない緑と花</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな都市環境をつくります。 ・都市特有の気温の上昇を緩和します。 ・大気汚染の一因である二酸化炭素を吸収し、酸素を放出します。また、煤塵などを吸着して大気の浄化作用をします。
<p>みどりに関する補助制度などについて [市民団体等]</p>	<p>◆近隣景観形成協定修景対策事業</p> <p>近隣景観形成協定を締結する地域において、当該協定の関係者が行う景観形成を図るための事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.生垣の設置 2.つる性植物による垂直緑化 3.低木の植栽 4.樹木の移植 5.フラワーポットの設置 6.ポケットパーク、コーナースポットの整備などの事業
<p>みどりの表彰 ・助成</p>	<p>◆緑化大賞（公益財団法人都市緑化機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲枝支所周辺コミュニティ道路 <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【概要】</p> <p>文化・交流拠点のコミュニティ道路を地域の風景・施設に配慮して緑化しました。</p> <p>道路と歩道の境界に植えられた「はなみずき」が咲き、施設利用者のこころを和ませ、また、暑い夏には道行く人に木陰を提供し、地域住民の憩いの場として定着しています。</p> </div> </div>

資料：彦根市ホームページ

2-4 その他関連事項の調査

1. レクリエーション施設

(1) 公共（市）のレクリエーション施設

彦根市の公共のレクリエーション施設としては、県の施設として「滋賀県立彦根総合運動場」など2施設、市の施設として「彦根城」「荒神山自然の家」など36施設があります。（レクリエーション施設一覧参照）

■公共のレクリエーション施設（例）

名称	概要	イメージ
彦根城	彦根城は、姫路城、松本城、犬山城、松江城とともに国宝に指定されています。 天守をはじめ、重要文化財の各櫓、下屋敷の庭園である玄宮園、内堀・中堀などが当時の姿を留めています。全国的に見てもきわめて保存状態のよい城跡で、年間を通じて多くの人々が訪れます。	
荒神山自然の家	荒神山自然の家は、美しい緑、清らかな光、澄んだ空気、自然の魅力が溢れる荒神山で、団体での宿泊や体験活動を通じて、心身ともに健全な成長を図ることを目的としています。	

資料：彦根市観光協会ホームページ

(2) 民間のレクリエーション施設

民間のレクリエーション施設としては、「夢京橋キャスルロード」など28施設があります。

■民間のレクリエーション施設（例）

名称	概要	イメージ
夢京橋キャスルロード	彦根城のお堀にかかる京橋からすぐで、白壁と黒格子の町家風に統一された街並みは江戸時代の城下町をイメージしています。和菓子屋、洋菓子屋、地元ならではの商品を扱うお店が軒を並べ、古き時代と新しい時代の薫り漂う「OLD NEW TOWN」です。	

■レクリエーション施設一覧

名称	所在地	規模 (h a)
滋賀県立彦根総合運動場	松原町 3028	14.0
彦根港	松原町	2.3
彦根城	金亀町 1-1	49.0
名勝玄宮楽々園	金亀町 3	5.7
佐和山城跡	古沢町・佐和山町・鳥居本町	—
荒神山自然の家	日夏町 4794 番地 1	2.0379
井伊神社	古沢町 1 1 1 2-1	—
北野神社	馬場一丁目 3-10	—
千代神社	京町二丁目 9-33	—
滋賀県護国神社	尾末町 1-59	—
中山道鳥居本宿	鳥居本町	—
中山道高宮宿	高宮町	—
山崎山城跡	清崎町ほか	—
肥田城跡	肥田町	—
旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園	松原町 5 1 5	2.1
彦根城博物館	金亀町 1-1	0.4
七曲がり仏壇街	芹中町	—
芹川堤（けやき並木）	後三条町ほか	—
庄堺公園	開出今町	4.2
彦根市民体育センター	松原町 3751 番地 7	—
稲枝地区体育館	金田町 609-2	0.648
金亀公園	金亀町	37.9
荒神山公園	日夏町地先	16.6
千鳥ヶ丘公園	和田町地先	19.0
鳥居本公園	鳥居本町字西山の上 1 1 6 5 番地外	2.1
福満公園	西今町	1.2
外馬場公園	京町二丁目	0.28
石寺浜松並木	石寺町地先	—
新海浜水泳場	新海町地先	1.6
新海浜キャンプ場	新海町地先	2.5
松原水泳場	松原町地先	27.0
十王村の水	西今町	—
いろは松	尾末町	—
旧池田屋敷長屋門	尾末町 5 番 3 8 号	0.07793
旧脇屋敷長屋門	金亀町	—
旧西郷屋敷長屋門	金亀町	—
金亀会館	中央町	—
荒神山ハイキングコース	清崎町	—
夢京橋キャッスルロード	本町二丁目 1-3	—
夢京橋あかり館	本町二丁目 1-3	0.003
埋木舎	尾末町 1-11	0.2
宗安寺	本町二丁目 3-7	0.5
スミス記念堂	本町三丁目	—
龍潭寺	古沢町 1104	1.8
長寿院（大洞弁才天）	古沢町 1139	0.4
天寧寺	里根町 232	0.7
荒神山神社	清崎町 1931	0.3
大師寺	佐和町 7-19	—
済福寺	芹川町 919	—

■レクリエーション施設一覧

名称	所在地	規模 (h a)
四番町スクエア	本町一丁目12-5	—
俳遊館	本町一丁目3-24	0.002
花しょうぶ通り	河原三丁目4番36号	—
彦根カントリークラブ	鳥居本 2958	90
多景島	八坂町	1.3
圓常寺	城町二丁目4-62	—
中村商家保存館	旭町3-23	—
金毘羅宮・慈眼寺	野田山町291	—
中山道摺針峠	下矢倉町	—
旧鈴木屋敷長屋門	立花町	—
旧魚屋町の街並み	本町二丁目	—
湖東焼窯跡	古沢町	—
石川千代松像	船町	—
義言地蔵	城町一丁目	—
虎徹の井戸跡	長曾根町	—
連着町の腹痛石	城町二丁目	—
長野主膳義言屋敷跡	立花町	—

資料：彦根長浜圏域都市計画基礎調査（平成25年度）

2. 道路緑化状況

道路の緑化はほとんどが市街化区域内で行われていますが、連続性に欠けています。延長がわかっている箇所だけで約19km整備されています。

その中で、特に市の中心部を東西に連絡する26：芹川堤防線のケヤキ並木は、良好な景観を形成しており、市民に親しまれています。

■ 芹川堤防線（ケヤキ並木）



■ 夢京橋線外1線（ケヤキ並木・ドウダンツツジ）



■道路緑化状況一覧-1

番号	路線名	延長(m)	樹木名	備考
1	彦根駅平田線	-	ケヤキ・クス・ツツジ外	両側
2	彦根駅平田線	70	クスノキ・シャリンバイ外	両側
3	彦根駅平田線	350	アラカシ・サザンカ・ツツジ	両側
4	彦根駅平田線	200	ケヤキ	両側
5	錦船町線	530	マテバシイ・アラカシ外	両側
6	長曽根銀座河原線	240	ヤマモモ・ユキヤナギ	両側
7	長曽根銀座河原線	250	ツツジ外	両側
8	芹橋彦富線	100	ナンキンハゼ	両側
9	芹橋彦富線	100	ナンキンハゼ・キリシマツツジ	両側
10	大藪金田線	330	ユリノキ・ジュウガツザクラ・アベリア	両側
11	大藪金田線	-	ユリノキ・アベリア外	-
12	彦根口河瀬駅線	-	クロガネモチ・カンツバキ・ツツジ外	-
13	彦根口河瀬駅線	610	ナンキンハゼ・キリシマツツジ	両側
14	彦根口河瀬駅線	240	クロガネモチ・ドウダンツツジ	両側
15	小泉庄堺線	1,350	ケヤキ・ペニカナメモチ・アベリア外	両側
16	小泉庄堺線	-	アラカシ・ウバメガシ・サツキツツジ外	-
17	小泉庄堺線	700	ケヤキ・ツゲ	両側
18	小泉庄堺線	700	ケヤキ・ツゲ外	片側
19	小泉庄堺線	520	ケヤキ・マテバシイ	両側
20	小泉庄堺線	200	イチョウ・マテバシイ	両側
21	八坂西今線	1,620	クスノキ・ムクゲ・トペラ外	片側
22	稲枝停車場線	170		両側
23	夢京橋線外 1 線	230	ケヤキ・ドウダンツツジ	両側
24	中山道線	350	クロマツ・ケヤキ・ヤブラン・キリシマツツジ	両側
25	中山道線	300	クロマツ・ケヤキ外	両側
26	芹川堤防線	240	ケヤキ	片側
27	大藪橋向線	600	トチノキ・アキニレ外	両側
28	大藪橋向線	760	トチノキ	片側
29	川瀬馬場南川瀬線	100	ユリノキ	片側
30	賀田山安食中線	400	ケヤキ・ヒラドツツジ	片側
31	南三ツ谷本庄線	510	ソメイヨシノ	片側
32	鳥居本中山線	160	イチョウ	片側
	鳥居本団地 2 号線	130	イチョウ	両側
	鳥居本団地 5 号線	75	イチョウ	両側
	鳥居本団地 9 号線	200	イチョウ	両側
	鳥居本団地 11 号線	240	イチョウ	両側
	鳥居本団地 12 号線	80	イチョウ	両側
	鳥居本団地 14 号線	270	イチョウ	両側
	鳥居本団地 15 号線	90	イチョウ	両側
鳥居本団地 16 号線	50	イチョウ	両側	
鳥居本団地 18 号線	55	イチョウ	両側	
33	原町五反田四十八線	350	トチノキ	片側
34	馬場御蔵橋線	440	ナンキンハゼ・サザンカ	片側
35	西今松田団地 19 号線	200	ソメイヨシノ・ケヤキ・モミジ・シラカシ外	片側
36	大藪団地 1 号線	750	アメリカフウ・ツグ	両側
37	芹川堤防南線	2,660	ケヤキ・エノキ・ソメイヨシノ外	両側
38	平田戸賀線	80	ハナミズキ・ハマヒサカキ	片側
39	日夏町三代神下大杉線	100	アラカシ・アベリア	片側
40	宇曽川左岸線	390	ソメイヨシノ・ササキツツジ	片側

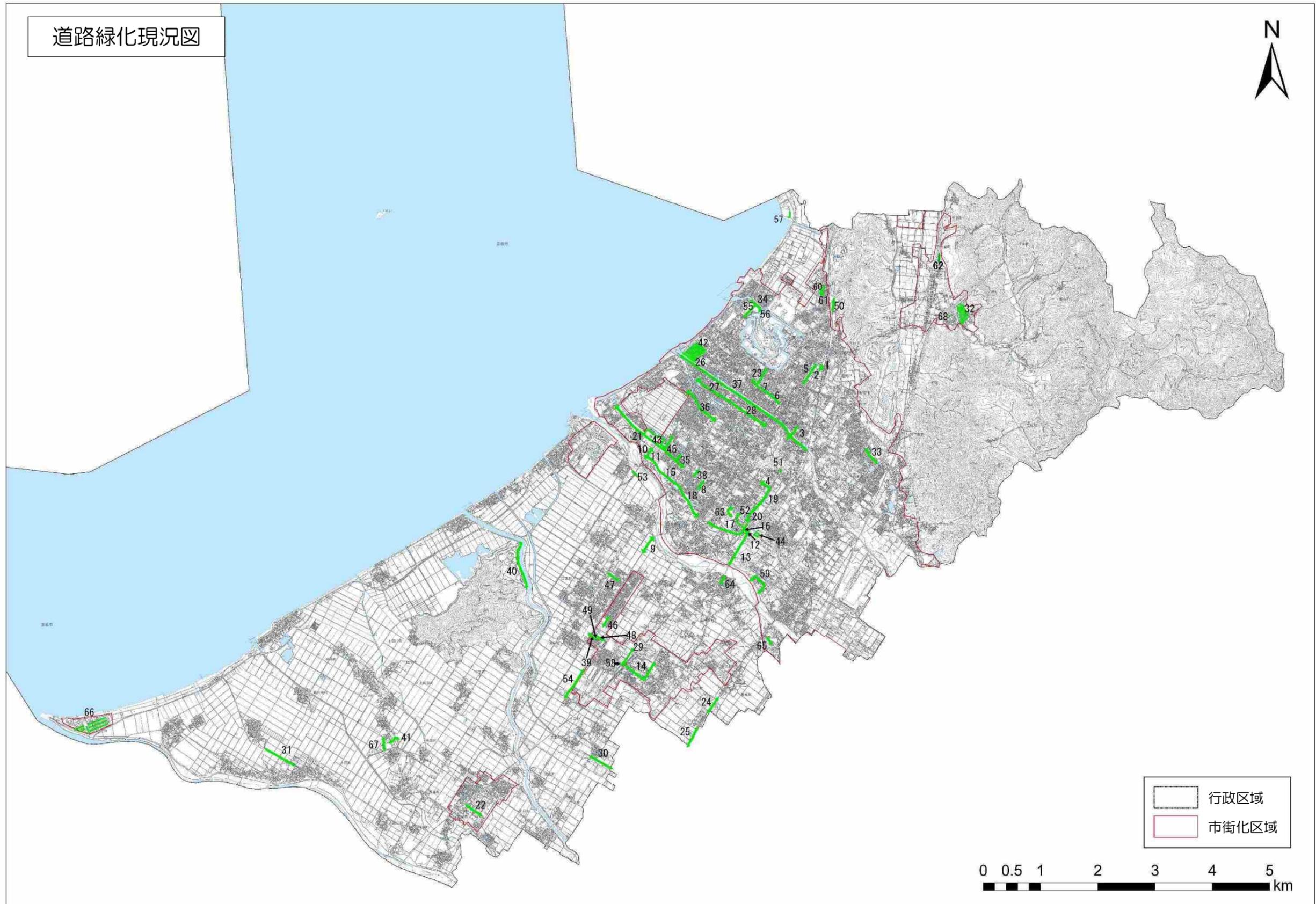
資料：街路樹路線一覧表（平成 20 年度）

■道路緑化状況一覧-2

番号	路線名	延長(m)	樹木名	備考
41	稲枝支所線	120	ハナミズキ・ケヤキ・ツツジ外	両側
42	長曾根町6号線外 (本線歩道部・遊歩道)	-	ハナミズキ・ヒメシャラ・サルスベリ外	片側
43	メイプルタウン1号線	380	トウカエデ・ハナミズキ・イブキ外	片側
44	南彦根駅環状線	150	シラカシ・ケヤキ・トウカエデ外	片側
45	西今開出今団地1号線	350	トウカエデ	片側
	西今開出今団地2号線	200	トウカエデ	片側
	西今開出今団地3号線	390	トウカエデ	片側
46	日夏東団地1号線	140	タイワンフウ	片側
47	日夏西団地5号線	250	ケヤク・ツツジ	両側
48	亀山北団地2号線	100	アラカシ・ハナミズキ外	片側
49	亀山北団地4号線	100	アラカシ・ハナミズキ外	片側
50	古沢町石ヶ崎線	-	サクラ・シダレザクラ	-
51	岡町山之脇線	70	ソメイヨシノ	片側
52	福満団地1号線	400	イチョウ・マテバシイ	両側
53	八坂開出今線	-	ヒラドツツジ	-
54	賀田山日夏線	490	プラタナス	片側
55	松原橋周辺	50	ソメイヨシノ・サザンカ	片側
56	御蔵橋周辺 (ポケットパーク)	-	ソメイヨシノ・カイズカイブキ	-
57	松原ポケットパーク	-	クロマツ	-
58	河瀬駅西口広場線	-	-	-
59	高宮西河原団地1号線	370	-	片側
60	松原町弁天前1号線	190	-	片側
61	松原町弁天前3号線	80	-	片側
62	中山道線(鳥居本)	170	-	片側
63	小泉町南平天王寺線	100	-	片側
64	広野町18号線 (春日大橋南詰)	50	-	片側
65	東川原団地1号線	50	-	片側
66	新海浜団地7号線他5路線	1340	-	遊歩道
67	田原本庄線(河川沿線)	150	-	片側
68	鳥居本樋ノ口団地1号線	30	-	両側
緑化延長 計		23,810	-	-

資料：街路樹路線一覧表(平成20年度)

道路緑化現況図



行政区域
市街化区域

0 0.5 1 2 3 4 5 km

3. 景観特性

(1) 自然系

市域の犬上川以南に広がる地域では、古代から営まれてきた広大な農地が現在も広がっています。

広大な農地は周辺の自然緑地と一体となって、美しい緑地景観を形成しています。

■田園景観



写真：彦根市都市景観基本計画

(2) 歴史系

指定文化財は、犬上川以北の、旧城下町に多くみられます。

彦根城は、市を代表する文化財として知られており、天守や櫓が国宝や重要文化財に、城跡全体が特別史跡に指定され、築城以来の歴史をしのぶ市民の憩いの空間となっています。

■彦根城



写真：彦根市観光ガイド

指定文化財以外にも彦根市には創建の古い神社や寺院が多く分布しています。これらは、旧城下町だけでなく農村集落にも見られ、鎮守の森と相まって地域景観に潤いを与えている社寺も多いです。

社寺以外の歴史的建造物をみると、彦根市には、明治から第二次大戦までに建てられた洋風の建築物が残っており、市の近代化の歴史と文化の貴重な資源として、街並みの中のアクセントとなっています。

■千代神社本殿（国の重要文化財）

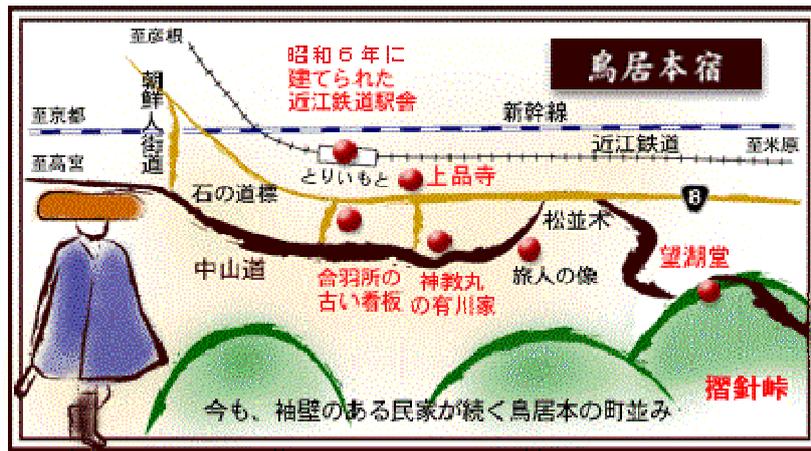


写真：彦根市文化財課

(3) 街道

彦根市の市域内には、古代から中世にかけて東山道、近世以降は中山道と呼ばれた街道の他に、彦根城築城前まで彦根山（現、金亀山）の彦根寺へと通じていた巡礼街道や、近世に江戸へと向かう朝鮮通信使が利用した朝鮮人街道が整備され、多くの人や物資が行き交っていました。

■ 鳥居本宿



中山道は、その道筋がよく残されており、鳥居本と高宮の宿場街の歴史的街並みのほか、一部に残るマツやケヤキの並木などが当時の面影を残すものとして親しまれています。

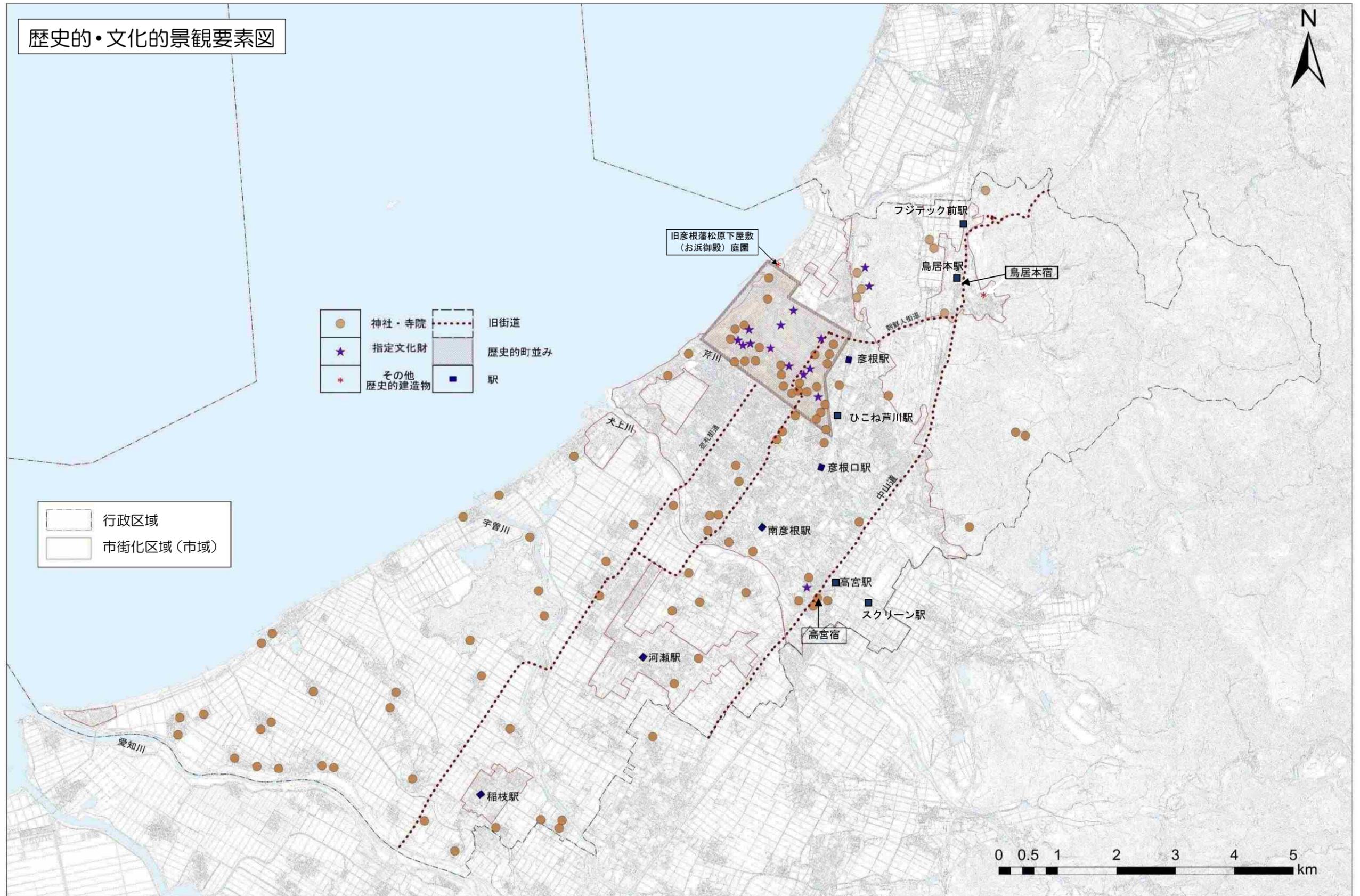
一方、朝鮮人街道と巡礼街道も、並木などは残されていないものの、一部を除いてその道筋をたどることができます。

■ 高宮宿



近世に構築された城下町の街並みは、碁盤型を基調としつつも、屈折や斜行した道路もある特有の町割りや、城下の要所に配置された寺院、武家屋敷・町家・足軽組屋敷の遺構などが残り、往時の様子をうかがい知ることができます。また、中山道沿いに発達した鳥居本と高宮の宿場町では、旧旅籠屋や町家などが軒を連ねて並んでおり、今も歴史的な雰囲気を伝えています。

歴史的・文化的景観要素図



4. 防災

(1) 避難路

避難経路として想定される主要道路としては、国道 8 号、国道 306 号のほか、主要地方道・県道や幅員 6m 以上の市道等が地域防災計画において想定されています。

(避難経路として想定される主要道路、避難場所図参照)

(2) 避難場所 (避難施設)

① 指定避難所、指定緊急避難場所

1) 指定避難所

彦根市では各地区の小学校を指定避難所に指定しています。

■ 指定避難所

名 称	地区名	所在地	用途
1 彦根市立城東小学校	城東	京町二丁目 2 番 19 号	学校
2 彦根市立城西小学校	城西	本町三丁目 3 番 22 号	学校
3 彦根市立金城小学校	金城	大藪町 391 番地	学校
4 彦根市立城北小学校	城北	松原町 3751 番地 3	学校
5 彦根市立佐和山小学校	佐和山	安清町 11 番 32 号	学校
6 彦根市立旭森小学校	旭森	東沼波町 300 番地	学校
7 彦根市立平田小学校	平田	平田町 267 番地	学校
8 彦根市立城南小学校	城南	西今町 380 番地	学校
9 彦根市立城陽小学校	城陽	甘呂町 430 番地	学校
10 彦根市立若葉小学校	若葉	蓮台寺町 180 番地	学校
11 彦根市立鳥居本小学校	鳥居本	鳥居本町 1550 番地 1	学校
12 彦根市立高宮小学校	高山	高宮町 2447 番地	学校
13 彦根市立河瀬小学校	河瀬	極楽寺町 118 番地	学校
14 彦根市立亀山小学校	亀山	賀田山町 8 番地	学校
15 彦根市立稻枝東小学校	稻枝東	稻部町 308 番地	学校
16 彦根市立稻枝北小学校	稻枝北	下岡部町 597 番地	学校
17 彦根市立稻枝西小学校	稻枝西	本庄町 3583 番地	学校

資料：彦根市地域防災計画（資料編）

2) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所としては、指定避難所に指定している各地区の小学校および、市民の認知度が高い以下の学校や公民館等が指定されています。

■ 指定緊急避難場所-1

名 称	地区名	所在地	用途
1 彦根市東地区公民館	城東	大東町 1 番 26 号	集会所
2 彦根商工会議所	城東	中央町 3 番 8 号	集会所
3 彦根勤労福祉会館	城東	大東町 4 番 28 号	集会所
4 彦根市立西中学校	城西	金亀町 8 番 1 号	学校
5 滋賀県立彦根翔西館高等学校 第 2 体育館・第 2 グラウンド	佐和山	芹川町 580 番地	学校
6 滋賀県立彦根東高等学校	城西	金亀町 4 番 7 号	学校
7 彦根市民会館	城西	尾末町 1 番 38 号	集会所
8 彦根市西地区公民館	城西	本町一丁目 9 番 1 号	集会所
9 彦根市立彦根幼稚園	城西	本町一丁目 3 番 33 号	幼稚園
10 彦根市立中央中学校	金城	西今町 1207 番地	学校
11 彦根市中老人福祉センター	金城	開出今町 1361 番地 1	福祉施設
12 私立近江高等学校	城北	松原町 3511 築地 1	学校
13 千松会館	城北	松原一丁目 12 番 13 号	集会所
14 滋賀県立彦根総合運動場	城北	松原町 3028 番地	県施設
15 滋賀大学	城北	馬場一丁目 1 番 1 号	学校
16 かんぼの宿彦根	城北	松原町 3759 番地	宿泊施設
17 彦根市北老人福祉センター	城北	馬場一丁目 5 番 5 号	福祉施設
18 彦根市立東中学校	佐和山	芹川町 443 番地	学校
19 彦根市市民交流センター	佐和山	里根町 163 番地 1	集会所
20 滋賀県立彦根翔陽高等学校	佐和山	芹川町 580 番地	学校
21 私立彦根総合高等学校	佐和山	芹川町 328 番地	学校
22 彦根市旭森地区公民館	旭森	正法寺町 642 番地 1	集会所
23 彦根市福祉センター	瀬山	平田町 670 番地	市施設
24 東びわこ農業協同組合彦根中央 支店	平田	平田町 792 番地 1	その他
25 ひこね燦ばれす	城南	小泉町 648 番地 3	集会所
26 ひこね市文化プラザ	城南	野瀬町 187 番地 4	集会所
27 彦根市立南中学校	城陽	甘呂町 156 番地	学校
28 三津屋町民会館	城陽	三津屋町 1451 番地	集会所
29 滋賀県立大学	城陽	八坂町 2500 番地	学校
30 彦根市鳥居本地区公民館	鳥居本	鳥居本町 1491 番地 6	集会所

資料：彦根市地域防災計画（資料編）

■指定緊急避難場所-2

名 称	地区名	所在地	用途
31 彦根市立烏居本中学校	烏居本	烏居本町 788 番地	学校
32 彦根市高宮地域文化センター	高宮	高宮町 2311 番地	市施設
33 彦根市立彦根中学校	河瀬	西葛箒町 553 番地	学校
34 彦根市河瀬地区公民館	河瀬	森堂町 131 番地	集会所
35 彦根市人権・福祉交流会館	河瀬	犬方町 848 番地 1	集会所
36 東びわこ農業協同組合本店	河瀬	川瀬馬場町 922 番地 1	その他
37 滋賀県立彦根工業高等学校	河瀬	南川瀬町 1310 番地	学校
38 滋賀県立河瀬高等学校	河瀬	川瀬馬場町 975 番地	学校
39 彦根市役所亀山出張所	亀山	賀田山町 278 番地 2	市施設
40 稲枝商工会館	稲枝東	稲部町 607 番地 1	その他
41 聖泉大学	稲枝東	肥田町 720 番地	学校
42 彦富町公民館	稲枝東	彦富町 1718 番地	集会所
43 彦根市立稲枝中学校	稲枝北	田原町 202 番地	学校
44 彦根市稲枝地区公民館	稲枝北	本庄町 60 番地	集会所
45 東びわこ農業共同組合稲枝支店	稲枝北	本庄町 92 番地 1	その他
46 新海町公民館	稲枝西	新海町 431 番地	集会所

資料：彦根市地域防災計画（資料編）

3) 指定以外の避難場所

指定以外の避難場所としては、身近な建築施設を有する民間施設等が指定されています。

■指定以外の避難場所

名 称	地区名	所在地	用途
1 滋賀県立盲学校	城南	西今町 800 番地	学校
2 創価学会彦根文化会館	高宮	高宮町 1333 番地 3	寺院
3 天理教高宮文教会	高宮	高宮町 2330 番地	寺院
4(株)セシマ彦根愛昇殿	高宮	高宮町 1431 番地	葬儀場
5 ダイフク新海浜レークハウス	稲枝西	新海浜二丁目 15-1	保養所
6 琵琶湖コンファレンスセンター	稲枝西	新海浜二丁目 1-1	保養所
7 タカタハウス	稲枝西	新海町 401 番地	保養所

資料：彦根市地域防災計画（資料編）

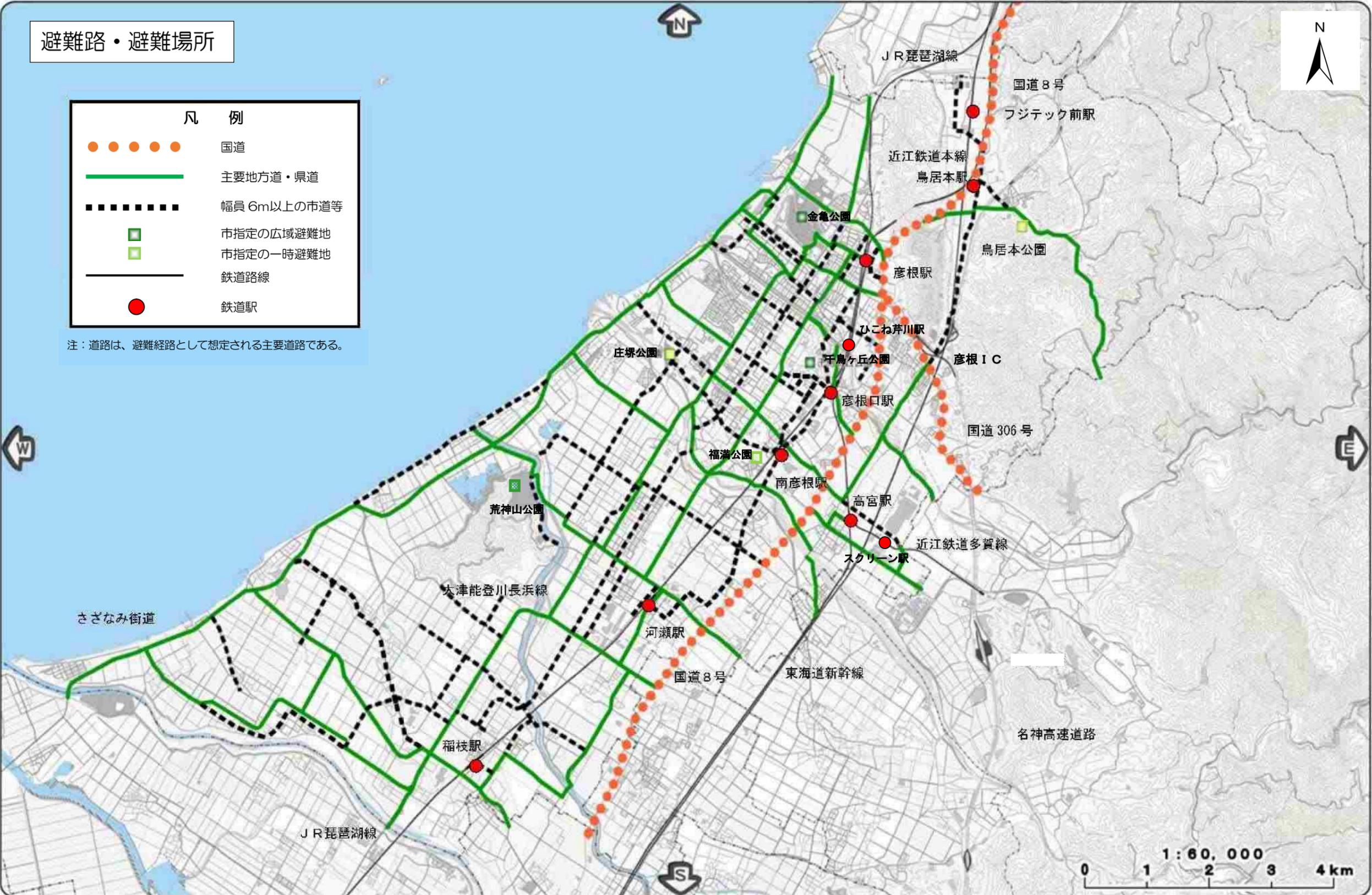
③ その他避難場所

市の防災計画には明確な位置づけはありませんが、過去の災害においてオープンスペースとして公園・緑地は大きな役割を果たしています。参考資料の中では、都市基幹公園（金亀公園や千鳥ヶ丘公園等）が広域避難地・一次避難地として明示されています。

避難路・避難場所

凡 例	
●●●●●	国道
—	主要地方道・県道
— — — — —	幅員 6m以上の市道等
■	市指定の広域避難地
■	市指定の一時避難地
—	鉄道路線
●	鉄道駅

注：道路は、避難経路として想定される主要道路である。



資料：彦根市地域防災計画（資料編）

(3) 洪水ハザードマップ

彦根市水害ハザードマップ（統合版）は、国土交通省が公表した「琵琶湖浸水想定区域図」、滋賀県が公表した「浸水想定区域図（芹川、犬上川、宇曾川、愛知川、および「地先の安全度マップ」）を基に、浸水想定区域図周辺の防災に関する情報を彦根市がまとめたものです。

本マップは、下記の異なる3つのシミュレーション結果を重ね合わせて、おおむね100年に1回の猛烈な雨を想定した浸水区域と浸水深が最大となるケースを抽出して表現したものです。

① 琵琶湖浸水想定区域図

実績洪水の最大である明治29年9月洪水によって、琵琶湖の水位が上昇（+2.5m）し、はん濫した場合に想定される浸水区域です。

② 浸水想定区域図（芹川、犬上川、宇曾川、愛知川）

河川毎に設定したおおむね100年に1回起こりうる大雨によって、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川の水位が上昇し、はん濫した場合に想定される浸水区域です。（外水はん濫のみを対象）

③ 地域の安全度マップ（滋賀県公表）

滋賀県全域を同一で設定したおおむね100年に1回起こりうる大雨によって、滋賀県内の指定河川のはん濫だけでなく、琵琶湖の水位上昇（+0.4m）、普通河川や小規模な一級河川、農業用排水路、下水道雨水排水路など身近な水路のはん濫も同時に考慮した場合に想定される最大浸水深図です。（地面の高さのほか、鉄道の路線や国道などの盛土構造物によって集水される解析法になっています。）

第3章 緑に関する市民意識調査



第3章 緑に関する市民意識調査

3-1 アンケート調査方法等

彦根市では、「彦根市都市計画マスタープラン」の改訂および「彦根市都市交通マスタープラン」の策定時に、これらの計画策定の資料にするため、平成27年2月に市民アンケートを実施しました。

1. 調査方法

<一般市民>

- (1) 調査対象 市内に住んでいる18歳以上の男女合わせて2,000人を住民基本台帳から無作為抽出
- (2) 調査方法 郵送による配布・回収
- (3) 調査期間 平成27年2月～3月上旬

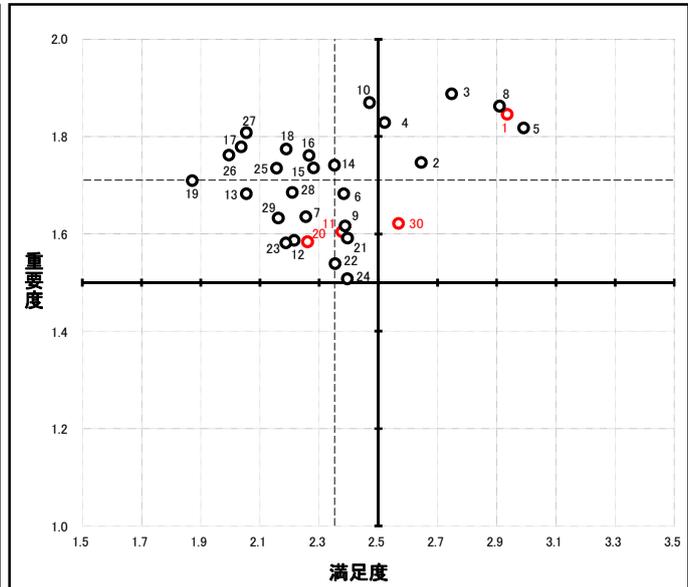
2. 回収率

区 分	配布数	有効回答数	回収率
<一般市民>	2,000 件	988 件	49.4%

3-2 アンケート調査結果

1. 居住している地域の評価

- 地域の評価で、緑の基本計画に係る項目は、「①自然の豊かさや環境保全の状況」は、満足度が高くなっています。「⑪公園や水辺・親水空間(水とふれあえる場)の整備状況」、「⑳街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備」は、満足度が平均となっています。「③⑩地域の歴史文化の保護・活用の状況」は満足度が高くなっています。
- これらより⑪、⑳の満足度の向上が必要といえます。



① 自然の豊かさや環境保全の状況

- ② まちなみや景観の整備状況
- ③ 治安のよさや防犯対策の状況
- ④ 自然災害等に対する防災体制
- ⑤ お住まいの地域の住宅の状況（敷地や住居の広さ、快適さ）
- ⑥ 雇用機会や働く場
- ⑦ 地域経済の状況（商工業、農業、観光業などの地域の産業の状況）
- ⑧ 日常生活に必要な買い物の利便性
- ⑨ 休日などに、ショッピングを楽しめるような多様な商店等の集積
- ⑩ 病院や診療所などの施設や医療サービスの状況

⑪ 公園や水辺・親水空間(水とふれあえる場)の整備状況

- ⑫ 文化や教養活動・レジャーのための施設やサービスの状況
- ⑬ 公共交通（鉄道、バス等）の利便性
- ⑭ 周辺の市町につながる道路の整備・改善
- ⑮ 市内の地域間を結ぶ道路の整備・改善
- ⑯ 身近な生活道路の整備・改善
- ⑰ 人が安全に通行できる歩道の整備・改善
- ⑱ ドライバーや歩行者のための交通安全施設（照明、カーブミラーなど）の設置状況
- ⑲ 自転車通行スペースの整備・改善

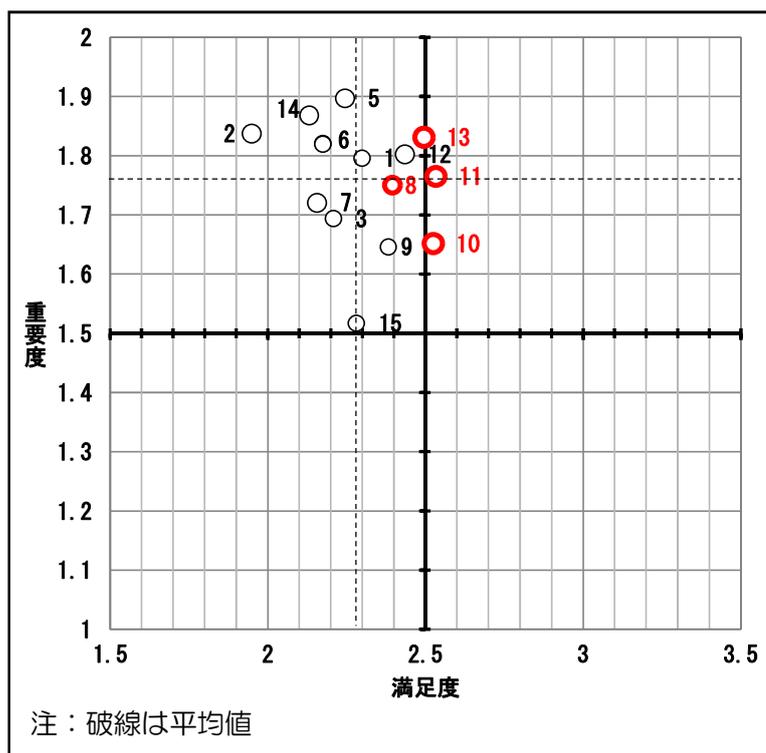
⑳ 街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備

- ⑳ 街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備
- ㉑ 民間や公共が設置している駐車場の整備状況
- ㉒ 民間や公共が設置している駐輪場の整備状況
- ㉓ 交通渋滞や交通安全を高めるための交通情報提供
- ㉔ 市内の観光資源などを案内する案内標識
- ㉕ 子供の遊び場や保育所など子育てのための施設やサービスの状況
- ㉖ 高齢者等にとって暮らしやすいような地域のバリアフリー（障害や障壁を取除いた施設や工夫）の状況
- ㉗ 介護・福祉のための施設やサービスの状況
- ㉘ 地域の人々のつながりや地域のコミュニティの状況（少子高齢化や核家族化の進展などに伴う変化）
- ㉙ まちの魅力やにぎわいに富んだ地域社会の状況

㉚ 地域の歴史文化の保護・活用の状況

2. 彦根市の将来

●彦根市の将来イメージの重要度・満足度における緑の基本計画に係る項目としては、「⑧自然・歴史・文化・地場産業などの資源を活用した観光産業を育てるまちづくり」、「⑩歴史・文化を刻み、市民が誇れる「彦根城と城下町」の世界遺産登録を目指すまちづくり」、「⑪良好な景観を守り育てるまちづくり」、「⑬緑豊かな環境のなかで、暮らしやすいまちづくり」は、重要度、満足度ともに高くなっています。これらより⑧、⑩、⑪、⑬の満足度の向上が必要といえます。

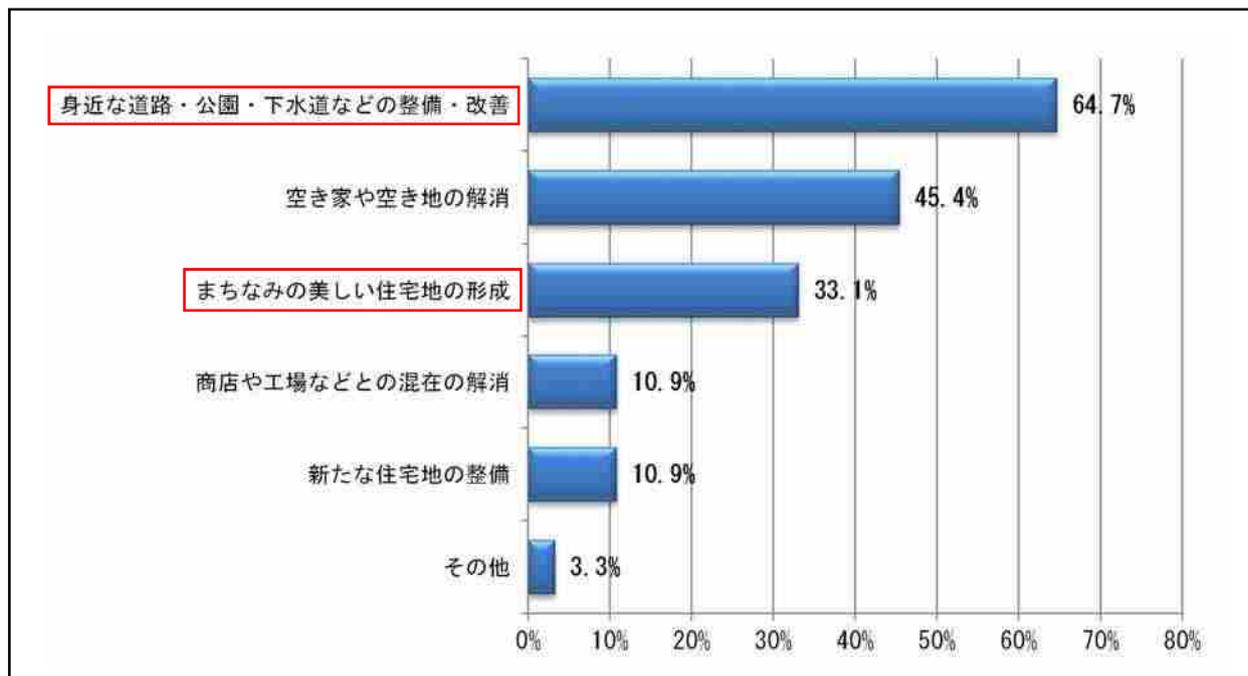


- ① 地域で助け合い歩いていける距離で生活できるコンパクトなまちづくり
- ② 子どもから高齢者までだれもが利用しやすい公共交通網を充実するまちづくり
- ③ 情報を共有し、市民主導のまちづくり
- ④ 人や生活環境に配慮した道路を整備するまちづくり
- ⑤ 防災・減災に配慮した安全・安心なまちづくり
- ⑥ 働く場や生活する場が身近にあるまちづくり
- ⑦ 活力と魅力ある市街地に再生するまちづくり（例：多くの人で賑わう）
- ⑧ **自然・歴史・文化・地場産業などの資源を活用した観光産業を育てるまちづくり**
- ⑨ 大学との共同によって、地域の産業を活性化するまちづくり
- ⑩ **歴史・文化を刻み、市民が誇れる「彦根城と城下町」の世界遺産登録を目指すまちづくり**
- ⑪ **良好な景観を守り育てるまちづくり**
- ⑫ 持続可能で環境に配慮した美しいまちづくり
- ⑬ **緑豊かな環境のなかで、暮らしやすいまちづくり**
- ⑭ 都市生活に必要な公共施設や医療、福祉施設が利用しやすい場所にあるまちづくり
- ⑮ 郊外での住宅地開発の抑制

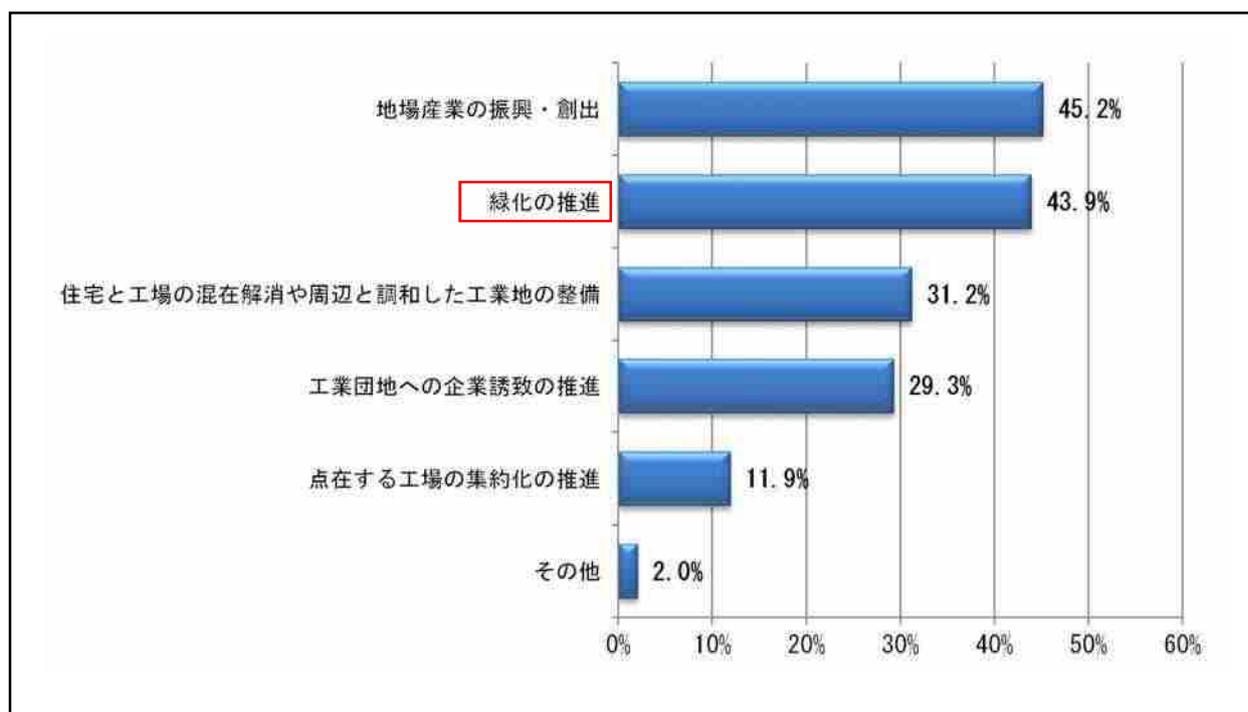
3. 地域において今後取り組んでほしい事

- 住宅地は、「身近な道路・公園・下水道などの整備・改善」や「まちなみの美しい住宅地の形成」が望まれています。
- 工業地は、「地域産業の振興・創出」とあわせ、「緑化の推進」が望まれています。

【住宅地】

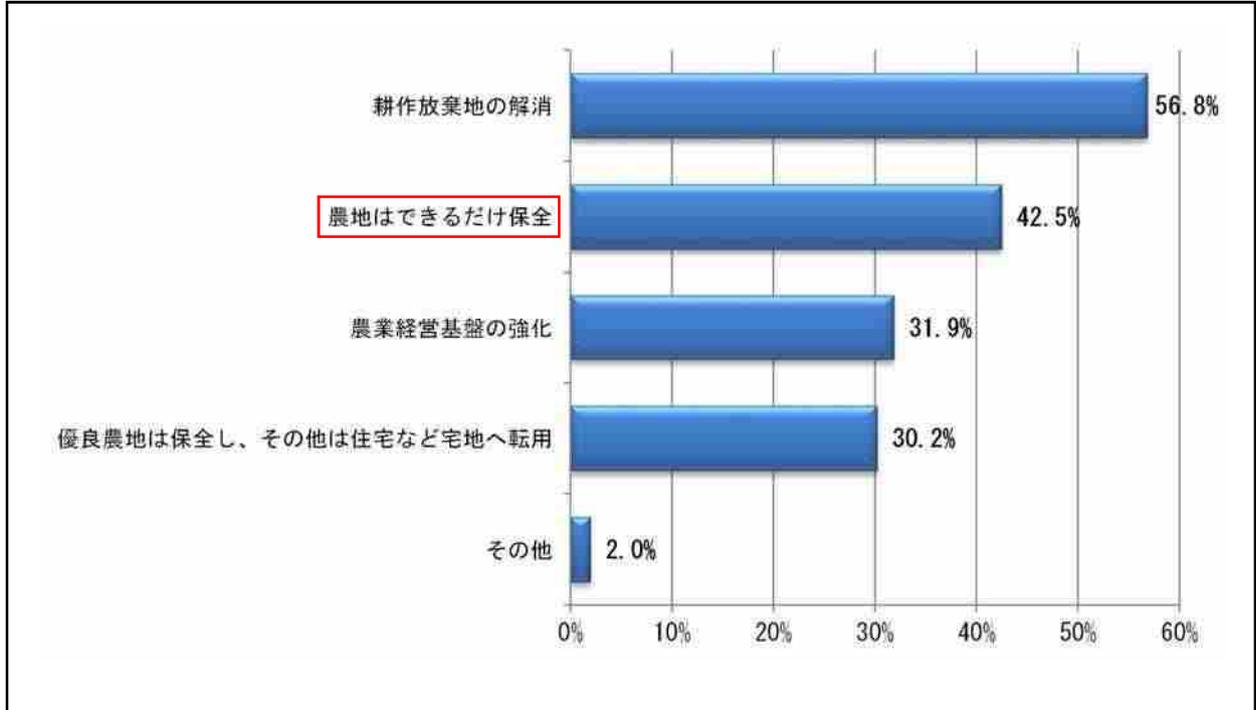


【工業地】

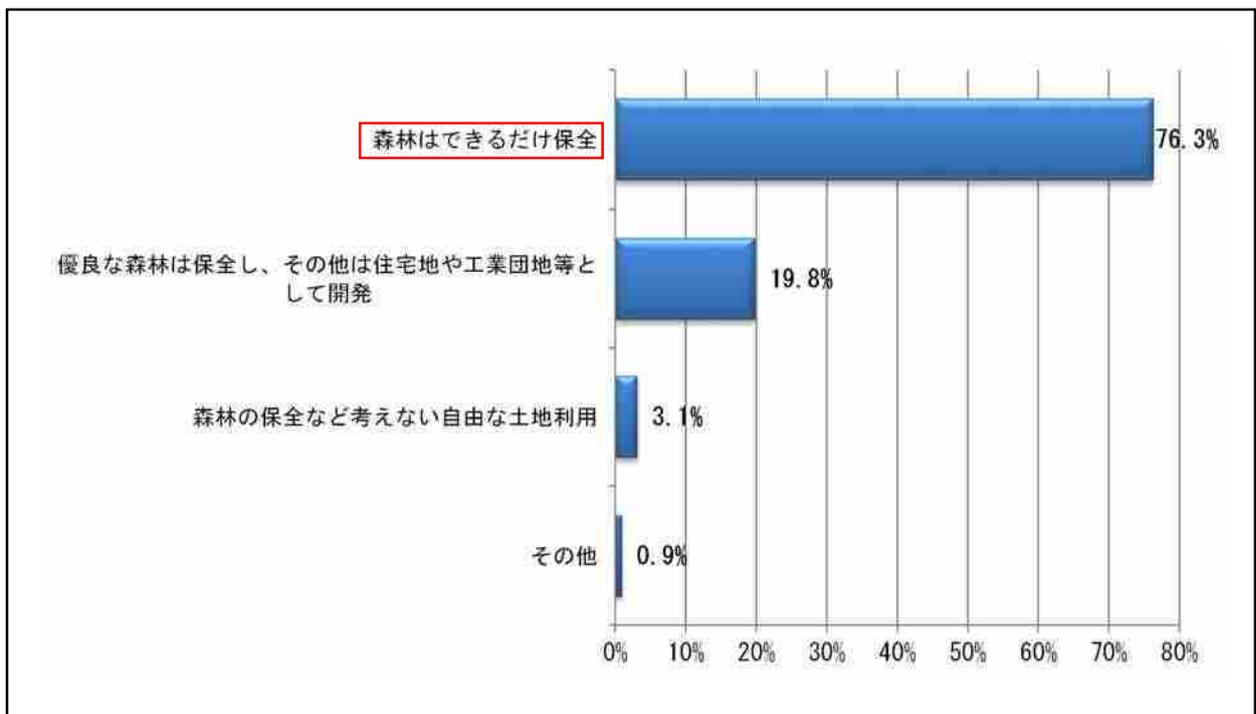


- 農地は、「耕作放棄地の解消」とあわせ「農地はできるだけ保全」が望まれています。
- 森林は、「森林はできるだけ保全」が望まれています。

【農地】

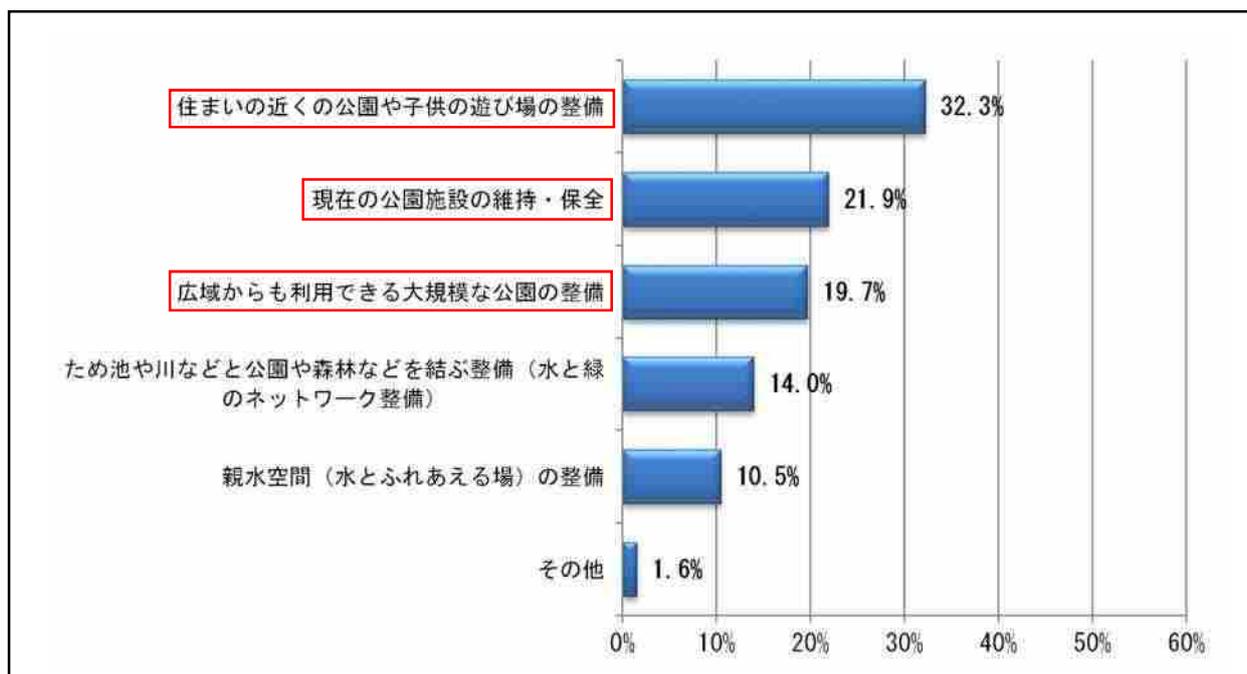


【森林】

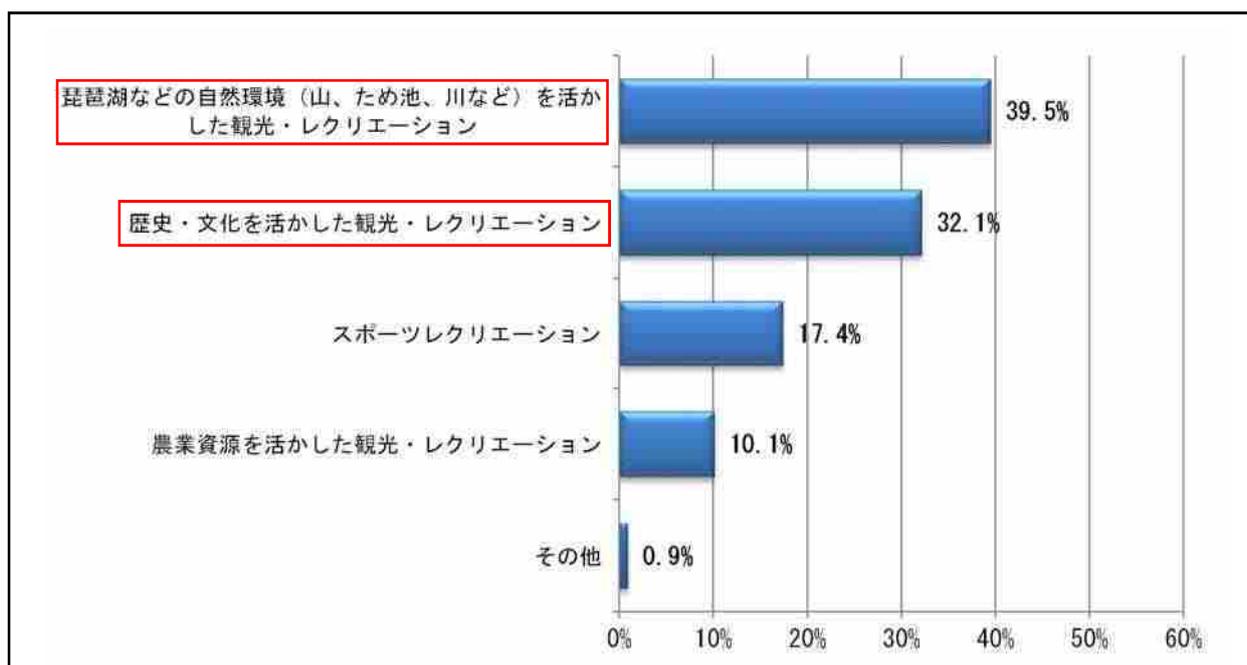


- 公園・緑地で今後取り組んでほしい事は、「住まいの近くの公園や子供の遊び場の整備」、「現在の公園施設の維持・保全」、「広域からも利用できる大規模な公園の整備」、「ため池や川や公園や森林などを結ぶ整備（水と緑のネットワーク整備）」、「親水公園の（水とふれあえる場）の整備」の順となっています。
- 観光・レクリエーションでは、「琵琶湖などの自然環境（山、ため池、川など）を活かした観光・レクリエーション」、「歴史・文化を活かした観光・レクリエーション」などが望まれています。

【公園・緑地】

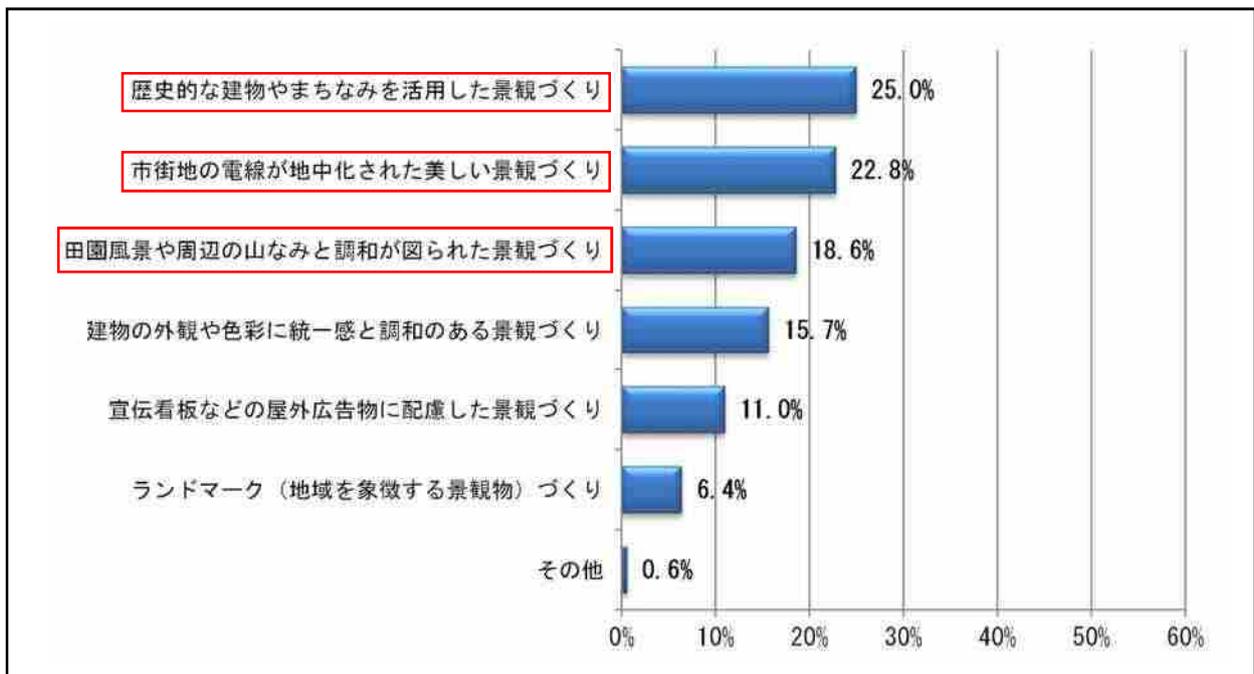


【観光・レクリエーション】

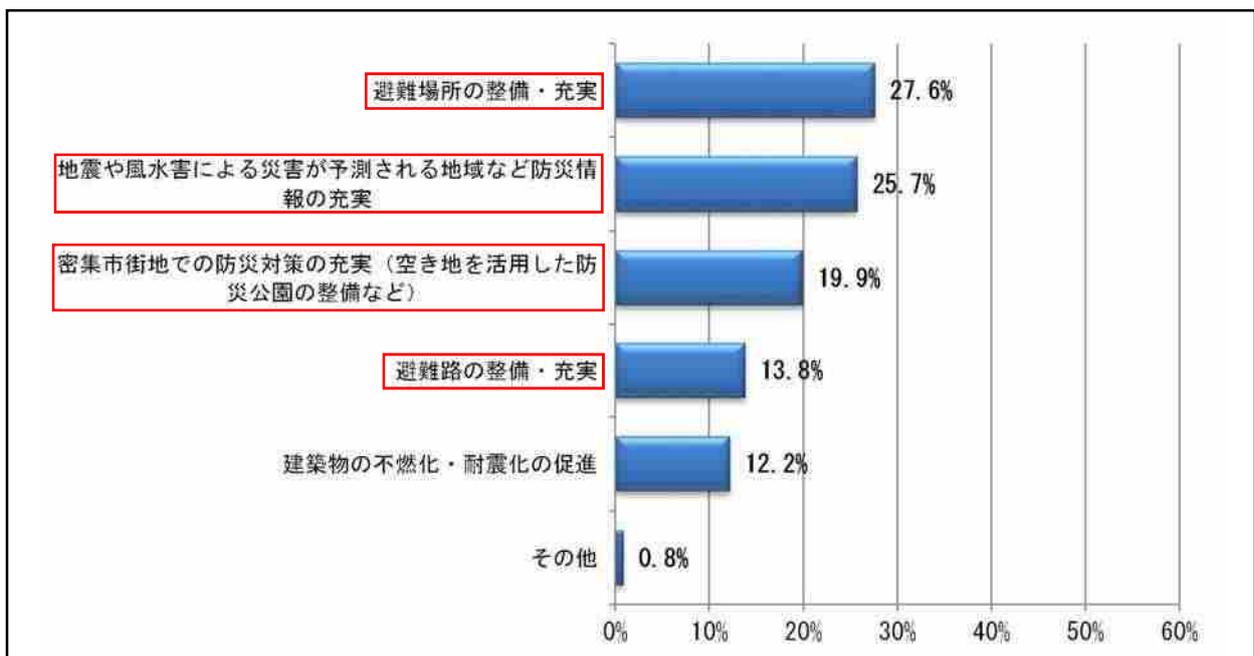


- 景観で今後取り組んでほしい事は、「歴史的な建物やまちなみを活用した景観づくり」、「市街地の電線が地中化された美しい景観づくり」、「田園風景や周辺の山なみと調和が図られた景観づくり」などの順となっています。
- 防災では、「避難場所の整備・充実」、「地震や風水害による災害が予測される地域など防災情報の充実」、「密集市街地での防災対策の充実（空き地を活用した防災公園の整備など）」、「避難路の整備・充実」などが望まれています。

【景観】



【防災】



5. 市民アンケートのまとめ

- 「公園や水辺・親水空間（水とふれあえる場）の整備状況」、「街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備」は満足度の向上が必要です。
- 「自然・歴史・文化・地場産業などの資源を活用した観光産業を育てるまちづくり」、「歴史・文化を刻み、市民が誇れる「彦根城と城下町」の世界遺産登録を目指すまちづくり」、「良好な景観を守り育てるまちづくり」、「緑豊かな環境のなかで、暮らしやすいまちづくり」の満足度の向上が必要です。
- 住宅地は、「身近な道路・公園・下水道などの整備・改善」や「まちなみの美しい住宅地の形成」が望まれています。
- 工業地は、「地域産業の振興・創出」とあわせ、「緑化の推進」が望まれています。
- 農地は、「耕作放棄地の解消」とあわせ「農地はできるだけ保全」が望まれています。
- 森林は、「森林はできるだけ保全」が望まれています。
- 公園・緑地で今後取り組んでほしい事は、「住まいの近くの公園や子供の遊び場の整備」、「現在の公園施設の維持・保全」、「広域からも利用できる大規模な公園の整備」、「ため池や川や公園や森林などを結ぶ整備（水と緑のネットワーク整備）」、「親水公園（水とふれあえる場）の整備」の順となっています。
- 観光・レクリエーションでは、「琵琶湖などの自然環境（山、ため池、川など）を活かした観光・レクリエーション」、「歴史・文化を活かした観光・レクリエーション」などが望まれています。
- 景観で今後取り組んでほしい事は、「歴史的な建物やまちなみを活用した景観づくり」、「市街地の電線が地中化された美しい景観づくり」、「田園風景や周辺の山なみと調和が図られた景観づくり」などの順となっています。
- 防災では、「避難場所の整備・充実」、「地震や風水害による災害が予測される地域など防災情報の充実」、「密集市街地での防災対策の充実（空き地を活用した防災公園の整備など）」、「避難路の整備・充実」などが望まれています。

第4章 前計画の検証



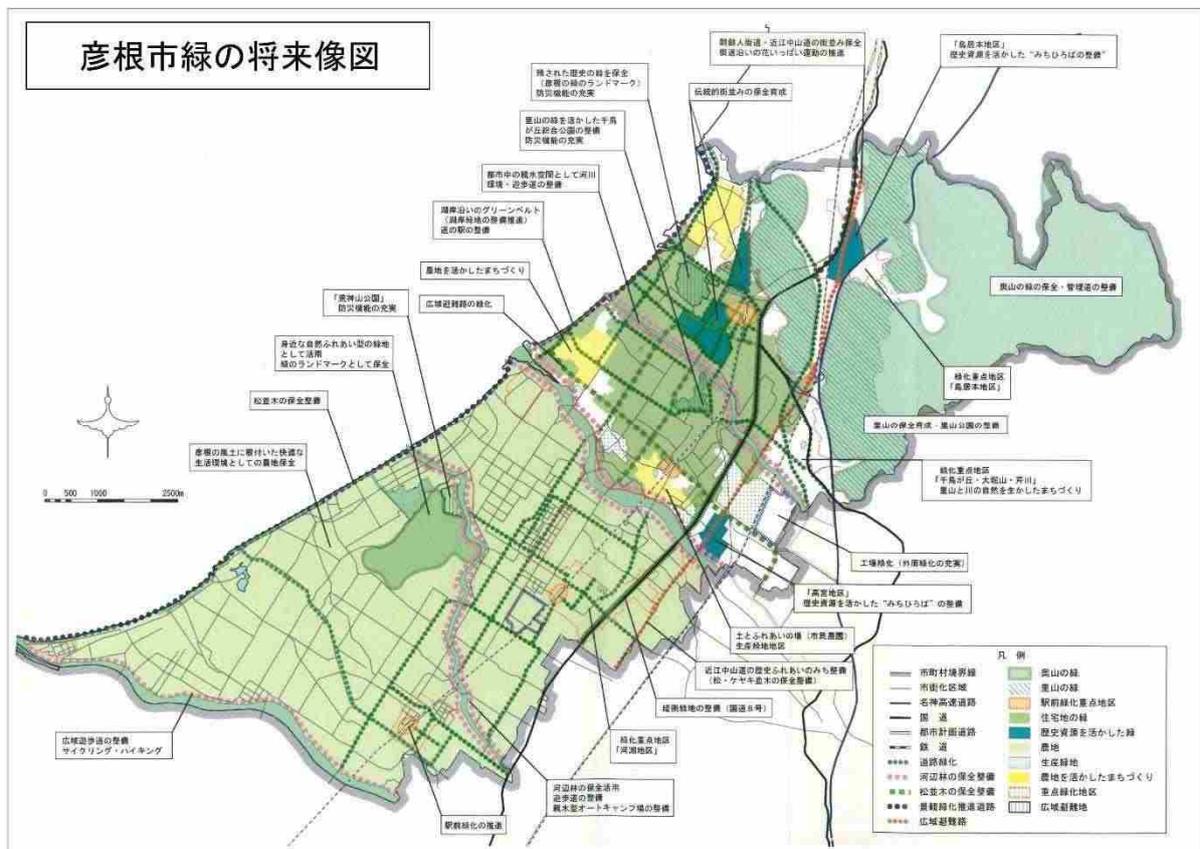
第4章 前計画の検証

4-1 前計画の概要

前回の緑の基本計画は、平成37年を目標年次、平成27年を中間年次とし「グリーンネットワークシティ彦根の創造」をテーマとして、これらを実現していく上での基本を以下および「彦根市の緑の将来像図」のように設定しています。

1. ふるさとの風景となる農と山の緑を守る。
2. 湖岸と川辺の緑を守り育てる。
3. 残された歴史と文化の香り高いお城の緑、社寺林を守る。
4. 花と水と緑で、いきいきとしたまちによみがえらせる。
5. 街にインフラとしての緑を創る。
6. 公共公益施設、企業などのオープンスペースの緑化を促進し、ふるさとの緑として創り育てる。
7. 多様な緑を緑のベルトでつなぎネットワーク化を図る。
8. 緑のグラウンドワークを展開し、みんなで緑を育てる。

■ 緑の将来像図



資料：彦根市緑の基本計画（平成18年）

4-2 緑の目標量の検証

1. 都市公園の目標設置箇所数と面積

現状供用数値（平成 29 年度）と前計画の目標数値（平成 37 年度）とを比較します。

箇所数については、都市公園は現在 93 箇所あり、前計画の目標設置箇所数は 84 箇所でしたので、目標は達成しています。面積については、目標 548.25ha に対しての現状は 145.13ha であり、達成率 26.5%と低い状況です。これは、河川緑地 363.50ha が未供用のためですが、河川緑地は豊かな自然が残されているため、すでに一定のみどりの機能が確保されている区域といえます。

■緑の目標量の比較（前計画と現状の比較）-1

種 別				前計画の目標 (平成 37 年度)		現状 (平成 29 年度)		達成率		
				箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積	
施設 緑地	都市 公園	基 幹 公 園	街区公園	54	14.90	80	13.41	148.1%	90.0%	
			住区基幹公園	近隣公園	16	22.20	4	4.64	25.0%	20.9%
				地区公園	1	4.20	1	4.20	100.0%	100.0%
		都市基幹公園	総合公園	3	73.50	3	64.48	100.0%	87.7%	
		基幹公園計			74	114.80	88	86.73	118.9%	75.5%
		特殊公園			1	4.00	0	0.00	0.0%	0.0%
		都市緑地	湖岸緑地	5	68.95	5	58.40	100.0%	84.8%	
	河川緑地		4	360.50	0	0.00	0.0%	0.0%		
	都市公園 計			84	548.25	93	145.13	110.7%	26.5%	
	公共施設緑地	公園・児童遊園		201	6.98	263	6.91	130.8%	99.0%	
		県立総合運動場等		—	42.32	1	14.00	—	142.5%	
		学校など		—	—	55	46.30	—	—	
	都市公園等 計			285	597.55	412	212.34	144.6%	35.5%	
民間施設緑地	児童遊園（民間）		—	—	98	10.02	—	100.2%		
	社寺境内地		—	25.06	101	14.51	—	—		
施設緑地 合計			—	622.61	640	236.84	—	38.0%		
地域 制 緑地	風致地区		—	1,357.50	—	1,366.60	—	100.7%		
	生産緑地		—	184.00	—	0.00	—	0.0%		
	その他法によるもの		—	9,736.84	—	6,257.07	—	64.3%		
	法によるもの計		—	11,278.34	—	7,623.67	—	67.6%		
	条例によるもの		—	489.18	—	0.00	—	0.0%		
	小 計		—	11,767.52	—	7,623.67	—	64.8%		
	地域緑地間の重複		—	5,069.89	—	1,181.00	—	23.3%		
	地域制緑地計		—	6,697.63	—	6,442.67	—	96.2%		
施設緑地と地域制緑地の重複			—	—	—	229.00	—	—		
緑地総計			—	7,320.24	—	6,450.54	—	88.1%		

注： は達成率 100%以上

2. 1人当たりの目標公園面積

前計画の1人当たりの都市公園の目標水準は 44.21 m²/人（現状 12.77 m²/人）で達成率 28.9%、都市公園等の目標水準は 48.20 m²/人（現状 18.68 m²/人）で達成率は 38.8%と低い状況です。

3. 地域制緑地

- ・地域制緑地では、生産緑地の指定はされていません。また、条例によるものもなく、その他法によるものなどの面積が減少しています。

4. 人口

- ・前計画では、目標年度（平成 37 年度）の人口想定は 124,000 人でしたが、平成 27 年の国勢調査では 113,679 人となっており、今後も人口減少が予想されます。

■緑の目標量の比較（前計画と現状の比較）-2

種 別		前計画の目標 (平成 37 年度)	現状 (平成 29 年)	達成率 (%)
人口	① 都市計画区域人口 (人)	124,000 人	113,679 人	91.7%
面積	市街化区域面積 (ha)	2,570.8ha	2,572.0ha	100.0%
	② 都市計画区域面積 (ha)	9,815.0 ha	9,828.0ha	100.1%
緑地の確保 目標水準	③ 緑地総計面積 (ha) (前頁参照)	7,320.24 ha	6,450.54ha	88.1%
	③÷② 都市計画区域面積に対する割合 (%)	74.6%	65.6%	87.9%
都市公園等 の目標水準 (m ² /人)	④ 都市公園面積 (ha) (前頁参照)	548.25ha	145.13ha	26.5%
	④÷① 都市公園 (m ² /人)	44.21 m ² /人	12.77 m ² /人	28.9%
	都市公園等面積⑤ (前頁参照)	597.55ha	212.34ha	35.5%
	⑤÷① 都市公園等 (m ² /人)	48.20 m ² /人	18.68 m ² /人	38.8%

注： は達成率 100%以上

※現状の人口は、平成 27 年の国勢調査の値を使用

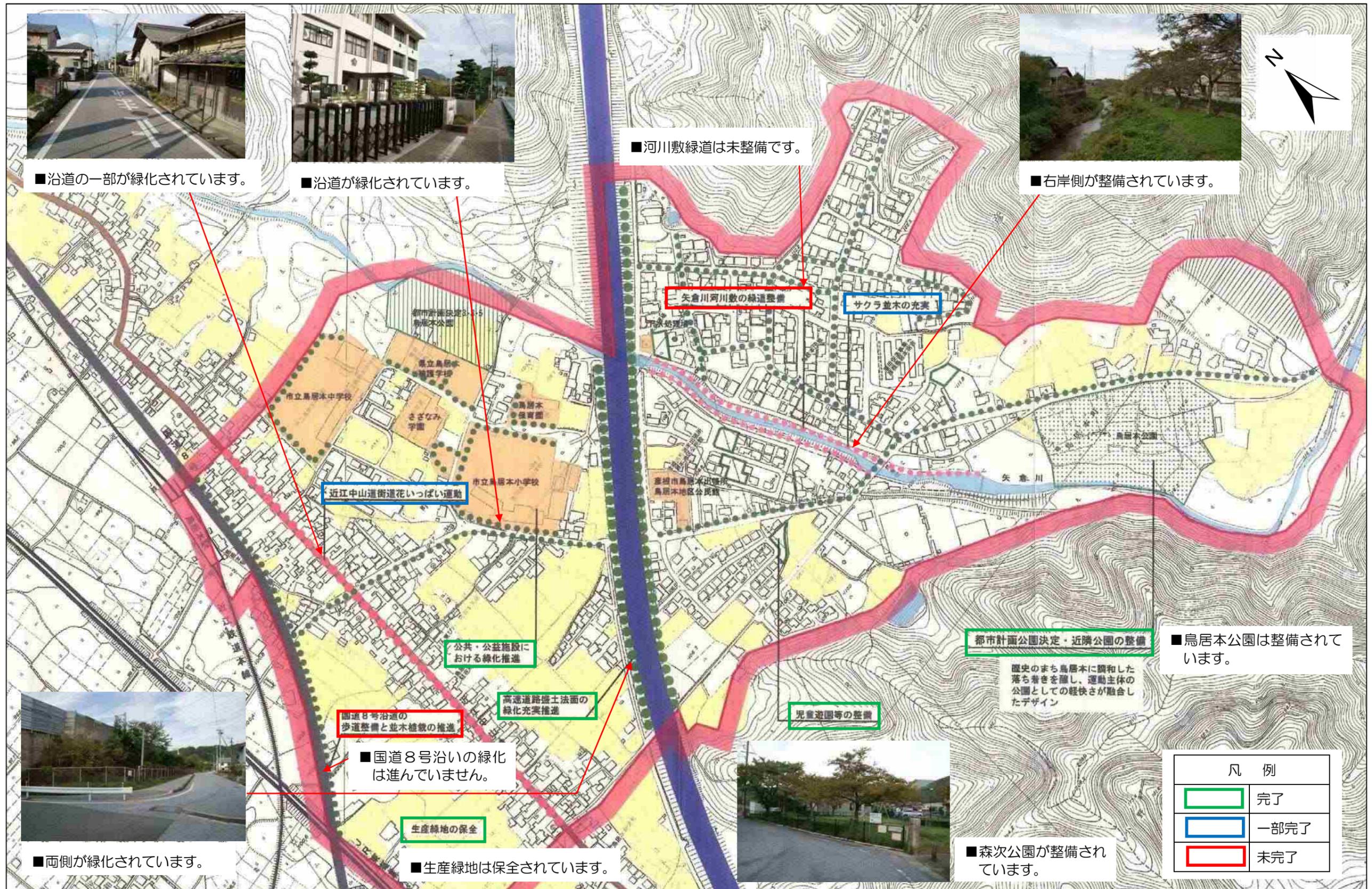
4-3 緑化重点地区の状況

前計画に位置づけられた緑化重点地区（鳥居本）の達成状況は以下のとおりです。

■緑化重点地区（鳥居本）

地区名	鳥居本地区		
面積	67ha		
用途地域	・第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、市街化調整区域		
関連計画	・鳥居本公園整備		
主な緑化資源	・鳥居本公園（近隣公園）、矢倉川、名神高速道路、中山道、 県立鳥居本養護学校、市立鳥居本中学校、市立鳥居本小学校、鳥居本保育園、 彦根市鳥居本出張所、鳥居本公民館		
重点緑化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・集中する教育・福祉施設の有効活用 ・中山道を中心とする歴史資源の保全と活用 ・良好な農地の保全 ・運動広場機能を有する近隣公園の整備 		
緑化テーマ	「生活の息吹と歴史の香る緑豊かなまちづくり」		
具体的な施策・事業	施策・事業の概要	現在の状況	達成状況
	・鳥居本公園整備事業 [彦根市]	・完了している。	○
	・学校敷地内の緑化事業 [彦根市]	・完了している。	○
	・フラワーロード・街角花壇整備 [NPO、自治会等]	・一部にとどまっている。	△
	・生垣など民地緑化助成制度、花の苗・種 配布制度 [彦根市]	・一部にとどまっている。	△
	・矢倉川河川環境整備事業 [滋賀県]	・未完了	×
	・道路緑化事業 [滋賀県・彦根市]	・一部にとどまっている。	△
・名神高速道路法面緑化 [中日本高速道路(株)]	・完了している。	○	

■緑化重点地区（鳥居本）の緑化施策・事業の達成状況



第5章 解析・評価と課題の整理



第5章 解析・評価と課題の整理

本市の緑について、以下に示すように、都市環境維持・改善機能、健康・レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能といった4つの緑の機能の視点から、緑の現状を整理し評価します。

【分析・評価の視点】

都市環境維持・改善機能

項目	構成する要素
① 都市の骨格	・山地、河川といった都市の骨格を構成する地形、水系
② 優れた自然	・良好な水辺やまとまりのある緑地などの優れた自然
③ 動植物の生息・生育地	・都市における生物多様性の確保のために、動植物の生息・生育環境として必要な緑
④ 都市の環境の維持改善	・都市環境の改善、都市気象の緩和のために必要な緑（市民に身近な公園・緑地や農地などの自然）

健康・レクリエーション機能

項目	構成する要素
① 自然とふれあう場	・自然観察や野菜づくりなど、自然とのふれあいができる緑
② 日常圏におけるレクリエーションや交流の場	・日常的なレクリエーションや健康づくり、交流の場としての緑
③ 広域圏におけるレクリエーションや交流の場	・広域的なレクリエーションや健康づくり、交流拠点となる緑

防災機能

項目	構成する要素
① 自然災害の危険防止	・浸水やがけ崩れ等、自然災害を抑制する緑
② 火災・公害の防止	・火災延焼防止や公害緩和などに効果のある緑
③ 避難場所	・災害を防ぐ機能をもつ緑 ・災害発生時の避難場所となる緑
④ 災害に強い都市構造の形成	・延焼遮断等に資する緑

景観形成機能

項目	構成する要素
① 優れた歴史的風土	・歴史的価値の高い史跡・名勝・社寺等と結びついた緑
② 良好な緑の景観	・良好な景観を形成または構成している緑
③ 良好な眺望地点	・良好な眺望地点となっている緑

資料：新編緑の基本計画ハンドブックより整理

5-1 都市環境維持・改善機能の解析評価

都市環境維持・改善機能については、都市を形づくり、豊かな自然や多様な生物を育む機能、都市環境の維持改善効果といった観点を中心に緑を評価します。

① 都市の骨格

- ・市域東部の鈴鹿山脈に指定された風致地区、自然公園およびその東側の鈴鹿山脈は、本市の骨格となる緑です。
- ・芹川、犬上川、宇曾川、愛知川などの河川緑地は、鈴鹿山脈とともに本市の骨格となる緑です。

② 優れた自然

- ・市域に点在する佐和山、雨壺山、荒神山などの里山は、優れた自然を形成しています。
- ・芹川、犬上川、宇曾川、愛知川などの河川緑地は、優れた自然を形成しています。
- ・国宝彦根城や中山道沿いに残る史跡、名勝等の歴史資源、市域全域に残る遺跡と一体の緑地は、優れた自然を形成しています。

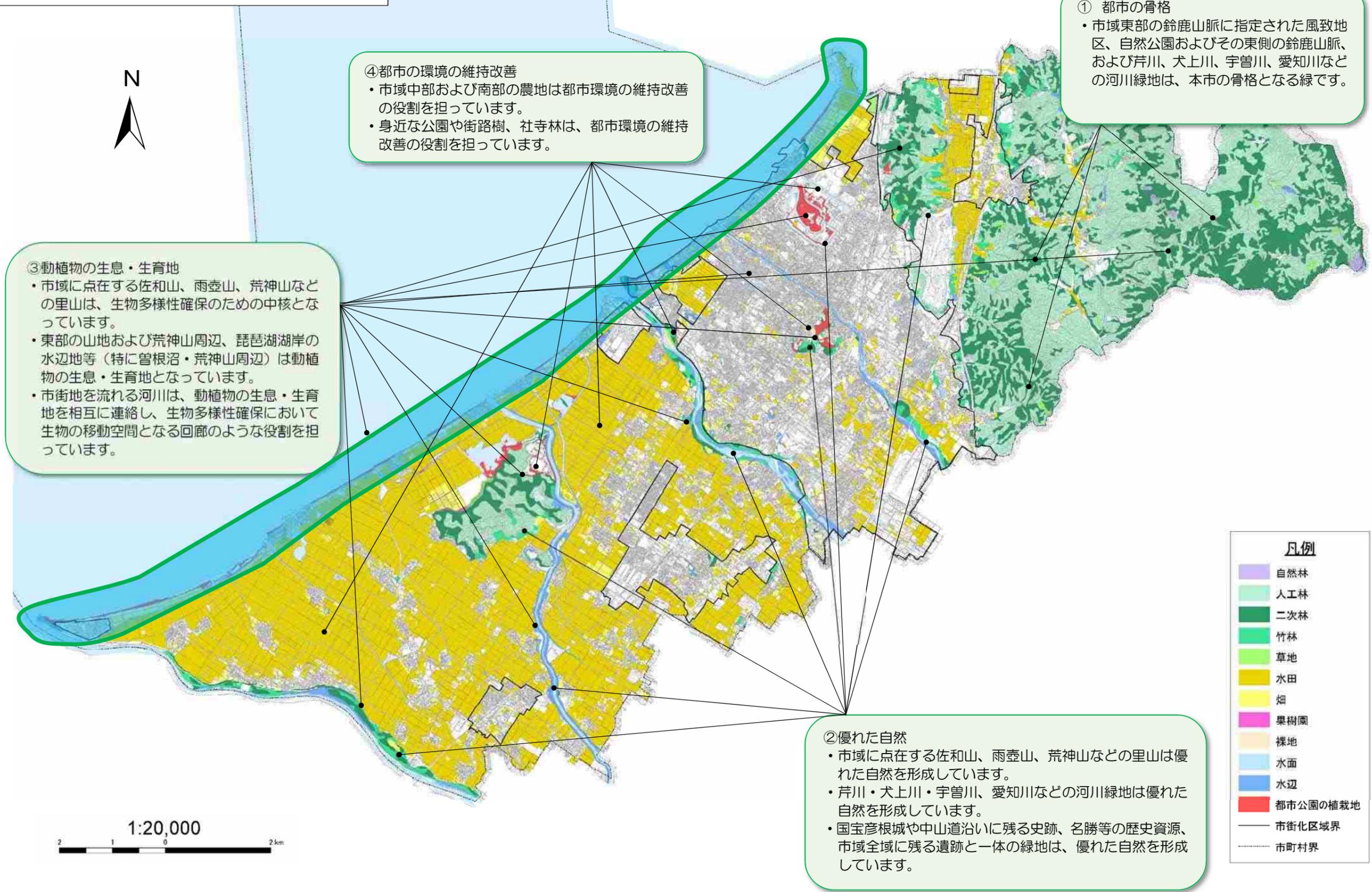
③ 動植物の生息・生育地

- ・東部および西部の山地および琵琶湖湖岸の水辺地等（特に曾根沼・荒神山周辺）は動植物の生息・生育地となっています。
- ・市街地を流れる河川は、動植物の生息・生育地を相互に連絡し、生物多様性確保において生物の移動空間となる回廊のような役割を担っています。

④ 都市の環境の維持改善

- ・市域中部および南部の農地は都市環境の維持改善を図る役割を担っています。
- ・身近な公園や街路樹、社寺林は、都市環境の維持改善を図る役割を担っています。

都市環境維持・改善機能の現状と評価図



① 都市の骨格
 ・市域東部の鈴鹿山脈に指定された風致地区、自然公園およびその東側の鈴鹿山脈、および芹川、犬上川、宇曾川、愛知川などの河川緑地は、本市の骨格となる緑です。

④ 都市の環境の維持改善
 ・市域中部および南部の農地は都市環境の維持改善の役割を担っています。
 ・身近な公園や街路樹、社寺林は、都市環境の維持改善の役割を担っています。

③ 動植物の生息・生育地
 ・市域に点在する佐和山、雨壺山、荒神山などの里山は、生物多様性確保のための中核となっています。
 ・東部の山地および荒神山周辺、琵琶湖湖岸の水辺地等（特に曾根沼・荒神山周辺）は動植物の生息・生育地となっています。
 ・市街地を流れる河川は、動植物の生息・生育地を相互に連絡し、生物多様性確保において生物の移動空間となる回廊のような役割を担っています。

② 優れた自然
 ・市域に点在する佐和山、雨壺山、荒神山などの里山は優れた自然を形成しています。
 ・芹川・犬上川・宇曾川、愛知川などの河川緑地は優れた自然を形成しています。
 ・国宝彦根城や中山道沿いに残る史跡、名勝等の歴史資源、市域全域に残る遺跡と一体の緑地は、優れた自然を形成しています。

凡例

自然林
人工林
二次林
竹林
草地
水田
畑
果樹園
裸地
水面
水辺
都市公園の植栽地
市街化区域界
市町村界

5-2 健康・レクリエーション機能の解析評価

健康・レクリエーション機能については、自然とふれあう場、日常圏および広域圏におけるレクリエーションや健康づくり、交流の場といった観点を中心に緑を評価します。

① 自然とふれあう場

- 芹川、犬上川、宇曽川、愛知川などの河川緑地は自然とふれあえる場となっています。
- 佐和山、雨壺山、荒神山などの里山は自然とふれあえる場となっています。
- 琵琶湖湖岸緑地の松林や茅の茂る湖岸の水辺は自然とふれあえる場となっています。

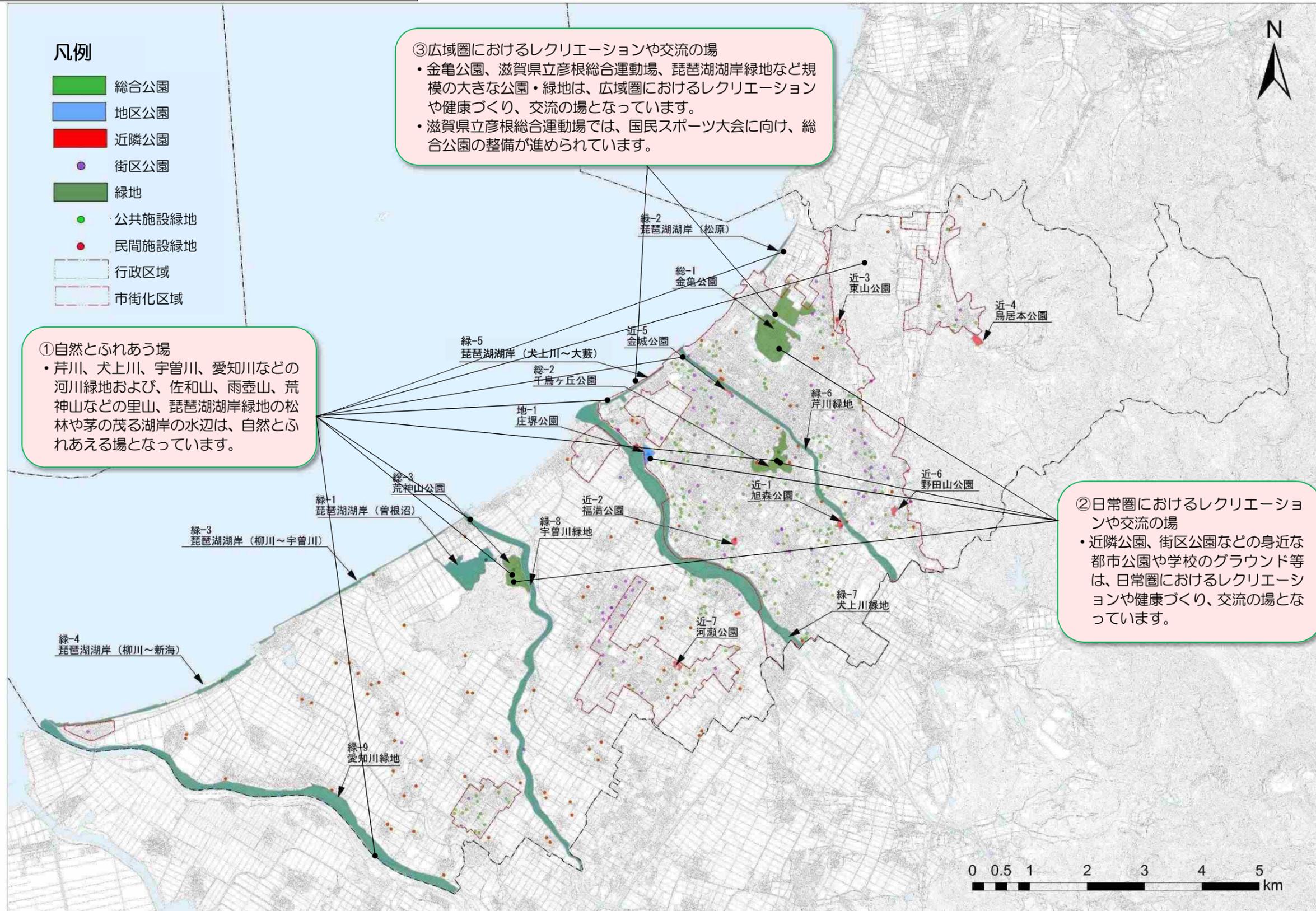
② 日常圏におけるレクリエーションや交流の場

- 地区公園、近隣公園、街区公園などの身近な都市公園は、日常圏におけるレクリエーションや健康づくり、交流の場となっています。
- 学校のグラウンド（開放）等は、日常圏におけるレクリエーションや健康づくり、交流の場となっています。
- 児童遊園、社寺等は、日常圏におけるレクリエーションや健康づくり、交流の場となっています。

③ 広域圏におけるレクリエーションや交流の場

- 彦根城のある金亀公園、滋賀県立総合運動場、琵琶湖湖岸緑地などは広域圏におけるレクリエーションや健康づくり、交流の場となっています。
- 滋賀県立彦根総合運動場では、国民スポーツ大会に向け、総合公園の整備が進められています。

健康・レクリエーション機能の現状と評価図



5-3 防災機能の解析評価

防災機能については、自然災害や都火災等の危険防止、避難場所（防災活動の拠点）、災害に強い都市構造の形成といった観点を中心に緑を評価します。

① 自然災害の危険防止

- ・市街地周辺および市域中部、南部の遊水機能を有する農地は自然災害の危険を軽減する役割を担っています。

② 火災・公害の防止

- ・街路樹は火災の延焼防止機能を有する緑となっています。
- ・市街地における都市公園等のオープンスペースは、大気汚染や騒音を緩和、火災の延焼防止機能を有する緑となっています。

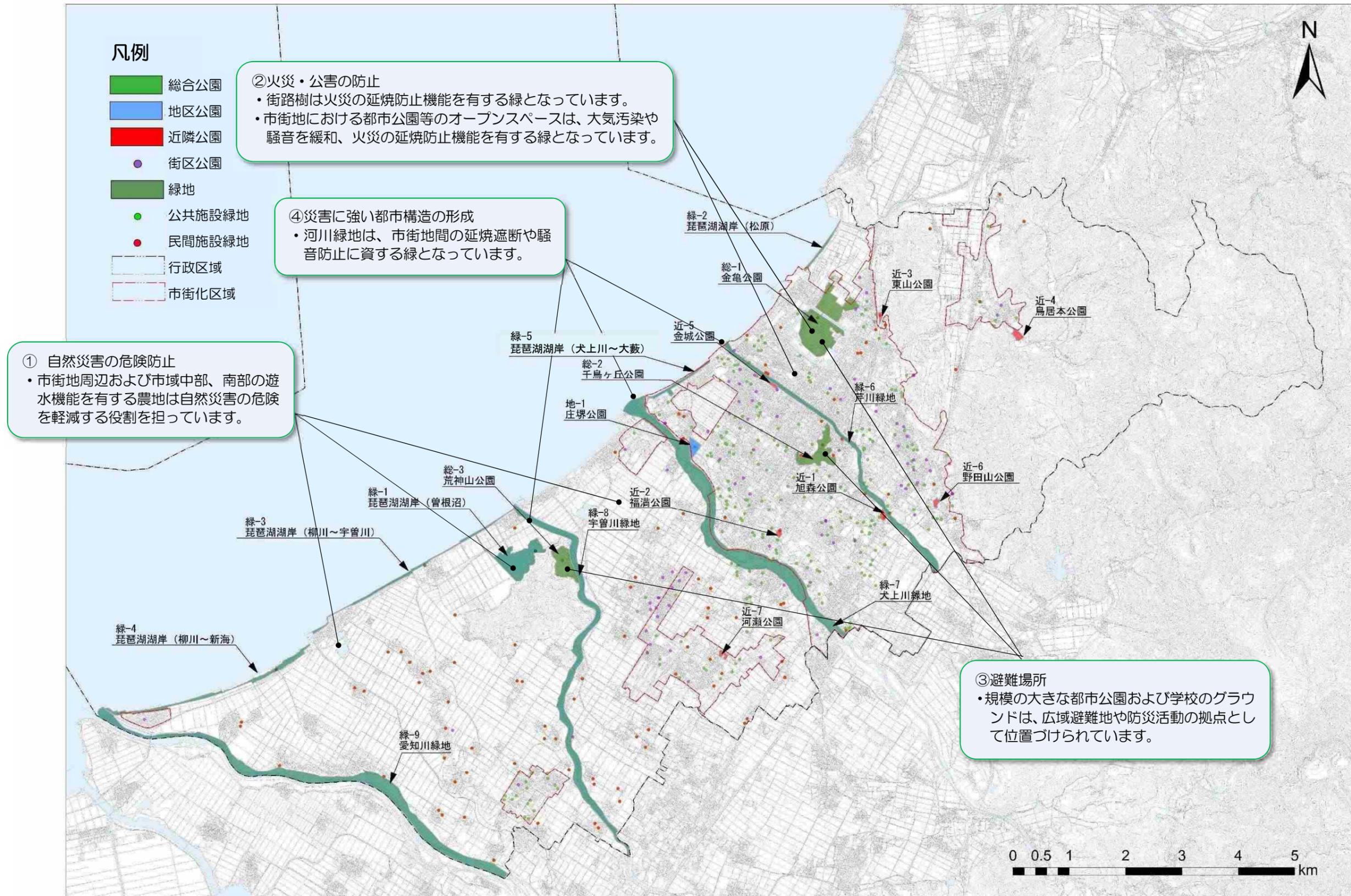
③ 避難場所

- ・規模の大きな都市公園および学校のグラウンドは、広域避難地や防災活動の拠点として位置づけられています。

④ 災害に強い都市構造の形成

- ・河川緑地は、市街地間の延焼遮断や騒音などの公害防止に資する緑となっています。

防災機能の現状と評価図



5-4 景観形成機能の解析評価

景観形成機能については、優れた歴史的風土、良好な景観、良好な眺望地点といった観点を中心に緑を評価します。

① 優れた歴史的風土

- 彦根城、玄宮楽々園および、中山道などの史跡・名勝等は優れた歴史的・文化的景観を形成しています。
- 滋賀県護国神社など市域に点在する社寺と一体となって残る緑は、優れた歴史的風土を形成しています。

② 良好な緑の景観

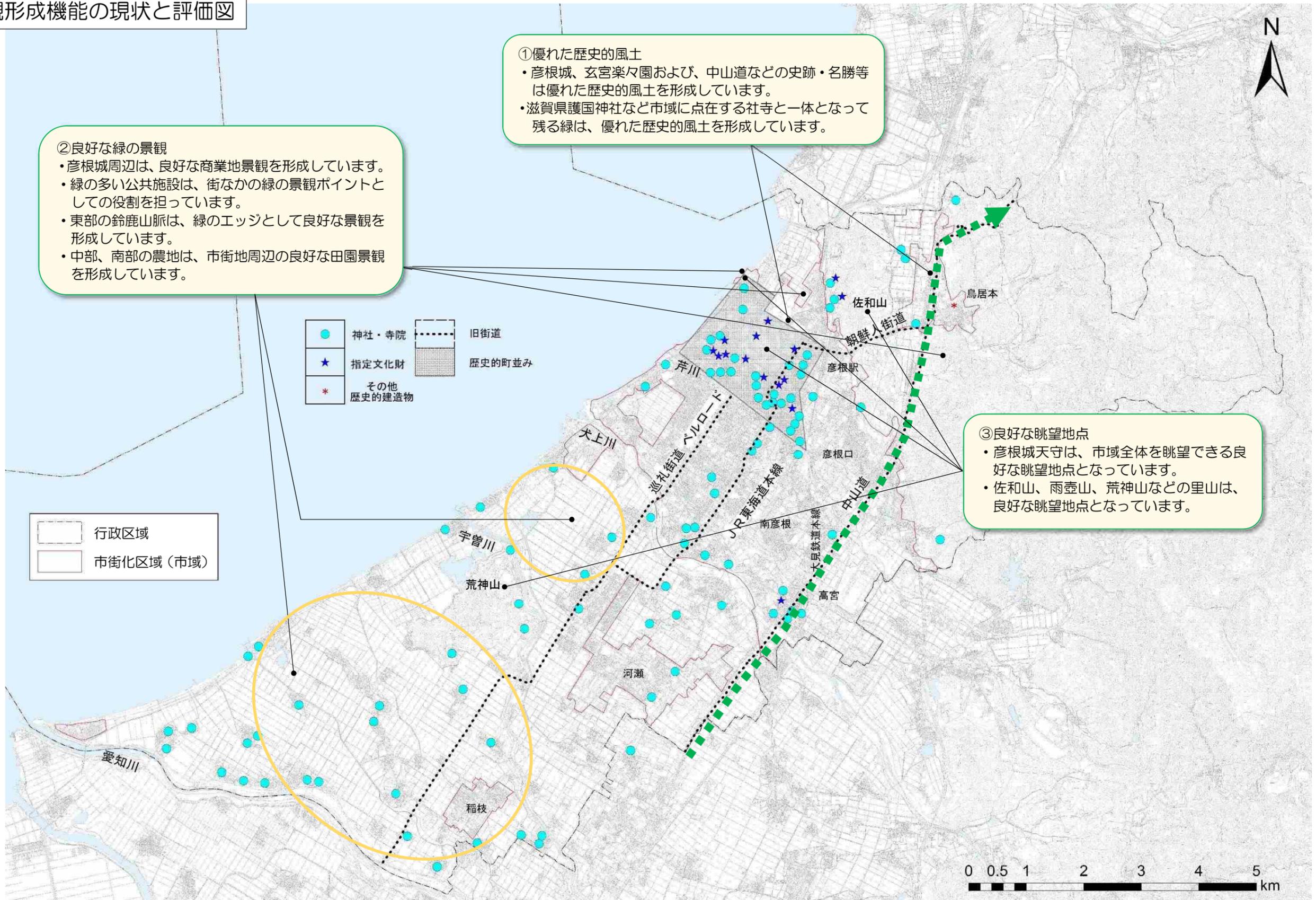
- 彦根城周辺は、良好な商業地景観を形成しています。
- 緑の多い公共施設は、街なかの緑の景観ポイントとしての役割を担っています。
- 東部の鈴鹿山脈は、緑のエッジとして良好な緑の景観を形成しています。
- 中部、南部の農地は、市街地周辺の良好な田園景観を形成しています。

注 エッジ：2つの異なるものの境界として地域を切り離す、または繋ぎ合わせる線的な要素

③ 良好な眺望地点

- 彦根城天守は、市域全体を眺望できる良好な眺望地点となっています。
- 佐和山、雨壺山、荒神山などの里山は、良好な眺望地点となっています。

景観形成機能の現状と評価図



5-5 課題の整理

上位関連計画、現況調査に基づく緑の4機能の解析・評価、市民意向から彦根市の緑の課題をまとめると以下のとおりです。

現況調査

- 農地が約6%、山林が約1%減少し、宅地が7%増加
- 平成28年度末の市民1人当たり都市公園面積は12.8㎡/人（総合計画では平成32年で13.0㎡/人を目標）

上位・関連計画での位置付け

- (県)【都市計画区域の整備・開発・保全の方針】
- 琵琶湖や河川、里山や後背の山林、農地等を結ぶ水と緑のネットワークを形成することが必要
 - 多様な生き物が生息する水域および水辺部一体の水・緑景観の保全が必要
 - 琵琶湖に注ぐ河川の風景は、代表的なふるさと景観であり、これら風景の保全・育成が必要
 - 彦根城天守等の文化財、彦根城跡等の史跡、玄宮楽々園等の名勝等の良好な緑の空間の保全・充実を図る。歴史・文化資源と水際空間を結ぶネットワーク形成が必要

- (市)【総合計画】
- 基本構想のコンセプト：**風格と魅力ある都市の創造**
- 歴史を生かした地域固有のまちなみ形成が必要。
 - 維持管理を市民と協働で取り組み、良好な都市環境の形成が必要。

- (市)【都市計画マスタープラン】
- 金亀公園は、滋賀県立彦根総合運動場を含めた一体的な公園として大会終了後も有効利用されるよう、彦根城との歴史的・文化的な調和を図りながら、再整備を実施することが必要。
 - 利用者ニーズに合った施設の改築更新を検討する。

市民意向

- 居住している地域の身近な環境については、公園や水辺・親水空間（水とふれあえる場）の整備や、街路樹や歩道の舗装などに配慮した景観の美しい道路の整備が求められている。
- まちづくりの方針としては、歴史・文化を刻み、市民が誇れる「彦根城と城下町」の世界遺産登録を目指すまちづくりや、「良好な景観を守り育てるまちづくり」、「緑豊かな環境のなかで、暮らしやすいまちづくり」が求められている。
- 公園・緑地の取組としては、身近な公園や子供の遊び場の整備や、現在の公園施設の維持・保全、広域からも利用できる大規模な公園の整備、ため池や川や公園や森林などを結ぶ整備、親水公園の整備が求められている。

緑の4機能の解析・評価のまとめ

都市環境維持・改善機能

- 鈴鹿山脈や芹川などの河川緑地は、本市の骨格となる緑である。
- 佐和山などの里山や芹川などの河川緑地、国宝彦根城や中山道沿いの史跡と一体となった緑は、優れた自然を形成している。
- 東部の山地および荒神山周辺、佐和山などの里山は、琵琶湖湖岸の水辺地等は動植物の生息・生育地となっている。
- 河川緑地は、生物の移動空間となる回廊の役割を担っている。

健康・レクリエーション機能

- 芹川などの河川緑地および、佐和山、雨壺山、荒神山などの里山、琵琶湖湖岸緑地の水辺は、自然とふれあえる場となっている。
- 近隣公園、街区公園などの身近な都市公園や学校のグラウンド等は、日常圏におけるレクリエーションの場となっている。
- 金亀公園など規模の大きな公園・緑地は、広域圏におけるレクリエーションや健康づくりの場となっている。
- 滋賀県立彦根総合運動場では、国民スポーツ大会に向け整備が進められている。

防災機能

- 市街地における都市公園等のオープンスペースは、大気汚染や騒音を緩和、火災の延焼防止機能を有する緑となっている。
- 規模の大きな都市公園および学校のグラウンドは、広域避難場所や防災活動の拠点として位置づけられている。

景観形成機能

- 彦根城、中山道などの史跡・名勝、および滋賀県護国神社など市域に点在する社寺は、優れた歴史的風土を形成している。
- 市街地周辺の良好な農地は田園景観を形成している。
- 東部の鈴鹿山脈は、緑のエッジとなる景観を形成している。
- 彦根城周辺は、良好な商業地景観を形成している。
- 緑の多い公共施設は、街なかの緑の景観ポイントとしての役割を担っている。
- 彦根城天守は、市域全体を眺望できる良好な視点場であるとともに、市のシンボルとしての眺望対象でもある。

彦根市の緑の課題のまとめ

都市環境維持・改善機能

- 鈴鹿山脈や荒神山等、ランドマークとなる緑や大上川等の河川と琵琶湖湖岸の緑の保全を行う必要がある。
- 特に曾根沼・荒神山周辺を、生物多様性確保・自然とのふれあいの場となる重要な緑地として保全する必要がある。
- 国宝彦根城や社寺林、琵琶湖湖岸の水辺地、荒神山周辺の里山・池沼、市北東部の樹林等の貴重な自然環境の保全を行う必要がある。
- 彦根城や中山道沿いに残る史跡、名勝等の歴史資源、市域全域に残る遺跡と一体の緑地を保全する必要がある。
- 遊水機能、田園景観機能など様々な機能を有する農地の保全を行う必要がある。
- 開発等による自然環境の減少、野生生物の生息地の減少と断片化を防ぎ、緑地の維持・保全とこれらのネットワーク化を行う必要がある。

健康・レクリエーション機能

- 河川緑地は自然とふれあう場として、保全・活用を図る必要がある。
- 佐和山、雨壺山、荒神山などの里山および、琵琶湖湖岸の水辺はレクリエーションの場として保全・活用を図る必要がある。
- 公園やグラウンド等は、日常的なレクリエーションの場として適正な配置・整備を検討する必要がある。
- 大きな公園・緑地は、広域圏におけるレクリエーションや交流の場として保全・活用を図る必要がある。（滋賀県立彦根総合運動場の国民スポーツ大会に向けた整備・活用など）
- 複数のレクリエーション拠点を結ぶ“緑のネットワーク”の形成を図る必要がある。

防災機能

- 遊水機能を有する農地を保全する必要がある。
- 街路樹や公園の適正配置による防災機能の強化を図る必要がある。
- 国道や県道沿いの大気汚染や騒音を緩和するオープンスペースや緑地の保全・創出を検討する必要がある。
- 災害時の一時避難地となる公園の充実、避難路の緑化等防災機能の強化を検討する必要がある。

景観形成機能

- 彦根城など歴史的な面影を残すまちと、新しいまちの調和した美しい景観づくりを行う必要がある。
- 中山道沿いの古い町並みの保全・整備を行う必要がある。
- 良好な社寺林景観の維持・保全を行う必要がある。
- 農地の田園景観としての保全を図る必要がある。
- 鈴鹿山脈の緑のエッジ（背景）としての保全を行う必要がある。
- 彦根城周辺の観光の拠点となる景観を確保する必要がある。
- 緑の多い公共施設は緑の景観ポイントとして整備を行う必要がある
- 彦根城を眺望できる視点場を保全する必要がある。
- 里山の景観の保全を行う必要がある。

課題図

都市環境維持・改善機能

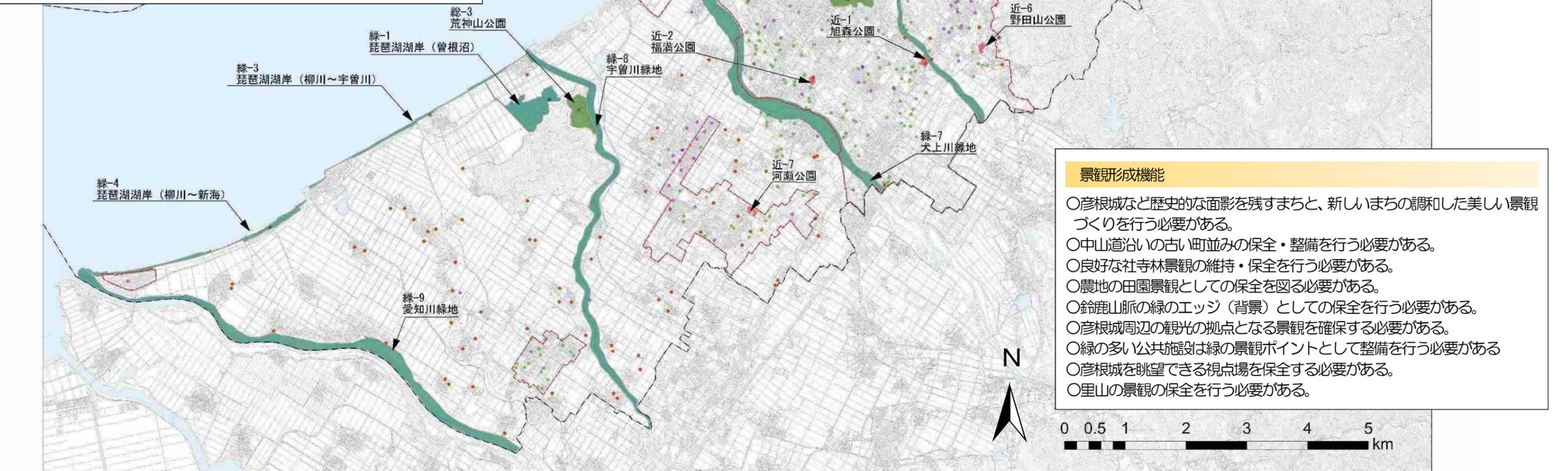
- 鈴鹿山脈や荒神山等、ランドマークとなる緑や犬上川等の河川と琵琶湖湖岸の緑の保全を行う必要がある。
- 特に曾根沼・荒神山周辺を、生物多様性確保・自然とのふれあいの場となる重要な緑地として保全する必要がある。
- 国宝彦根城や社寺林、琵琶湖湖岸の水辺地、荒神山周辺の里山・池沼、市北東部の樹林等の貴重な自然環境の保全を行う必要がある。
- 彦根城や中山道沿いに残る史跡、名勝、市域全域に残る遺跡と一体の緑地を保全する必要がある。
- 遊水機能、田園景観機能など様々な機能を有する農地の保全を行う必要がある。
- 開発等による自然環境の減少、野生生物の生息地の減少と断片化を防ぎ、緑地の維持・保全とこれらのネットワーク化を行う必要がある。

防災機能

- 遊水機能を有する農地を保全する必要がある。
- 街路樹や公園の適正配置による防災機能の強化を図る必要がある。
- 国道や県道沿いの大気汚染や騒音を緩和するオープンスペースや緑地の保全・創出を検討する必要がある。
- 災害時の一時避難地となる公園の充実、避難経路の緑化等防災機能の強化を検討する必要がある。

健康・レクリエーション機能

- 河川緑地は自然とふれあう場として、保全・活用を図る必要がある。
- 佐和山、彦根城、雨壺山、荒神山などの里山および、琵琶湖湖岸の水辺はレクリエーションの場として保全・活用を図る必要がある。
- 公園やグラウンド等は、日常的なレクリエーションや健康づくり、交流の場として適正な配置・整備を検討する必要がある。
- 大きな公園・緑地は、広域圏におけるレクリエーションや健康づくり、交流の場として保全・活用を図る必要がある。
(滋賀県立彦根総合運動場の、国民スポーツ大会に向けた整備・活用など)
- 複数のレクリエーション拠点を結ぶ“緑のネットワーク”の形成を図る必要がある。



景観形成機能

- 彦根城など歴史的な面影を残すまちと、新しいまちの調和した美しい景観づくりを行う必要がある。
- 中山道沿いの古い町並みの保全・整備を行う必要がある。
- 良好な社寺林景観の維持・保全を行う必要がある。
- 農地の田園景観としての保全を図る必要がある。
- 鈴鹿山脈の緑のエッジ(背景)としての保全を行う必要がある。
- 彦根城周辺の観光の拠点となる景観を確保する必要がある。
- 緑の多い公共施設は緑の景観ポイントとして整備を行う必要がある。
- 彦根城を眺望できる視点を保全する必要がある。
- 里山の景観の保全を行う必要がある。

5-6 緑の基本計画見直しの視点

18年に策定された緑の基本計画策定時点から、少子高齢化や人口減少の進行や地球環境問題への意識の高まりなど社会情勢の変化をふまえ、以下の視点で前計画の見直しを行います。

1. 豊かな自然と歴史文化を活かす

彦根市は、平成18年の緑の基本計画策定と同時期に「景観行政団体」となり、平成19年に「城と湖と緑のまち、美しい彦根の創造をコンセプトとした景観計画」を策定しました。

彦根市では景観計画に沿って、豊かな自然と、古くは東山道（のちの中山道）の宿場町として、近世においては彦根城の城下町として発展してきた歴史文化を残しながら、環境やイメージを損なわないよう配慮したまちづくりを現在まで進めてきています。

緑の基本計画の策定において、これらの彦根市の良好な景観を形成する緑（背景となっている山々の緑、町の個性を形づくる市街地周辺に残された歴史・文化的資産価値のある緑、丘陵地の自然豊かな緑、既存の公園緑地）を緑の核としてとらえ、それらの緑の核を連結しながら琵琶湖に流れる各河川を緑地軸としてとらえて、より良い景観づくりの構成するための公園緑地整備・活用が求められています。

2. 生物の多様性と良好な生活環境の実現につなげる

生物多様性基本法に基づいて平成24年に生物多様性国家戦略2012～2020が策定され、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」ことや「森・里・川・海のつながりを確保する」ことなどの戦略を展開することが掲げられました。

緑の基本計画においては、都市における生物多様性の確保を図るために、「緑地による生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成」や、「日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいの場と機会の確保」などの施策を、展開していく必要があります。

彦根市においても、平成18年の緑の基本計画策定計画において掲げた基本理念「グリーンネットワークシティ彦根の創造」を継承しながら、生物多様性確保のための具体的な施策展開を図っていくことが求められています。

3. 社会情勢に対応した公園緑地整備

今後、経済・人口が大きく変動していくことが予測されている社会情勢において、必要に応じて既計画の公園緑地の整備の方向性などを、現在の社会情勢に合わせて見直しを図っていく必要があります。現在、既存の公園緑地に整備された施設の老朽化等による安全性が社会問題となっており、公園施設の長寿命化計画が進められています。今後の公園緑地整備は、新規の公園緑地

整備だけでなく、既存公園の改修整備にも重点を置いて、公園整備を進めていくことが求められています。

彦根市においては、市民一人あたりの都市公園面積は、都市公園法施行令での目標水準（10㎡/人）を満たしていますが、身近な公園等の配置バランス等を考慮し、今後も整備を進めてきています。一方で、公園施設の老朽化が進行しているため、限られた予算の中で公園施設の長寿命化についても推進していく必要があります。

4. 国民スポーツ大会に合わせた公園整備

彦根市では、2024年に第79回国民スポーツ大会および、第24回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、その開催会場としての県営金亀公園を中心とした公園施設の改修整備・更新を進めていく必要があります。国民スポーツ大会の開催会場を確保するため、既存体育施設の有効利用や施設の管理区分の見直しを行う必要があります。必要に応じて、既計画の整備予定の公園緑地の位置づけや整備内容の見直しを行い、再構築することが求められています。

また、周辺環境との景観調和へ配慮し、防災機能の強化を図るとともに、観光資源や地場産業との連携による地域活性化に寄与する公園整備に向けて取り組み、国民スポーツ大会開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用されるような公園整備を目指す必要があります。

第6章 計画の基本方針



第6章 計画の基本方針

6-1 基本方針

1. 基本理念

彦根市のシンボルとなる緑は、JR 彦根駅西方の金亀山にある彦根城とその周辺の豊かな緑の空間です。彦根城は、徳川 260 余年の歴史を今に伝える荘厳華麗な景観を呈しています。そこには彦根城とともに守り伝えられてきた樹林や、花見の名所となる堀端のサクラやウメ林が彦根城の景観を包んでいます。これらの緑は悠久の時を刻むように受け継がれてきた重厚な歴史を感じる緑であり、世代を超えて守っていく緑といえます。

一方、近江平野を南下すれば、田園に代表される広大な農地の景観が広がり、そこには鈴鹿山脈に端を発する芹川、犬上川、宇曾川、愛知川などの河川が琵琶湖へ流れ込み、その河辺には河辺林が発達し、湖東地域ならではの風景をつくりだしています。

さらに、琵琶湖湖岸は美しい松並木や緑地が広がり、湖岸沿いの集落や農地を琵琶湖からの強風より守るとともに、夏場は広域的なレクリエーションゾーンとしても利用されています。湖岸より東側を見れば、鈴鹿山脈と佐和山の稜線が美しい山の緑の景観をつくっています。

このように、彦根の緑は歴史的なまちなみをはじめとして、琵琶湖、農地、河川、鈴鹿山脈にその特徴を見ることができ、緑や水で覆われた豊かな彦根のイメージをつくりだしています。

彦根市総合計画の基本構想では「風格と魅力ある都市の創造」がコンセプトとして設定されており、豊かな自然と歴史遺産を大切に、郷土に誇りと責任をもってまちづくりを行っていくことが謳われています。

緑の基本計画の基本理念としては、国宝彦根城の緑を中心に市域の緑を結び、つなぐことが将来においても求められることから、『緑の回廊』（ネットワーク）づくりにより、市域に散在する歴史、農、川、湖、山の緑を結び・つなぐ将来像をめざすものとします。

■緑の基本計画の基本理念

緑と歴史がおりなす風格のあるまち

～ 彦根城を中心に、市域をつなぐ緑の回廊づくり ～

2. 基本方針

以下の方針により、今ある緑をまもり、緑をつくり、緑をつなぎ、緑を育てていきます。

《基本方針》

1 ふるさとの緑をまもります（まもる緑）

彦根市の骨格となる緑である琵琶湖岸の緑、荒神山周辺等の里山の緑、鈴鹿山脈の緑は、環境保全が優先される保全の必要性が高い緑であることから、地域制緑地による規制や緑化施策を維持・展開し、ふるさとの緑として守っていく必要があります。

彦根城を核として残存樹林や社寺林などの歴史性のあふれる緑が数多くみられることから、今後もさらに良好な緑の環境を提供できるよう保全に努めるものとします。

展開

- 彦根城など歴史資源と一体となった良好な緑、社寺林を守ります。
- 琵琶湖の湖岸と川辺の緑を守ります。
- ふるさとの風景となる里山と農地の緑を守ります。

2 彦根市らしい緑をつくります（つくる緑）

彦根城など歴史資源と一体となった緑を活かし、彦根市らしい町並みづくりを進めていく必要があります。市街地における緑は、都市計画的視点に基づく体系的な公園緑地の配置を基本に今後も適切に配置・整備していきます。特に、国民スポーツ大会の開催に向け必要な公園整備を行います。また、公共公益施設や民間施設の緑化を推進します。

展開

- 都市公園等を適正に配置・整備していきます。
- 国民スポーツ大会開催に向け、必要な公園整備を行います。
- 公共公益施設や民間施設の緑化を推進します。

3 地域の歴史資源を緑でつなぎます（つなぐ緑）

まもり・つくった緑の拠点をつなぐ施策として、彦根市の緑のシンボルである金亀公園（彦根城）を中核とした主要な公園を緑の拠点とし、彦根市の骨格を成す芹川などの4つの河川、南北方向にのびる琵琶湖湖岸、豊かな自然を有する雨壺山や荒神山などの里山を結ぶ『緑の回廊』（ネットワーク）づくりを進めることにより、健康・レクリエーション機能や都市の景観形成機能を高め、魅力ある彦根らしい緑のまちづくりを進めます。また、生物の生息環境保全機能の向上を図ります。

展開

- 歴史・文化資源や主要な公園等の緑の拠点をつなぐ『緑の回廊』（ネットワーク）づくりを進めます。

4 地域の緑をみんなで育てます（育てる緑）

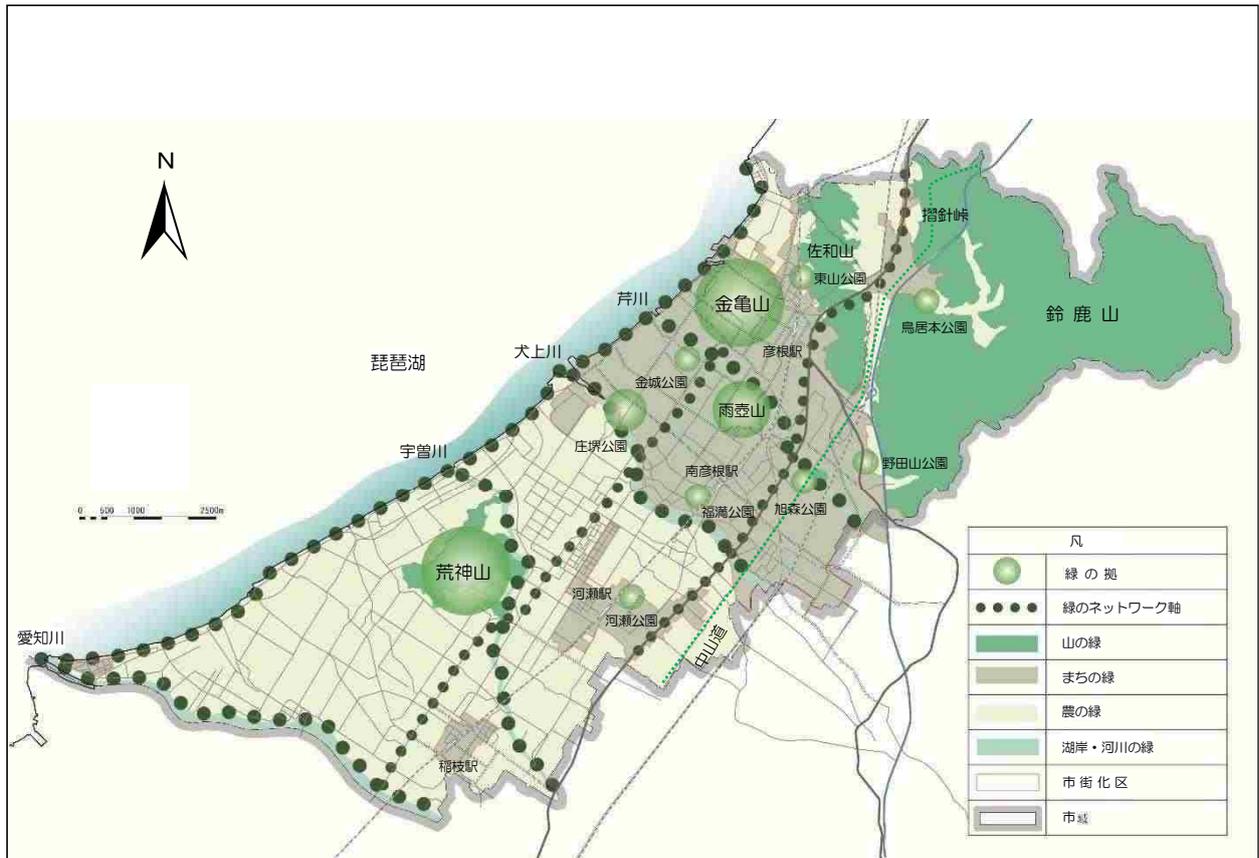
まもり・つくった緑を後世に残す施策として、豊かな自然や公園の活用を図る必要があります（例えば、自然とふれあう場づくりや公園を活用したイベント開催等）。同様に、歴史資源と一体となった緑を守るだけでなく、活用を図る必要があります。

また、行政、企業、学校、市民が協働で手を結び、ともに緑を育てるという緑化意識の醸成が必要であり、緑の基本計画によりそのシステムづくりを進めます。

展開

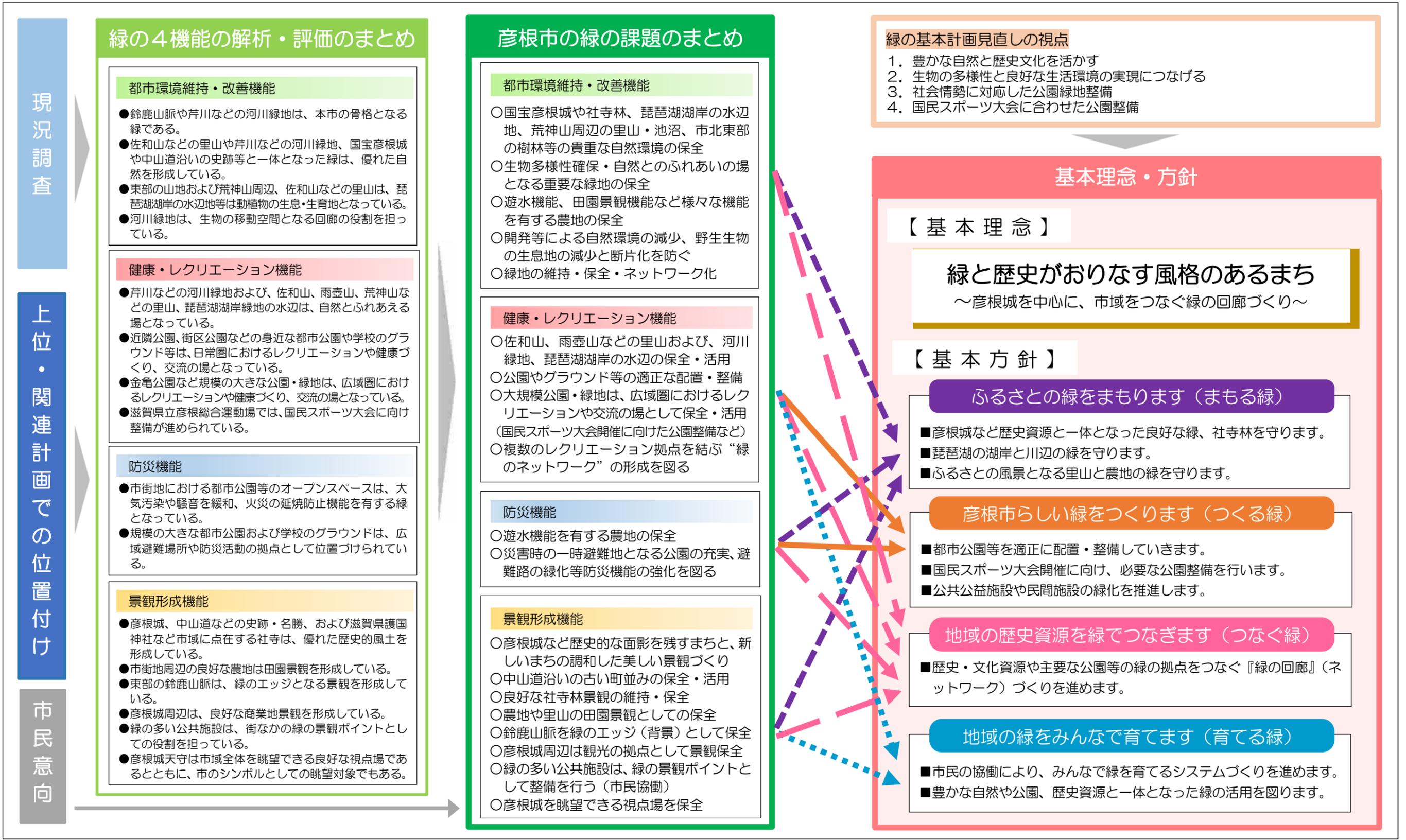
- 市民の協働により、みんなで緑を育てるシステムづくりを進めます。
- 豊かな自然や公園、歴史資源と一体となった緑の活用を図ります。

■彦根市の緑の将来像図



- 本市のランドマークとしての役割がある「金亀山（彦根城）」「荒神山」「雨壺山」のほか、近隣公園以上の主要な公園を“緑の拠点”と位置づけます。
- 本市の骨格を成す4つの河川、また、南北方向につながる湖岸沿い、主要な道路沿いについて“緑のネットワーク軸”と位置づけます。
- ゾーン分けとしては、本市の景観の背景となっている「鈴鹿山脈」「佐和山」等が位置する市域北部を“山の緑”、市街地エリアを“まちの緑”、農地や農村集落エリアを“農の緑”と位置づけます。

上位関連計画、現況調査に基づく緑の4機能の解析・評価、市民意向および本市の緑の課題から、基本理念・方針をまとめると以下のとおりです。



6-2 計画の目標水準

1. 計画フレームの設定

将来フレームは、まち・ひと・しごと総合戦略の「社人研推計準拠※」を基に、以下のように設定します。

※社人研推計準拠：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」の 2040 年までの傾向を平成 72 年（2060 年）まで延長して、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計したもの。

（1）目標年次の人口

■対象区域の人口

区 分	現況（平成 29 年）	目標年次（令和 12 年）
総人口	113,679 人	108,492 人
市街化区域内人口	94,302 人	89,999 人
市街化調整区域人口	19,377 人	18,493 人

注：目標年次における市街化区域内人口および市街化調整区域人口は、平成 27 年国勢調査時の比率により按分して算出。平成 27 年国勢調査時の市街化区域人口は 94,302 人、市街化調整区域 19,377 人、都市計画区域合計 113,679 人（都市計画マスタープラン）。

（2）市街化区域の規模

■行政区域および市街化区域の規模

区 分	現況（平成 29 年）	目標年次（令和 12 年）
市街化区域	2,572 ha	2,572 ha
都市計画区域	9,828 ha	9,828 ha

（3）目標水準

① 緑地確保目標量の設定

■目標年次における緑地確保目標量

	目標年次（平成 37 年） ※前計画	目標年次（令和 12 年）
将来市街地面積に対する割合 A	24%（概ね 620ha）	17.3%（概ね 444ha）
都市計画区域面積に対する割合 B	73%（概ね 7,130ha）	65.9%（概ね 6,477ha）

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}} = \frac{444\text{ha}}{2,572\text{ha}} = 17.3\%$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} = \frac{6,477\text{ha}}{9,828\text{ha}} = 65.9\%$$

※緑地確保目標量の詳細は第 8 章の 8-34 頁を参照。

② 都市公園整備量

目標年次（令和 12 年）の都市公園の一人あたり面積^{※1}は 15.80 m²/人、公共施設緑地を含めた都市公園等の一人あたり面積を 21.90 m²/人に増やすことを目指します^{※2}。

■都市公園整備量

区分	現況 (平成 29 年)	目標年次 (令和 12 年)	備 考 (総合計画)
都市公園	145.13ha (12.77 m ² /人)	171.37ha (15.80 m ² /人)	13.00 m ² /人 (平成 32 年度：総合計画)
都市公園等	212.34ha (18.68 m ² /人)	238.58ha (21.99 m ² /人)	15.50 m ² /人 (平成 37 年度：彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針)

注：都市公園等とは、都市公園と公共施設緑地の合計を指す。

- ※1 住民一人あたりの都市公園の敷地面積の標準は、「都市公園法施行令 第一章第一条の二」において、一の市町村の区域内で住民一人あたり 10 m²以上、市街地内で 5 m²以上とされている。
現況の人口は都市計画マスタープランとの整合を図り、平成 27 年度国勢調査（113,679 人）を使用しました。令和 12 年の将来人口は、まち・ひと・しごと総合戦略の「社人研推計準拠」の設定を踏まえ、108,492 人とした。
- ※2 河川緑地 4 箇所（363.50ha）を開設した場合、目標年次である令和 12 年の整備量は、都市公園 479.47ha（44.19 m²/人）、都市公園等 545.66ha（50.29 m²/人）となる。

第7章 緑地の配置および都市緑化に関する計画



第7章 緑地の配置および都市緑化に関する計画

7-1 方針別の緑地の配置計画

1. まもる緑

■施策の方針：受け継がれた歴史の緑をまもる

(1) 歴史資源と一体となった緑地の保全

- ・歴史文化のまちである彦根市を代表する歴史資源と一体となった良好な緑を保全します。国の特別史跡に指定を受けている彦根城や名勝である玄宮楽々園、雨壺山や荒神山の緑などについて良好な維持保全を行います。
- ・都市の美観風致を維持するために指定されている保存樹、保存樹林は本市の歴史的特性を伝える重要な資源であり保全を行います。

■施策の方針：ふるさとの風景として河川・山林・農地の緑をまもる

(2) 琵琶湖湖岸や河川緑地の保全

- ・琵琶湖湖岸の緑地や市域を横断する芹川・犬上川・宇曾川・愛知川などの河川の緑は都市の骨格を形成する緑、優れた自然環境を有する緑地であり保全します。

(3) 里山や樹林地の保全

- ・雨壺山、大堀山などの市街地近郊の樹林地は里山として、今後も保全を図ります。
- ・鈴鹿山脈周辺の山林は都市の骨格を形成する緑であり保全します。

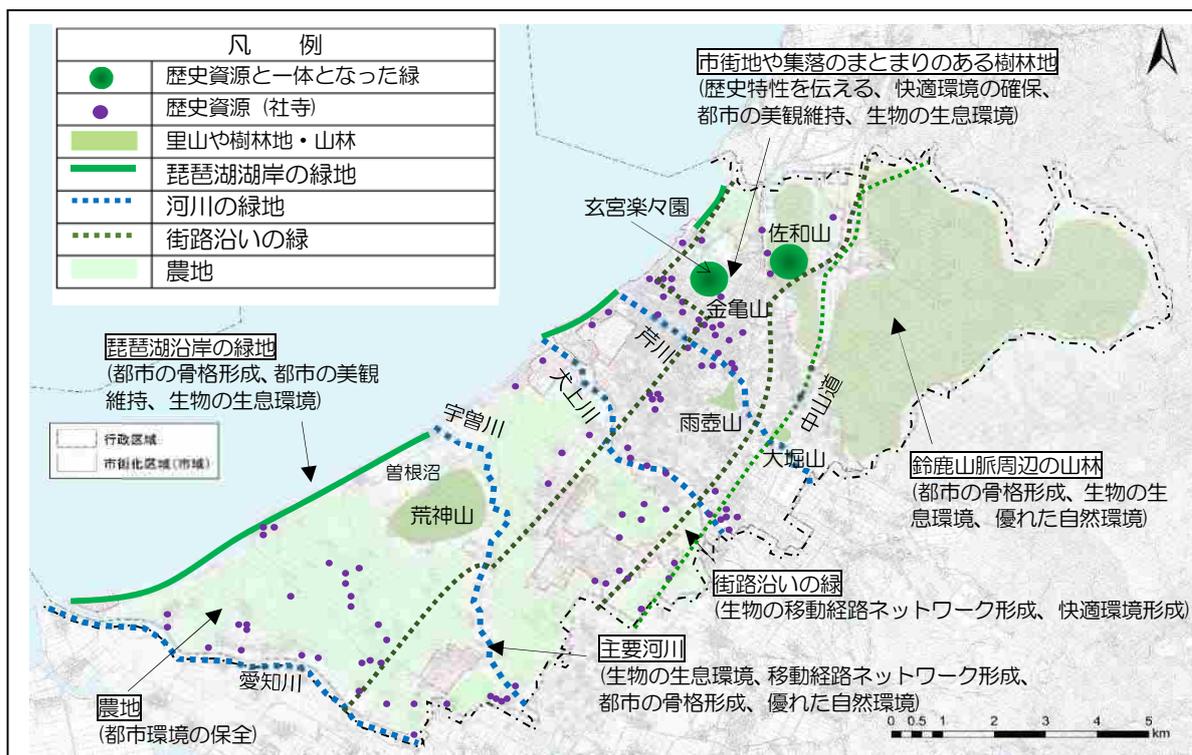
(4) 生物多様性保全への取組や外来種対策の推進

- ・生物多様性の理解と取組の推進、外来種対策による生物の生息環境の保全を図ります。
- ・市街地を取り巻く鈴鹿山脈周辺の山林や琵琶湖湖岸の緑地の保全、公園緑地、河川や街路沿いの緑化により生物の生息環境や移動空間となる生態系ネットワークの形成を図ります。

(5) 農地の保全

- ・犬上川南部一帯と市北部の一部に広がる市街化調整区域の農地は、都市環境の負荷軽減や自然災害の危険を軽減するなどの機能を有する都市を守る緑であり、今後も保全していきます。

■まもる緑の配置方針



2. つくる緑

■施策の方針：公園・緑地の整備と道路・公共公益施設・民間施設の緑化

(1) 都市公園の充実

①市全域における公園の配置

- ・総合公園である金亀公園は、国民スポーツ大会の開催に向け県立彦根総合運動場が県営金亀公園（仮称）として整備されることに併せ、新たな公園と一体的な活用が図られるよう、滋賀県と調整し再整備を行います。
- ・千鳥ヶ丘公園は周辺の芹川緑地や七曲がりの仏壇街との整合性を図りつつ、里山保全の市民活動の支援を行います。
- ・荒神山公園は、利用者ニーズをふまえた質の向上を図ります。

②地域毎における公園の配置

- ・地区公園は総合公園の補完的な役割として、市内の配置バランスを考慮し、庄堺公園の他に稲枝地域に新たに1箇所設置します。
- ・近隣公園は、都市計画決定がされている未整備の公園について、公園の配置バランス、実現性を考慮し、優先度の高いものから整備を行っていきます。

-
- ・街区公園は、原則、土地区画整理事業や民間事業者による宅地開発などにおいて整備を進めます。なお、京町公園については、防災機能的に重要であることから、単独整備も検討します。

③その他の公園

- ・稲枝地域で近年発掘された稲部遺跡（弥生～古墳時代の集落遺跡）を活用した公園の整備を検討します。
- ・都市計画決定後、長期間未整備となっている公園緑地については、区域の見直し等を検討します。見直し等の際には地元との協議を行います。
- ・公園等のオープンスペースは、災害時の防災機能を有しており、公園の規模、位置づけに応じた避難地としての役割を有しており災害時における利活用を図ります。

（2）公共公益施設の緑化の充実

- ・多くの方が日常的に利用する公共公益施設は地域に点在しており、地域の緑の向上に寄与しているため、今後も充実を図ります。

（3）民間施設の緑化の推進

- ・緑豊かな生活環境の形成のため、住宅地や工場、商業地などの私有地の緑化を推進します。
- ・児童遊園、社寺の緑は地域の身近な緑として機能しており、保全を図るとともに、緑化を推進します。

■公共施設の緑化の例



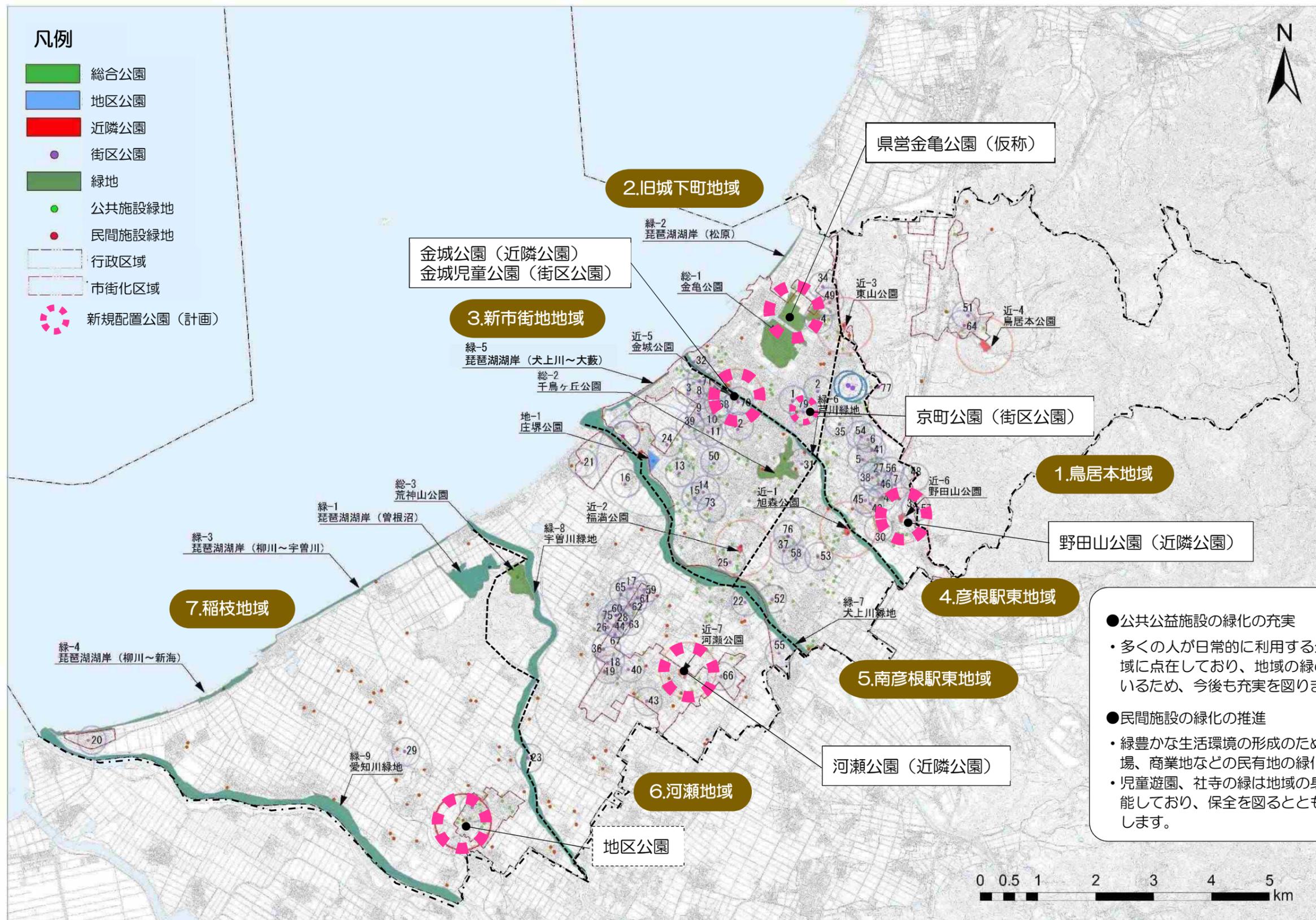
彦根駅前の緑

■学校緑化の例



鳥居本小学校

つくる緑の配置方針



●公共公益施設の緑化の充実

- ・多くの方が日常的に利用する公共公益施設は地域に点在しており、地域の緑の向上に寄与しているため、今後も充実を図ります。

●民間施設の緑化の推進

- ・緑豊かな生活環境の形成のため、住宅地や工場、商業地などの私有地の緑化を推進します。
- ・児童遊園、社寺の緑は地域の身近な緑として機能しており、保全を図るとともに、緑化を推進します。

3. つなぐ緑

■施策の方針：『緑の回廊』づくりの推進

- 彦根市の緑のシンボルである金亀公園（彦根城）を中核とした主要な公園や緑を有する歴史資源、豊かな自然を有する雨壺山や荒神山などの里山を緑の拠点とし、それらを彦根市の骨格を成す芹川などの4つの河川、南北方向にのびる琵琶湖湖岸の水辺や街路樹の緑等をつなぎ、彦根市の『緑の回廊』（緑のネットワーク）として位置付けます。

■つなぐ緑の配置方針



- 『緑の回廊』は、緑の持つ多様な機能を踏まえ、以下の4つの基本となる役割を有す構成とします。また、対象となる要素も併せて示します。

『緑の回廊』の基本となる役割と対象となる要素

- 歴史資源や文化財と一体となった緑のネットワーク
（歴史資源を有する公園、社寺林など）
- 健康・レクリエーションのネットワーク
（健康づくりや緑とふれあえる機能を有する公園など）
- 生物の生息環境保全のネットワーク
（琵琶湖、市東部の山、里山、川、農地、公園・街路樹など）
- 都市の景観を形成するネットワーク
（琵琶湖、市東部の山、里山、川、農地、歴史資源、良好な街並み、街路樹など）

《参考》既存ネットワーク設定

■琵琶湖一周サイクリング（ピワイチ）

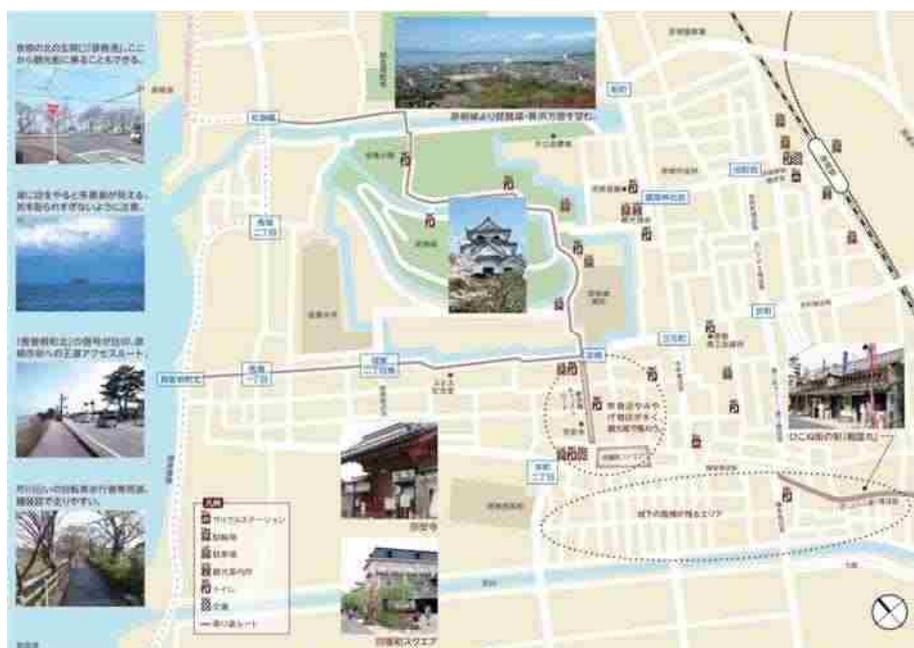
- 彦根市の緑の軸として豊かな自然を有する川や湖、丘陵地帯、緑の核となる総合公園を結ぶ散策やウォーキング、ランニング、サイクリング道路の検討を図ります。整備に当たっては、既定のサイクリングロードや広幅員の一般道を出来る限り活用します。

■琵琶湖一周サイクリング全体マップ



資料：滋賀県ホームページ

■琵琶湖一周サイクリング ちょっと寄り道マップ彦根編



資料：滋賀県ホームページ

4. 育てる緑

■施策の方針：緑の市民活動の促進

(1) 緑の活動への助成

- ・緑化に関する活動を推進するため、活動に対しての助成を行います。

(2) 緑のコミュニティ活動の推進

- ・住宅地の身近な緑づくりなどを行う緑のコミュニティ活動を推進します。

(3) 緑のボランティア育成の推進

- ・身近な緑をつくり、育てる担い手となる緑のボランティアの育成を推進します。

■施策の方針：地域の花と緑の育成

(4) 緑の顕彰制度の充実

■施策の方針：緑の普及啓発

(5) 緑のイベント、環境教育、情報発信

- ・緑化に対する市民の意識向上のため、緑に関するイベント、環境教育、情報発信を推進します。

■緑の普及啓発イベントの例（2017 みどりのつどい）



資料：びわこ文化公園 2017年5月4日開催 Walker+

7-2 総合的な緑地の配置計画

各方針別に整理した配置計画を総合的な視点から一体的な緑として捉え、その考え方、配置方針についてとりまとめます。

総合的な緑地の配置計画は、地域制緑地の保全継続、施設緑地の充実、『緑の回廊』づくりによるネットワークを連結強化することにより、緑の均衡ある配置を目指します。

■総合的な緑地の配置計画

配置方針	配置計画	
	方針	施策
まもる緑	<ul style="list-style-type: none"> ○受け継がれた歴史の緑を守る ○ふるさとの風景として河川・山林・農地の緑を守る 	<ol style="list-style-type: none"> 1.歴史資源と一体となった緑地の保全 2.琵琶湖湖岸や河川緑地の保全 3.里山や樹林地の保全 4.生物多様性保全への取り組みや外来種対策の推進 5.農地の保全
つくる緑	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の整備と道路・公共公益施設・民間施設の緑化 	<ol style="list-style-type: none"> 1.都市公園の充実 2.公共公益施設の緑化の充実 3.民間施設の緑化の推進
つなぐ緑	<ul style="list-style-type: none"> ○『緑の回廊』づくりの推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1.『緑の回廊』づくり
育てる緑	<ul style="list-style-type: none"> ○緑の市民活動の促進 ○地域の花と緑の育成 ○緑の普及啓発 	<ol style="list-style-type: none"> 1.緑の活動への助成 2.緑のコミュニティ活動の推進 3.緑のボランティア育成の推進 4.緑の顕彰制度の充実 5.緑のイベント、環境教育、情報発信

第8章 緑地の保全および緑化の推進のための施策



第8章 緑地の保全および緑化の推進のための施策

緑地の保全・緑化の推進に関わる具体的な施策の方針を作成します。

- 施策の体系を次頁に示します。
- 各施策について、その次の頁から具体的な内容を記述します。

■施策の体系

基本理念	基本方針	施策の方針	施策	具体的な事業
緑と歴史がちな風格のまち 彦根城を中心として、市域を緑の回廊でつなぐ	ふるさとの緑をまもります（まもる緑） ■彦根城など歴史資源と一体となった良好な緑、社寺林を守ります。 ■琵琶湖の湖岸と川辺の緑を守ります。 ■ふるさとの風景となる里山と農地の緑を守ります。	受け継がれた歴史の緑を守る	1.歴史資源と一体となった緑地の保全	(1) 国定公園指定、特別史跡指定、名勝指定の維持 (2) 伝統的建造物群保存地区による保全の維持 (3) 都市公園による保全の維持 (4) 保存樹、保存樹林の指定拡大と育成
		ふるさとの風景として 河川・山林・農地の緑を守る	2.琵琶湖湖岸や河川緑地の保全	(1) 琵琶湖湖岸緑地、河川緑地指定の維持 (2) 河川緑地の整備・管理の推進 (3) 琵琶湖湖岸緑地の自然環境維持・保全
			3.里山や樹林地の保全	(1) 里山の自然環境の維持・保全 (2) 風致地区指定の維持 (3) 保安林指定の維持 (4) 地域森林計画対象民有林の指定維持
			4.生物多様性保全の取組や外来種対策の推進	(1) 生物多様性保全の取組の推進 (2) 外来種対策による在来種の生息・生育環境の保全
			5.農地の保全	(1) 多様な機能を持つ農地の活用と保全
	彦根市らしい緑をつくります（つくる緑） ■都市公園等を適正に配置・整備していきます。 ■国民スポーツ大会開催に向け、必要な公園整備を行います。 ■公共公益施設や民間施設の緑化を推進します。	公園・緑地の整備と道路・公共公益施設・民間施設の緑化	1.都市公園の充実	(1) 都市公園等の整備 (2) 利用者ニーズをふまえた都市公園の魅力向上 (3) 都市公園の管理 (4) 都市計画の見直し
			2.公共公益施設の緑化の充実	(1) 公共公益施設の緑化の充実 (2) 学校施設の敷地やグラウンド外周部等の緑化推進
			3.民間施設の緑化の推進	(1) 児童遊園の維持・改修、社寺境内地の緑の維持・保全 (2) 住宅地、工業地、商業地等の緑化推進 (3) 民有地緑化促進のための情報提供
	地域の歴史資源を緑でつなぎます（つなぐ緑） ■歴史・文化資源や主要な公園等の緑の拠点をつなぐ『緑の回廊』（ネットワーク）づくりを進めます。	『緑の回廊』づくりの推進	1.『緑の回廊』づくり	(1) 散策路や歩行者道路等の整備・創出 (2) 河川緑地、湖岸緑地の維持・整備 (3) 道路緑化の維持・整備
	地域の身近な緑をみんなで育てます（育てる緑） ■市民の協働により、みんなで緑を育てるシステムづくりを進めます。 ■豊かな自然や公園、歴史資源と一体となった緑の活用を図ります。	緑の市民活動の促進	1.緑の活動への助成	(1) ひこね市民活動促進助成事業（市民活動団体が自立的に行う社会貢献活動） (2) 緑化基金の創設 (3) 「緑の募金」生活環境の緑づくり事業（樹木の配布等）
			2.緑のコミュニティ活動の推進	(1) 彦根市まちづくり推進事業総合補助金（コミュニティ活動推進事業による緑化活動等）の活用
			3.緑のボランティア育成の推進	(1) 緑のアダプトプログラムの推進
		地域の花と緑の育成	4.緑の顕彰制度の充実	(1) 花と緑の顕彰制度の充実
		緑の普及啓発	5.緑のイベント、環境教育、情報発信	(1) 緑のイベント開催、環境教育の推進 (2) 緑の情報発信

8-1 まもる緑

基本方針

ふるさとの緑をまもります(まもる緑)

- 彦根城など歴史資源と一体となった良好な緑、社寺林を守ります。
- 琵琶湖湖岸と川辺の緑を守ります。
- ふるさとの風景となる里山と農地の緑を守ります。

施策

具体的な事業



1. 歴史資源と一体となった緑地の保全

時の流れが育んだ彦根市の緑は、彦根城の緑に代表されるように、悠久の時の流れを感じさせてくれます。これらの緑は歴史の街、彦根市のアイデンティティの構成要因として重要な位置づけにあるため、積極的な保全活用策が必要です。

(1) 国定公園指定、特別史跡指定、名勝指定の維持

① 国定公園指定

国定公園は、琵琶湖を中心に周辺の「山地地区」および琵琶湖に隣接した「彦根城地区」と、「荒神山地区」などに分離した形で公園区域が指定されています。

彦根城地区は国宝彦根城周辺を含め金亀公園の区域内となっており、荒神山地区は大半が風致地区および荒神山公園として保全されています。

国定公園の指定を継続するとともに、市民協働等により緑の育成を進めるものとします。

■彦根城周辺（航空写真）



資料：彦根市ホームページ

② 特別史跡指定（現況：彦根城跡等）

彦根市には史跡として、特別史跡の彦根城跡、史跡の彦根藩主井伊家墓所、荒神山古墳があります。これらは風致地区指定などを合わせ重点的な保全が図られており、今後も指定の維持、緑の育成を進めます。

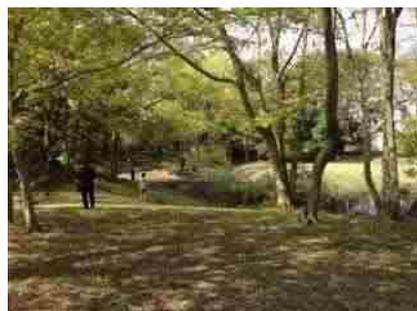
③ 名勝指定の維持（現況：玄宮楽々園等）

玄宮楽々園、旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園は、名勝として今後も保全していきます。

■彦根藩主井伊家墓所



■旧彦根藩松原下屋敷お浜御殿



④ その他（現況：中山道）

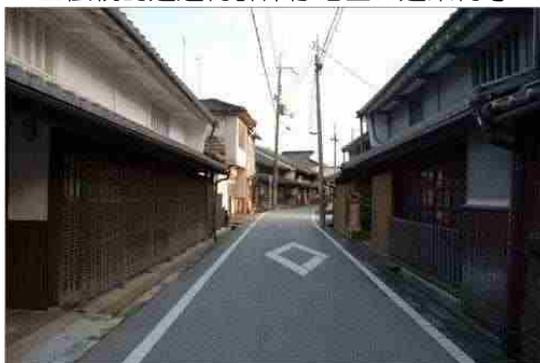
中山道は修景整備を行った箇所維持管理や松並木の維持保全を進めます。

(2) 伝統的建造物群保存地区による保全の維持

彦根の城下町の南東部に位置する河原町、芹町は、慶長9年(1604年)7月から始まった、彦根城の築城に伴う新たな城下町の建設に起源を有し、城下町の人々が集まる繁華街として栄えた伝統的なまちなみが今なお残されており、伝統的建造物群保存地区に決定し、平成28年7月25日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

これらのまちなみは、『緑の回廊』に取り込み、緑の拠点やその他の歴史的資源とのネットワーク化により、舗装の美装化や伝統的建造物等の景観的な協調整備を進めます。

■ 伝統的建造物群保存地区の建築物等



(3) 都市公園による保全の維持

国宝彦根城は、総合公園の金亀公園(37.9ha)、雨壺山は千鳥ヶ丘公園(10.08ha)、荒神山は荒神山公園(16.5ha)として、都市計画公園による保全が図られており、今後も、継続してこれら歴史性のある貴重な資源の保全や再整備を進めます。

また、稲枝駅西側地区などにおいては、歴史資源を生かした都市公園整備により歴史資源の保全を図っていきます。

■ 雨壺山（千鳥ヶ丘公園）



■ 荒神山（荒神山公園）



(4) 保存樹、保存樹林の指定拡大と育成

本市には、保存樹 11 本、保存樹林 4.27ha が指定されています。彦根城内にみるタブ・シイなどの照葉樹林や芹川のケヤキ並木などは、彦根の緑の歴史を感じさせる貴重な資源で、地域のふるさとの景観として親しまれ、郷土の豊かな風土と文化を育んできました。

また、鎮守の森に代表される社寺林の緑や、街中にみる広場や史跡の緑は住民の心にやすらぎを与え、地域の習俗や伝承と結びつき、固有の文化の形成に役立ってきました。

これら保存樹、保存樹林や社寺林は、郷土の豊かな風土と文化を育んでおり、今後の指定拡大とあわせ、樹木や樹林の育成を進めます。

■保存樹・保存樹林（井伊神社）



■社寺林（河瀬神社）



2. 琵琶湖湖岸や河川緑地の保全

(1) 琵琶湖湖岸緑地、河川緑地指定の維持

都市緑地としては、現在、琵琶湖湖岸緑地 5 箇所(計 58.48ha)、河川緑地 4 箇所(計 363.5ha)が指定されており、これらの緑地はレクリエーション、防災、環境保全などの都市機能を担っています。河川緑地については、芹川、犬上川、宇曽川、愛知川の 4 河川をはじめとした 16 箇所の一級河川が存在し、芹川、犬上川、宇曽川、愛知川は、河川緑地や風致地区に指定され、保全されています。また、市街地に近い芹川の一部にはサイクリングロードや並木道が整備されており、サイクリングや散策等、市民のレクリエーションの場としても親しまれています。

今後も、周辺の山々から流れ出た河川とその河口部の琵琶湖湖岸の緑地を保全するため、河川緑地指定を継続します。

■ 琵琶湖湖岸緑地



■ 河川緑地（宇曽川）



(2) 河川緑地の整備・管理の推進

琵琶湖緑地は都市計画決定された 69.0ha のうち 58.48ha が供用開始されていますが、河川緑地は都市計画決定された 363.5ha は未供用の状況となっています。

河川緑地は豊かな自然が残されているため、すでに一定のみどりの機能が確保されている区域といえますが、今後、関係機関と協議の上、整備に向けた協議を行っていく方針とします。また、河川緑地の保全のため、適切な管理を市民との協働による実施を検討していきます。

(3) 琵琶湖湖岸緑地の自然環境維持・保全

曾根沼は、現在、琵琶湖湖岸緑地 (30.4ha) として保全され、国定公園、風致地区、景観形成地区、湖岸緑地などの保全整備策が講じられ、琵琶湖の自然とふれあえる場として親しまれています。緑化の視点に立てば、湖岸が水遊び場という特性から、松林に代表される利用機能の緑が見受けられ憩いの場として親しまれており、今後も保全を継続します。

3. 里山や樹林地の保全

(1) 里山の自然環境の維持・保全

鈴鹿山脈に連なる山々の緑と、近江平野を横断する河川に存在する河辺林や、アイランド状に残された荒神山、雨壺山の自然林は、農の緑と一体化して、彦根のふるさとの風景を形成すると同時に、野鳥や昆虫、小動物など、多様な生き物の生息空間としても重要な役割を果たしています。特に市街地に近い自然緑地は、農地同様のヒートアイランド現象抑制効果や水源涵養機能を有し、地域レベルでの微気象調節や都市防災面で大きく貢献しています。

これらの貴重な自然環境を維持・保全するため、樹木や竹等を伐採するなど適切な里山管理を推進し、適切な維持・保全に努めます。本市では、市民協働による千鳥ヶ丘公園での里山管理や、河川緑地の管理、自然の大切さを体験する環境教育や自然観察会などを実施しており、今後もこれらの活動を継続・展開していきます。

■荒神山



(2) 風致地区指定の維持

市街地に接する山裾の林は、かつては薪炭林として利用され、落ち葉は堆肥として利用されるなど、人々の生活とのかかわりの中で維持されてきた里山の緑です。

里山は、一般的に雑木林として親しまれており、多様な野鳥や昆虫、小動物の生息地や、草花が生育する豊かな自然環境が残されています。

これらの里山の緑は概ね風致地区に指定されています。里山の緑を守るために、今後も現行の風致地区指定を維持していきます。また、これらの緑は、身近な自然とふれあう環境教育や森林浴などのレクリエーションの場として重要であり、積極的に保全活用策を講じていきます。

■彦根城風致地区



■大堀山風致地区



(3) 保安林指定の維持

保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため指定される森林で、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制しています。

本市の保安林は、風致地区内を中心に、現在、311.1ha が指定されており、今後も指定を維持し緑の保全を図っていきます。

(4) 地域森林計画対象民有林の指定維持

地域森林計画は、森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能といった公益的機能や、木材資源等を循環的に利用できるよう森林の保全・整備や林業に関する基本的な事項を定めています。

また、地域森林計画の対象とする森林については、林地開発許可制度が適用されるほか、伐採および伐採後の造林の届出や森林の土地の所有者の変更時に届出を行う必要があります。

本市には、都市計画区域（9,828ha）の 25.8%にあたる 2,535.2ha の森林が指定されており、今後も指定を維持し緑の保全を図っていきます。

4. 生物多様性保全の取組や外来種対策の推進

(1) 生物多様性保全の取組の推進

平成 22 年 10 月、「いのちの共生と未来に」をテーマに、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、「自然と共生する」世界を実現するために、生物多様性の主流化などの目標が掲げられました。彦根市では、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」の理念に「多様性を大切にする文化」として盛り込み、生物多様性に関する事項に優先順位をつけて対応しています。自然林の保護や里山の保全だけでなく、公園や街路樹など市街地の中の緑も生物の生息空間となっていることから、市街地でも生物多様性保全に取り組みます。

■彦根市での取り組み

○市民ボランティアとの協働・活動支援

「彦根城オニバスプロジェクト」

彦根城に自生するオニバス(彦根市天然記念物)の保護活動。

「ネイチャーズ新海浜」

ハマゴウ、ハマエンドウの保護活動。

ナガエツルノゲイトウ駆除大作戦。



○環境学習出前講座

小学校・放課後児童クラブ・自治会などへ出向いて、環境をテーマに講座を開催。平成 28 年度は延べ 3,000 人以上受講。

湖岸や内湖での体験活動。小学校の子どもたちが学習した成果を商業施設などで展示。

○大学・学生が実施する調査研究への協力

「タチスズシロソウの生育調査」「カヤネズミの巣の保全」「カメの寄生虫研究」「ミシシッピアカミミガメの食害」

○啓発活動

広報ひこねで特集記事掲載、市ホームページ掲出、各イベントでのパネル展示。自然観察会、レッドデータブックひこね発行

(2) 外来種対策による在来種の生息・生育環境の保全

外来由来で、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある生物（国指定の特定外来生物と、県指定の滋賀県指定外来種）について対策を行っています。また、彦根市に古くから存在する在来植物や郷土種の保全・活用を図るために、市内で新規で植栽する場合（公園植栽、街路樹など）には、彦根市に古くから存在する在来植物や郷土種の使用を検討します。

■彦根市での外来種対策

外来種	生態系への影響	対策
アライグマ（特）	生態系や生活環境・農業への影響が大きい。	わなによる捕獲を実施。専門業者へ委託。市職員もわな免許取得。
ハクビシン（県）		
ナガエツルノゲイトウ（特）	生態系・農業・漁業への影響が大きい。	琵琶湖外来水生植物対策協議会に参加。大学・学生・市民ボランティア・県および市などの関係機関と協働で駆除。
オオバナミズキンバイ（特）		
ミシシippアカミミガメ	彦根市天然記念物である彦根城のオニバスへの影響が大きい。	市民団体と協力して駆除を実施。
ブラックバス（特）	琵琶湖の在来種への影響が大きい。	琵琶湖に生息する外来魚対策は主として県が実施だが、その協力として外来魚回収ボックス（13か所）と回収いけす（1か所）を市内に設置。
ブルーギル（特）		
上記以外の生物	-	種や数など状況に応じ、生き物の同定や現地確認する等、県他関係機関と連携し臨機応変に対応。

※（特）…特定外来生物、（県）…滋賀県指定外来種

■外来種対策を実施している外来生物の例



アライグマ



ナガツルノゲイトウ



ブラックバス



ハクビシン



オオバナミズキンバイ



ブルーギル

5. 農地の保全

(1) 多様な機能を持つ農地の保全と活用

彦根市は、近江平野に位置することから市域の約32%が農地となっています。このため、田園は市民が常日頃親しんでいる最も身近なふるさとの風景といえます。

農地の果たす役割として、最近ではヒートアイランド現象の抑制効果や、雨水の保水などの都市気象緩和や水源涵養の機能を併せ持つことが確認されており、これらの機能・効果は、市街地に近接する地域において特に重要となっています。また、農地は、レクリエーションの面でも注目されており、土とのふれあいや収穫を楽しむ農業体験の場としても活用が期待されています。

市内の農地には、農地の水源として琵琶湖と一体化した池や沼が一部残されており、かつての水郷景観を形成しています。この小水路は、利水機能ばかりではなく、その構造が土、草、石、木杭などに拠ることから、そこは生物の生息地として捉えられ、生物多様性保全の視点からも保全の必要性が高いといえます。多様な機能をもつ農地を適切に保全するために、助成策等ソフト面での支援についても今後検討し、緑豊かな市街地形成を図っていきます。

なお、市街化区域内農地については、平成29年の生産緑地法一部改正により国では生産緑地の保全・活用を推進していますが、現在、市内には生産緑地に指定している区域はありません。法改正を活用した事業展開は、今後、先進事例等を参考に検討していきます。(田園住居地域の指定など)

■市域南部の農地



8-2 つくる緑

基本方針

彦根市らしい緑をつくります(つくる緑)

- 都市公園等を適正に配置・整備していきます。
- 国民スポーツ大会開催に向け、必要な公園整備を行います。
- 公共公益施設や民間施設の緑化を推進します。

施策

具体的な事業

1. 都市公園の充実

(1) 都市公園等の整備

(2) 利用者ニーズをふまえた都市公園の魅力の向上

(3) 都市公園の管理

(4) 都市計画の見直し

2. 公共公益施設の緑化の充実

(1) 公共公益施設の緑化の充実

(2) 学校施設の敷地やグラウンド外周部等の緑化推進

3. 民間施設の緑化の推進

(1) 児童遊園の維持・改修、社寺境内地の緑の維持・保全

(2) 住宅地、工業地、商業地等の緑化推進

(3) 民有地緑化促進のための情報提供

1. 都市公園の充実

(1) 都市公園等の整備

都市においては環境保全、レクリエーション、都市景観、防災等の効果に著しい機能を発揮し、快適で安全な都市環境を提供するとともに、地域コミュニティのふれあいの場としても親しまれています。住区基幹公園は、日常的なレクリエーション機能の充実という視点にとどまらず、防災機能、生活環境基盤の充実という視点からも重要であることから、各地域別の整備すべき公園量算出を踏まえ、整備充実を図ります。

2024年に開催が予定されている国民スポーツ大会に向け、開催会場である県営金亀公園（仮称）が整備されるのにあわせ、隣接する金亀公園との一体的な利用が図られるよう、金亀公園の公園施設の改修整備・更新を行います。

■庄堺公園（地区公園）



■金亀公園（総合公園）



(2) 利用者ニーズをふまえた都市公園の魅力の向上

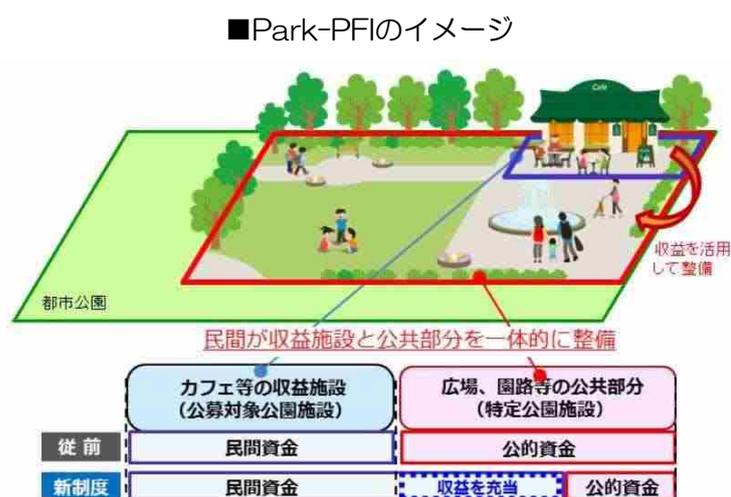
整備された都市公園の中には、公園施設の老朽化の進行や公園利用者のニーズに合わない等、その魅力を十分発揮できていない公園もあります。平成29年6月に改正された都市公園法（昭和31年法律第79号）による新しい制度を活用することで、NPO法人や企業等の民間主体との連携による公園の利活用や、利用者のニーズをふまえた公園整備に取り組みやすくなりました。彦根市においても、市街地の都市公園などについてこれらの制度の導入による公園の管理・運営について検討していきます。

① 公募設置管理制度（Park-PFI）

「公募設置管理制度」（Park-PFI）は、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。カフェやレストランなどの設置など、

民間事業者の創意工夫を取り入れることで、公園の魅力向上が期待できます。また、公園整備や管理にかかる財政負担の軽減が期待できます。

彦根市においては、一定のまとまった面積と利用者が見込まれる総合公園（例：千鳥ヶ丘公園など）にて「公募設置管理制度」（Park-PFI）の活用の可能性を検討していきます。



資料：国土交通省資料

② 緑地・緑化推進法人（みどり法人）

平成 29 年 6 月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律案」により、緑の担い手として民間主体を指定する制度が拡充され、緑地・緑化推進法人（みどり法人）の指定権者が知事から市区町村に変更になり、指定対象にまちづくり会社等が追加されました。彦根市においては、一定のまとまった面積と利用者が見込まれる総合公園（例：千鳥ヶ丘公園など）にて「みどり法人」制度の活用の可能性を検討していきます。

③ 市民緑地認定制度

市民緑地認定制度は、平成 29 年 6 月に施行された「都市緑地法等の一部を改正する法律案」により創設された制度で、都市部の緑地・オープンスペースが不足している地域において、NPO 法人や企業等の民間主体が公園と同等の空間を創出する取り組みを促進するものです。緑化地域や緑化重点地区内の市民（土地所有者）は、NPO 法人や企業等が設置・管理する認定市民緑地に土地利用の貸借契約を締結し、固定資産税・都市計画税の軽減を受けることができます。

彦根市においては、都市部の緑の確保を図るため、NPO 法人や企業、地元の自治会等との協働による、これらの制度の導入検討を行っていきます。

(3) 都市公園の管理

公園に対する市民ニーズに対応し、市民が安全・快適に公園を利活用できるように、公園の持つ多様な機能を活かし、効率的かつ効果的に公園の管理運営を進めます。また、前項で述べた、法改正による新規制度の導入による公園の管理・運営についても検討を進めます。

【都市公園における管理運営の仕組みづくり】

都市公園の基本方針と事業の方向性を示し、公園の特性に応じた管理運営についての仕組みづくりに取り組みます。また、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図ります。

【協働による都市公園の管理運営】

公園を利用する市民とともに、公園の安全性、快適性および魅力の向上を図る取り組みを行い、公園の質の向上を図ります。

現在、千鳥ヶ丘公園においては、休息の場、レクリエーションの場を安全で安心な状態に保つように、地元自治会と作業範囲を決め、維持管理契約を結び、伐竹、低木刈込、除草、清掃作業を行っています。市内の他の公園でも、このような地元自治会との協働による公園の日常的な管理の仕組みの展開を図っていきます。

【指定管理者制度による都市公園の管理運営】

総合公園などの大規模公園は、既に導入している指定管理者制度による管理運営の検証を行うとともに、制度の活用を推進します。

滋賀県立彦根総合運動場は、2024年開催の国民スポーツ大会の主会場として活用できる都市計画公園「県営金亀公園（仮称）」に再整備されます。また、市管理の金亀公園も主会場の整備と合わせ一体的な公園として再整備を行います。これらの公園は、国民スポーツ大会等の終了後も有効利用され、賑わいの創出につなげていけるように、滋賀県と連携して、彦根城をはじめとする周辺景観との調和を図りながら整備を進めることとしており、前項で述べた、「公募設置管理制度（Park-PFI）」や「みどり法人」などを活用した公園の管理・運営の仕組みについて検討します。

【都市公園の再整備】

公園開設からの経過年数などにより優先順位をつけ、市民ニーズに合った公園の再整備、施設更新を行います。また、公園施設のバリアフリー化や防災機能の強化を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

(4) 都市計画の見直し

これまでの都市計画は、人口増加や経済の発展、市街地の拡大を前提として決定されてきましたが、今後は、人口減少や少子高齢化の急速な進展など都市整備を取り巻く社会情勢は大きく変化することが予測されており、これらの課題に対応する必要があります。

公園の不足エリアには今後も新規整備を行っていきますが、都市計画決定されてから長期間未整備となっている公園予定地については、厳しい財政状況や宅地化などの進行などにより用地取得が困難な状況にあることから、周辺の公園配置状況などをふまえるとともに、計画の必要性や実現性を検証し、地域住民と合意形成を図りながら、機能集約やより適切な場所への計画の見直しを検討します。

2. 公共公益施設の緑化の充実

(1) 公共公益施設の緑化の充実

市民をはじめ観光客など多くの人々が利用する市役所、支所、その他公共公益施設は、生活の中心的な場所となっており、緑豊かな都市空間を形成するため緑化を推進します。

また、彦根市内には JR 東海道本線、近江鉄道本線、多賀線、東海道新幹線が整備されています。鉄道路線沿いには緑の法面がある部分も多く、都市の景観を構成する要素の一つとなっています。市内に9箇所ある駅は、賑わいや出会いの場として人々の生活に密着した場所であり、駅前広場や駅前道路などには賑やかでシンボル性を高める花と緑の演出を行います。

■ひこね市文化プラザ



■彦根駅前広場



(2) 学校施設の敷地やグラウンド外周部の緑化推進

彦根市内には、大学3校、高等学校7校、中学校8校、小学校17校があります。子どもたちの学習の場として、緑豊かな環境づくりを推進します。また、学校は災害時の避難場所にも指定されています。災害時の復旧活動の拠点として利用できるよう、グラウンドなどは空地を確保しつつ外周部は緑化するなど、配慮しつつ緑化を進めていきます。

■学校緑化（鳥居本小学校）



3. 民間施設の緑化の充実

(1) 児童遊園の維持・改修、社寺境内地の緑の維持・保全

民間開発等に伴う児童遊園、社寺境内地は身近な緑地として日常生活における憩いの場となっています。彦根市内には社寺林が多く点在しており、鎮守の森として彦根の歴史を伝える重要な資源となっています。

民有地にある児童遊園、社寺境内地の緑を維持・保全を行い、公共施設緑地の充実と合わせて、緑豊かな市街地形成を進めます。

■社寺境内地の緑



資料：彦根観光協会

(2) 住宅地、工業地、商業地等の緑化推進

【住宅地の緑化】

住宅地は、もっとも市民生活に密着した空間です。住宅地を緑化することにより、緑に囲まれたうらおいのある生活空間を創出し、豊かな生活環境とコミュニティ形成を図ることができます。

また、その緑は、周辺環境と一体化し連続性を持たせることにより、緑のネットワークを構成する要素として重要な役割を果たすことから、住宅地の緑化を今後も積極的に推進します。

■ 住宅地の緑化



資料：彦根市ホームページ

【工場緑化】

工場の緑化は、工場環境の改善や従業員の厚生面に役立つほか、地域景観の向上や都市環境改善など周囲の環境に与える影響が大きいといえます。都市の活力を支える経済基盤として、また地域の環境改善および景観向上に重要な役割を果たす工場の緑化施策を推進します。

■ 工場緑化による緑



資料：昭和アルミニウム缶株式会社（CSRレポート）

【商業地緑化】

銀座や京町などの市域中心部にある商店街は、沿道と建物が近接しているところが多く、街路樹などの緑が少ないことから、人々の目を楽しませてくれるような花壇などの花や緑づくりを進めます。

(3) 民有地緑化推進のための情報提供

民有地緑化を推進するため、民有地緑化の方法や助成制度などについて、彦根市の広報やホームページなどで様々な情報提供を行っていきます。また、一定規模以上の建築物に対して緑化を義務づける「緑化地域制度」の導入を検討するとともに、独自の認定制度などで評価して、民有地緑化の取り組みの支援を検討していきます。

8-3 つなぐ緑

基本方針

地域の歴史資源を緑でつなぎます(つなぐ緑)

■歴史・文化資源や主要な公園等の緑の拠点をつなぐ『緑の回廊』(ネットワーク)づくりを進めます。

施 策

1. 『緑の回廊』づくり

具体的な事業

(1) 散策路や歩行者道路等の整備・創出

(2) 河川緑地、湖岸緑地の維持・整備

(3) 道路緑化の維持・整備

■健康・レクリエーションのネットワーク



■生物の生息環境保全のネットワーク



■都市の景観を形成するネットワーク



『緑の回廊』の整備にむけた主な施策は以下のとおりです。

■『緑の回廊』の整備にむけた主な施策

- (1) 散策路や歩行者道路等の整備
- (2) 河川緑地、湖岸緑地の維持・整備
- (3) 道路緑化の維持・整備

(1) 散策路や歩行者道路等の整備

彦根市の緑の拠点を結ぶ『緑の回廊』として、散策路や歩行者道路等の整備を行います。

- ・散策 …………… 彦根城周辺や夢京橋キャスルロード、伝統的建造物群保存地区などを散策する市民、観光客の回遊ルートに供します。
- ・ウォーキング …………… ウォーキング用のカラフルなスポーツウエアに身を包み、健康維持・美容などの目的で、足早に歩く・語る、市民や県営金亀公園（仮称）来訪者の回遊ルートに供します。
- ・ランニング …………… 『緑の回廊』周辺の市民や県営金亀公園（仮称）来訪者が様々なスポーツの基礎づくり、マラソンのためのトレーニングなどの利用に供します。
- ・サイクリング …………… 県営金亀公園（仮称）来訪者や観光客などに対し、市内にあるレンタサイクルなどを利用しやすくし、琵琶湖湖岸ルートなど彦根市の広域的な観光やスポーツトレーニングなどに供します。

(2) 河川緑地、湖岸緑地の維持・整備

彦根市内には、琵琶湖をはじめ、数多くの河川・水路、沼があります。なかでも芹川、犬上川、愛知川、宇曾川の河岸には河辺林が続き、都市空間の中で緑豊かな自然景観をもたらす貴重な資源となっています。散策路やランニング、サイクリングのルートとしての活用や、市民協働による水辺空間の維持管理などを行っていきます。また、荒神山周辺には曾根沼、野田沼など内湖があり、生物の貴重な生息・生育空間となっていることから、保全を図りつつ環境教育の場などの活用を図っていきます。

■ 芹川のケヤキ並木



■ 彦根城のサクラ



資料：彦根観光協会

(3) 道路緑化の維持・整備

『緑の回廊』を形成する要素の1つとして、道路緑化があります。都市のオープンスペースである道路は、緑化することにより、うるおいのある景観が創出され、都市のイメージが大きく様変わりします。同時に、道路の緑が緩衝帯となり災害時には防火、家屋の崩壊防止機能を発揮し、都市の防災効果が大きく向上します。既存道路の緑化を維持・保全するとともに、新たな幹線道路などの緑化を促進します。特に避難路に指定されている道路については、緑化を行うなど防災機能の強化を図ります。

■ 道路緑化（夢京橋キャッスルロード北方向）



『緑の回廊』配置図

『緑の回廊』の基本となる役割

- 歴史資源や文化財と一体となった緑のネットワーク
- 健康・レクリエーションのネットワーク
- 生物の生息環境保全のネットワーク
- 都市の景観を形成するネットワーク



『緑の回廊』の整備に向けた主な施策

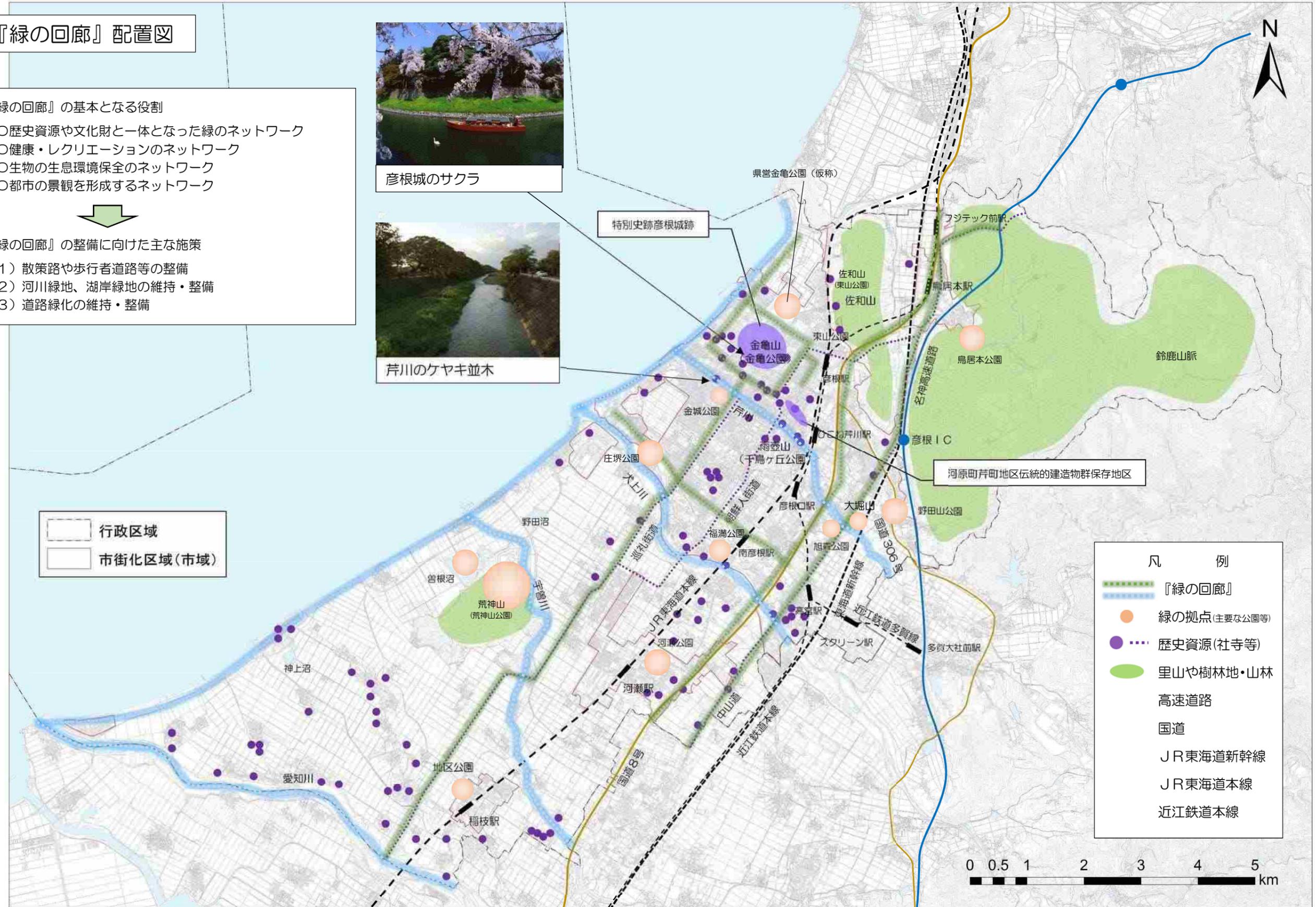
- (1) 散策路や歩行者道路等の整備
- (2) 河川緑地、湖岸緑地の維持・整備
- (3) 道路緑化の維持・整備



彦根城のサクラ



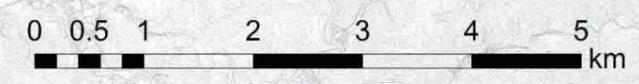
芹川のケヤキ並木



行政区域
市街化区域(市域)

凡 例

- 『緑の回廊』
- 緑の拠点(主要な公園等)
- 歴史資源(社寺等)
- 里山や樹林地・山林
- 高速道路
- 国道
- JR東海道新幹線
- JR東海道本線
- 近江鉄道本線



8-4 育てる緑

基本方針

地域の身近な緑をみんなで育てます(育てる緑)

- 市民の協働により、みんなで緑を育てるシステムづくりを進めます。
- 豊かな自然や公園、歴史資源と一体となった緑の活用を図ります。

施策

具体的な事業

1. 緑の活動への助成

(1)ひこね市民活動促進助成事業(市民活動団体が自立的に行う社会貢献活動)

(2)緑花基金の創設

(3)「緑の募金」生活環境の緑づくり事業(樹木の配布等)

2. 緑のコミュニティ活動の推進

(1)彦根市まちづくり推進事業総合補助金の活用

3. 緑のボランティア育成の推進

(1)緑のアダプトプログラムの推進

4. 緑の顕彰制度の充実

(1)花と緑の顕彰制度の充実

5. 緑のイベント、環境教育、情報発信

(1)緑のイベント開催、環境教育の推進

(2)緑の情報発信

1. 緑の活動への助成

緑豊かなまちづくりと良好な生活環境の保全および改善を目的に、社会的に意義が認められる緑化について、経済的、技術的に助成を行うなどの支援体制の充実を図ります。

(1) ひこね市民活動促進助成事業（市民活動団体が自立的に行う社会貢献活動）

この事業は、地域社会の新たな担い手として注目される市民活動団体が自主的、自立的に行う社会貢献活動に対してその活動に必要な経費の一部を助成することにより、市民活動を応援する事業です。

■ひこね市民活動促進助成事業の概要

事業の名称	事業内容
助成対象事業	市民活動団体が自主的、自立的に行う社会貢献活動
助成金額等	<ul style="list-style-type: none"> ○設立事業 設立を計画する団体、または設立から1年未満の団体の設立に係る事業 市民団体：助成対象経費の2分の1（5万円を限度） 学生団体：助成対象経費の10分の10（5万円を限度） ○企画事業 設立から1年以上を経過した団体で、新たな企画に係る事業 市民団体：助成対象経費の2分の1（10万円を限度） 学生団体：助成対象経費の10分の10（5万円を限度） ○協働事業 複数の助成対象団体（学生団体を含む）が協働して実施する事業 助成対象経費の3分の2（10万円を限度） ○助成の決定 提出いただいた申請書類を審査し、予算の範囲内で決定します。
助成の制限(特に留意する点)	<ul style="list-style-type: none"> ・1年度について1団体1事業（複数の事業項目への応募は不可） ・設立事業への応募は1団体につき通算1回限り ・他の補助制度等の支援を受けているものは対象外 ・平成28年度以前の制度で3回の助成を受けていただいた団体も応募できる。ただし、毎年行っている同じ事業に対する助成制度ではないため、新たな事業を企画される場合に申請できる。

資料：彦根市ホームページ

■（例）平成27年度の助成決定事業

事業の名称	事業内容	団体名
千鳥ヶ丘公園(雨壺山)の荒廃緑地を「里山」に再生する事業	雨壺山の放置されてきた荒廃緑地を市民ボランティアの手で手入れし「里山」に再生させる活動を続け、今年で12年目に入ります。間伐や灌木伐採、下草刈り、枝打ちなどを実施し、公園にふさわしい美林化を進めています。また活動を継続していくために雨壺山の美林化、荒廃予防に関心を持ち続けてもらうような取組を展開しています。	彦根雨壺山・護林会

資料：彦根市ホームページ

(2) 緑化基金の創設

民有地緑化の推進および保全を図るために、企業や市民団体など民間からの寄附金や市費の積み立てによる緑化基金の創設を検討します。

この基金は、民有地などの緑化を推進するための財政的な裏付けとして、緑化事業やボランティア活動、普及啓発活動に対して助成を行うものです。

(3) 「緑の募金」生活環境の緑づくり事業（樹木の配布等）

緑の募金による身近な緑づくりの支援として、生活環境の緑づくり事業（樹木の配布等）があります。

同事業は、「学校、公園等身の回りの緑づくりのため、地域住民の参加により行われる植樹に必要な各種緑化苗木を配布する」ものであり、緑化を推進する方策として活用を進めます。

2. 緑のコミュニティ活動の推進

(1) 彦根市まちづくり推進事業総合補助金の活用

この補助金の対象事業には、コミュニティ活動推進事業があります。コミュニティ活動推進事業は、「自治会等が地域の連帯感や自治意識の向上を図り、自治会等の活動の活発化と明るいまちづくりを推進することを目的として実施する事業」です。

コミュニティ活動推進事業の対象となる緑化活動は、小さな緑地づくりの推進、花づくり運動の推進、清掃活動の実施、ランドマークの設置、コミュニティ掲示板または案内板の設置等の取り組みとなっています。

■コミュニティ活動推進事業

補助対象テーマ	項目	補助対象設備等
1 美しく、住みよい地域環境をつくるために	(1) 小さな緑地づくりの推進 (市の木などの植樹)	(1) 苗木、原材料
	(2) 花づくり運動の推進 (花壇の設置…市の花等)	(2) フラワーポット、苗、ブロック、花壇表示板、原材料
	(3) 清掃活動の実施	(3) 溝ふた揚げ機、草刈機、一輪車
	(4) ランドマークの設置	(4) その地域の目印や象徴になるように建造するための資材
	(5) コミュニティ掲示板または案内板の設置	(5) 掲示板、案内板
2 歴史と文化を学びコミュニケーションの輪を広げるために	(1) コミュニティ新聞または自治会等の連絡紙の発行	(1) 印刷機、複写機、パソコン、デジタルカメラ、プリンター
	(2) 各種講座または文化教室の開催	(2) テレビ、ラジオ、ビデオカメラ、DVDレコーダー、ビデオテープレコーダー、テープレコーダー、プロジェクター、スクリーン、映写機、演台、黒板、ホワイトボード、机、椅子
	(3) 郷土誌の発行	(3) 郷土誌の発行
3 健やかな心と体で活気ある地域をつくるために	(1) 運動会、球技大会、盆踊り、納涼祭等の実施	(1) スポーツ用具、テント、放送設備、祭りに係る太鼓等の事業の実施に直接必要な備品（消耗品を除く。）、当該備品を収納するための格納庫
	(2) カロム大会等の実施	(2) カロム、囲碁、将棋
	(3) 健康教室の開催 (エアロビクスダンス、体操、太極拳、ウォーク等)	(3) 健康管理用具、トレーニング用具
4 安心・安全な地域をつくるために	(1) AEDの設置	(1) AED機器およびその附属品
	(2) 防犯カメラの設置	(2) 防犯カメラおよびその附属品
補助金の額		
補助対象基本額 上記の別表第1に掲げる補助対象設備等の整備に要する経費で、50,000円以上		
補助率 補助対象基本額の2分の1		
補助限度額 ・テーマ1～3は30,000円を限度 ・テーマ4は100,000円を限度		

資料：彦根市ホームページ

3. 緑のボランティア育成

(1) 緑のアダプトプログラムの推進

本市では、緑のアダプトプログラムとして、公共的場所の美化および保全のための「ひこねエコフォスター制度」が導入されています。

美化ボランティア活動を広げるため、活動団体に対して、彦根市補助金等交付規則（平成19年彦根市規則第15号）に規定による補助制度を設けています。

■ひこねエコフォスター制度

項目	内容
自治体名	・彦根市
所属部署	・彦根市市民環境部生活環境課
本格導入	・2001年4月
対象となる場所	・一般道路、公園
活動団体・人員と構成	・活動団体数：1団体 ・登録人員：200人
団体構成	・地元企業：1社
市民の役割	・清掃・ごみ拾い、除草、情報提供、活動報告

資料：公益法人食品容器環境美化協会、彦根市ホームページ（平成31年2月現在）

4. 緑の顕彰制度の充実

（1）花と緑の顕彰の推進

まちの緑化や花のある美しいまちづくりに功績のあった、市民や学校、企業などの団体に対する顕彰制度の充実を図ります。また、広報やパンフレットなどで、優秀事例などを紹介することにより、市民の緑化に対する意識の向上およびまちの緑化推進を図ります。

■緑のカーテンコンテストの部門表彰作品（2018年特選&おいしそうで賞）

【家庭部門】



私たちは、幼なじみの60代後半の4人です。
2016年に、環境保全課さんや他の人に勧められたお蔭で、3年間ゴーヤカーテンで盛夏を涼みでき
ました。
今年は観音様が観音、水やり、追肥など苦労がありました。
市取の虫に、鼠土、糞尿などを落とす、鼠土を捨てました。
カーテンの裏の壁に虫が侵入したら、いざ手を出すときに早内溜しかけた。
琉球すずめうりというワイルド性植物と並べて、2種類のグリーンカーテンを育て楽しんで。

【公共施設部門：愛荘町立秦荘幼稚園】



緑のカーテンも4年目。わが校名物を生徒に尊ねると、「長距離遠足と緑のカーテン」と答えるまでになりました。
地域の皆さんにお手伝いいただいたの種まき、支柱立て、プランター移植、生徒会の委員会・部活動を動員しての水やり、「当然すること」として子供たちが活動してくれることがうれしいです。
今年は、一番上のパイプまで葉がのび、表側まで回りました。3年生の教室は、いつも日陰で3階とは比べものにならない涼しさです。

資料：彦根市ホームページ

5. 緑のイベント、環境教育、情報発信

(1) 緑のイベント開催、環境教育の推進

緑に対する啓発普及活動の活性化は、各種の緑化施策への理解・参加のきっかけをつくるという意味で重要な要素となります。親子で参加できるイベントや大学などと連携した若者主体のプロジェクトなど、未来を担う若者の参加を図り、都市公園の立地条件、資源、特性などに応じて、公園の魅力を活かした緑のイベントや環境教育の推進に努めます。

金亀公園などの市街地の公園では、市民団体が主催するイベント開催などの利活用を積極的に推進して、まちなかの賑わい創出に努めます。

千鳥ヶ丘公園など豊かな自然を活かした公園では、動植物の生息環境を保全しながら、市民の日常的な健康づくりの場としての活用や、自然観察会や環境教育の場としての活用、広大な敷地を活かしたイベントの開催等、公園の特色に応じた検討を行います。

また、公園の紹介やイベント情報のほか、四季の花の開花情報などを発信し、公園の利活用を促進するとともに、多くの市民に緑に対する関心を深めてもらい、緑化推進および緑に対する意識の向上に努めます。

■緑の普及啓発イベント 2017 みどりのつどい（苗木・種のプレゼント）



資料：びわこ文化公園 2017年5月4日開催 Walker+

(2) 緑の情報発信

彦根市に多く残る貴重な河辺林や自然林の保護・保全、工場や住宅の緑化など、まちの緑化を推進していくためには市民の協力が必要です。緑化意識の向上や緑化に対する知識向上のため、里山保全や都市緑化の調査・研究、工場や住宅の緑化などの緑化技術に対する正しい知識や情報について収集・発信を行い、緑を通じた交流、休養、余暇の取り組みを進めていきます。緑の情報発信を行う拠点施設として、彦根市の緑のシンボルである金亀公園や、里山保全などの市民活動が盛んな千鳥ヶ丘公園、荒神山公園などを位置付けます。また、近年発見された稲部遺跡を中心とした稲枝地域の公園を歴史性のある緑の情報発信の拠点として位置付け、整備を進めます。

実現のための施策の方針図

基本理念・方針

【基本理念】

緑と歴史がおりなす風格のあるまち
 ~彦根城を中心に、市域をつなぐ緑の回廊づくり~

【基本方針】

ふるさとの緑をまもります (まもる緑)

- 彦根城など歴史資源と一体となった良好な緑、社寺林を守ります。
- 琵琶湖の湖岸と川辺の緑を守ります。
- ふるさとの風景となる里山と農地の緑を守ります。

彦根市らしい緑をつくります (つくる緑)

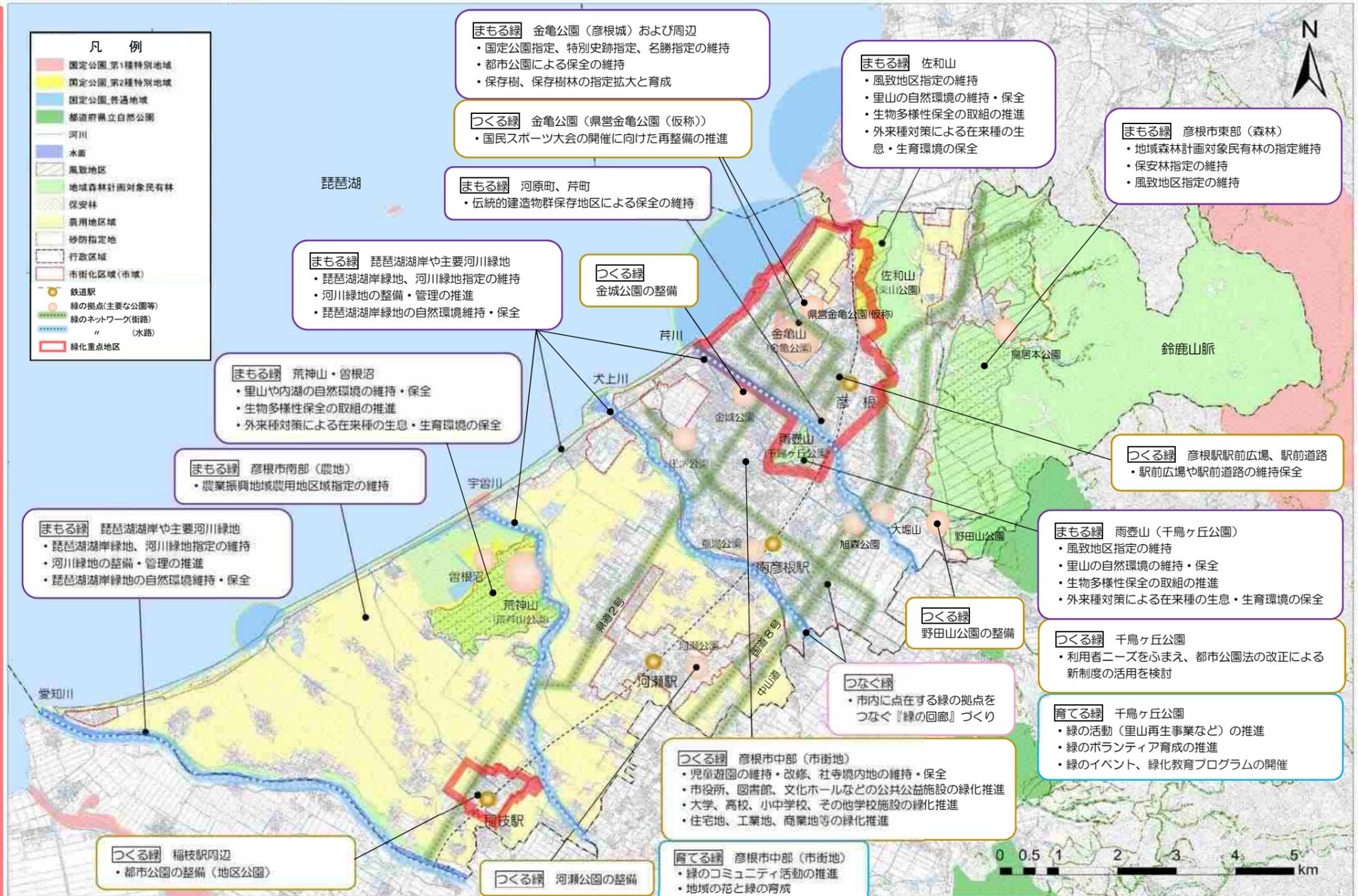
- 都市公園等を適正に配置・整備していきます。
- 国民スポーツ大会開催に向け、必要な公園整備を行います。
- 公共施設や民間施設緑地の緑化を推進します。

地域の歴史資源を緑でつなぎます (つなぐ緑)

- 歴史・文化資源や主要な公園等の緑の拠点をつなぐ『緑の回廊』(ネットワーク)づくりを進めます。

地域の緑をみんなで育てます (育てる緑)

- 市民の協働により、みんなで緑を育てるシステムづくりを進めます。
- 豊かな自然や公園、歴史資源と一体となった緑の活用を図ります。



■歴史資源や文化財と一体となった緑のネットワーク

■健康・レクリエーションのネットワーク

■生物の生息空間保全のネットワーク

■都市景観を形成するネットワーク

緑の回廊

(4つの役割
 毎の構成図)



■緑地の確保量

緑の基本計画における目標年次（都市計画マスタープランの目標年次と整合を図り、令和12年と設定する）の緑地確保量を下表のように設定します。詳細は資料編を参照してください。

○街区公園、近隣公園、地区公園

- ・街区公園は、82箇所（13.89ha）とする。
- ・近隣公園は、4箇所（4.64ha）とする。
- ・地区公園は、2箇所（8.20ha）とする。

○総合公園

- ・総合公園は、県営金亀公園（仮称）と併せて4箇所（86.28ha）とする。

○都市緑地

- ・河川緑地の整備確保量は現状のままとする。
※河川緑地4箇所（363.50ha）を開設した場合は、下表の（ ）内の数値となる。

○地域制緑地

- ・地域制緑地は現状のままとする。

■緑地の整備確保量総括表

年次	現況 (平成29年)						目標年次 (令和12年)						
	市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			
	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	ヶ所	面積(ha)	㎡/人	
緑地種別	住区	68	10.50	1.11	80	13.41	1.18	70	10.98	1.22	82	13.89	1.28
	基幹	2	1.30	0.14	4	4.64	0.41	2	1.30	0.14	4	4.64	0.52
	公園	1	4.20	0.45	1	4.20	0.37	1	4.20	0.47	2	8.20	0.76
	都市	2	47.98	5.09	3	64.48	5.67	3	69.78	7.75	4	86.28	7.95
	基幹	73	63.98	6.78	88	86.73	7.63	76	86.26	9.58	92	113.01	10.42
	特殊公園												
	風致公園												
	動植物公園												
	歴史公園												
	墓の他												
	広場公園												
	広域公園												
	緩衝緑地												
	都市緑地	1	3.00	0.32	5	58.40	5.14	1	3.00	0.33	5	58.40	6.49
	(河川緑地4箇所を開設した場合)	(1)	(3.00)	(0.32)	(5)	(58.40)	(5.14)	(2.3)	(65.08)	(7.23)	(9)	(366.5)	(33.8)
	緑道												
	都市市林												
	国の設置によるもの												
	都市公園計	74	66.98	7.10	93	145.13	12.77	77	89.26	9.92	97	171.41	15.80
(河川緑地4箇所を開設した場合)	(74)	(66.98)	(7.10)	(93)	(145.13)	(12.77)	(79.3)	(151.30)	(16.81)	(101)	(479.47)	(44.19)	
公共施設緑地	41	56.67	6.01	69	67.21	5.91	41	56.67	6.30	69	67.21	6.19	
都市公園等合計	115	123.65	13.11	162	212.34	18.68	118	145.93	16.21	166	238.62	21.99	
(河川緑地4箇所を開設した場合)	(115)	(123.65)	(13.11)	(162)	(212.34)	(18.68)	(120.3)	(202.51)	(22.50)	(170)	(545.66)	(50.29)	
民間施設緑地	120	9.50		197	24.53		120	9.50		197	24.53		
施設緑地計	235	133.15		359	236.87		238	155.43		363	263.16		
風致地区	4	139.40		10	1,366.60		4	139.40		10	1,366.60		
農業振興地域・農用地区域					2,606.00						2,606.00		
地域森林計画対象民有林		54.40			2,535.20			54.40			2,535.20		
文化財で緑地として扱えるもの		69.60			73.30			69.60			73.30		
その他法によるもの		24.74			1,042.57			24.74			1,042.57		
法によるもの計		288.14			7,623.67			288.14			7,623.67		
小計		288.14			7,623.67			288.14			7,623.67		
地域制緑地間の重複					1,181.00						1,181.00		
地域制緑地計		288.14			6,442.67			288.14			6,442.67		
施設・地域制緑地間の重複		-			229.00			-			229.00		
緑地総計	235	421.29	44.67	359	6,450.54		238	443.57	49.29	363	6,476.83		
人口	市街化区域人口			94,302 人			市街化区域人口			89,999 人			
	都市計画区域人口			113,679 人			都市計画区域人口			108,492 人			
面積	市街化区域面積			2,572 ha			市街化区域面積			2,572 ha			
	都市計画区域面積			9,828 ha			都市計画区域面積			9,828 ha			
緑地率	市街化区域面積に対する割合			16.4 %			市街化区域面積に対する割合			17.2 %			
	都市計画区域に対する割合			65.6 %			都市計画区域に対する割合			65.9 %			
都市公園等の目標水準 (住民一人当たり面積)	都市公園			12.77 ㎡/人			都市公園			15.8 ㎡/人			
	(河川緑地4箇所を開設した場合)			(12.77) ㎡/人			(河川緑地4箇所を開設した場合)			(45.00) ㎡/人			
	都市公園等			18.68 ㎡/人			都市公園等			21.99 ㎡/人			
	(河川緑地4箇所を開設した場合)			(18.68) ㎡/人			(河川緑地4箇所を開設した場合)			(51.10) ㎡/人			

※現況の人口は都市計画マスタープランとの整合を図り、平成27年度国勢調査の値を使用。

※目標年次の河川緑地の箇所数は、河川緑地区域の市街化区域面積に占める割合で表示。

※緑地総計には、地域制緑地の面積のみ計上し、箇所数は重複等あるため計上しない。

第9章 緑化重点地区の検討



第9章 緑化重点地区の検討

9-1 緑化重点地区の設定

1. 緑化重点地区の設定

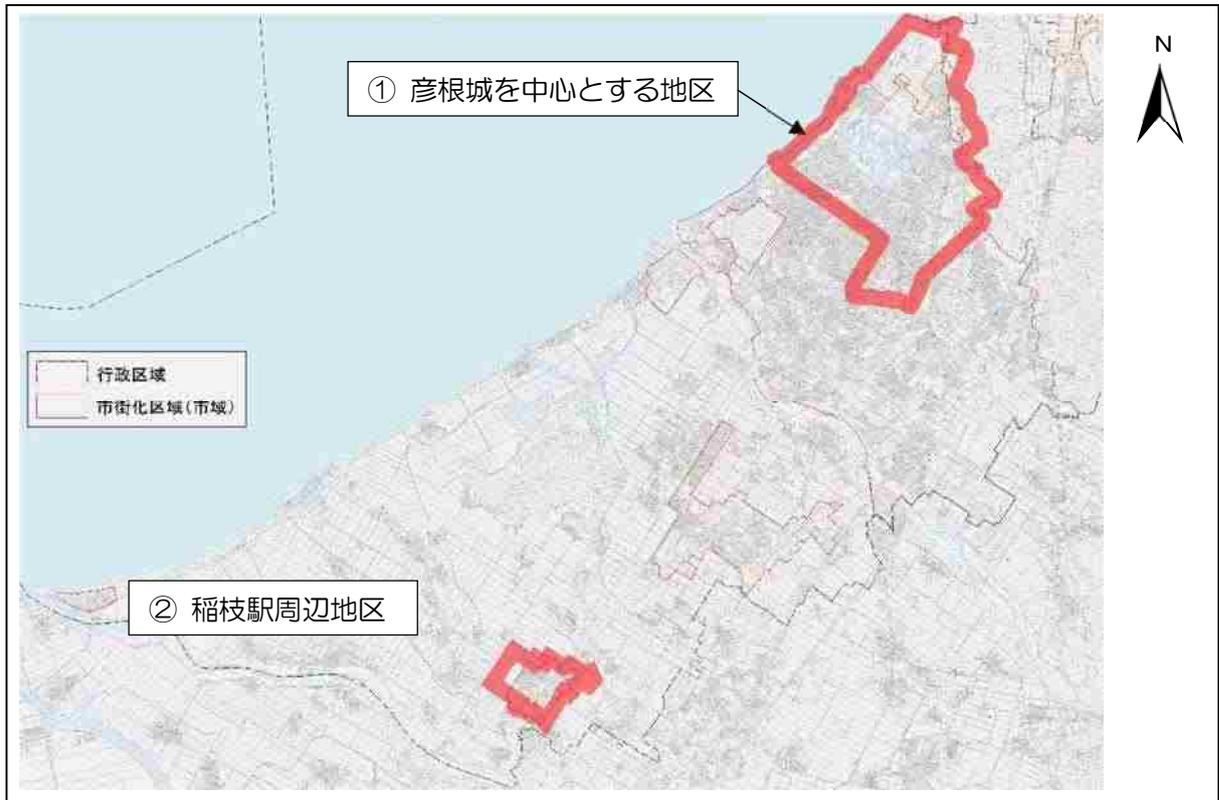
緑化重点地区は、都市緑地保全法（現都市緑地法）において緑の基本計画に位置づけることとされている地区であり、水と緑のうるおいと安らぎのある街の実現を目指すために、モデル地区を指定して、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区です。

彦根市では、緑の基本計画の基本理念を「緑と歴史がおりなす風格のあるまち～彦根城を中心に、市域をつなぐ緑の回廊づくり～」と掲げ、彦根の緑の回廊づくりにより、市域に散在する歴史、農、川、湖、山の緑を結び・つなぐ将来像をめざしていきます。そこで、緑化の充実を図る必要のある地区、緑化を推進することが効果的な地区として、①彦根市のシンボルとなる緑である彦根城と金亀公園、2024年の国民スポーツ大会以降に総合公園となる県営金亀公園（仮称）、彦根市役所などが立地する『彦根城を中心とする地区』、および②都市公園の配置バランスの面から都市計画公園の整備を予定している稲枝地域において、近年発掘された稲部遺構の保全が求められている『稲枝駅周辺地区』の2地区を指定し、重点的な緑化を図っていきます。

■緑化重点地区の選定

緑化重点地区 （緑化の充実を図る必要のある地区、 緑化を推進することが効果的な地区）	選定理由	備考 （内包する緑の資源・拠点の名称）
① 彦根城を中心とする地区	<ul style="list-style-type: none">市のシンボルとなる緑（彦根城、金亀公園）がある2024年の国民スポーツ大会以降に総合公園となる県営金亀公園（仮称）や彦根市役所などが立地している	<ul style="list-style-type: none">彦根城のある金亀公園2024年の国民スポーツ大会の主会場（滋賀県立彦根総合運動場）⇒県営金亀公園（仮称）彦根市役所彦根市河原町芹地区伝統的建造物群保存地区夢京橋キャッスルロードカインズモール（ショッピングゾーン）JR彦根駅、近江鉄道彦根駅七曲がり仏壇街
② 稲枝駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none">稲枝地区には都市計画公園がなく、都市公園の配置バランスの面から地区公園の整備を予定近年発掘された稲部遺跡の保全が求められている	<ul style="list-style-type: none">稲部遺跡（重要遺構）が発見され保全が必要都市公園の整備（地区公園の整備）駅周辺の既存市街地、聖泉大学、小学校等

■緑化重点地区の位置



(参考) 緑化重点地区の候補地要件

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑の少ない地区
- ③ 風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区
- ④ 避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保および市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- ⑤ 緑化の推進の住民意識が高い地区
- ⑥ 市街地開発事業等の予定地区
- ⑦ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑧ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑨ 公共施設と民有地の一体的な緑化および景観形成により良好な環境の保全および創出を図る地区
- ⑩ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

資料：新編 緑の基本計画ハンドブック

9-2 緑化重点地区の整備方針

1. 彦根城を中心とする地区



(1) 対象地区の概況

本地区は、国宝彦根城天守閣を擁する金亀公園が立地するとともに、2024年の国民スポーツ大会に向けて県営金亀公園（仮称）（現：滋賀県立彦根総合運動場）の整備が進められています。また、観光客が多く見られる「夢京橋キャッスルロード」や、「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区」などが立地しています。

(2) 地区の現況

本地区には、街区公園 11 箇所（1.81ha）、近隣公園 1 箇所（1.24ha）、総合公園 2 箇所（47.98ha）、琵琶湖湖岸緑地 1 箇所（3.00ha）が開設されています。

■地域の都市公園の現況

区分	名称		開設		未開設		備考
			箇所	面積	箇所	面積	
都 市 公 園	住区基幹公園	街区公園	11	1.81	1	0.58	外馬場公園 0.35ha 京町公園 0.23ha 未開設
		近隣公園	1	1.24			
都 市 公 園	都市基幹公園	総合公園	2	47.98	2	30.00	千鳥ヶ丘公園 8.2ha 金亀公園 21.8ha 未開設
		都市緑地	芹川緑地	—	—	1	
			琵琶湖湖岸（松原地区）緑地	1	3.00	—	—
合計			15	54.03	4	79.78	

(3) 基本方針

本市における緑の中核となる地区であり、歴史的資源や緑の拠点、鉄道駅、港、河川、公共施設をネットワークする「緑の回廊」を整備する。緑の回廊は、既存道路や河川を基本に、新たに整備する道路を加え歩道舗装の美装化を図るとともに、市民協働により沿道の緑化を推進します。

■市域全体のテーマ

緑と歴史がおりなす風格のあるまち
～彦根城を中心に、市域をつなぐ緑の回廊づくり～

■対象地区のテーマ

彦根城や総合運動公園を中心に、駅や港、歴史的資源、飲食・買い物拠点を結ぶ回廊づくり

(4) 緑化方針図（彦根城を中心とする地区）



つくる緑
 ・県営金亀公園（仮称）周辺に整備する市道の街路樹や低木植栽の整備

育てる緑
 ・県営金亀公園（仮称）の「緑の広場」などを活用した緑化イベントの開催

つくる緑
 ・（都）原松原線（21m4車線）の彦根港までの延伸整備

つくる緑
 ・彦根城内回廊のポラード整備
 ・緑の回廊沿いは、空地などを活用したポケットパークなどの整備

育てる緑
 ・芹川緑地はビオトープが形成されており、自然とふれあえる場として保全・充実

- 凡 例
- 緑化重点地区
 - 都市公園等
 - 公共施設緑地
 - 市街化区域界
 - 緑の回廊（歴史・文化）
 - 緑の回廊（健康・レク）
 - 緑の回廊（街路）
 - 緑の回廊（水辺）
 - 彦根城眺望の視点場※
 - 眺望確保エリア※

※彦根市景観計画より

つなぐ緑
 ・緑の回廊は、歴史性を踏まえた舗装の美装化
 ・緑の回廊沿道の公共施設緑化、民有地緑化の推進
 ・緑の回廊は、回遊性の向上に資する魅力的な街路形成

『緑の回廊』計画

○『緑の回廊』は、国宝彦根城を中核とした、歴史と一体となった緑をつなぐ「緑の回廊（歴史・文化）」、県営金亀園（仮称）を中核とした、健康づくりやレクリエーションの拠点をつなぐ「緑の回廊（健康・レクリエーション）」、千鳥ヶ丘公園（雨壺山）や佐和山を中核とした街路樹や河辺・湖岸緑地による「緑の回廊（街路）」「緑の回廊（水辺）」のネットワークの4種から構成します。

○『緑の回廊』では、歴史性を踏まえた舗装の美装化や、電線の地中化などを推進するとともに、沿道の公共施設緑化、民有地緑化を推進します。

まもる緑
 ・国宝彦根城を中心とする風致地区における都市環境の保全
 ・彦根城の城下町にあって、多くの社寺が立地しており、これらの緑や歴史性のある建築物・建造物など市街地の潤いある景観創出に資する緑の保全

まもる緑
 ・彦根市役所や彦根市立図書館など緑化された公共施設の緑の保全

まもる緑
 ・夢京橋キャスルロードの沿道緑化の維持

まもる緑
 ・彦根市河原町芹町伝統的建造物群保存地区の歴史性の保全

育てる緑
 ・来訪者をお迎えする場として、彦根駅周辺や夢京橋キャスルロード周辺商店街における「おもてなしの緑の空間」整備のルールづくり
 ・緑の回廊沿いは、建て替えに合わせた生け垣など民有地緑化、フラワーポットの設置などのもてなしの緑づくり
 ・緑のアダプトプログラムの推進



2. 稲枝駅周辺地区



(1) 対象地区の概況

本地区は、本市最南部の稲枝地域に位置しており、JR東海道本線の稲枝駅を中心に地域コミュニティが形成されています。近年では、発見された稲部遺跡や稲部西遺跡の保全活用とあわせ、都市計画公園の整備の検討が進められています。

(2) 地区の現況

本地区には、街区公園 3 箇所 (1.94ha)、都市緑地 3 箇所 (54.34ha) が開設されています。

■地域の都市公園の現況

区分	名称		開設		未開設		備考
			箇所	面積	箇所	面積	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	3	1.94			
		愛知川緑地	—	—	1	112.50	
	都市緑地	琵琶湖湖岸(曾根沼)緑地	1	30.40	—	—	
		琵琶湖湖岸(柳川～宇曾川)緑地	1	10.00	—	—	
		琵琶湖湖岸(柳川～新海)緑地	1	12.00	—	—	
合計			6	54.34	1	112.50	

(3) 基本方針

本地区には、都市計画公園が配置されておらず、市全体の公園配置バランスの視点から、本地区に地域のシンボルとなる地区公園の配置が必要です。また、稲枝駅周辺地区では、稲部遺跡が近年発掘されており、この活用も検討していきます。

なお、市街化調整区域内における地区計画制度を活用したまちづくりが計画されています。

■市域全体のテーマ

緑と歴史がおりなす風格のあるまち
～彦根城を中心に、市域をつなぐ緑の回廊づくり～

■対象地区のテーマ

稲枝駅を中心に周辺のコミュニティ拠点や駅西まちづくり地区などを結ぶ緑の回廊づくり

(4) 稲部遺跡の保存と市道芹橋彦富線および市道稲部本庄線

JR 稲枝駅北側に位置する稲部遺跡は、弥生時代から古墳時代（2～4 世紀）を中心とする大規模集落遺跡で、昭和 56 年の調査に始まり、平成 25 年の市道改良工事に伴う調査で竪穴建物や大型建物、鉄や青銅の金属器工房などが確認されました。

稲部遺跡の保存のため、予定されていた市道芹橋彦富線および市道稲部本庄線の整備ルートの見直しを行い、稲部遺跡の重要遺構部を迂回させる整備ルートに変更しました。

■ 稲部遺跡での発掘調査説明会の様子



写真：彦根市文化財課

(5) 緑化方針図（稲枝駅周辺地区）



第10章 計画の実現に向けて



第 10 章 計画の実現に向けて

10-1 実現に向けた基本的な考え方

彦根市緑の基本計画の基本理念である「緑と歴史がおりなす風格のあるまち～彦根城を中心に、市域をつなぐ緑の回廊づくり～」をふまえ、緑の将来像の実現を目指して、方針別の緑地の配置計画を設定しました。ここでは、緑の基本計画の実現に向けた基本的な考え方を整理します。

1. 緑の将来像の実現に関する基本的な考え方

緑の基本計画は、概ね 20 年後の将来を見据えたものです。彦根市では本計画に基づき、緑の将来像の実現を目指します。

2. 施策の推進に関する基本的な考え方

緑の基本計画は、緑の将来像を実現するための都市計画の決定や変更の方針などを示した計画であり、緑関係の都市計画行政の行動指針となります。上位計画である彦根市総合計画や彦根市都市計画マスタープランに即しながら、本計画にもとづき総合的かつ一体的な緑のまちづくりを勧めるために的確な施策の推進を目指します。

3. 「協働による緑のまちづくり」に関する基本的な考え方

緑の基本計画によって、市民、事業者、専門家および行政が、緑の将来像を共有することで、各主体の円滑な合意形成のもとで具体的な方策を進めることを促します。彦根市では、都市計画マスタープランでも設定されているように、市民、事業者、専門家および行政が対等な立場で相互に特性を活かし、補い合いながら、それぞれの役割と責任を担い、知恵や力を出し合ってまちづくりに取り組む「協働による緑のまちづくり」を目指します。

※時代の変化への対応に関する基本的な考え方

緑の基本計画は、市の現時点での実状をふまえ、将来にわたる計画を示すものであり、今後の時代の変化などによっては、実状に適合しなくなる可能性があります。このため、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直しを見極めながら、必要に応じて計画内容を変更するなど、常に市の実状に即した計画になるよう配慮します。

10-2 実現に向けた取り組み

実現に向けた基本的な考え方に基づき、具体的な取り組みについて整理します。よりよい緑のまちづくりを実現するためには、行政主体の取り組みに加え、市民や事業者、専門家を含めた協働の取り組みが不可欠といえます。以下に、計画の実現に関する取り組みと、計画の推進体制、計画の進行管理について示します。

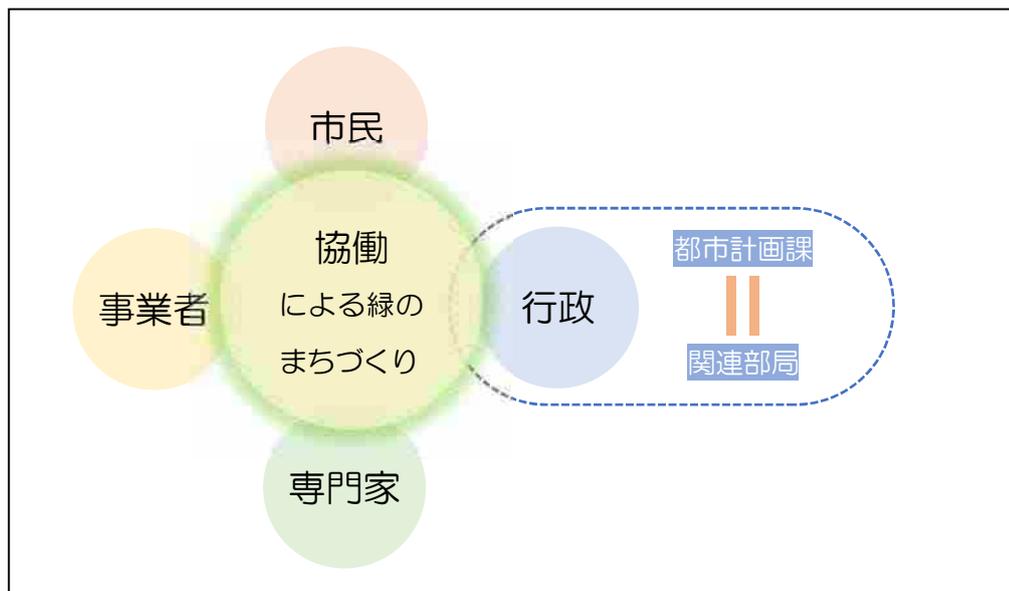
1. 計画の実現に関する取り組み

緑の将来像の実現に向け、市民ニーズや各施策の実施による効果を見極め、的確な取り組みに努めます。また、これにあわせ、庁内連携体制の強化や関係機関への働きかけや、効果的な施策を実施するために必要な財源の確保に努めます。

2. 計画の推進体制

彦根市緑の基本計画を推進するにあたっては、市民・事業者・専門家・行政など各主体が、基本理念の実現に向け、連携して取り組む「協働による緑のまちづくり」の体制を構築することが必要となります。特に、緑化重点地区では、関連する地元の自治会や活動団体との協働が重要であり、連絡調整を密にしながら施策の推進を図っていきます。

■計画の推進体制の模式図



3. 計画の進行管理

各施策を効果的に進めるためには、各施策の進捗状況や目標達成状況を把握し改善へとつなげていく必要があります。

そのため、PDCAサイクル【計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）】の考え方に基づく進行管理を行い、社会経済情勢や施策の進捗状況に応じて継続的に計画を改善することで、緑の将来像の実現を目指します。

評価においては、彦根市総合計画や彦根市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画における進行管理状況を反映していくとともに、必要に応じ、関連する既存委員会などにより評価・調整を行い、計画の継続的な推進を図っていきます。

■PDCAサイクルの模式図



〈卷末資料〉

資－1 上位・関連計画の整理

1. 県の計画

(1) 彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針（平成28年12月）

項目	内容
目標年次	<ul style="list-style-type: none">令和12年（おおむね15年後）区域区分：令和7年の将来予測を基本に設定具体的な事業：おおむね10年以内
都市計画区域の範囲	<ul style="list-style-type: none">彦根市：約9,828ha
基本理念	<ul style="list-style-type: none">○都市機能の集約化を取り入れたまちづくり○暮らしの“質”を重視したまちづくり○多様な地域資源を活かしたまちづくり○既成市街地の元気を育むまちづくり○環境との良好な調和を図るまちづくり○区域内でのバランスの良い発展を支えるまちづくり
自然的環境の整備または保全に関する方針	<p>①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・本都市計画区域には、琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖や琵琶湖に浮かぶ多景島、琵琶湖に流れ込む芹川や犬上川等の河川やそこに生息するチョウやホタル等の貴重な動植物ほか、琵琶湖と山地の間に形成された沖積平野に広がる農地や条里集落、その中に散在的に分布する丘陵地等による美しい田園環境が存在しています。・国宝彦根城や多くの神社仏閣などの豊富な文化財があり、歴史的環境にも恵まれています。・これらの豊かな自然的環境および歴史的環境と共生した都市づくりを進めるため、<u>市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、風致地区制度等により自然環境を適正に保全</u>します。・自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、<u>琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の山林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成</u>を図ります。

項 目	内 容																		
自然的環境の整備または保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、<u>公園・緑地の計画的な整備</u>に努めます。 <p>②計画水準</p> <p>【緑地の確保目標水準】</p> <table border="1" data-bbox="469 577 1410 784"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年(基準年)</th> <th>平成 37 年(15 年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地の確保目標量</td> <td>おおむね 3,510ha</td> <td>おおむね 3,550ha</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域に対する割合</td> <td>19.0%</td> <td>おおむね 20%</td> </tr> <tr> <td>市街化区域に対する割合</td> <td>79.2%</td> <td>おおむね 80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【都市計画公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準】</p> <table border="1" data-bbox="469 855 1410 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年(基準年)</th> <th>平成 37 年(15 年後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準</td> <td>14.0 m²/人</td> <td>15.5 m²/人</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年(基準年)	平成 37 年(15 年後)	緑地の確保目標量	おおむね 3,510ha	おおむね 3,550ha	都市計画区域に対する割合	19.0%	おおむね 20%	市街化区域に対する割合	79.2%	おおむね 80%		平成 22 年(基準年)	平成 37 年(15 年後)	都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	14.0 m ² /人	15.5 m ² /人
	平成 22 年(基準年)	平成 37 年(15 年後)																	
緑地の確保目標量	おおむね 3,510ha	おおむね 3,550ha																	
都市計画区域に対する割合	19.0%	おおむね 20%																	
市街化区域に対する割合	79.2%	おおむね 80%																	
	平成 22 年(基準年)	平成 37 年(15 年後)																	
都市計画区域内人口 一人あたりの目標水準	14.0 m ² /人	15.5 m ² /人																	
主要な緑地の配置・整備の方針	①環境保全系統	<ul style="list-style-type: none"> ・本都市計画区域の東部に連なる山々は、本区域の骨格となり、琵琶湖の水源となる緑地であり、今後とも保全を図るとともに、琵琶湖、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川等の河川緑地についても、治水計画と整合を図りながら、多様な生き物が生息する豊かな水域と水域に面する水辺部一体の水・緑景観を保全していきます。 ・彦根市の彦根山、雨壺山、大堀山、佐和山の市街地内および、市街地周辺部の斜面緑地については、都市住民の身近な緑地として都市環境に寄与するところが大きいので、風致地区制度等により保全を図るとともに、特に重要な区域については都市計画公園として、保全を図ります。 																	
	②レクリエーション系統	a) 地域全体 <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズや広域的なスポーツニーズに応えるため、都市基幹公園である金亀公園・千鳥ヶ丘公園・荒神山公園（以上総合公園）を配置し整備を図ります。 ・琵琶湖沿いおよび芹川、犬上川、宇曾川、愛知川の各河川沿いに緑地を配置・整備するとともに、地域内の文化財や主要施設も含め、それらの公園・緑地・施設間を結び連携の充実を図ります。 																	

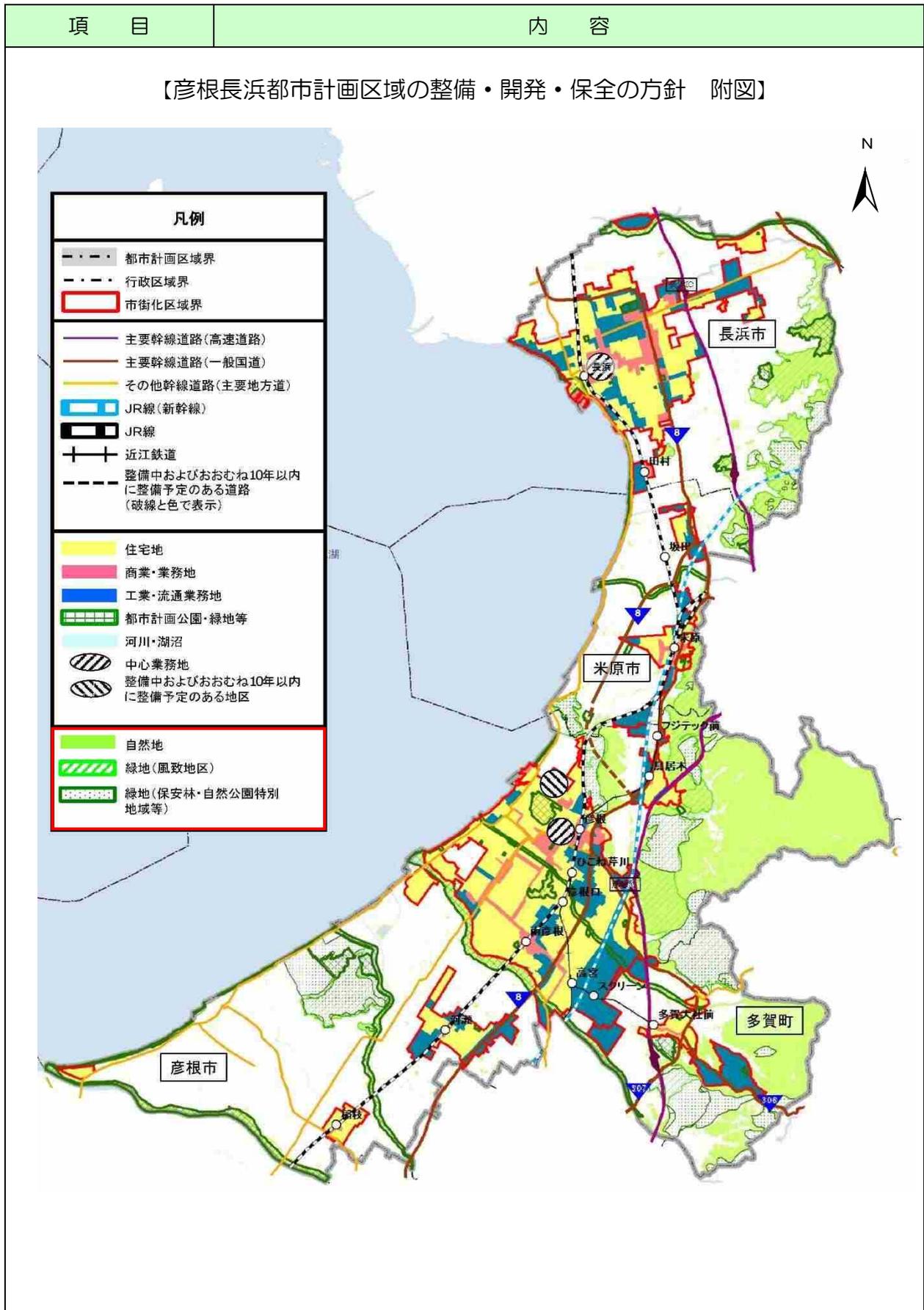
項 目		内 容
主要な 緑地の 配置・ 整備の 方針	②レクリエーション系統	<p>b) 市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民にとって身近な憩いの場や安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置します。
	③ 防災系統	<p>滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や南海・東南海地震による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要があります。</p> <p>a) 自然地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図ります。</u> <p>b) 市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置します。</u>また、既存の樹林地や河川については、火災延焼防止緑地として保全を図ります。
	④景観構成系統	<p>a) 自然地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>琵琶湖湖岸の湖面、砂浜と一体になって広がる松並木をはじめ、市街地後背地の山々の緑、またそれらを結ぶ彦根市市街地内を流れる芹川のケヤキ並木と桜並木、および周辺の田園地帯や一部丘陵地と一体になって琵琶湖に注ぐ河川の風景は、本都市計画区域の代表的なふるさと景観となっており、これら風景の保全・育成を図ります。</u> <p>b) 市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彦根駅、南彦根駅をはじめとする鉄道駅周辺や役所・役場、商店街周辺など、本都市計画区域を構成する各市町を代表する顔とも言うべき区域については、市街地整備とともに公共空地の確保と緑化に努め、公共施設や建築物などと合わせた地域一帯の都市景観の形成に努めます。 <p>c) 拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彦根市の金亀公園については、本都市計画区域の核となる公園であり、城址を含む公園であることから、歴史的・文化的景観としての重要性を考慮した景観形成に努めます。

(続き)

項 目		内 容
主要な 緑地の 配置・ 整備の 方針	⑤ その他の 系統	<p>a) 地域全体</p> <ul style="list-style-type: none">本都市計画区域には、彦根城天守、千代神社本殿等の文化財をはじめ、彦根城跡等の史跡、玄宮楽々園等の名勝等が豊富に存在し、これらと一体になった良好な緑の空間が存在している。これらの地域では、優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、歴史・文化資源と水際空間を結び整備を行いネットワークの形成を図ります。 <p>b) 市街地</p> <ul style="list-style-type: none">彦根市の中心市街地、商店街周辺、観光資源が集積する区域など、本都市計画区域内外から多くの人々が集まる区域については、それら観光資源等と一体的、総合的に施設・景観整備に努めます。

(注1) 都市基幹公園：都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園や運動公園。

(注2) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園、地区公園。



2. 市の計画

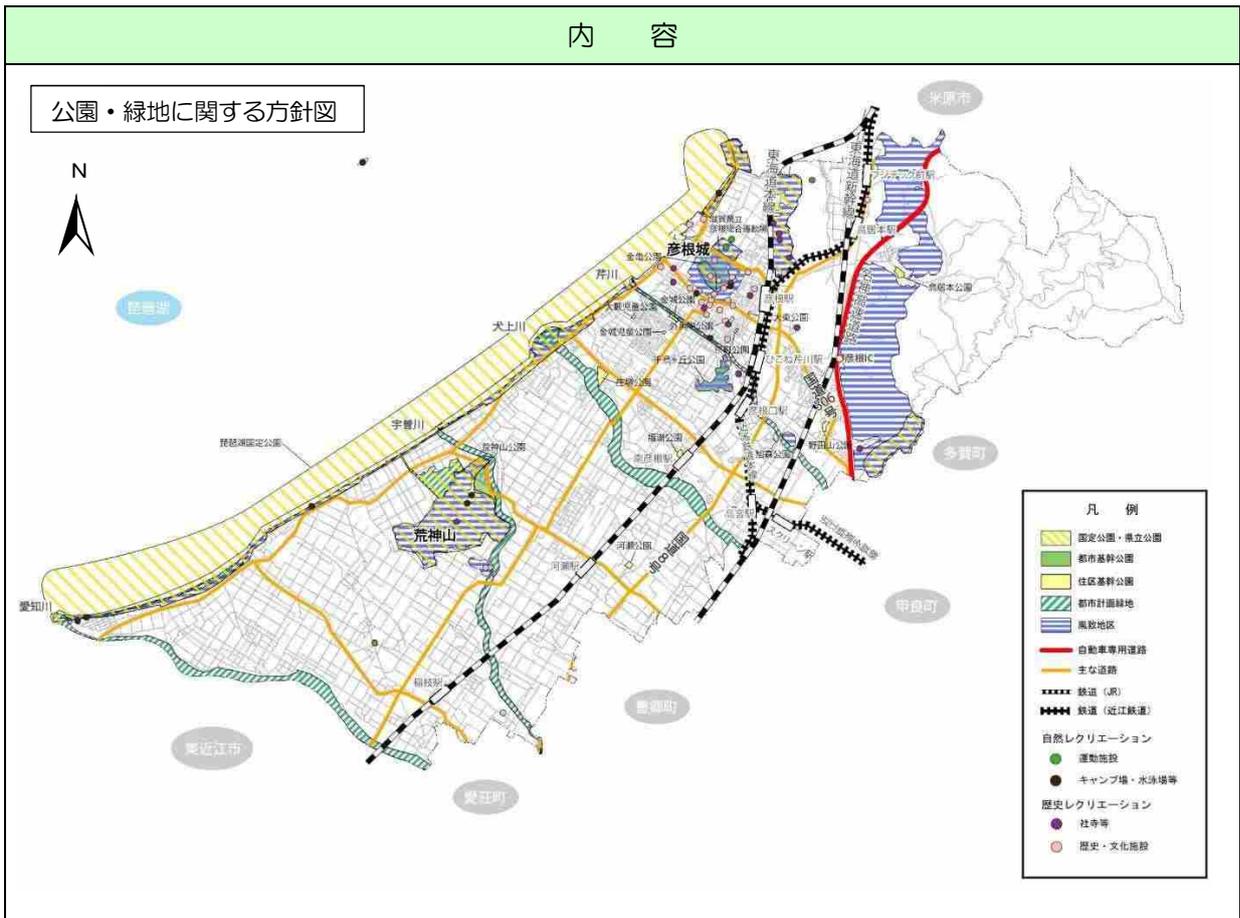
(1) 総合計画（基本構想：平成 23 年 3 月、後期基本計画：平成 28 年 4 月作成）

項 目		内 容																											
目標年次		令和 2 年（2020 年）																											
計画人口		113,000 人																											
基本構想のコンセプト		風格と魅力ある都市の創造																											
基本計画	都市環境基盤の整備	公園緑地の整備	<p>◆歴史的・文化的景観に配慮する地区では、伝統的建造物群保存地区や地区計画等の景観形成手法により、歴史を生かしたまとまりと緩やかな調和をもった地域固有の良好なまちなみが形成されることをめざします。</p> <p>◆景観づくりに向けた啓発活動等を通じて、様々な地域における景観を生かした市民のまちづくり活動の推進や意識の高揚を図ることをめざします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">指標</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">所管課</th> </tr> <tr> <th>H25 年度</th> <th>H32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12101</td> <td>景観形成地域※指定件数</td> <td>地域</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>12102</td> <td>景観に配慮したまちづくり計画数</td> <td>地区</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	指標						番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	H25 年度	H32 年度	12101	景観形成地域※指定件数	地域	5	7	都市計画課	12102	景観に配慮したまちづくり計画数	地区	5	9	都市計画課
	指標																												
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課																								
			H25 年度	H32 年度																									
12101	景観形成地域※指定件数	地域	5	7	都市計画課																								
12102	景観に配慮したまちづくり計画数	地区	5	9	都市計画課																								
	景観形成の推進		<p>◆地域防災への活用等公園の多面的な利用を考慮して都市公園の整備や既存公園等の適切な管理運営に取り組み、市民が安全で安心して暮らす、緑豊かなまちをめざします。</p> <p>◆公共施設の緑化については、樹種の選定等市民参画により積極的な緑化を図るとともに、一般住宅や工場等の事業所についても緑化を推進し、既存緑地の保全を含め、維持管理を市民と協働で取り組み良好な都市環境の形成をめざします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">指標</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">所管課</th> </tr> <tr> <th>H25 年度</th> <th>H32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12301</td> <td>市民 1 人当たりの都市公園面積</td> <td>m²</td> <td>12.91</td> <td>13.00</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>12302</td> <td>市民による公園の管理箇所数</td> <td>箇所</td> <td>251</td> <td>300</td> <td>都市計画課</td> </tr> </tbody> </table>	指標						番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	H25 年度	H32 年度	12301	市民 1 人当たりの都市公園面積	m ²	12.91	13.00	都市計画課	12302	市民による公園の管理箇所数	箇所	251	300	都市計画課
指標																													
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課																								
			H25 年度	H32 年度																									
12301	市民 1 人当たりの都市公園面積	m ²	12.91	13.00	都市計画課																								
12302	市民による公園の管理箇所数	箇所	251	300	都市計画課																								

項 目		内 容																																				
環境保 全型社 会の構 築	生 活 環 境・自然環 境の保 全 と創出	<p>◆市民、市民団体、事業者および市が、連携・協働できる仕組みづくりと人づくりを推進します。</p> <p>◆豊かな環境が損なわれることのないよう環境汚染を防止するとともに、よりよい環境をつくるための取組を進め、すべての市民が住み良いと感じられるまちをめざします。</p> <p>◆自然とのふれあいを深め、自然環境に愛着を持ち、自ら守り育てるとともに、心身ともに健康でゆとりのある生活を営むことができるまちをめざします。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">指標</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">所管課</th> </tr> <tr> <th>H25 年度</th> <th>H32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14101</td> <td>市民による水質調査員の人数</td> <td>人</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>14102</td> <td>ホテルの目撃箇所数</td> <td>箇所</td> <td>67</td> <td>75</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>				指標						番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	H25 年度	H32 年度	14101	市民による水質調査員の人数	人	40	60	生活環境課	14102	ホテルの目撃箇所数	箇所	67	75	生活環境課						
	指標																																					
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課																																	
			H25 年度	H32 年度																																		
14101	市民による水質調査員の人数	人	40	60	生活環境課																																	
14102	ホテルの目撃箇所数	箇所	67	75	生活環境課																																	
	低 炭 素 社 会の構築	<p>◆市・市民・市民団体・事業者の各主体が、自らの責任を果たしつつ、お互いが協力していくことを基本とした低炭素社会をめざします。また、大学などの研究機関との連携を図ります。</p> <p>◆エネルギーに依存する日々の暮らしを見つめ直し、身近なところから省エネルギーに取り組むことで、エネルギーの効率的利用をめざします。</p> <p>◆再生可能エネルギーに関する技術の開発や研究などの情報を収集・発信し、導入の促進をめざします。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">指標</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">所管課</th> </tr> <tr> <th>H25 年度</th> <th>H32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14201</td> <td>市内の二酸化炭素排出量</td> <td>千 t — CO2</td> <td>1,002</td> <td>895</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>14202</td> <td>市内の 1 軒当たりの年間電気使用量 (電灯電力)</td> <td>kwh</td> <td>4,028</td> <td>3,942</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td>14203</td> <td>市内の 1 軒当たりの年間ガス使用量 (家庭用)</td> <td>m³</td> <td>387</td> <td>395</td> <td>生活環境課</td> </tr> </tbody> </table>				指標						番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課	H25 年度	H32 年度	14201	市内の二酸化炭素排出量	千 t — CO2	1,002	895	生活環境課	14202	市内の 1 軒当たりの年間電気使用量 (電灯電力)	kwh	4,028	3,942	生活環境課	14203	市内の 1 軒当たりの年間ガス使用量 (家庭用)	m ³	387	395	生活環境課
指標																																						
番号	指標名	単位	基準値	目標値	所管課																																	
			H25 年度	H32 年度																																		
14201	市内の二酸化炭素排出量	千 t — CO2	1,002	895	生活環境課																																	
14202	市内の 1 軒当たりの年間電気使用量 (電灯電力)	kwh	4,028	3,942	生活環境課																																	
14203	市内の 1 軒当たりの年間ガス使用量 (家庭用)	m ³	387	395	生活環境課																																	

(2) 彦根市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月作成）

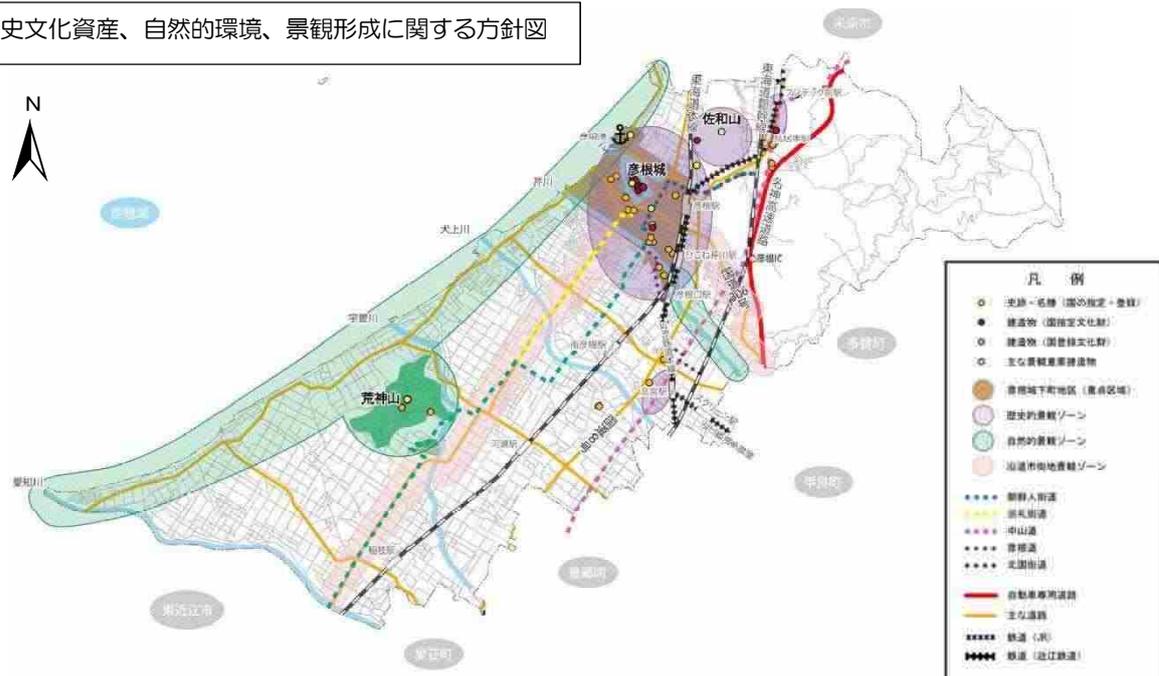
項 目	内 容
目標年次	令和 12 年（2030 年）
人口目標	目標指標： 令和 12 年（2030 年）で定住人口が概ね 11 万 1 千人
公 園	<p>○琵琶湖沿岸の多くの都市に広く指定されている琵琶湖国定公園は、本市では彦根城・荒神山地区などが指定されています。これらの地区では、優れた自然の風景地として、その保護と適切な活用に努めます。</p> <p>○滋賀県立彦根総合運動場は、令和 6 年（2024 年）開催の国民スポーツ大会等の主会場として活用できる都市計画公園「県営金亀公園（仮称）」に再整備されます。市管理の金亀公園も主会場の整備と合わせ一体的な公園として整備を行います。国民スポーツ大会等の終了後も有効利用され、賑わいの創出につなげていけるように、滋賀県と連携して彦根城をはじめとする周辺環境との調和を図りながら、整備を進めます。</p> <p>○主として市全域の住民が利用する都市基幹公園が、総合公園として3カ所都市計画決定されています。また、主として歩いていける範囲の住民が利用する住区基幹公園が、地区公園として1カ所、近隣公園として6カ所、街区公園として5カ所都市計画決定されています。これらのうち、既存の公園については、施設の適切な維持管理に努めるとともに、利用者ニーズに合った施設の改築更新を進めます。新たな公園の整備については、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、防災面も配慮した整備意図や整備効果を明確にし、計画段階から地域住民に参画してもらい、利用者ニーズに合った施設整備を検討します。</p> <p>○運動施設、水泳場やキャンプ場については、スポーツ・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として、多種多様な交流による地域の活性化のために、有効活用に努めます。</p>
緑 地	<p>○湖岸や河川を緑地として9カ所都市計画決定されています。県や地域住民との連携を図りながら、緑地としての維持保全に努めます。</p> <p>○自然環境に富んだ良好な自然的景観を維持するために、10カ所が風致地区に指定されています。各地区の特性に応じた保全に努めます。</p> <p>○彦根城周辺に集積する歴史・文化施設については、緑豊かな観光資源としての機能の維持向上に努めます。また、社寺などについては、鎮守の森をはじめとした緑地空間の保全に努めます。</p>



項 目	内 容
歴史文化資産の 保全等の方針	<p>○世界遺産暫定リストに登録されている彦根城については、「彦根市総合計画」に基づき、世界遺産登録に向けた取組に努めます。</p> <p>○「彦根市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史上価値の高い建造物およびその周辺の良い市街地環境である歴史的風致を後世に伝える取組に努めます。</p> <p>○国宝彦根城天守や重要文化財・史跡が集積する彦根城下町地区については、歴史的な景観の保全に向けた取組を推進します。</p> <p>○交通の要衝であったことを示す中山道をはじめとする街道については、地域の実情を踏まえつつ、歴史の面影を残すための取組を検討します。</p> <p>○河原町芹町地区での重要伝統的建造物群保存地区の指定を契機として、その他の城下町地域や中山道沿いにおいて、新規地区の指定などの検討、建造物の保全や観光振興に寄与する取組を進めます。</p>

項 目	内 容
自然的環境の保全等の方針	<p>○山並み、田園、河川沿い、湖岸のいずれも、それぞれの土地が本来持つべき自然的環境と生物種が構成する生物多様性空間の創出に努めます。</p> <p>○琵琶湖については、多数の固有種が存在する国民的資産として、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、保全事業の強化を図ります。</p> <p>○森林や農地などの保全については、都市計画法のみならず、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法をはじめとする規制・誘導方策の周知徹底など適切な運用に努めます。</p> <p>○農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題を抱えていますが、市街地周辺のまとまった農地については、農産物の供給、土に親しむレクリエーション機能などの多面的な役割を發揮するために、安定的かつ持続的な農業経営の確立に向けた取組に努めます。</p>
景観形成の方針	<p>○「彦根市景観条例」「彦根市屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成の誘導に努めます。</p> <p>○歴史的景観ゾーンについては、歴史と伝統を語りかけ深みのある風物が漂うまちを目指し、城下町や宿場町といった貴重な歴史資産を活かした良好な景観形成に努めます。</p> <p>○自然的景観ゾーンについては、湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまちを目指し、琵琶湖や内湖、芹川といった豊かな地域資源を活かした良好な景観形成に努めます。</p> <p>○沿道市街地景観ゾーンについては、新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまちを目指し、主要地方道大津能登川長浜線、国道 306 号の良好な沿道景観の形成に努めます。</p>

歴史文化資産、自然的環境、景観形成に関する方針図

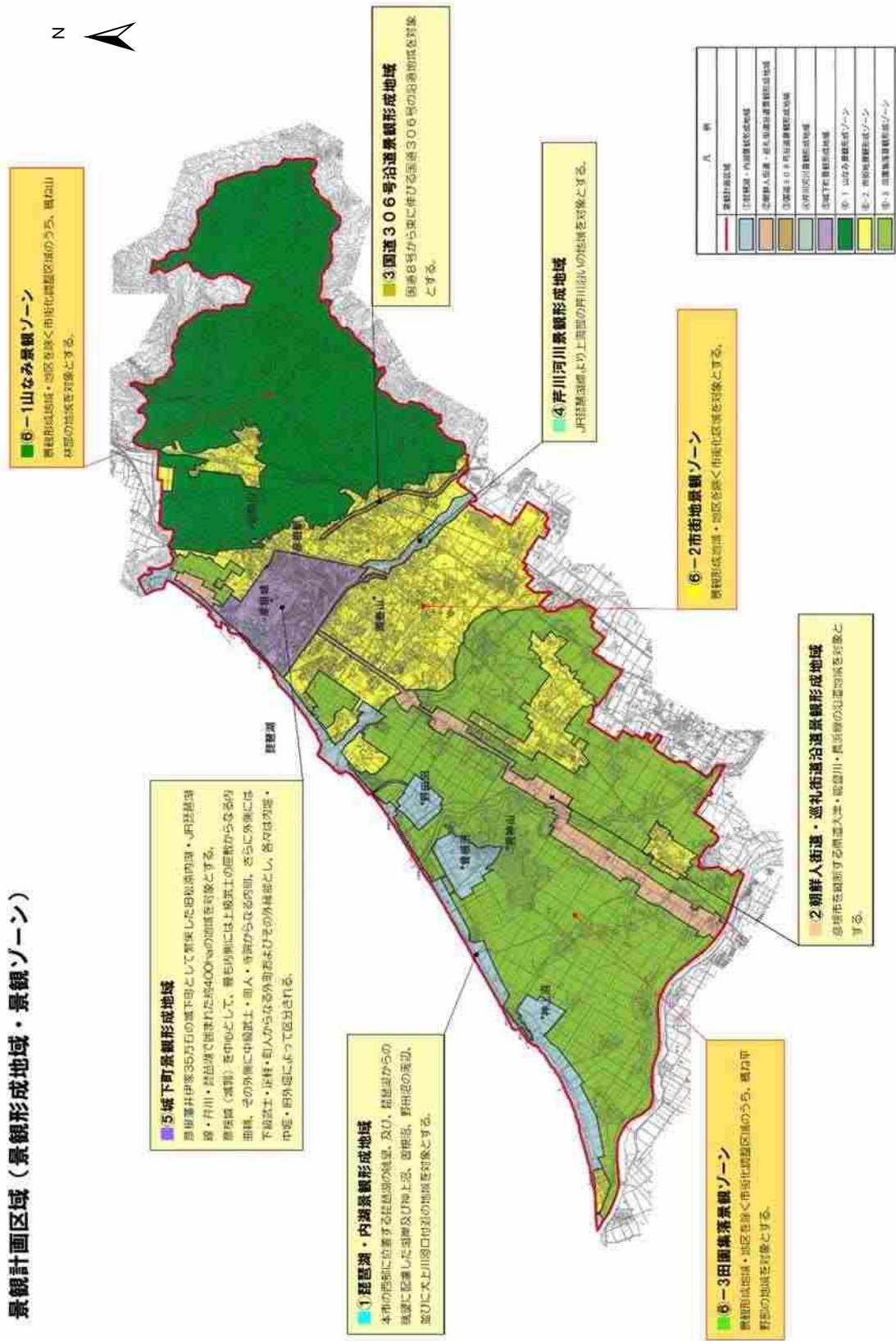


(3) 彦根市景観計画（平成 19 年 6 月作成）

項 目	内 容
景観形成のテーマ	城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造
目指すべき景観像	(1) 歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち (2) うるおいのある豊かな自然とともにくらすまち (3) 新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち (4) 暮らしの心づかいが育むゆとりとふれあいのあるまち (5) 湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち
計画方針	(1) 歴史をうけつぎ、現代に生かした景観を育てます (2) 豊かな緑を守り、緑あふれる景観を育てます (3) 親しみやすい美しい水辺景観を育てます (4) 魅力ある市街地景観を育てます (5) 地形を生かした眺望景観を守り育てます (6) 湖国の景観を育てます
景観形成地域・地区	① 琵琶湖・内湖景観形成地域 ② 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域 ③ 国道 306 号沿道景観形成地域 ④ 芹川河川景観形成地域 ⑤ 城下町景観形成地域 ⑥-1 山なみ景観ゾーン ⑥-2 市街地景観ゾーン ⑥-3 田園集落景観ゾーン
景観重要建造物の指定方針	○市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在であり、周辺の景観を先導しまたは継承し特徴づけている建造物 ○地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れた地域固有の建造物 ○伝統的様式や技法で構成され、彦根の歴史的・文化的に価値が高いと認められる建造物
景観重要樹木の指定方針	○市民に親しまれ周辺景観を先導しまたは継承し特徴づけている樹木 ○地域の自然、歴史文化などから見て、歴史的・文化的に価値が高いと認められる樹木 ○地域景観の形成に取り組む上で重要な位置にあるもの

内 容

景観計画区域（景観形成地域・景観ゾーン）



(詳細については、縮尺1/2,500の景観計画区域を都市計画課で閲覧してください。)

(4) 彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）（平成30年3月認定）

項目	内容
計画期間	平成30年度（2018）～令和9年度（2027）

【彦根市の維持向上すべき歴史的風致】

彦根藩井伊家の大名文化にみる歴史的風致

彦根では、彦根藩主井伊家により彦根藩の政治が執り行われていたとともに、大名の教養として、「能や狂言」や「茶の湯」などが行われてきた。

また、佐和山神社の祭礼である佐和山まつりが起源とされる「城まつり」では、甲冑に身を包んだ人々が旗印を掲げ勇壮にパレードをする、大名行列や古式鞍馬演武があり、沿道に多くの観光客が訪れる彦根の秋の風物詩として定着している。

このように、旧城下町の歴史的建造物とともに、伝統芸能や伝統文化の継承によって、彦根藩井伊家の大名文化にみる歴史的風致が形成されている。

城下町の伝統にみる歴史的風致

彦根の旧城下町には、歴史的な風情があるまちなみが現在も残っている。その中の定規組屋敷があった地域では、組を単位とした活動が現在も行われている。

また、江戸時代の創業という仏壇店が軒を連ねる七曲がりや、歴史的建造物内で昔ながらの魚屋、酒屋などの商いが行われている河原町がある。旧城下町の中では、千代神社の「神幸渡御」などの祭礼も毎年継続して行われている。

このように、旧城下町に残る歴史的建造物とともに、伝統工芸、社寺信仰などが現在までも続いており、城下町の伝統にみる歴史的風致が形成されている。

荒神山にみる歴史的風致

荒神山周辺は、古墳時代後期に山中に小円墳が30基以上築造されるなど、古墳時代を通じて葬送の山として機能してきた。山頂近くには、荒神山古墳が築かれている。奈良時代以降、仏教の要薬が加わり神仏への信仰の山となった。

山頂にある荒神山神社における「水無月祭」や山中の南西にある福村神社における「太鼓堂山」が良く知られる。

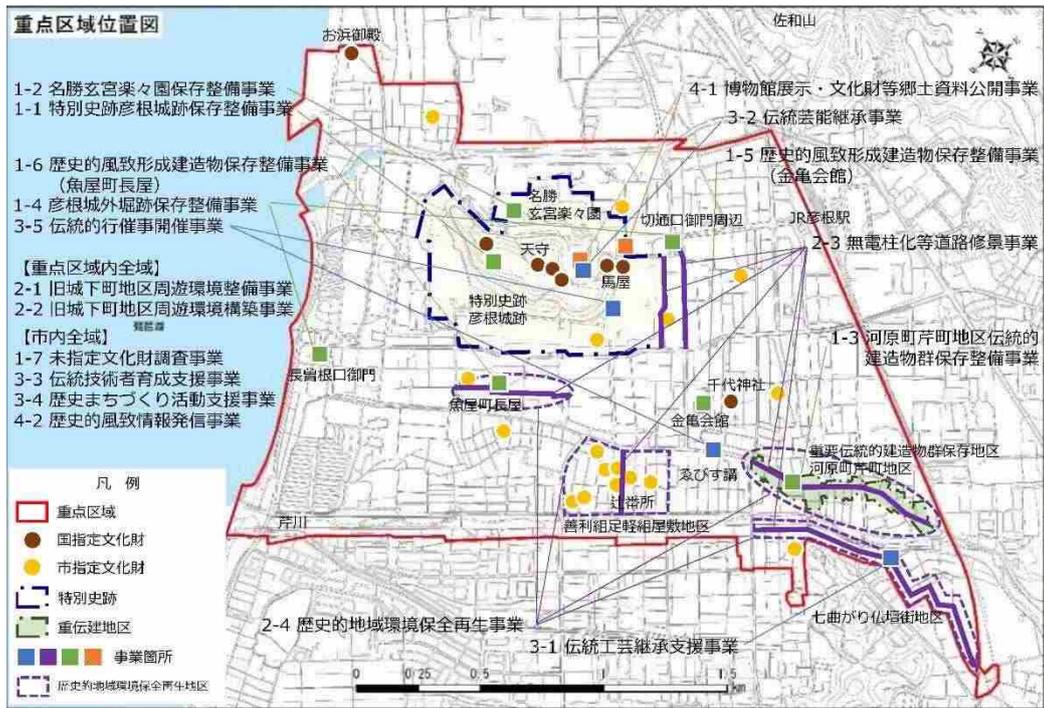
このように、荒神山周辺では、長く信仰の山として祭礼行事が存続しており、荒神山にみる歴史的風致が形成されている。

中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致

中山道の江戸から63番目の宿（鳥居本宿）があった鳥居本の町では、名産の炒茶である「赤玉神教丸」を重要文化財の有川家住宅がある場所において、現在も製造販売が行われている。また、64番目の宿（高宮宿）があった高宮の町では、住時は多くの人々が往来した町である。現在でも、高宮神社で行われる春祭りの「高宮太鼓祭り」は、大掛かりな祭りである。

このように、中山道の2つの宿場町では、歴史的建造物とともに生業や祭りが一体となって歴史的風致を形成している。

【重点区域の設定】



内 容

【重点区域における事業概要】

(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業

1-1 特別史跡彦根城跡保存整備事業

特別史跡彦根城跡整備基本計画の見直し。石垣保存を含めた史跡整備を行い、文化財の適切な保存を実施する。

1-2 名勝玄宮楽々園保存整備事業

名勝玄宮楽々園における池（魚躍沼）の護岸、園路、橋、歴史的建造物の保存修理を行う。保存活用計画の策定を行う。

1-3 河原町芹町地区伝統的建造物群保存整備事業

重伝建地区の歴史的建造物の保存修理および修景事業に対する補助を行い歴史的なまちなみ保全を図る。

1-4 彦根城外堀跡保存整備事業

彦根城外堀跡の長曾根口御門周辺、切通口御門周辺などにおいて、保存、復元整備や外堀関連遺構に関する造詣を深める整備を行う。

1-5 歴史的風致形成建造物保存整備事業（金亀会館）

教育学問の施設として使用されてきた「金亀会館」を、歴史的風致の維持向上に繋がる学習の場として、保存修理を行う。

1-6 歴史的風致形成建造物保存整備事業（魚屋町長屋）

旧城下町の魚屋町に位置し、歴史的なまちなみを形成する長屋の「魚屋町長屋」について、建物調査、公有化、保存修理を行う。

1-7 未指定文化財調査事業

市内の未指定文化財を所有者の承諾のもと調査を実施し、文化財としての指定や登録などの保護措置の推進に努める。



(2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業

2-1 旧城下町地区周遊環境整備事業

旧城下町地区特有の町割りが残る通りを、徒歩などでの移動をしやすい環境整備の推進および歴史的建造物等を紹介する案内板等の設置を行う。

2-2 旧城下町地区周遊環境構築事業

パーク・アンド・バスライドの社会実験を通して、まち歩きしやすい周遊環境の構築を検討する。

2-3 無電柱化等道路修景事業

旧城下町地区内の道路において、無電柱化ならびに歩道の修景整備を実施する。（市道立花佐和線、佐和立花線など）

2-4 歴史的な地域環境保全再生事業

歴史的な風景が残る地区において、地域と協議して歴史を生かしたまちづくり活動の推進に取組む。



(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

3-1 伝統工芸継承支援事業

彦根仏壇の活性化に係る人材育成などの事業に対して補助を行う。

3-2 伝統芸能継承事業

能舞台を活用し、伝統芸能の狂言を子どもたちが体験学習する機会を設ける。

3-3 伝統技術者育成支援事業

庭園管理の技術者の育成のため、庭園管理アドバイザー事業を実施する。

3-4 歴史まちづくり活動支援事業

空き町屋の利活用の促進を図る活動などの支援を行う。

3-5 伝統的行催事開催事業

伝統的行催事である「城まつり」および「ゑびす講」の開催支援を行う。



(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業

4-1 博物館展示・文化財等郷土資料公開事業

彦根城博物館および彦根市開国記念館などにおいて、彦根の歴史や文化等を紹介する。

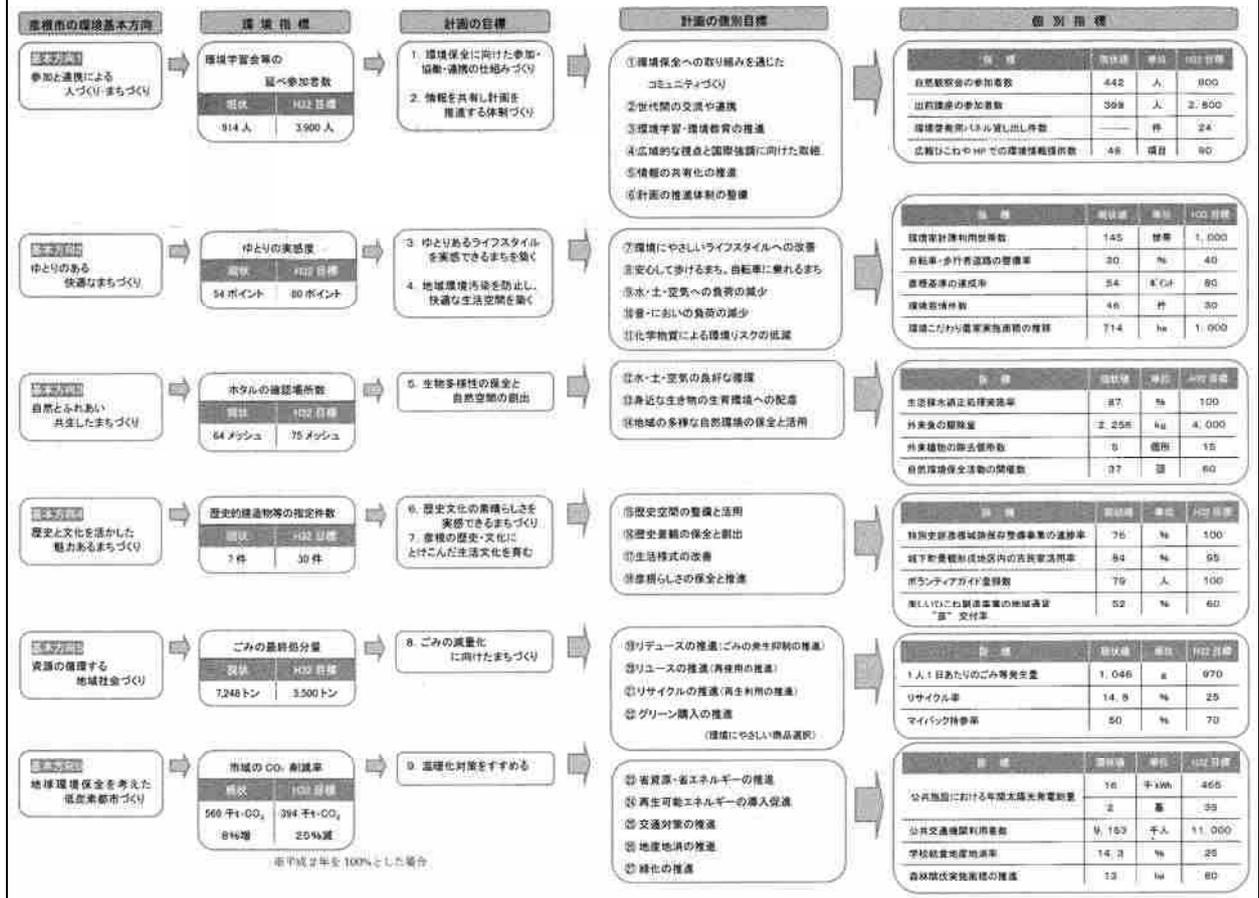
4-2 歴史的風致情報発信事業

文化財現地説明会や出前講座などを通して、普及啓発を図る。

(5) 第2期彦根市環境基本計画および地域行動計画（平成23年3月作成）

項目	内容
計画期間	令和2年度（2020年）
計画の目的	本市の良好な環境の保全と創出、さらには地球環境保全に向けた長期的な目標と施策の方向性を示し、施策・事業の総合的、計画的な推進により「彦根市環境基本条例」の基本理念の具現化と、諸施策の環境面における調整を図ります。
計画の目標	歴史と文化が暮らしにとけこみ ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根
計画の理念	いのち 生命のつながり、人とのつながりを大切にした 営みと文化が自然にとけこみ、 ゆたかな恵みが持続されるまちづくり
	① 環境に心動かす人づくり・まちづくり ② 多様性を大切にす文化 ③ 持続可能な地域社会 ④ 広域的な環境保全

《計画の基本方向と目標の体系》



(6) 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 30 年 3 月改訂）

項 目		内 容										
計画期間		平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）の 5 年間										
基本目標	魅力ある安定した雇用が生まれるまちづくり	<p>◆産業振興や競争力の強化などに、官民が連携して取り組むことで、安定した雇用や魅力ある雇用を創出し、多様な雇用機会の確保に努めます。</p> <p>◆文化・歴史資産、農林水産物などの地域資源を活かし、観光産業を活性化させることで、宿泊や飲食、買い物、各種サービス業等の消費の拡大を図り、新たな雇用の創出に努めていきます。</p> <p>★数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準値</th> <th>目標値（平成 31 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有効求人倍率（彦根管内）</td> <td>1.23 倍 （平成 26 年度）</td> <td>1.37 倍</td> </tr> </tbody> </table>			指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）	有効求人倍率（彦根管内）	1.23 倍 （平成 26 年度）	1.37 倍		
	指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）									
	有効求人倍率（彦根管内）	1.23 倍 （平成 26 年度）	1.37 倍									
	次代を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるまちづくり	<p>◆仕事と子育てが両立できるような子育てしやすいまちづくりを進め、人口構造を安定させ、人口減少に歯止めをかける土台を築いていきます。</p> <p>◆時代の変化に即した教育環境の充実やふるさとに愛着や誇りを持つ子どもたちの健やかな育成を図っていきます。</p> <p>★数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準値</th> <th>目標値（平成 31 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間出生数（人）</td> <td>1,031 人 （平成 26 年）</td> <td>年間 1,000 人</td> </tr> <tr> <td>年少人口（0～15 歳未満）割合（%）</td> <td>14.6% （平成 26 年）</td> <td>14.0%</td> </tr> </tbody> </table>			指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）	年間出生数（人）	1,031 人 （平成 26 年）	年間 1,000 人	年少人口（0～15 歳未満）割合（%）	14.6% （平成 26 年）
指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）										
年間出生数（人）	1,031 人 （平成 26 年）	年間 1,000 人										
年少人口（0～15 歳未満）割合（%）	14.6% （平成 26 年）	14.0%										
若者のチャレンジにより、新しい人の流れが生まれるまちづくり	<p>◆滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学、ミシガン州立大学連合日本センターが立地し、学生が多数在学していることから、学生の人材育成やスキルアップを支援し、「若者がチャレンジできるまちづくり」を進めます。</p> <p>◆若者世代を対象に本市の魅力を発信し、移住を促進する仕組みを構築するなど、本市への移住策を推進していきます。</p> <p>★数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準値</th> <th>目標値（平成 31 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会増減数（人）</td> <td>年間 70 人の転出超過 （平成 26 年）</td> <td>年間 100 人の転入超過</td> </tr> </tbody> </table>			指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）	社会増減数（人）	年間 70 人の転出超過 （平成 26 年）	年間 100 人の転入超過			
指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）										
社会増減数（人）	年間 70 人の転出超過 （平成 26 年）	年間 100 人の転入超過										
時代に合った地域の中で、安心な暮らしを守るまちづくり	<p>◆彦根らしい多極的なコンパクトシティの形成など、湖東定住自立圏形成協定に基づく取組の推進など広域連携によるまちづくりを進めます。</p> <p>★数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準値</th> <th>目標値（平成 31 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口（人）</td> <td>112,622 人 （平成 26 年）</td> <td>112,601 人</td> </tr> </tbody> </table>			指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）	人口（人）	112,622 人 （平成 26 年）	112,601 人			
指 標	基準値	目標値（平成 31 年度）										
人口（人）	112,622 人 （平成 26 年）	112,601 人										

項 目	内 容
【各施策と主な取り組み】	
基本目標1 魅力ある安定した雇用が 生まれるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">(1) 企業立地や産業集積の促進等による地元での就職環境の整備(2) 起業や新分野への進出に対する支援による新たな雇用の創出(3) 地場産業の人材確保・育成および競争力強化(4) 6次産業化や農商工連携の推進による農林水産業の競争力強化(5) 人材不足の職場における人材の確保・定着への支援
基本目標2 次代を担う子どもたちを 安心して産み、育てることの できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">(6) 観光・文化・スポーツの振興による地域活性化策の強化(1) 結婚から子育てまでの切れ目のない支援(2) 小・中学校教育の充実(3) ふるさとを誇りに思い、将来地域社会に貢献する子どもの育成(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
基本目標3 若者のチャレンジにより、 新しい人の流れが生まれる まちづくり	<ul style="list-style-type: none">(1) 市内大学をはじめとした高等教育機関等との連携強化(2) 起業や新分野への進出に対する支援による新たな雇用の創出（再掲）(3) 移住策の推進
基本目標4 時代に合った地域の中で、 安心な暮らしを守る まちづくり	<ul style="list-style-type: none">(1) 彦根らしい多極的なコンパクトシティの形成(2) 空き家等住まい対策の推進(3) 公共施設マネジメントの確立による持続可能な施設整備・運営管理(4) 安全・安心な暮らしの確保(5) 湖東定住自立圏形成協定に基づく取組の推進

資一 2 都市公園法等改正の整理

1. 都市公園法等の一部を改正する法律案

都市における緑地の保全および緑化ならびに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が平成 29 年 6 月に施行されました。（一部は平成 30 年 4 月施行）

(1) 背景

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難地としての役割も担っています。

都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まっています。

このように、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、関係法律を一括して改正し、必要な施策を総合的に講じます。

(2) 概要

1) 都市公園の再生・活性化（都市公園法および都市開発資金の貸付けに関する法律関係）

- [1] 都市公園において保育所等の社会福祉施設の占用を可能とすること
- [2] 民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- [3] [2]の制度に基づく施設整備への都市開発資金の貸付け
- [4] PFI 事業に係る公園施設の設置管理許可期間の延伸（10 年から 30 年に）
- [5] 公園運営に関する協議会の設置
- [6] 都市公園の維持修繕に関する技術的基準の策定

2) 緑地・広場の創出（都市緑地法関係）

- [1] 市民緑地設置管理計画の認定制度の創設
- [2] 緑地保全・緑化推進法人（緑地管理機構からの名称変更）の指定権者の見直し（知事から市区町村長に）、指定対象の追加（まちづくり会社等）
- [3] 緑の基本計画の記載事項の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全の方針）

3) 都市農地の保全・活用（生産緑地法、都市計画法および建築基準法関係）

- [1] 生産緑地地区の一律 500 m²の面積要件の緩和（一律 500 m²から条例で引下げ可能に）
- [2] 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能とすること
- [3] 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期（30 年経過後は 10 年ごとに延長可）
- [4] 田園住居地域の創設（用途地域の追加）

※資料：国土交通省

■都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）

背景・必要性

- ◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 - － 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい
- ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 - ✓ 量的課題
 - － 一人当たり公園面積が少ない地域が存在
 - － これまで宅地化を前提としてきた都市農地は、減少傾向
 - ✓ 質的課題
 - － 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等

⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界
 - …「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（閣議決定）において都市農地の確保、保育所の公園占用特例の一般化等を措置するよう位置付け

概要



【目標・効果】

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現

（KPI）民間活力による公園のリニューアル 約100件（2017～2021 [2017:5件 ↗ 2021:40件]）

民間主体による市民緑地の整備 約 70件（2017～2021 [2017:5件 ↗ 2021:25件]）

※地方公共団体等への意向把握をもとに推計

資料：国土交通省

資－3 地域別の都市公園現況と不足量

《参考》地域別の都市公園現況と不足量

地域名称	地域人口		区分	住区基幹公園						都市基幹公園				都市緑地				1人当たり都市公園面積		備考				
	現況 平成27年	目標 令和12年		街区公園 (目標1㎡/人)		近隣公園 (目標2㎡/人)		地区公園 (目標は設定しない)		総合公園 (目標は設定しない)		運動公園・歴史公園 (目標は設定しない)		湖岸		河川		合計	現況 平成27年		目標 令和12年			
	人	人		箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha	箇所	面積ha		箇所	面積ha	㎡/人	㎡/人
1. 鳥居本地域	2,865	2,607	開設	4	0.28	1	2.10											5	2.38	8.30	9.12			
			未開設・未整備																					
			目標量		0.26		0.52																	
			不足量																					
			新規配置計画																					
			目標整備量小計	4	0.28	1	2.10	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5	2.38	8.30	9.12	
2. 旧城下町地域	16,105	15,917	開設	6	1.12	1	1.24			1	37.90			1	3.00			9	43.26	26.86	27.18			
			未開設・未整備	1	0.23										0.5	24.60	1.5	24.83	15.42	15.60		・芹川緑地全体の1/2		
			目標量		1.59		3.18																	
			不足量	1	0.24	2	1.94												3	2.19	1.36	1.37		
			新規配置計画	1	0.23						1	21.80							2	22.03	13.68	13.84		
			目標整備量小計	7	1.35	1	1.24	0	0.00	2	59.70	0	0.00	1	3.00	0	0.00	11	65.29	40.54	41.02			
3. 新市街地地域	36,058	35,888	開設	20	2.79	1	1.20	1	4.20	1	10.08			1	3.00			24	21.27	5.90	5.93			
			未開設・未整備	1	0.25	1	1.10								0.7	82.80	2.7	84.15	23.34	23.45		・犬上川緑地全体の2/3		
			目標量		3.59		7.18																	
			不足量	2	0.55	2	4.88												4	5.42	1.50	1.51		
			新規配置計画	1	0.25																			
			目標整備量小計	21	3.04	1	1.20	1	4.20	1	10.08	0	0.00	1	3.00	0	0.00	24	21.27	5.90	5.93			
4. 彦根駅東地域	12,817	13,050	開設	19	2.68													19	2.68	2.09	2.05			
			未開設・未整備			1	1.40								0.5	24.60	1.5	26	20.29	19.92		・芹川緑地全体の1/2		
			目標量		1.31		2.61																	
			不足量			1	1.21												1.0	1.21	0.94	0.93		
			新規配置計画																					
			目標整備量小計	19	2.68	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	19	2.68	2.09	2.05			
5. 南彦根駅東地域	11,470	11,903	開設	5	0.37													6	0.473	0.41	0.40			
			未開設・未整備			1	1.20								0.3	41.40	0.3	42.6	37.14	35.79		・犬上川緑地全体の1/3		
			目標量		1.19		2.38																	
			不足量	3	0.82	1	1.08												4	1.90	1.65	1.59		
			新規配置計画																					
			目標整備量小計	5	0.37	1	0.10	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	0.47	0.41	0.40			
6. 河瀬地域	20,463	19,924	開設	23	4.24					1	16.50							24	20.74	10.13	10.41			
			未開設・未整備			1	1.50								0.2	15.50	1.2	17.00	8.31	8.53		・宇曾川緑地全体の1/5		
			目標量		1.99		3.98																	
			不足量			1	2.48												1	2.48	1.21	1.25		
			新規配置計画																					
			目標整備量小計	23	4.24	0	0.00	0	0.00	1	16.50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	24	20.74	10.13	10.41			
7. 稲枝地域	12,826	12,006	開設	3	1.94									3	52.40			6	54.34	42.37	45.26			
			未開設・未整備												1.8	174.60	1.8	174.6	136.13	145.43		・愛知川緑地 ・宇曾川緑地は全体の4/5		
			目標量		1.20		2.40																	
			不足量			1	2.40												1	2.40	1.87	2.00		
			新規配置計画					1	4.00										1	4.00	3.12	3.33		
			目標整備量小計	3	1.94	0	0.00	1	4.00	0	0.00	0	0.00	3	52.40	0	0.00	7	58.34	45.48	48.59			
合計	112,604	111,295	開設	80	13.41	4	4.64	1	4.20	3	64.48			5	58.40			93	145.13	12.89	13.04			
			未開設・未整備	2	0.48	3	5.20								4	363.50	9	369.18	32.79	33.17				
			小計	82	13.89	7	9.84	1	4.20	3	64.48			5	58.40	4	363.50	102	514.31	45.67	46.21			
			不足量	6	1.61	8	14.00											14	15.60	1.39	1.40			
			新規配置計画					1	4.00	1	21.80							2	25.80	2.29	2.32			
			目標整備量小計	82	13.89	4	4.64	2	8.20	4	86.28	0	0.00	5	58.40	0	0.00	97	171.16	15.20	15.38			
将来目標			1人当たり面積	1.25		0.42		0.74		7.75			5.25		0.00		15.38	-	-					

注：地域別人口は彦根市都市計画マスタープランの地域別人口および将来人口を使用。河川緑地の箇所数は面積按分して記載。旭森公園は未開設整備として近隣公園の箇所数合計に計上。

資－４ 策定経緯

1. 策定体制と策定経緯

(1) 策定体制

本計画の策定体制については、学識経験者、公園及び緑地の利用者、行政職員で構成される「彦根市緑の基本計画改定委員会」が中心となって計画づくりを行いました。また、市民の意見を十分に反映するために「意見公募（パブリックコメント）」を行い、市民と行政の協働によって計画づくりを行いました。

【彦根市緑の基本計画改定委員会・委員名簿】

選出区分	氏名	職	備考
学識経験者 (2名)	村上 修一	滋賀県立大学環境科学部 環境建築デザイン学科 教授	委員長
	野間 直彦	滋賀県立大学環境科学部 環境生態学科 准教授	
公園及び緑地の利用者 (2名)	平松 光三	快適環境づくりをすすめる会 会長	
	岡 義次	都市建設部指定管理者候補者 選定委員会 委員	
市の関係する所属の職員 (2名)	藤原 弘 (平成30年度)	都市建設部長	
	山本 茂春 (平成29年度)		
	小林 重秀	市民環境部長	

※敬称略・順不同、()は委員としての期間

(2) 策定経緯

本計画の策定経緯については、事務局で作成した計画素案をベースとし、「彦根市緑の基本計画改定委員会」の開催を通じて計画案として取りまとめました。また、市民アンケート調査（平成27年「彦根市都市計画マスタープラン」の改定および「彦根市都市交通マスタープラン」の策定時に実施）、意見公募（パブリックコメント）を通じて、住民などの意向を踏まえた計画づくりを行いました。

【策定経緯】

改定委員会開催日	改定委員会開催の主旨
平成29年6月1日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 本委員会の彦根市緑の基本計画改定委員会公開について 彦根市緑の基本計画改定委員会スケジュールについて 彦根市緑の基本計画改定素案、第6章まで説明、検討
平成29年10月11日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回委員会を踏まえた修正箇所の確認と意見交換 彦根市緑の基本計画改定素案、第7章から説明、検討
平成31年1月17日 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回委員会を踏まえた修正箇所の確認と意見交換
<p>●意見公募（パブリックコメント）</p> <p>期間：平成31年2月1日～平成31年3月4日</p> <p>意見総数：ご意見なし</p>	
平成31年3月19日 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> 意見公募結果報告 第3回委員会を踏まえた修正箇所の確認と意見交換
<p>●市長への提言</p> <p>日時：平成31年4月23日</p>	



彦根緑の基本計画改定委員会